

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|-----------|----|-----|---------------------|--|------------------------------|-------|--|---|------|--------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| 令和3年6月18日 | | 10 | 特許料等の支払方法の利便性向上 | 特許料等の特許庁への支払のうち、 a 予納(予め一定額を納付しておき、出願等の都度その残高から支払う制度)の入金方法について、従来の特許印紙による入金を廃止し、口座振込等によるものとする。 b 特許庁窓口において、特許印紙のほかクレジットカード等による支払も可能とする。 | a 令和3年下期措置 b 令和4年上期措置 | 経済産業省 | (a)について 特許庁では、令和3年特許法等の一部改正(令和3年法律第42号)が一部施行(令和3年10月)され、特許印紙による予納を廃止し、銀行振込(現金納付書)による予納を開始した(施行から2年以内の経過措置あり)。なお、当該経過措置に関して、特許印紙による予納は令和5年3月31日をもって廃止済(令和4年政令第330号)。また、ユーザーの利便性を高めるため、現金納付書による予納のほか、特許庁の電子出願ソフトを利用した予納を導入済(令和4年経済産業省令第103号)。 (b)について 令和3年特許法等の一部改正(令和3年法律第42号)により可能となった特許庁窓口におけるクレジットカードによる支払いについては、令和4年4月1日から開始済(令和4年経済産業省令第14号)。 | (a)について 措置済 (b)について 措置済 | 措置済 | フォロー終了 |
| 令和3年6月18日 | | 11 | 交通反則金の納付方法の多様化 | 納付方法が金融機関の窓口に限られていた交通反則金について、 a インターネットバンキングやATMから専用口座への振込みによる納付を可能とする(秋田県及び鳥根県において試行的に導入し、実施状況を確認の上、順次拡大)。 b 引き続き、クレジットカード納付やコンビニ納付の導入など、納付方法の更なる多様化について検討する。 | a 令和3年6月措置 b 結論を得次第速やかに措置 | 警察庁 | a 令和3年6月から、秋田県及び鳥根県において、インターネットバンキングやATMからの振り込みによる交通反則金の納付の試行運用を実施している。 b 交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付、コンビニ納付の導入等に向けた制度改正、警察共通基盤を活用したシステムの仕様等について検討を行っているところ。 | a 秋田県及び鳥根県において実施している試行運用状況の検証を進める。 b 引き続き、検討を行う。 | 検討中 | フォロー終了 |
| 令和3年6月18日 | | 13 | 転出・転入手続のフックアップの早期実現 | マイナンバーカード所持者による転出手続と転入予約のオンライン化、転入地窓口での書類記入の手間削減、手続き時間短縮を図る。 | 令和4年度措置 | デジタル庁 | 令和5年2月6日より、全国の市区町村において、マイナンバーカード所有者によるマイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約の運用を開始したところであり、転入届のプレ印字等を通じて転入地窓口での書類記入の手間の削減、手続き時間短縮を図られている。 | 今年度におけるマイナポータルからの利用等々の状況を鑑みながら、継続的な周知広報を各種媒体で実施予定であり、引き続き転入地窓口での書類記入の手間の削減、手続き時間短縮を図っていく。 | 検討中 | フォロー終了 |

2 デジタル時代に向けた規制の見直し

(2)民間における書面・押印・対面規制等の見直し

| | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-----------------------|---|--|--|--|---------------------------------------|-----|----|
| 令和3年6月18日 | | 1 | 民間における書面・押印・対面規制等の見直し | a 内閣府及び法務省は、民法(明治29年法律第89号)第486条の改正により、令和3年9月から弁済に係る受取証書について電磁的記録の提供の請求が可能となることを踏まえ、施行後に小売店等の店頭において混雑を来さないよう、あらかじめQ&A等で法令解釈を明らかにし、広く周知を図る。 b 法務省は、令和3年10月以降に開催される株主総会について、新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置が引き続き必要となった場合には、当該措置を講ずる。 c 経済産業省は、株主総会プロセスにおける企業と株主による対話の充実に向けて、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施の推進のため、実施ガイドなどの更なる充実を図る。 d 国土交通省は、不動産の売買取引におけるオンラインによる重要事項の説明について、社会実験の結果を踏まえ、ガイドラインを改定し、テレビ会議等による非対面の説明が可能である旨を明らかにする。 e 国土交通省は、設計受託契約・工事監理受託契約に係るITを活用した重要事項の説明について、暫定的に運用しているテレビ会議等による非対面の説明を本格的に運用するためのガイドラインを整備する。 f 国土交通省は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)において義務付けている建築確認申請等における図面への押印を不要とするよう見直しを行い、改正措置を講ずる。 g 国土交通省は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく建築士事務所都道府県知事への登録について、同一都道府県内に複数の業務拠点を設けようとする場合等において、合理的な登録が可能となるよう要件を整理し、関係者に周知する。 | a 令和3年度上期措置 b 令和3年度中に必要に応じて措置 c~g 措置済み | a 内閣府、法務省 b 法務省 c 経済産業省 d~g 国土交通省 | a 令和3年7月9日に、内閣府及び法務省にて「電子的な受取証書(新設された民法第486条第2項関係)」についてのQ&Aを作成・公表し、新設された民法第486条第2項関係の考え方を明らかにするとともに、周知を行った。 b 令和2年5月、限定的な措置として、ウェブ開示によるみなし提供制度を拡充し、単体の貸借対照表や損益計算書等をその対象とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行った(令和2年法務省令第37号)。その後、令和3年1月及び同年12月にも、同様に、限定的な措置として、同様の範囲でウェブ開示によるみなし提供制度の拡充を認めることを内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行っており(令和3年法務省令第1号、令和3年法務省令第45号)、令和5年2月28日までに招集の手続が開始される定時株主総会について同様の措置の適用を認めている。また、令和4年12月には、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象の拡大を内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正が行われ(令和4年法務省令第43号)、ウェブ開示によるみなし提供の対象に単体の貸借対照表や損益計算書等が含まれることが恒久化されている。 c 経済産業省では、令和2年2月に企業がハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する際の法的・実務的観点と、その具体的取扱いを明らかにした「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表した。令和3年2月にはハイブリッド型バーチャル株主総会の実施事例や実際の運用における考え方を示した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集」を策定した。 d 国土交通省は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく建築士事務所都道府県知事への登録について、同一都道府県内に複数の業務拠点を設けようとする場合等において、合理的な登録が可能となるよう要件を整理し、関係者に周知する。 e 社会実験の結果を踏まえ、ガイドラインを整備し、「ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明の本格運用について(令和3年1月18日建築指導課長通知)」を发出している。 f 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)を改正し(令和2年12月23日公布、令和3年1月1日施行)、建築確認申請等における図面への押印を不要とした。 g 建築士事務所都道府県知事への登録の要件を整理し、「建築士事務所登録の際の要件について(技術的助言)」(令和3年3月12日建築指導課長通知)を发出している。 | a 措置済 b 措置済 c 措置済 d, e~g 措置済 | 措置済 | 解決 |
|-----------|--|---|-----------------------|---|--|--|--|---------------------------------------|-----|----|

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------------------------------|----|-----|--|---|----------------------------|--|---|------------------------|------------|--|
| | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (3)デジタル社会の基盤整備 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 3 | アジャイル型開発に関する懸念対応策が、「システム開発」の現場にも適用され得る考え方であること を明確にし、周知を図る。 b 厚生労働省は、関係府省とも連携の上、アジャイル型開発の環境整備に向け、労働者派遣事業と 賠償により行われる事業との区分に関する基準の具体的な当てはめの明確化について、新しい開発手 法を活用するベンチャー企業等を含めた実務者会を早期に立ち上げ、システム開発の実態を踏ま えつつ検討を行う。その結果に基づいて懸念対応策等で考え方を明らかにし、広く周知を図る。 | a.措置済み b.令和3年度 上期検討開 始、結論 | 厚生労働省 | a.「労働者派遣事業と賠償により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に係る疑義応答案につ いて(令和3年5月13日厚生労働省職業安定局寄附調整事業課長補佐事務連絡)により周知を行った。 b.関係の実務者からのヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、「労働者派遣事業と賠償により行われる事業と の区分に関する基準」(37号告示)に関する疑義応答案(第3集)をとりまとめ、令和3年9月21日に厚生労働省 HP上で公表し、関係団体に周知を依頼するとともに、リーフレットにより広く周知を図っている。 | a,b:厚生労働省HP等を活用し、引き続き周知を行う。 | 措置済み | 解決 | |
| (4)デジタル時代における刑事法の在り方 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 4 | デジタル時代における刑事法の在り方 以下の点について、確認が行われた。 ・サイバー・セキュリティの研究又は教育の目的で、コンピュータに不具合を生じさせるウイルス等のプ ログラムの作成や保管する行為が、不正指令電磁的記録に関する罪(刑法(明治40年法律第45号)第168 条の2及び第168条の3)における「正当な理由がないのに」又は「人の電子計算機における実行の用 に供する目的で」との要件を欠く場合は、同罪は成立しないこと。 ・デジタル通貨についての検討状況を踏まえ、将来、強制通用力をもって発行されることとなる場合に は、通貨偽造罪についても所要の検討を行うこと。 | 措置済み | 法務省 警察庁 | 【警察庁】 以下の点について、確認が行われた。 ・サイバー・セキュリティの研究又は教育の目的で、コンピュータに不具合を生じさせるウイルス等のプログラ ムの作成や保管する行為が、不正指令電磁的記録に関する罪(刑法(明治40年法律第45号)第168条の2及び第168 条の3)における「正当な理由がないのに」又は「人の電子計算機における実行の用に供する目的で」との要件 を欠く場合は、同罪は成立しないこと。 ・デジタル通貨についての検討状況を踏まえ、将来、強制通用力をもって発行されることとなる場合には、通貨偽 造罪についても所要の検討を行うこと。 【法務省】 以下の点について、確認が行われた。 ・サイバー・セキュリティの研究又は教育の目的で、コンピュータに不具合を生じさせるウイルス等のプログラ ムの作成や保管する行為が、不正指令電磁的記録に関する罪(刑法(明治40年法律第45号)第168条の2及び第168 条の3)における「正当な理由がないのに」又は「人の電子計算機における実行の用に供する目的で」との要件 を欠く場合は、同罪は成立しないこと。 ・デジタル通貨についての検討状況を踏まえ、将来、強制通用力をもって発行されることとなる場合には、通貨偽 造罪についても所要の検討を行うこと。 | 措置済み | 解決 | | |
| (5)刑事手続等のデジタル化 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 5 | 刑事手続等のデジタル化 a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、司法院における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続にお けるデジタル技術の活用方策について、民事訴訟手続のデジタル化の状況、現場でのニーズの 高さや喫緊性等を踏まえ、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において法制化 についての検討を進め、令和3年度内を目途に取りまとめを行い、その後速やかに、法制化に向けた スケジュールについて検討を行い、結論を得る。 b 法務省及び警察庁は、司法院における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の 活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を進捗す る。特に、警察庁は、デジタル化により、都道府県警察における捜査や事件管理・証拠品管理等を効 率的に推進するための全国統一なシステムの構築を目指し、その時期も含めて必要な検討及び調 整を行う。 c 法務省は、刑事手続における証拠開示に関し、必要な情報セキュリティ対策を前提に、紙媒体の証 拠を電磁的記録媒体に謄写することも可能となるよう、謄写環境の整備に向けた取組を進める。 d 法務省は、司法院における自律的判断を尊重しつつ、現行家事事件手続法(平成23年法律第52 号)の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用として、一部の家庭裁判所本庁における試行を 踏まえて、当該運用の他の家庭裁判所への展開、同様に現行法制下での民事保全、執行、倒産手続 等における地方裁判所でのウェブ会議等を活用した非対面での運用、展開に関する検討を進めるこ とについて、最高裁判所に協力を求める。最高裁判所には、早期に結論を得ることを期待する。 e 法務省は、司法院における自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟手続におけるデジタル化の実施状 況・法制度整備・施行予定との整合性や手続の特性等も考慮しつつ、家事事件手続及び民事保全 、執行、倒産手続等のデジタル化に関する検討を継続し、一定の結論を得る。 | a.検討会にお ける検討につ いては令和3 年度内を目途 に取りまと め、法制化の スケジュール については上 記取りまとめ に基づき速 やかに調 整を行う。 b.令和3年度 内以降継続 的に検討 を進める。 c.d.令和3年 度措置 e.令和4年度 結論 | b,c,e:法務省 d:法務省、警 察庁 | 【法務省】 a.令和4年3月、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、法整備に関する検討の結 果を取りまとめた。その後、令和4年度規制改革実施計画(刑事手続のデジタル化のa)における回答と同様の取 組を実施。 b.令和4年度規制改革実施計画(刑事手続のデジタル化のc)における回答と同様の取組を実施。 c.法務省において、刑事手続における証拠開示に関し、紙媒体の証拠を電磁的記録媒体に謄写することを可 能とするため、セキュリティに留意すべき点や、固有財産使用許可を有している謄写業者を含めた関係者間にお ける協議の要点等について必要な検討を行った上で、令和5年12月に、各検察庁に対して、謄写業者との協 定の在り方など、謄写環境の整備に向けた指針を示した。 d.現行家事事件手続法(平成23年法律第52号)の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用としての一部 の家庭裁判所本庁における試行を踏まえて、令和4年度までに23の家庭裁判所でのウェブ会議の利用が開始さ れた。現行法制下での民事保全、執行、倒産手続等におけるウェブ会議等を活用した非対面での運用等に関 しては、舊々の手続の内容や特性を踏まえて検討が試行が進められていると承知している。 e.令和4年度実施計画(家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化のa)と同様 【警察庁】 b.令和4年度規制改革実施計画(刑事手続のデジタル化におけるb,c)と同様の取組を実施。 | 措置済み | フォロー終了 | | |
| (6)専任・常駐業務等の見直し | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 9 | 国土交通省は、令和2年10月1日に施行された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)により、監理技術者の専任配置要 件を合理化し、監理技術者の兼業が当面2現場まで可能となったことを受け、今後、業務活用現場 の実態やICTの活用状況等について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充の在り方につ いて検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 引き続き検討 を進め、結論 を得次第速 やかに措置 | 国土交通省 | 令和3年11月に、学識経験者等からなる「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、同 検討会において建設業における技術者制度の見直しに関する議論を行い、令和4年5月「技術者制度の見直し方 針」とりまとめを行った。 このうち、監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直しについては、建設業法施行令の一部を改正す る政令(令和4年政令第353号)により、専任に係る金額要件の見直しを行い、令和5年1月1日に施行することと したところである。 | 建設業における技術者制度について、「技術者制度の見直し方針」やICT技術の活用状況等を踏まえ、必要な措 置を講ずる。 | 措置済み | フォロー終了 | |
| (10)次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 16 | 国土交通省は、「次世代モビリティの安全確保のあり方検討会」(仮称)を設置し、次世代モビリティ についてセルフチェック機能を搭載した使用過程制に関する故障データの収集・分析を進め、次代 世モビリティに関する新たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行う。 | 令和3年度検 討開始、結論 を得次第速 やかに措置 | 国土交通省 | 「自動車の高度化に伴う安全確保のあり方検討会」を設置し、自動運転技術搭載車(運転支援技術搭載車も 含む)や電動車について、セルフチェック機能を搭載した使用過程制に関する故障データの収集・分析を進め、新 たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行い、その内容について令和4年3月30日にとりまと め、公表した。 また同内容を踏まえ、「自動車点検基準」(省令)と自動車の点検及び整備に関する手引(告示)について改正 し3月31日に公布。 | 措置済み | フォロー終了 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|----|-----|-------------------------------------|---|--|---|--|---|------|------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| | | | (12)Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方 | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 18 | 電波の有効利用 | a 総務省は、関係府省庁・機関(内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等)が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の実証試験を踏まえ、早期に実施する。 b 総務省は、異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムを実用化する。 c 総務省は、十分に有効利用されていない帯域について周波数の返上を促進する観点から、電波利用の適正な対応・インセンティブ等をシレジットとし、実効的な仕組みを構築する。 d 総務省は、特定基地局開設料制度に基づく周波数割当を着実に実施する。 e 総務省は、電波オークション制度について、デメリットとされている事項に対する諸外国の対応も含め、エビデンスに基づく具体的な事例調査を行い、報告書を取りまとめる。 | a.令和3年度検討・結 論を導 き、結論を 得 るまでに 措置 b.令和3年度 措置 c.令和3年度 措置 | 総務省 | a 公共安全LTEの実現に向け、関係府省庁・機関と連携し、安定性等向上のための技術検証を行いつつ、先行的に基本的機能を実現。 b 電波有効利用促進センター(ダイナミック周波数共用に係る業務を実施する電波法に基づく指定機関)、システム利用予定者などの関係者及び有識者で構成する検討会を設置し運用訓練等を実施の上、令和4年(2022年)3月に2.3GHz帯(携帯電話と放送番組中継用回線(FPU)との共用)に係るダイナミック周波数共用管理システムを構築し、実用化を図った。 c 既存の携帯電話等事業者の電波の有効利用が不十分な場合等に、その周波数を返上させて、再割当てを可能とするともに、再割当ての際に、周波数の変更等に要する費用を当該周波数を新たに利用する者が負担することで、早期かつ円滑な周波数移行を可能とする終了促進措置の活用を可能とする制度等を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出し、令和4年6月3日に成立、同月10日に公布、同年10月1日に施行された(令和4年法律第63号)。 なお、周波数の再割当ての際にも、認定開設者は周波数の経済的価値を踏まえた金額(特定基地局開設料)を国庫に納付することとする特定基地局開設料制度は、通常の周波数割当てと同様に適用される。 d 令和4年2月に告示した、2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針において、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)を周波数割当ての審査項目として設定する等、特定基地局開設料制度に基づく周波数割当てに向けた取組を着実に実施している。 e 令和3年10月より「新たな携帯電話用周波数の割当てに関する検討会」を開催し、諸外国の周波数割当て方式の事例調査を行い、オークション方式のメリットやデメリットとされている事項や、デメリットとされている事項への対応策等について、令和4年3月に報告書を取りまとめた。 | a 引き続き、関係府省庁と連携し、令和4年度に実施した実証を踏まえ、具備すべき機能の精査、課題対応のための追加実証等を実施し、早期運用に向けて取り組む。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和3年6月18日 | | 19 | デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備 | a 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権改正[2]について、放送事業者と権利者の双方が不安なく(新しい)制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実に進め、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表明の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないよう、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースに乏しいローカル局にも資するよう、Q&A等において分かりやすく周知する。 b 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作権者の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC(いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物)、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ検討を行い、所要の措置を講ずる。 c 文化庁は、同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるための措置を講ずる。 | a.令和3年度 措置 b.令和3年度 措置 c.令和3年度 措置 | a.総務省 文部科学省 b.内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 c.文部科学省 | a【総務省】 放送事業者、権利者及び有識者を構成団体・構成員とした「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」における議論を踏まえ、令和3年8月に「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」を策定・周知し、併せて、文化庁のホームページで関連するQ&A等を公開するなど、円滑な施行に向けた準備を着実に進めた。 b【総務省】 放送事業者が文化審議会のヒアリングに対応するなど、文化審議会における検討に協力し、令和3年12月22日に文化審議会著作権分科会において「中間まとめ」がとりまとめられた。 【文部科学省】 ・令和3年7月に、文部科学大臣から文化審議会著作権分科会に「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問。 ・諮問事項のうち「簡素で一元的な権利処理方針と対価還元」について優先的に議論を進めるべく、令和3年度に著作権分科会基本政策小委員会において、同12月の文化審議会著作権分科会において、中間まとめを取りまとめ、簡素で一元的な権利処理方針と対価還元について、一定の方向性を示した。 ・簡素で一元的な権利処理と対価還元方針の法的な課題において文化審議会著作権分科会制度小委員会において審議し、文化審議会において令和5年2月に答申としてとりまとめた。 ・審議に当たっては、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等のDX関係者を含め、クリエイター等の著作権者等や利用者、事業者等、多様な関係者からヒアリングを行うとともに、審議の参考にするための意見募集も広く行った。審議会における法的な議論も踏まえ、著作権法の一部を改正する法律案を3月10日に閣議決定・国会提出。 c【文部科学省】 ・同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるため、協議不調の場合の裁定申請に係る手引きを作成し、著作権者不明等の場合に目安となる裁定補償金額の算出に資するシミュレーションシステム事業を実施した。 | a【総務省】 措置済 【文部科学省】 措置済 b【総務省】 令和4年度の措置に向けて、引き続き必要な協力を行う。 【文部科学省】 令和5年通常国会における審議を経て法案が成立するよう尽力する。 c措置済 | 検討中 | 継続F | |
| 令和3年6月18日 | | 20 | ローカル局の経営基盤強化 | a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作用料や設備面の集積と共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、隣接県に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。 b 放送法(昭和25年法律第132号)の改正を前提として、NHKとローカル局又はローカル局同士での、放送設備やインターネット配信設備の共用化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHKを含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。 | a.令和3年度 検討・結 論 b.令和3年度 措置 | 総務省 | a 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。 「論点整理」においては、「インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきである」とし、「特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携を可能とする観点」から、マスメディア集中排除原則の見直しとして、「認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃」や「地上テレビ放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場合)に係る境界の特例的創設」等の方針が示された。 このほか、「論点整理」では、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域での放送対象地域の見直しとして、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から、「希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき」との方針が示された。 b 民間放送事業者等の責務(放送対象地域において基幹放送があまり受信できないように努める責務等)の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の改正事項を盛り込んだ「放送法等の一部を改正する法律案」は第204回通常国会で提出したものの継続審議となり、その後、衆議院解散に伴い廃棄になった。その間、内容を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に第208回通常国会に提出した。当該法律案は成立していないものの、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討を踏まえ、令和4年2月から、NHK、民間放送事業者、通信事業者等からなる「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、小規模中継局のブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めている。 また、総務省は、「日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣の意見において、「インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること」に留意すべきとした。 | a 措置済 b 措置済 | 検討中 | 継続F | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|-----------------------------|----|-----|---------------------|---|--|--------------------------------|--|--|------|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| 令和3年6月18日 | | 21 | 放送のユニバーサルサービスの在り方 | 令和3年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をフローリング網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまわく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。 | 令和3年度検討開始、早期に結論 | 総務省 | 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年8月に第一次取りまとめを公表した。本取りまとめにおいては、「FTTHを用いたIPユニキャスト方式について、比較的信受帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき、代替手段としての利用可能性があることが示された。これを踏まえ、IPユニキャスト方式のほか、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含め、最適な代替手段について引き続き検討を進めていくべきである。」とされ、IPユニキャスト方式による代替に係る実証事業を実施しつつ、代替手段としてのIPユニキャスト方式に求められる品質・機能要件等について引き続き検討を進めているところ。 | 左記検討会及び作業チームにおいて、令和6年度まで技術検証をいっつつ検討。 | 検討中 | 継続F |
| (13) 公正証書における書面、対面規制の見直し | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 22 | 公正証書における書面、対面規制の見直し | a 法務省は、私証証書及び定款の認証に係る一連の手続における利用実態を把握した上で、当該手続におけるデジタルで完結する方式の普及促進のために、利用者の利便性の向上に資するシステム改修や利用者への周知も含めた効果的な方策について検討し、必要な措置を講ずる。 b 法務省は、遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手続のIT化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されること等を踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。 | a 令和3年以降順次措置 b 令和3年度に工程表を作成し、遅くとも令和7年度までに順次措置 | 法務省 | a 利用者の利便性向上のため、令和4年4月1日から公正証書手数料のクレジットカード決済の導入をした。 b 書面、対面、押印を求めている現行法の規律を見直し、公正証書の作成に係る一連の手続をデジタル化し、当事者が公正証書に出頭しなくても公正証書を作成し、その内容を証明する電子データの提供を受けることが可能となるよう、令和5年の通常国会に法案を提出した。 | a 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化に合わせて、更なる利用者の利便性向上に向けた方策を検討することとしている。 b 令和7年度上期のデジタル化開始を目指して、準備を進めているところである。 | 検討中 | 継続F |
| (14) 医療分野におけるDX化の促進 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 25 | 患者の医療情報のアクセス円滑化 | a 患者が診療情報の開示を請求する際の手続について、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、本人確認の在り方等を整理するとともに、オンラインでの請求申立てが可能であることを明確化し、「診療情報の提供等に関する指針」(以下、本項において「指針」という。)において記載することを検討し、結論を得る。 b 患者が診療情報の開示を受け、電磁的記録の提供による方法等で開示を請求できることを明確化し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に記載する。 c 診療情報の開示について、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、開示に一定期間を要する場合には請求者に一定の応答を行うことが望ましいことを指針において記載するなど、開示を迅速化するための方策を検討し結論を得る。 | a,c 令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b 令和3年度措置 | a,c 厚生労働省 b 厚生労働省、個人情報保護委員会 | a,c 医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握するため、令和3年より厚生労働科学特別研究事業(令和3年度)において「医療機関における診療情報の提供の実態調査」として調査事業を開始した。「医療機関における診療情報の提供の実態調査」の結果を踏まえつつ、「診療情報の提供等に関する指針」の改正を行った。 b 令和4年3月1日付けで「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を改正し、患者が診療情報の開示請求を行う際には、電磁的記録の提供による方法等で開示を請求できる旨を明確化した。 | a,c 「医療機関における診療情報の提供の実態調査」の結果を踏まえつつ、「診療情報の提供等に関する指針」の改正を行った。 b 措置済みにつき、特になし。 | 未措置 | 継続F |
| (15) 医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 26 | 一般用医薬品販売規制の見直し | a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)における一般用医薬品の販売時間規制(一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の1週間以内の総和の2分の1以上)を廃止する。 b 一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供について、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じて実施すべき事項や、店舗販売業者の責任において販売することなどを前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供の在り方について検討した上で、必要な措置をとる。 | a 措置済み b 引き続き検討を進め、早期に結論 | 厚生労働省 | a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)における一般用医薬品の販売時間規制を改正し、一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の1週間以内の総和の2分の1以上とする規定を廃止した(令和3年8月1日施行) b 令和3年度厚生労働行政推進調査事業(厚生労働科学特別研究事業)「一般用医薬品の販売における薬剤師等による管理及び情報提供の適切な方法・実施体制の構築のための研究」(研究代表者:東京薬科大学 教授 益山光一)において、研究を行っているところ。 | a 実施済みにつき、特になし。 b 厚生労働科学研究のとりまとめ結果を踏まえ、令和4年度以降、さらなる検討を行う予定。 | 検討中 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 27 | 中古医療機器売上の円滑化 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に定める中古医療機器の販売等に係る通知及び指示について、製造販売業者から販売業者等への指示の実態を把握し、当該指示の適正な実施を確保するための方策を講ずること等について検討する。 | 令和3年度検討開始、早期に結論 | 厚生労働省 | 令和4年12月13日付けで中古医療機器の販売等の実態を踏まえ、法令に基づく通知及び指示の適切な実施とともに、手続世の見直しに関する運用通知を発出した。(「中古医療機器の販売等に係る通知等について(令和4年12月13日付け業生機審発1213第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査課長通知)) | 措置済み | 未措置 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 29 | 調剤業務の効率化 | 薬局における薬剤師の対人業務を充実させるため、調剤技術の進歩や医薬品の多様化等の変化を踏まえ、調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う。 | 令和3年度検討開始、早期に結論 | 厚生労働省 | 医療安全を前提とした調剤業務の効率化、対人業務の充実等を含めた今後の薬剤師・薬局のあり方について、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」の下に設置された「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において令和4年2月から検討を開始したところ。 | 左記ワーキンググループでの議論を踏まえ、引き続き検討を行う。 | 検討中 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|----|-----|-----------------------|---|--|---|----------------------------|---|-------------|----------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| | | | (16)最先端の医療機器の開発・導入の促進 | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 30 | 最先端の医療機器の開発・導入の促進 | <p>a. プログラム医療機器開発におけるビジネス展開の予見可能性を高めるために、医薬品医療機器等法上の医療機器該当性、承認手続及び保険適用の可能性について、一元的な事前相談が可能な体制を整備する。また、既存の医療機器等に関する相談窓口である各都道府県の相談窓口・担当者と判断にばらつきが生じないよう、データベースの情報共有等を行うことで、統一した判断を行える体制を整備する。</p> <p>b. プログラムにおける、プログラム医療機器への該当性の判断が容易になるよう、既存事例の追加やプログラム医療機器該当性の基準を明確化する。</p> <p>c. 厚生労働省は、各都道府県等の相談窓口でのプログラム医療機器該当性の判断結果を共有できるデータベースを構築し、定期的にアップデートする。加えて、相談した事業者の情報公開の同意がある場合には、厚生労働省のホームページで公開するなど他の事業者による開示を可能とする。</p> <p>d. プログラム医療機器等の開発等における萌芽的シーズを国内外の状況調査を実施することにより早急に把握し、今までの医療機器とは異なる性質を持つプログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考え方を整理し、分類ごとに求められるエビデンスや試験の実施方法等を明確化した上で、具体的な評価指標を作成する。</p> <p>e. プログラム医療機器等の最先端の医療機器の承認審査には、従来の医療機器評価に必要とされる知見のみならず、異なる分野(IT・ソフトウェア)の専門性が求められることから、その審査に特化した専門性を有した審査体制を構築する。加えて、薬事・食品衛生審議会にプログラム等に特化した専門調査会を新設し、早期承認・実用化に向けた体制強化を行う。</p> <p>f. プログラム医療機器について、プログラムの特性を踏まえ、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。また、承認後も継続的なアップデートが想定されるプログラム医療機器については、当該アップデートに係る一部変更承認申請の要件等に関するルールについても整理し、明確化する。</p> <p>g. 診療報酬上の技術料等の算定におけるプログラム医療機器の評価については、医療従事者の働き方改革等の観点を含め、当該プログラム医療機器を活用して患者に対して提供される医療の確実・向上に係る評価の考え方を明確化する。</p> <p>h. プログラム医療機器を使用した医療技術について、先進医療として保険外併用療養費制度の活用が可能であることを周知するとともに、選定療養の枠組みの適用についても検討する。</p> <p>i. 医療機器販売業の許可申請又は届出において、電気通信回線を通じてプログラム医療機器を提供する事業者については、有体物の医療機器の販売を前提とした当該営業所の平面図等の提出書類の省略を可能とするなど、真に必要なものに限定する。</p> <p>j. AI画像診断機器等の性能評価において、仮名加工情報を利用することの可否について検討した上で、教師用データや性能評価用データとして求められる医療画像や患者データについて整理を行い、当該データを仮名加工情報に加えて用いる際の手法等について具体例を示す。あわせて、仮名加工された医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等への「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)の適用の可否について整理を行い、その結果について周知する。</p> <p>k. 診断用プログラム医療機器等の承認申請に用いる性能評価試験において、新たに人体への侵襲や介人を伴うことなく、既存の医療画像データや診療情報のみを利用して性能評価を行う場合においては、当該試験を治験として実施する必要がないということを改めて明確化する。</p> | <p>a,b,c,e.措置済み</p> <p>d,f,g,h.令和3年度検討・結論</p> <p>i,j,k.令和3年度検討</p> | <p>a~i,k.厚生労働省</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>・令和3年4月1日付け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に、プログラム医療機器の薬事該当性・承認手続・保険適用に関する相談を一元的に受け付ける窓口を設けた。その上で、該当性相談については、これまで各都道府県で対応していたが、現在は原則として厚生労働省で対応している。</p> <p>・プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインを公表した。(令和3年3月31日付け薬生機審発0331第1号・薬生監発0331第15号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課・監視指導・麻薬対策課2課長通知)</p> <p>・プログラムの医療機器該当性判断事例のデータベースを構築した。各都道府県に共有するとともに、事業者の同意を得た事例についてホームページで公開している。(令和3年12月2日より公開開始)</p> <p>・「行動変容を伴う医療機器プログラムに関する評価指標」(令和4年6月9日薬生機審発0609第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査課長通知)を公表。</p> <p>・令和3年4月1日付け、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課にプログラム医療機器審査管理室を設置した。また、同日付け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)にプログラム医療機器審査室を設置し、プログラムに関する専門性を有する審査員を配置した。さらに、同日付け、薬事・食品衛生審議会医療機器・体外診断薬部会の下にプログラム医療機器調査会を設置し、プログラムに関する専門性を有する調査員を選任した。</p> <p>・「プログラム医療機器に係る優先的な審査等の試行的実施について(令和4年9月2日薬生機審発0902第2号)」を发出</p> <p>・プログラムの承認事項の変更を行うに当たって、一部変更承認を受ける必要のない範囲については、既に通知で示している(「医療機器プログラムの一部変更に伴う軽微変更手続き等の取扱いについて」(平成29年10月20日付け薬生機審発1020第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知))。加えて、「行動変容を伴う医療機器プログラムに関する評価指標」(令和4年6月9日薬生機審発0609第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査課長通知)に、これらアプリに関する一部変更承認の可否の考え方を盛り込んだ。</p> <p>・プログラム医療機器の評価については、令和4年度診療報酬改定において、 *他の医療機器と同様に、それぞれの製品の特性を踏まえ評価すること *医師の働き方改革の観点を含め、施設基準等への反映も含め評価すること等、その評価の考え方を整理し、明確化した。</p> <p>・先進医療については、「未承認のプログラム医療機器を使用した医療技術の先進医療における取扱いの周知について」(令和3年4月6日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、プログラム医療機器を使用した医療技術について、先進医療として保険外併用療養費制度の活用が可能であることを周知した。</p> <p>・選定療養の枠組みの適用については、令和4年度診療報酬改定において、プログラム医療機器を使用した医療技術のうち、保険導入を前提としておらず、患者の選択によるものについては、選定療養の仕組みの活用が行われることを明確化した。</p> <p>・医療法施行規則を改正し、管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所において、第163条第3項の規定に基づく備書の平面図の添付を不要とした。</p> <p>・画像診断機器等の性能評価試験において、既存の医用画像データのみを収集し、新たに評価上必要な情報等をつける等した上で使用する場合は、仮名加工情報を利用したとしても薬事規制との関係で概ね問題は生じないことを確認した(厚生省・再掲)</p> <p>・教師用データや性能評価用データとして求められる、医療画像や患者データの整理について、厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業(臨床研究等)ICT基盤構築・人工知能実装事業「AIを活用した医療機器の開発・研究におけるデータ利用の実態把握と課題抽出に資する研究(21AC0701)」(令和3年度単年度研究)において、検討を行った(厚生省・再掲)。</p> <p>・令和4年3月10日付けで告示した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」(令和4年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)を踏まえ、仮名加工情報である医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等は改正指針の適用を受けることとなる旨、事務連絡(仮名加工情報である医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等への 生命・医学系指針の適用等について(令和4年3月31日 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 厚生労働省大臣官房厚生科学課 厚生労働省医政局研究開発振興課 経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課 連名事務連絡))を发出し、周知した。</p> <p>・追加的な侵襲・介入を伴わない既存の医用画像データ等を用いた診断用医療機器の性能評価試験の取扱いについて(令和3年9月29日付け薬生機審発0929第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知)及び「追加的な侵襲・介入を伴わない既存の医用画像データ等を用いた診断用医療機器の性能評価試験の取扱いに関する質疑応答(Q&A)について」(令和4年12月8日付け医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長事務連絡)を発出。</p> <p>【個人情報保護委員会】</p> <p>・画像診断機器等の性能評価試験において、既存の医用画像データのみを収集し、新たに評価上必要な情報等をつける等した上で使用する場合は、仮名加工情報を利用したとしても薬事規制との関係で概ね問題は生じないことを確認した(厚生省・再掲)</p> <p>・教師用データや性能評価用データとして求められる、医療画像や患者データの整理について、厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業(臨床研究等)ICT基盤構築・人工知能実装事業「AIを活用した医療機器の開発・研究におけるデータ利用の実態把握と課題抽出に資する研究(21AC0701)」(令和3年度単年度研究)において、検討を行った(厚生省・再掲)。</p> <p>・令和4年4月1日施行の改正個人情報保護法において、仮名加工情報制度が新設されることに伴い、個人情報等を仮名加工情報に加えて用いる際の加工手法等について具体的に説明する「個人情報保護委員会事務局レポート」(仮名加工情報・匿名化)を公表した。</p> <p>・令和4年3月10日付けで告示した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」(令和4年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)を踏まえ、仮名加工情報である医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等は改正指針の適用を受けることとなる旨、事務連絡(仮名加工情報である医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等への 生命・医学系指針の適用等について(令和4年3月31日 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 厚生労働省大臣官房厚生科学課 厚生労働省医政局研究開発振興課 経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課 連名事務連絡))を发出し、周知した(厚生省・再掲)。</p> | 【厚生労働省】 | <p>a.措置済み</p> <p>b.措置済み</p> <p>c.措置済み</p> <p>d.措置済み</p> <p>e.措置済み</p> <p>f.措置済み</p> <p>g.措置済み</p> <p>h.措置済み</p> <p>i.措置済み</p> <p>j.措置済み</p> <p>k.措置済み</p> | 【個人情報保護委員会】 | j.実施済のため、特になし。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------------|----|-----|----------------------------|--|--|-------|---|---|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (17)医療・介護分野における生産性向上 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 32 | デジタル化の進展に合わせた歯科技工業務の効率化 | <p>a 複数の歯科技工所等による歯科技工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。</p> <p>b 他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化する上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化し、周知する。</p> <p>c 歯科技工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直しした上で、歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。</p> <p>d 歯科技工技術の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。</p> | a,b:令和3年度 厚生労働省 c:令和3年度 検討・結論 結論を得次第速やかに措置 d:令和3年度 検討開始、結論を得次第速やかに措置 | 厚生労働省 | a~c 令和3年9月から「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において検討し、方向性について結論を得たため、令和4年3月に歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)を改正するとともに通知を発出し、周知を行った。 d 令和3年9月に「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を立ち上げた。 | a~c 実施済み。 d 令和4年度以降、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、歯科技工所の構造設備基準や、歯科技工士の新たな業務のあり方等について検討予定。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和3年6月18日 | | 33 | 介護サービスの生産性向上 | <p>a 「社会保障審議会介護保険部会」介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について(令和2年3月及び令和3年3月厚生労働省老健局長通知)に示された事項の取組状況を把握した上で、介護事業者が指定権者である都道府県等に提出を要する文書の更なる簡素化・標準化に取り組む。また、事業所指定に関する申請など介護事業者が行政機関に対して行う文書提出のオンライン化に向けて、介護サービス情報公表システムの改修を着実に進めるとともに、継続的な機能拡充に取り組む。</p> <p>b 介護サービス事業者間におけるケアプランの電子的な送付・保存を可能とする「ケアプランデータ連携システム」について、今後の工程・スケジュールを明らかにした上で早期の運用開始に向けて取り組む。また、ICT導入支援事業の実施状況・効果を継続的に検証し、介護職員等が行う介護記録の作成・保存やこれに基づく報酬請求事務の一層の電子化に取り組む。</p> <p>c ICT・ロボット・AI等の技術の進展とその導入による介護現場の業務効率化の効果を継続的に検証し、引き続き、介護報酬上の評価の見直し等を検討する。</p> | 令和3年度以降 厚生労働省 | 厚生労働省 | aについて 保険者機能強化推進交付金の評価指標に文書負担軽減の取組を令和2年度より追加し、取組状況を把握。「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の委員や自治体の意見を踏まえ、 ・加算の届出書の様式例を整備し、誤差通知発出(令和4年3月17日) ・総合事業の指定申請等の様式例を整備し、事務連絡発出(令和4年3月25日) ・事業所の届出申請等について、府省共同で「紙→電子化」を実現させるため、介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築した。 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正を行った。(公布日:令和5年3月31日) 本改正において、都道府県知事等は令和5年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 令和5年3月30日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。 (掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html b,cについて 「ケアプランデータ連携システム」については、国民健康保険中央会において構築しており、令和5年2月から実施している。バレット運用の結果等を踏まえ、同年4月から本格運用を行い、運用開始当初に運営基盤の安定化及び負担を押しつけてきたが、多くの事業所に利用いただくことで事務負担の軽減が図られるよう活用促進のための方策を検討・実施する。 ・ICT導入支援事業の実施状況・効果については、検証する内容を拡充し、導入効果や課題等を取りまとめ、介護事業者等がICT導入の検討の際に参考になる資料を改訂し、厚生労働省HPで公表している。また、令和4年度からは補助率3/4を下限とする要件に、文書量を半減させる導入計画となっていることを加える等の拡充を行う。 令和3年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における特別養護老人ホームの人員配置基準の緩和等を実施しており、令和4年度は、当該緩和した内容を踏まえ、夜間における見守り機器等を導入した場合等の実証を実施した。また、令和4年6月7日規制改革推進計画(特定施設(介護付有料老人ホーム))等における人員配置基準の特例的な柔軟化を踏まえ、当該内容に係る実証対象12施設を選定し、実証事業を実施した。 | 措置済 | 検討中 | 継続F | |
| (18)オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 34 | オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化 | <p>a オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。</p> <p>b 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民・医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。</p> <p>c 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施(かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状況を把握できる場合を含む。)とする。健康な勤労世代等がかかりつけ医がない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。</p> <p>d オンライン服薬指導については、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定しない。また、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とする。介護施設等に居住する患者への実施に係る制約は撤廃する。これらを踏まえ、オンライン服薬指導の診療報酬について検討する。</p> <p>e オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムの運用を開始するとともに、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方を明らかにし、一貫貫のオンライン医療の実現に向けて取り組む。</p> | a:令和3年度 厚生労働省 b~e:令和3年度から検討開始、令和4年度から順次実施(電子処方箋システム) b~e:令和3年度から検討開始、令和4年度から順次実施(電子処方箋システム) | 厚生労働省 | a 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)によるオンライン診療・オンライン服薬指導についての時限的措置を引き続き実施しているところ。 b 第87回社会保障審議会医療部会(令和4年3月28日)において検討を開始した。 c 令和4年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂し、初診からのオンライン診療を可能とした。また、これを踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、情報通信機器を用いた場合の初再診料の新設を行い、点数について引き上げるとともに、対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとした。 d オンライン服薬指導については、薬機法施行規則及び通知を改正し、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定せず、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とした。また、介護施設等に居住する患者への実施に係る制約も撤廃した(令和4年3月31日)。オンライン服薬指導に係る診療報酬については、令和4年度診療報酬改定において、オンライン服薬指導の割合に関する要件を撤廃し、対面による服薬指導と同じ点数とする等の見直しを実施した。 e 電子処方箋システムについては、令和5年1月から運用を開始した。薬剤配送の品質保持等については、オンライン服薬指導の法令改正に係る施行通知において留意事項を記載。 | a オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を引き続き着実に実施する。 b 社会保障審議会医療部会において検討を行い、令和4年度中にオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。 c 実施済み。 d 実施済みのため、特になし。 e 成長戦略FU(令和3年6月18日閣議決定)等においてオンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋の仕組みを2022年度より運用開始することとしていることから、当該記載に基づき、令和5年1月の運用開始に向け引き続きシステム開発を進めるとともに、医療機関・薬局のシステム改修や周知広報を実施予定。また、一貫貫のオンライン医療の実現に向け、オンライン服薬指導の普及拡大に向け必要な措置を順次検討。 | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-------------------------------------|----|-----|---------------------------|---|--|--|--|---|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| 3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革 | | | | | | | | | | | |
| (4) タクシーの利便性向上 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 3 | タクシーの利便性向上 | <p>a 国土交通省は、現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。具体的には、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」(令和3年3月設置)において正確性の担保を始めとする課題を精査し、結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。</p> <p>b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について検討を進める。その際、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等取得し、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づく議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、安当な変動幅となるよう留意する。</p> <p>c 国土交通省は、隣接敷地・近距離の営業所と車庫間でのみ認められている現行のIT点呼を、ITの進展を踏まえ遠距離を含む営業所間でも実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」(令和3年3月設置)における実証実験を通じて、IT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。</p> | a,e: 令和3年 結論・措置 b: 令和3年検討 開始、結論 を待次第速やかに措置 | 国土交通省 | <p>a ソフトメーターとして備えるべき必要な基本仕様の検討を進めるべく、メーター開発企業や配車アプリ企業等の関係者間でフォーミュラリティスタディを実施。ソフトメーターのJIS策定に当たり、トンネル内や高低差のある場所におけるGPS(衛星測位システム)の誤差や、電子地図の更新頻度の問題等、当初の想定以上に課題が判明し、引き続き議論すべきとの結論を得た。</p> <p>b 事前確定型変動運賃の制度化を進めるため、令和4年7月に学識経験者や消費者団体、タクシー事業者等を構成とする検討会を設置し、制度化に向けた検討を実施。検討会における議論を踏まえ、令和5年3月にパブリックコメントを実施し、速やかに制度化する予定。</p> <p>c なし</p> | <p>a 令和5年度においても、ソフトメーターの規格が技術中立的なものとなるよう留意しつつ、ソフトメーターの機能要件や性能要件を検討し、JIS原案の策定に着手する。</p> <p>b パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに制度施行の予定。</p> | 検討中 | 継続F | |
| (5) 民泊サービスの推進に向けた取組 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 5 | オンライン申請手続の推進 | <p>a 厚生労働省及び観光庁は、ユーザー目線に立つて、住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化を図る。</p> <p>b 厚生労働省及び観光庁は、既存の「民泊制度運営システム」による申請に当たって、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。</p> | 令和3年度検討開始、結論を待次第速やかに措置 | 厚生労働省 国土交通省 | <p>a ①欠格事由に該当しないことを誓約する書面、②住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリストについて、書類の添付ではなく民泊制度運営システムへの直接入力可能とするシステム改修を実施した。</p> <p>b 住宅宿泊事業の届出について、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードすることを不要とするシステム改修を実施した。</p> | a. 措置済 b. 措置済 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 令和3年6月18日 | | 9 | 特区民泊及び旅館業許可物件への規制性ある付番の設定 | 内閣府及び厚生労働省は、観光庁と連携し、旅館業法第3条及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条の用に供する施設について、規制性ある全国統一の付番を設定する。 | 令和3年度検討開始、結論を待次第速やかに措置 | 内閣府(地方創生推進事務局) 厚生労働省 国土交通省 | 国家戦略特別区域法第13条(旅館業法の特例)により都道府県知事の認定を受けた施設及び旅館業法第3条により都道府県知事の許可を受けた旅館業の施設について、内閣府及び厚生労働省において、自治体から当該施設の情報収集したうえで、規制性のある全国統一の付番を設定し、観光庁及び自治体に情報提供している。現在、特区民泊及び旅館業の施設に設定している付番について、宿泊施設の仲介業者による取扱物件の適法性の確認作業の効率化等に資する活用方法の検討を行っている。 | 引き続き、特区民泊及び旅館業の施設に設定している付番の活用方法について検討する。 | 検討中 | 継続F | |
| (6) 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 10 | 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ | 法務省は、会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる。 | 令和3年度措置 | 法務省 | 一律5万円と定められている定款の認証手数料を、成立後の株式会社の資本金の額が100万円未満のものは3万円に、当該額が100万円以上300万円未満のものは4万円に改めることなどを内容とする公証人手数料令の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行された。 | 措置済 | 措置済 | 継続F | |
| (7) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 11 | 農協における独占禁止法に違反する行為への対応 | <p>a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。</p> <p>b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農業協同組合(以下「農協」という。)の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の違反に向けて、自主的な行動を行うよう指導する。</p> <p>c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役員職員の研修等を行い、その浸透率を適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。</p> <p>d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合には、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。</p> | 令和3年度措置 a,b: 農林水産省 継続的に措置 c: 農林水産省 公正取引委員会 d: 公正取引委員会 | <p>a 令和3年8～10月に全国の酪農家、乳業メーカー、チーズ工房を対象に生乳取引実態に関するアンケート調査を実施した。調査の結果、法令上問題となり得る行為について回答があったことも踏まえ、「生乳の適正取引推進ガイドライン」案を作成し、令和4年3月14日の規制改革推進会議地域産業活性化ワーキンググループで議論を行った。</p> <p>b JAグループにおいて、「第29回JA全国大会(令和3年10月29日開催)」で、農協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを決議した。</p> <p>c 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」を改正し(令和4年1月施行)、農協が行う販売・購買事業に關し、独占禁止法に違反する行為に加え、独占禁止法に違反するおそれのある行為についても行われないよう指導してまいり、等々の要望があった。</p> <p>d 公正取引委員会及び都道府県と連携して、農協等の経済事業担当役員職を対象としたWEB説明会(全国8ブロック)を令和4年1月から6月に実施した。同説明会の参加者を対象とした浸透度合いに係るアンケートを実施したところ、参加者の約9割から「独占禁止法遵守への理解が深まった。」等との回答があった。また、「今後もこうした説明会を開催して欲しい。」等の要望があった。</p> <p>e アンケートの結果も踏まえ、令和5年1月からも同様の説明会を実施し、同説明会の参加者を対象とした浸透度合いに係るアンケートを実施した。</p> <p>f 農業分野における情報提供窓口を通じて、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為についての情報収集を行い、1件の注意を行った。</p> | <p>a 「生乳の適正取引推進ガイドライン」を引き続き、周知。</p> <p>b 令和5年度以降、継続して、農協における独占禁止法の遵守状況等を確認。</p> <p>c 農業分野における独占禁止法等に係る説明会は、令和5年6月まで計8回開催予定。</p> <p>d 今後とも、酪農分野を含む農業分野における独占禁止法違反被疑行為に接した場合には、農業分野タスクフォースにおいて、引き続き厳正に対処していく。</p> | 措置済 | 継続F | | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|----|---------------------------------|--|---|--|--|---|------------------------|------|------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| 令和3年6月18日 | 12 | 漁協における独占禁止法に違反する行為への対応 | <p>a 農林水産省は、令和3年2月1日の農林水産ワーキンググループ(以下「ワーキング」という。)で報告された事例(以下「報告事例」という。)の詳細を当事者から聞き取り事実関係を確認する。あわせて、当該漁業協同組合(以下「漁協」という。)の監督を行う都道府県からも漁協の運営状況について聞き取りを行う当該漁協からの事情聴取は、報告事例の当事者の了解が得られた場合に行う。</p> <p>b 農林水産省は、aの調査結果を踏まえて、事実関係を公正取引委員会に連絡するとともに、公正取引委員会と連携し、水産物・水産加工品の公正取引権対イライラ(以下、本項において「イライラ」という。)を発生させる。なお、報告事例のうち公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあると認められたものについては、公正取引委員会の措置に合わせて、農林水産省・都道府県も水産業協同組合(昭和23年法律第242号、以下「水協法」という。)に基づき指導を行う。</p> <p>c 方針(以下「方針」という。)は、以下の点を踏まえ、第1章「ガイドラインの概要」において、漁協の行為であっても、不正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを記載する。ワーキングで報告された漁協の行為について、類型化した上で、事例として問題となり得る事例および取引形態を記載する。系統外出荷を行う漁業者からは、当該漁業者が水揚げ・出荷する際のルールを定め、漁協から提供を受ける業務(サービス)に対する対価(例えば、水揚げ時に利用する施設・設備の利用料や検査・検定費用等)として徴収される金銭以外に、徴収の根拠が不明瞭な手数料を徴収することはできないことを記載する。漁協は、組合員の所得向上のため自らの事業を通じて貢献することが本来の姿であり、系統外出荷を制限するようことがあってはならない旨を記載する。全国漁業協同組合連合会及び都道府県漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)は、水協法に基づき、それぞれ漁連及び漁協に対し、独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行わないよう、適切な指導を行うべき(水協法第7条第1項第11号及び第8項)ことを記載する。独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行っている漁協・漁連に対しては、水協法に基づく報告徴収(水協法第122条)や必要措置命令(水協法第124条)の対象となり得ることを記載する。</p> <p>d 農林水産省は、ガイドラインの作成が完了した後に、「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取し、パブリックコメントを行った上で、内容を決定して、水産庁ホームページ等により公表・周知を図る。これとあわせて、漁協の行為であっても、不正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となること、系統外出荷を制限するようことがあってはならないことを周知する。</p> <p>e 農林水産省は、ガイドラインに関する相談窓口を設置し、漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付け、都道府県と連携して実効性のある監督・指導・差正に取り組みるとともに、漁業者に対するアンケート調査(漁業者が農林水産省のWEBサイトに回答を入力するなど、不正行為を通報しやすいもの)を実施し、系統外出荷を制限されたことがあるか、系統利用を強制されたことがあるか等、独占禁止法の遵守に関わる重要な事項を確認する。</p> <p>f 農林水産省はeの相談窓口を設置したことを、例えば、漁協の事務所等、漁業関係者への周知に適する場所において、ポスター掲示やパンフレットを置く等の方法によって周知する。</p> <p>g 農林水産省は、都道府県や系統組織に対する説明会等を通じガイドラインの周知・指導を行うとともに、毎年、水産庁において都道府県・漁連のヒアリングを実施し、漁協への指導状況等をフォローアップする。</p> <p>h 農林水産省は、水産庁長官名にて、全都道府県及び全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」という。)に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不正な取引行為に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知する。その上で、都道府県及び全漁連と連携して漁協内部の規定を見直し、独占禁止法に違反する疑いのある箇所は差正する。</p> <p>i 「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容を、水産庁は全漁連に徹底させるとともに、漁協の役員や漁業者がその要旨を容易に理解し得るシンプルなもの(パンフレット等)を作成し、全漁連、都道府県漁連及び各都道府県から漁協に対して周知徹底させる。その周知徹底は、メールや郵送による文書通知にとどまらず、説明会(オンライン開催)を開催して、パンフレット等は、WEBで公開するほか、漁協の事務所のうち役員や漁業者が容易に手に取る又は見ることができるところへ設置・掲示する。</p> <p>j 農林水産省は、上記説明会の内容について、各都道府県から漁協の役員に対して、3年程度の間、集中取組期間として、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われることがないよう、浸透度合いを定期的に把握しながら監督を行う。</p> <p>k 公正取引委員会は、報告事例の当事者である漁業者に、自ら事実関係について確認するなど必要な調査を行った上で、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれ・違反につながるおそれがある場合は警告・注意を行うなど、厳正・確に処する。また、これに限らず、類似の事案があれば、積極的に対応する。</p> <p>l 公正取引委員会は、kに記載の報告事例及び類似の事案への対応により公表した場合においては、農林水産省と共同で、各都道府県及び各漁協に対して、注意喚起の通知を行う。</p> <p>m 公正取引委員会は、農業分野において農林水産省と共同で行っている「独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会」を水産分野でも全国で実施する。</p> <p>n 公正取引委員会は、啓発活動に用いるべく、農林水産省と連携して、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料を作成し、WEBサイトで公表する。</p> | <p>a～d 令和3年度上期</p> <p>e,g,j～m 令和3年度以降継続的措置</p> <p>h,i,m 令和4年度措置</p> | <p>a～c 農林水産省</p> <p>k 公正取引委員会</p> <p>b)～n 公正取引委員会農林水産省</p> | <p>a 農林水産WGで報告された事例について、令和3年2月～3月に当事者7名のうち6名に対しヒアリングを実施し、事実関係を確認した。なお、1名は連絡がとれず事実関係の建設はできなかった。</p> <p>令和3年2月～3月に当事者から了承が得られた関係都道府県及び漁協に対しヒアリングを実施し、運営実態等の聞き取りを行った。</p> <p>b,c,d 漁業者、水産加工業者等のアンケート調査及びヒアリング事例調査結果を踏まえ、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成。当該ガイドラインについて「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」にて意見聴取を実施後、令和3年10月19日～11月1日に「パブリックコメント」を実施し、令和3年11月24日水産庁ホームページで公開するとともに、漁協の行為であっても、不正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを周知するため、同日付で指導文書を各都道府県及び各都道府県漁連等へ発出した。なお、令和3年度及び令和4年度に、農業分野において、公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあるととして措置・公表を行った事例はない。</p> <p>e,f 漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付ける「漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口」を令和3年4月14日に設置するとともに、令和3年4月22日に同窓口を設置したことを水産庁公式Facebook及び関係漁業者に配布したパンフレットにおいて周知した。また、独禁法に違反する行為等が行われていないかについて、令和5年1月から2月末に漁業者にアンケートを実施した。</p> <p>g 令和4年2月から都道府県及び都道府県漁連向け説明会、令和4年3月に全国漁協向け説明会を実施し、ガイドラインの周知を行うとともに、令和3年8月～11月にかけて都道府県ヒアリングを実施し、指導の状況を把握した。また、令和4年度においても都道府県及び都道府県漁連のヒアリングを実施し、指導の状況を把握した。</p> <p>h 令和3年4月14日付水産庁長官名にて、都道府県及び全国漁業協同組合連合会等に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不正な取引行為に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知した。</p> <p>i 「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容について、全漁連に対しては、定期的な意見交換の際に当該規定の内容を周知している。また、漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独禁法上問題となる恐れがあること及び漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口を明記した「パブリックコメント」を作成し、WEBで公開するほか関係漁業者へ配布した。</p> <p>j 令和4年2月以降開催される説明会において浸透度合いを把握するためのアンケートを実施し、その結果を令和4年3月に公表した。</p> <p>k 公正取引委員会は、令和4年度、農業分野において、3件の注意を行った。</p> <p>l (回答時点)で公表された事例がなかったため、注意喚起の通知は行っていない。</p> <p>m 公正取引委員会は、令和4年2月から令和4年3月までの間、計6回、水産分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を都道府県、漁連及び漁協に対して行った(水産庁と共同開催)。</p> <p>n 公正取引委員会は、水産庁と連携し、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料(「漁協独占禁止法」)を作成し、令和3年12月27日に公正取引委員会のHP上で公表した。</p> | <p>a～i 措置済み。</p> <p>j 集中取組期間中は定期的に浸透度合いを把握する予定。</p> <p>k 今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。</p> <p>l 引き続き、kに記載の報告事例及び類似の事案への対応により公表した場合においては、農林水産省と共同で、各都道府県及び各漁協に対して、注意喚起の通知を行う。</p> <p>m 実施済み</p> <p>n 実施済み</p> | 検討中 | 継続F | | |
| 令和3年6月18日 | 13 | 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題 | <p>a 農林水産省は、農業ビジネスの魅力の発信等を通じた若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を促した継承者への就業支援など、多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築する。</p> <p>b 農林水産省は、全国レベルでの就業希望者のためのマッチング(例えば、移住希望者の情報の集約・一元化による実施、地域・生産品目の分類等に即した実施)や関係機関による継承時のサポート(例えば、法的手続の支援)など、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。</p> <p>c 農林水産省は、経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を構築する。</p> <p>d 農林水産省は、農業経営の法人化に関する実情管理において、一戸一人の扱いを変更することを踏まえ、過去と比較する際の統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理する。</p> | 令和3年度以降 | 農林水産省 | <p>a 令和3年度補正予算(新規就農者確保緊急対策)及び令和4年度予算(新規就農者育成総合対策)において、職業としての農業の魅力を発信する取組を実施するとともに、令和4年度からは観光就業を含め、新規就農者の経営発展のための機械・施設等の導入等に対する支援を新たに創設するなど新規就農を総合的に支援した。</p> <p>b 令和3年度補正予算及び令和4年度予算(人・農地等情報マッチング推進総合対策)において、第三者継承等を計画的に進めるため、全国レベルでの就業希望者のマッチングに必要な経営移住希望者等に関する情報のデータベースを構築(就業希望者の情報等を登録できるデータベースの運用を令和5年3月に、農地の受け手の情報等のデータベースの運用を令和5年4月に稼働を開始し、都道府県を中心とした支援体制を整備した)。</p> <p>c 令和4年度予算(農業経営者サポート事業)において、都道府県が就業や農業経営をサポートする体制を整備し、伴走機関による法人化や経営継承等の課題を有する農業者の積極的な掘り起こし、課題解決のための専門家によるアドバイス活動を実施した。</p> <p>d 2020年以降の農業経営の法人化に関する実績管理について、悪習調査である2020年農林業センサスにおいて、2019年までの統計における法人数と同様の定義による値を公表した。</p> | <p>a 令和5年度は、新規就農者確保緊急対策、新規就農者育成総合対策により新規就農を総合的に支援する。</p> <p>b～c 令和5年度以降は、農業経営・就業支援体制整備推進事業等により、都道府県等の取組を支援する。</p> <p>d 措置済</p> | 措置済 | 継続F | | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------|----|-----|----------------------|---|------------------------------|-------------------------------|--|---|------|------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| (9) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 14 | 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化 | 農林水産省は、地域に根差した農地所有資格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。 | 令和4年度措置 | 農林水産省 | 令和4年6月7日の開議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を検討中。 | 令和4年6月7日の開議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する。 | 検討中 | 継続F | |
| (10) 農協改革の着実な推進 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 15 | 農協改革の着実な推進 | <p>a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実施しているため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が指導・監督を行う仕組みを構築する。</p> <p>① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。</p> <p>(i) 自己改革を実施するための具体的な方針(信用事業に依存するのではなく、経済事業の農字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める)</p> <p>(ii) 中長期的収支見通しについてのシミュレーション(農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもろちん、全ての事業について将来の見直しを作成する)</p> <p>(iii) 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針(准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化する)とともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点として判断するものとして定める)</p> <p>② 農協は、①の方針等と事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的なアクションを実施する。</p> <p>③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。</p> <p>④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。</p> <p>b 農林水産省は、全国組織において、農協が①の①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。</p> <p>c 農林水産省は、①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的なアクションのヒアリング等を行うしつつ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、取組状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・進化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点として、必要な措置を検討・実施する。</p> <p>d 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。</p> <p>① JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投資融資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。</p> <p>② これを踏まえ、農林中央金庫(以下「農林中金」という。)、信連連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。</p> <p>③ その個別計画に基づき具体的なアクションを実施し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。</p> <p>④ 農林中金において、金融環境の急激な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要ない貸出システムへの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。</p> <p>e 農林水産省は、①の③の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的なアクションのヒアリング等を行うしつつ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。</p> | 令和3年度以降順次措置 | a~c.e.農林水産省 d.農林水産省 金融庁 | a, b, c 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」に基づき、以下のとおり自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・令和4年3月から10月にかけて、農協が策定した「自己改革を実施するための具体的な方針」等(a①(i)~(iii)の方針等)を都道府県を通じ収集、確認。 ・令和4年10月に、都道府県を通じて収集した「自己改革を実施するための具体的な方針」等について、取組項目別に優良事例等をまとめた事例集を作成し、都道府県等に共有。 ・令和4年9月から12月にかけて、農協の監督行政である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対しヒアリングを行い、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 令和4年9月から令和5年2月にかけて、15農協(15県)と「農協との対話」を実施した(農水省の職員が農協に赴き、都道府県職員とともに、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組状況等について聞き取り及び意見交換し、農協の自己改革を後押しする取組)。 d.e 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号)」に基づき、以下のとおりJAバンクにおける自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・令和4年9月から12月にかけて、農協の監督行政である都道府県及び信連連等に対しヒアリングを行い、信用事業を含めた農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組及び農林中金・信連連の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・令和4年9月から令和5年2月にかけて、15農協(15県)と「農協との対話」を実施した(農水省の職員が農協に赴き、都道府県職員とともに、信用事業を含めた農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組状況等について聞き取り及び意見交換し、農協の自己改革を後押しする取組)。 | a, b, c 今後とも、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。 d, e 今後とも、「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。 | 未措置 | 継続F | |
| (11) 農地利用の最適化の推進 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 16 | 農地利用の最適化の推進 | <p>a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。</p> <p>b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、推進委員等が農業委員会等に關する法律(昭和26年法律第88号)に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。</p> <p>c 農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを策出し、周知徹底する。</p> <p>d 農林水産省は、令和5年に全耕地面積の8割を担い手へ集積するという目標と現状(令和元年末57.1%)の乖離が著しいことなどを踏まえ、農地の利用集積の大幅向上に向け、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するとともに、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進することを検討し、結論を得る。</p> <p>e 農林水産省は、所有者への利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)を改正するとともに、農地中間管理機構による農地の賃借を促進する。</p> <p>f 農林水産省は、デジタル技術を活用した遊休農地を含めた農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムの構築(農地の権利移動)に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指す。</p> | a, b.令和3年度措置 c, f.令和4年度措置 | 農林水産省 | a, b 「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号)を都道府県知事及び全国農業会議所に発出し、農業委員会が行う最適化活動において活動の目標の設定等を行うに当たっての考え方、農業委員と推進委員の役割分担等について明確化した。 | a~f 措置済 | 措置済 | フォロー終了 | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | |
|-------------------------|----|-----|---------------------|---|--|-------------------------|---|------------------------|--------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| (12)農地の違反転用の課題 | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 17 | 農地の違反転用の課題 | <p>a 農林水産省は、違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、追認許可の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反転用状況の内訳などについて詳細に調査する。</p> <p>b 農林水産省は、aの実態調査の結果を踏まえ、違反転用の発生防止及び適正な是正に向け、その発生要因を分析し、転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 農林水産省は、違反転用の早期発見を図るため、農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証し、その活性化を図る。また、ドローンや人工衛星による監視など、効率的で効果的な農地の監視方法を検討する。</p> | <p>a.令和3年度措置</p> <p>b.令和4年度上期措置</p> <p>c.令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> | 農林水産省 | <p>a.違反転用の発生防止や適正な是正措置の執行に向けて、農地転用許可権者及び農業委員会に対して、違反転用の実態調査を行った。</p> <p>b. aの調査結果の分析・検証を踏まえ、追認許可の適正化や長期未正案件への継続的な対応等を図るため、「違反転用への適切な対応について」(令和4年9月30日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)を発出し、都道府県知事及び農業委員会等への周知を行った。また、当該通知の発出と併せて、長期未正案件が解消に至った優良事例や違反転用に係る告発を行った事例を周知するとともに、当該事例を農林水産省HPへ掲載した。</p> <p>c.違反転用に係る情報を効率的に集約し、効果的な監視活動を行うための農業委員会に配布したタブレット端末を用いた農地パトロールについて、「違反転用への適切な対応について」(令和4年9月30日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)で周知を行い、デジタル技術の普及や取組の推進を図った。</p> <p>また、人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、民間の専門事業者に実証実験及び地方公共団体での実装可能性の検討を依頼し、その結果を農林水産省HPに掲載するとともに、各都道府県の農地転用部局、市町村の農業委員会に紹介した。</p> | 措置済 | フォロ-終了 |
| (13)農業用施設の建設に係る規制の見直し | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 18 | 農業用施設の建設に係る規制の見直し | <p>a 農林水産省は、新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について、農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、農地転用許可の簡素化等の措置を講ずることについて検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、上記措置については、営農や6次産業化のための加工・販売という施設の目的に照らして、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知が行き渡るよう必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、農地転用手続全般における運用のばらつきについて現状を具体的に調査し、対応を検討の上、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るよう必要な措置を講ずる。</p> | <p>a.令和3年上期結論、令和3年度措置</p> <p>b.令和3年度措置</p> | 農林水産省 | <p>a.農業経営改善計画の認定制度を活用した農業用施設の整備に係る農地転用手続のワンストップ措置を盛り込んだ農業経営強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の令和5年4月1日の施行に向け、農業経営強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)及び農業経営強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付24経管第564号)の改正を行い、当該措置を活用した農業用施設・農畜産物の加工・販売施設の設置を可能とした。</p> <p>その他認定農業者が農地転用許可不要で設置可能な農業用施設の面積や農畜産物の加工・販売施設への拡大については、農林水産省が行う「農地制度のあり方に関する研究会」において検討を行う。</p> <p>b.農地転用許可手続全般における運用面のばらつきを解消し農地転用許可事務の適正な運用を確保するため、農村振興局長通知を発出した。</p> | 検討中 | 継続F |
| (14)トラクターの公道走行に係る手続の簡素化 | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 19 | トラクターの公道走行に係る手続の簡素化 | <p>a 国土交通省は、農林水産省と連携して、特殊車両に該当する農耕トラクターの使用実態等を調査し、特殊車両通行許可申請手続の簡素化を検討する。</p> <p>b 国土交通省は、特殊車両通行許可の申請に当たって、道路管理者が審査に不必要な場合にも、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めないことを行い、周知徹底する。</p> <p>c 国土交通省は、オンライン申請システムについて、農耕トラクターを想定した改修の検討、申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める。</p> | <p>令和3年度措置</p> | 国土交通省 農林水産省 国土交通省 | <p>a.国土交通省は、道路管理者に対して、農耕トラクターの特殊車両通行許可の実績や申請手続の簡素化の事例を農林水産省と連携し、農業者に対して農耕トラクターの使用実態等を調査した。当該調査結果を踏まえ、申請者の車両諸元情報の記載や軌跡図の添付の負担を軽減するため、農林水産省は、車両諸元情報の一覧及び類型化された軌跡図を作成し、国土交通省及び農林水産省は、令和4年3月29日及び30日に、道路管理者、農業者団体等に周知した。</p> <p>b.令和3年6月11日に、詳細な通行ルートの指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請し、許可できることなどを道路管理者に再周知した。また、令和4年3月29日及び30日に、令和3年6月11日の再周知と同様の内容に加えて、審査に不必要な書類までも一律に申請者に求めないことを行い、周知するとともに、農林水産省と連携し、農業者団体等に周知した。</p> <p>c.特殊車両通行許可のオンライン申請システムについて、農耕トラクターの申請を想定したプルダウンメニューを追加するなどの検討を行った。また、農耕トラクターの特殊車両通行許可申請の手順、簡素化された申請手続等を記載した申請マニュアルを作成し、令和4年3月29日及び30日に、農林水産省と連携し、道路管理者、農業者団体等に周知した。</p> | 措置済 | フォロ-終了 |
| (15)農産物検査規格の見直し | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 20 | 農産物検査規格の見直し | <p>a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに見直しに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。</p> <p>b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると思われるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法(以下「新方式」という。)が可能となるよう、標準抽出方法(平成13年農林水産省告示第443号)を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを策定する。</p> <p>c 農林水産省は、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。</p> <p>d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。</p> <p>e 希薄液及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項を定めた新規規格を制定する。</p> <p>f 包装の量目については、物流側の視点もあてて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。</p> <p>g 水稲うるち玄米の銘柄については、品種の許諾が特定の都道府県に限定される育成者種の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く「産地品種銘柄」については、品種のみが記載される「品種銘柄」に指定する。</p> <p>h 消費用米は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年7月1日付けの食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。</p> <p>i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)を改正し、現行の農産物検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と併列して位置付ける。</p> <p>j 水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法を見直す。</p> <p>k 農林水産省は、殺菌別剤のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤(スマート・チェーン)をコマの分野で構築し、これを用いた共同主導での品質規格策定を、令和5年度から実現できるよう支援する。</p> <p>l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。</p> <p>m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。</p> | <p>a.措置済み</p> <p>b.c.令和3年度上期措置</p> <p>d.e.令和3年度措置</p> <p>f.令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置</p> <p>g.h.令和3年以降継続的措置</p> <p>i.令和3年度上期措置</p> <p>j.令和5年度上期措置</p> <p>k.継続的措置</p> | 農林水産省 消費者庁 農林水産省 | <p>a.農林水産省は、消費者庁と連携して、お米マイスター等からのヒアリングにより、消費者のニーズを把握し、その上で、食品表示基準の一部改正により、令和3年7月から、消費者の選択に資する適切な表示事項として、食味を表す分析データなど、多様な自主検査の結果を一括表示欄に表示することと可能とした。</p> <p>b.c.令和3年7月に農産物検査施行規則(昭和26年農林省令第32号)及び標準抽出方法(平成13年農林水産省告示第443号)を改正し、新方式のサンプリング方法を可能とするともに、皆掛重量に係る検査を廃止した。また、農産物検査に関する基本要領において新方式のサンプリング方法に関するガイドラインを策定した。</p> <p>d.令和3年8月に余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引き(余マスの手引き)を作成・公表し関係者に広く周知した。</p> <p>e.g.i.包装容器に係る新規規格、品種銘柄の指定、機械鑑定を前提とした規格、銘柄検査における目視検査から書類審査への見直しについて、昨年12月の農産物検査法に基づく消費者への意見聴取で了承を経て本年2月農産物検査規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)等を改正した。</p> <p>f.令和3年7月に物流事業者を交えた「米の物流合理化に関する勉強会」を開催し、その内容を踏まえ、今後の対応の方向性(フレコンパレット化の推進や20kg紙袋導入事例紹介)について結論を得、検討結果や取組事例等をとりまとめ公表し、関係者に周知した。</p> <p>h.消費者庁は、農林水産省と連携し、農産物検査の見直しを含む食品表示基準の改正内容について、ホームページにパンフレットを掲載するとともに説明会を開催して普及・啓発及び周知の徹底を行った。</p> <p>k.令和3年6月に「スマート・オコム・チェーンコンソーシアム」を設置し、検討を進めている。</p> <p>l.農産物検査規格の見直しに関し、わかりやすい内容を伝える資料「農産物検査の見直しについて」を作成してホームページに掲載するとともに、説明会を開催する等により現場への周知を行っている。</p> <p>m.上記対外説明資料である「農産物検査の見直しについて」のはじめには、「米の規格が時代の変化に即したものであるよう、常に検証・見直しを行うことが必要である」ことを明記しており、引き続き、必要な点検・検討・見直しを行う。</p> | 検討中 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-------------------------|----|-----|----------------------|--|------------------------|--------------------------------|--|---|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (16)畜産業に関する規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 21 | 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革 | <p>a 農林水産省は、都道府県等と連携し、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。特に、実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外であるかに関わらず、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等が取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上などの運用改善を行う。さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導する。</p> <p>b 農林水産省は、酪農家が自由な取引を委縮することがないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直し、また、制度改正の趣旨を周知徹底する。</p> <p>c 農林水産省は、生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと及び別会社へ中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に一つの乳業工場で製造したことと扱うことができるよう、必要な制度改正を行う。</p> | 令和3年度措置 | 農林水産省 | <p>a 令和3年8～10月に全国の酪農家、乳業メーカー、チーズ工房を対象に生乳取引実態に関するアンケート調査を実施した。調査の結果、法令上問題と見られる行為について回答があったことも踏まえ、「生乳の適正取引推進ガイドライン」案を作成し、令和4年3月14日の規制改革推進会議地域産業活性化ワーキンググループでの議論を経て、令和4年5月に公表した。</p> <p>b 上記aの調査結果も踏まえて指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集を見直し、生乳需給や加工原料乳生産者補給金制度及び制度改正の趣旨等を解説した酪農家向けパンフレット「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」案を作成し、令和4年3月14日の規制改革推進会議地域産業活性化ワーキンググループでの議論を経て、令和4年5月に公表した。</p> <p>c 加工原料乳の数量算出方法について、同一地域ブロックや同一乳業者間に限定せず、乳業工場間の分業により、特定乳製品を製造する場合にも、加工原料乳として算出することを可能とする「畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令」を令和3年12月22日に公布した。</p> | a,b 「生乳の適正取引推進ガイドライン」及び「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」を引き続き周知。 c 制度を適切に運用する。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 令和3年6月18日 | | 22 | 畜産の遠隔診療 | <p>a 魚病対策に関する遠隔診療と同様に、獣医師による家畜の遠隔診療についても初診から可能である旨を明確にするための通知を发出する。</p> <p>b 通知を发出後、通知の内容を周知徹底した上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を畜産農家や獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。</p> <p>c 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。</p> | a,c:令和3年措置 b:令和4年措置 | 農林水産省 | <p>a 獣医師による家畜の遠隔診療について初診から可能である旨を明示した「家畜における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年12月15日消費・安全局長通知)を发出した。</p> <p>b 通知の发出時に、同日付で日本獣医師会等の関係団体宛てに文書を发出し、管下会員への周知を依頼した。また、獣医師免許の交付等と併せて、獣医師へ当該通知を直接送付した。通知发出後、通知の周知徹底を図るため、都道府県を通じた通知の再周知や当省ホームページへの通知の掲載を実施した。</p> <p>c 家畜の遠隔診療のより積極的な活用に向け、遠隔診療の活用実態調査を実施したところ、動物用医薬品の取扱いに関する懸念が寄せられたため、関係者と調整の上、追加で「家畜における遠隔診療の積極的な活用にかかる家畜の動物用医薬品の取扱いについて(令和4年8月16日付畜産安全管理課長通知)」を发出するとともに、先の局長通知と同様の周知やホームページ掲載を行った。また、①積極的に遠隔診療が活用された事例のウェブ上への掲載、②遠隔診療に関するQ&Aの作成、③複数業界界への活用実態調査を踏まえた記事の掲載により畜産農家や獣医師、都道府県等の関係者へ周知した。加えて、令和4年度補正予算を措置し、モデル事例の構築を支援した。</p> <p>e 獣医師免許の交付等と併せて、獣医師へ当該通知を直接送付した。また、通知の发出時に、同日付で日本獣医師会等の関係団体宛てに文書を发出し、管下会員へ周知を依頼した。さらに、獣医師への周知徹底を図るため、都道府県を通じた通知の再周知や当省ホームページへの通知の掲載を実施した。</p> | a,b,c 措置済 | 措置済 | 継続F | |
| (17)畜舎に関する規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 23 | 畜舎に関する規制の見直し | <p>a 畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにするため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)に基づく制度(以下、本項において「新制度」という。)における畜舎等の建築コストの削減について、基準緩和に伴う直接的な効果に関する試算を行う。</p> <p>b 新制度における構造に係る審査が不要となる面積について、木造又は木造以外にかかわらず3,000㎡に引き上げる方向で緩和を行う。</p> <p>c 各国法制で安全性が証明されている部材については、JIS規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。</p> <p>d 新制度における具体的なハード基準については、aの建築コストの試算や、dにおける外国部材の使用を可能にすることなどを参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。</p> <p>e 新制度において事業者が選択することができるA基準又はB基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場等で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。</p> <p>f 新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。</p> <p>g 総務省は、畜舎に係る新法の施行時期を目途として、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。</p> | a:措置済み b~g:令和4年措置 | 農林水産省 国土交通省 総務省 農林水産省 | <p>a 既に建築基準法の基準に基づき建築済みの畜舎について、新制度の基準で設計し直し、畜舎等の構造に係る部材の使用量の削減が可能となることにより建築工事費全体の2～9%のコスト削減が見込まれるとする内容の試算を行い、農林水産省ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>b 令和3年12月16日に公布された畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号、以下「規則」という。)第65条において、新制度における技術基準の審査が不要となる面積について、その構造に関わらず床面積3,000㎡とすることとした。</p> <p>c 各国法制で安全性が証明されている部材については、規則第15条に基づき部材の許容応力度を指定することにより使用を可能とすることとした。</p> <p>d 新制度における技術基準については、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって所要の安全性を担保する技術基準として、中規模(震度5強程度)の地震動に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない基準を設けることにより、木材や鉄骨部材量の削減を可能とし、また、eのとおり外国部材の使用を可能とした。</p> <p>e 新制度の具体的な利用基準及び技術基準の検討に当たっては令和3年8月に畜産事業者との意見交換会を実施し、利用基準やその報告方法について過剰なものとならないよう留意し、具体的な基準を規則において規定した。</p> <p>f 畜舎建築利用計画の認定の際の審査手続については、申請に必要な図書を必要最低限とし、かつ、申請書の様式をチェックボックス形式など簡素なものとしたうえで、農林水産省共通申請システム(eMAFF)による電子申請を可能とした。</p> <p>g 総務省において、「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を立ち上げ、畜舎における消防用設備等の統一した特例基準のあり方について検討を行い、消防法施行令(昭和36年政令第37号)等を改正した(令和4年3月31日公布、同年4月1日施行)。また、農林水産省において、令和4年3月7日から11日までの間、新制度に関するオンライン説明会を実施し、「畜舎における特例基準のあり方に関する検討部会」報告書の概要について周知を行ったほか、総務省において特例基準の内容について周知するためのリーフレットを作成し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に改正内容を周知した。</p> | a~f 令和4年4月1日の新制度の施行後において、認定畜舎等の適正な建築等及び利用が図られるよう、認定畜舎等の監督を行う都道府県に対し、引き続き適切な助言を行う。 g 引き続き、リーフレットを活用し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に対し、特例基準の内容の周知を図る。 | 措置済 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|----------------|----|-----|--------------|---|---|-------|--|-----------------------------------|------|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| (18)改正漁業法の制度運用 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 24 | 改正漁業法の現場への浸透 | 令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC(Total Allowable Catch)管理に移行することや、漁業権の免許のプロセス(「スケジュール」の透明化等、漁業法(昭和24年法律第207号)に関する意義が基本的な事項について、現場に浸透させるための措置を講ずる。その措置は、どのような情報伝達の方法を取れば、行動変容に至るのかといったことを踏まえて、例えば、水産庁公式Facebookや農林水産省公式Twitter等を活用する等、現場の漁業者の具体的な行動につながる情報伝達の方法によって行う。 | 令和3年度上期措置 | 農林水産省 | ・昨年6月以降、水産庁長官による改正漁業法解説動画(全6テーマ)及び地域のリーダーたる若手漁業者5名との対談動画(全6テーマ)を作成、公開(農林水産省YouTube)と水産庁Facebookや農林水産省Twitter、都道府県担当者へのメール周知を実施 * テーマは資源管理、資源調査(総論)・評価、MSY、数量管理、自主的な資源管理、知事許可漁業、海面利用制度、密漁等 ・本年9月に「#水産改革」というハッシュタグを付けた水産庁Facebookや農林水産省Twitterでの体系的な情報発信を実施 ・「水産改革に関するパンフレット」を各都道府県経由で全沿岸漁業経営体(約74,000経営体)に向けて配布(計8万部+追加配布2,000部) ・都道府県担当者会議を通じて各地域の実績の公表や好事例の共有、年内に各県内の漁業者に周知を行うよう周知計画の作成を依頼・取りまとめを実施 ・2019年に農林水産省Webマガジン「aff」における大規模沖合養殖等の紹介 ・2018年冬以降、約400回説明会に対応 ・R2年4月～R3年6月にかけて都道府県により計700回、延べ1万1000人へ説明会を実施 | 措置済 | 措置済 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 25 | 資源管理 | a 資源管理の目標について、「令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割をTAC管理に移行する。」「令和12年度中を目途に、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標44万トン)」といった漁獲量ベースの目標だけでなく、「漁獲量が多いものを中心に20魚種以上についてTAC管理を行い、TAC管理対象魚種全てにおいて、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値が、最大持続生産量(Maximum Sustainable Yield: MSY)を達成する水準を上回らないこと」を目標に加える。 b TAC管理対象魚種を拡大するに当たり、資源評価については、客観的な科学的根拠を基礎とする公平で明確なTAC管理対象魚種の種類の見直しを定める。 c TAC管理対象魚種を拡大するに当たり開催する「資源管理手法検討部会」及び「資源管理方針に関する検討会」(スークホルダー会合)については、漁業関係者以外のNGO、消費者等の幅広いステークホルダーにも参加を呼びかけ、参加者が意見を表明する機会を十分に確保し、議論の公平性及び公開性を担保した上で、これを行う。 d 漁獲可能な大臣管理区分と都道府県知事管理区分の配分基準が明確になるよう、算定方法及び算定式を事前に公表した上で、オープンな場において、関係者間で十分に協議した上で配分比率を決定する。 | a,b措置済み c,d継続的に措置 | 農林水産省 | aについて、令和3年1月に資源管理基本方針を改正し、第1の2の(4)漁獲可能量による管理において、「なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。」と定めた。 bについて、令和3年3月に公表した「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」において、「新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。①漁獲量が多い魚種(漁獲量上位35種を中心とする)、②MSYベースの資源評価に近い将来実施される見込みの魚種」と定めた。 c,dについて、今後開催予定の水産資源ごとの検討プロセスにおいて、指論に基づく対応を継続的に措置している。 | a,b,c,d措置済 | 措置済 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 26 | 適切な許可漁業の推進 | a 知事許可漁業において、中型まき網漁業のように漁獲能力が高く他の漁業種類との調整が必要なものや、操業区域違反を繰り返すような漁船に対して、VMS(Vessel Monitoring System:衛星船位測定送信機)、AIS(Automatic Identification System:船舶自動識別装置)、GPS(Global Positioning System:全地球測位システム)の設置を命じるためのガイドラインを示す。そのガイドラインには、各機種の特徴、導入事例、導入検討対象を明示する。 b 毎年、上記のガイドラインに基づく機器設置状況を調査し、各都道府県における操業区域違反の実績等に照らし必要と認められる場合は、各都道府県に対して、VMS等の必要な機器の設置を命じるべきことを助言又は勧告する等、必要な措置を講ずる。 | a,令和3年度措置 b,令和3年度以降継続的に措置 | 農林水産省 | a、各機種の特徴、導入事例、導入検討対象を明示した、「知事許可漁業におけるVMS等の設置に係るガイドラインについて」(令和4年3月25日付け水産庁資源管理部管理調整課長通知)を发出了。 b、ガイドラインに、毎年、機器の設置状況を把握するための調査を行う旨を記載した。 | a措置済 b毎年、機器の設置状況を調査する。 | 措置済 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 27 | 漁業権制度の運用 | a 令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキンググループにおいて、農林水産省より提示された「漁場マップ」上に、過去設定されている漁業権(共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権)の情報を追加するとともに、以下の措置を講ずる。免許区画については緯度経度に基づく位置情報を表示すること(緯度経度で示されていないものについては、次回漁業権切替えに向けて緯度経度表示とするよう都道府県を指導する。)。免許される漁業権に条件がある場合はそれを明示すること。 b 漁場マップ上に示されている共同漁業権の設定されている漁場ごとの行使者数や生産規模等の利用状況を調査する。 c 令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキンググループにおいて、農林水産省より提示された「新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール(案)」(以下「手順」という。))のうち、都道府県が海区漁場計画の変更に関する相談を受け付けてから、利害調整を経て、その変更案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問するまでの期間について、目安(原則)となる期限を示し、期限に間に合わないときは、その理由を明確にする措置を講ずる。 d 手順のうち、都道府県知事が「関係者・関係機関との調整」を行うプロセス(以下「利害調整プロセス」という。))に関し、利害関係人が漁協である場合、その意思決定のプロセスや期間・方法について明確化する。 e 利害調整プロセス及び海区漁場計画の変更案の作成のプロセスの中で、「海面利用制度等に関するガイドライン」の別紙1の「法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート」(特記3.)の趣旨を踏まえた内容を明示する。 f 利害調整プロセスのうち、利害関係人の範囲や利害調整の方法について、想定される事例等を示しつつ明確化する。 g 手順には、金銭の授受による利害調整や反社会的勢力の介入が許されないことを明記する。 h 都道府県知事が利害関係人の意見に検討を加え、結果を公表する際に新規参入者等の事業計画や漁場の環境調査の結果等を客観的・科学的に判断した結果及び検討プロセスを示すよう、手順に明示する。 i 利害調整が難航するケースや紛争が長期化するケース等を想定し、手順に関する農林水産省の相談窓口を設置し、仲介等の対応を行うことにより紛争解決を図る。そして、その相談窓口を広く周知するとともに、漁業者等に浸透させるための措置を講ずる。相談窓口を設置するに当たっては、相談を受け付けてから、紛争の解決に至るまでの処理手順を明確にし、これを公表して相談窓口の実効性を担保するとともに、毎年、相談窓口の運用状況を確認し、運用の改善等、必要な措置を講ずる。 j 免許された漁業権の正当な行使を確保するため、漁業権の免許後漁場の利用状況の把握・確認について手順に明記する。 k 手順は、区画漁業権にとどまらず、手続が共通する部分については、定置漁業権にも準用されることを明確化する。 l 漁協の組合員が個別漁業権の設定を希望するケース等、漁業者は都道府県に対して直接、漁業権に関する相談を行うことができ、都道府県は、漁業者からの相談に対して誠実に応じるべきことを、都道府県、漁協、漁業者に浸透させる。 | a,c,e~h,i~l令和3年度上期措置 b,令和3年度措置 c,令和3年度上期措置、以降継続的に措置 | 農林水産省 | a. 漁場マップ(海しる)上に、過去の漁業権情報、免許区画の位置情報、漁業権の条件に関する情報を掲載した。 b. 共同漁業権に関し、漁場の利用の状況、組合員行使者の数及び組合員行使者の行使の状況について都道府県に調査させるとともに、漁業者から都道府県への報告状況についての調査を実施した。 c~h,i,l. 左記で指摘された事項について、「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」(令和3年9月7日付け水産庁資源管理部管理調整課長・水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知)により整理し、发出了。 i. 令和3年に水産庁HPIに相談窓口及び相談フロアを設置し、問い合わせを受け、助言等を行った。また、相談窓口の設置について水産庁Facebookに掲載し周知したほか、都道府県担当者会議での説明、チラシ(1枚紙)の作成・配布依頼等を行った。 | a~h,i~j措置済 i毎年、相談窓口の運用状況を確認する。 | 措置済 | 継続F |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | |
|-----------------------------------|----|-----|------------------|--|---|-------|---|------------------------|---------------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| (19)漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化 | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 28 | 漁協の組合員資格審査 | <ul style="list-style-type: none"> 漁協による組合員資格審査が適切に実施されるよう、改めて都道府県に対してマニュアルを作成し研修を行う等、正しい資格審査の方法を指導する。その上で、都道府県に対するヒアリングを毎年実施し、以下の取組について、各都道府県による指導 監査の状況を把握し、不備が認められた場合には水協法に基づく措置を講ずる。 漁協の従業員を対象とした研修会等の実施状況、ヒアリングや常例検査を通じた資格審査の実施状況の確認結果 不適切事例に対する改善指導の状況 aにおいて把握した各都道府県による指導・監督の状況を定量的に評価し、公表する。 | 令和3年度措置、以降継続的に措置 | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> a 資格審査が適切に行われるよう、「漁協等向け総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く)」(平成25年12月20日付け25水産第34号水産庁長官通達)を改正した。また、「漁業協同組合定款附屬書組合員資格審査規程の制定の指及び審査事項について(平成20年12月1日付け19水産第3943号水産経営課長通知)」を改正し、正しい組合員審査の方法を指導するよう徹底を図った。 令和3年8月～11月にかけて都道府県ヒアリングを実施し、指導・監督の状況を把握した。令和4年度においても都道府県ヒアリングを実施し、指導・監督の状況を把握した。 b 都道府県ヒアリング等で把握した指導・監督の状況を定量的に評価し、結果を令和4年3月に公表した。令和3年度の指導・監督の状況についても、同様の結果を令和5年3月に公表した。 | 措置済 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 29 | 漁業者の所得向上へのKPIの設定 | <ul style="list-style-type: none"> 漁協の経営状況改善に向けて、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間の目標を設定するなど、適切なKPIの体系を設定する。そのKPIの体系は、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善というゴールを明確に設定し、両者を両立させることを念頭に、ロンツツリオとなるよう以下の手順で定める。 漁業者の所得向上というゴールからブレイクダウンし、目的の達成に大きな影響を及ぼす重要なファクターを突き詰める。 それを突き詰めるため、漁業者の所得向上という目的を達成するために影響のあるファクター、例えば、販売事業取扱高、販売手数料率、購買事業における漁協の手数料率、販売単価、燃油、魚箱の価格等の全国データ及び地域別データを収集し、漁業者の所得に与える影響について分析を行う。これを並行して、目的達成に影響を与える外部的な要因(リスクファクター)を整理する。 その上で、重要なファクターについてアクションプランを作つてKPIを設定する。漁協の経営状況改善についても同様の手順で整理する。 上記のKPIについて、漁協が具体的なアクションを実施し、その取組状況や成果を組合員に説明する。農林水産省はその進捗状況や収支状況等を把握し、漁協の取組の加速化、見直しが求められる場合は、必要な措置を実施・検討する。 c 漁業者の所得向上に関係が深い指標の動き、例えば、漁協における販売手数料率や購買事業で扱う主要な漁業生産資材(燃油、魚箱)の単価等についてKPIと同様にこれらを把握し、全国又は地域単位(ブロック)での平均値を示す等、各漁協が自己の値と比較し、自主的な取組を促すような措置を講ずる。 | a,c,令和3年度措置 b,令和3年度措置、それ以降継続的に措置 | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> a,b,c 令和3年度、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善をゴールとした適切なKPIの体系の設定及び漁業者の所得向上に関係が深い指標を示すための分析作業を行い、KPIの設定及び指標を示すべく検討した。その後、令和4年6月7日閣議決定の規制改革実施計画において、アクションプランを作成して漁業者団体を通じて漁協のKPIの設定と取組を促進することとなったことを踏まえ、漁協におけるKPIの設定を促進するために、有識者による検討会を令和4年度中に5回開催した上で、令和5年3月31日付け「漁協のKPI検討について～漁協が経営改善のためのKPIを設定する際に参照すべきアクションプラン(手引き)～」を作成し、全国漁業協同組合連合会に対し発出し各漁協への周知を図るとともに、都道府県に対しても周知した。また、当該文書を水産庁ウェブサイトに掲載した。 | a,c 措置済 | 検討中 継続F |
| (20)水産流通適正化法の制度運用 | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 30 | 水産流通適正化法の制度運用 | <ul style="list-style-type: none"> a 特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律(「水産流通適正化法」)。令和2年法律第79号の施行に向け、各種手続について電子的方法を標準とするために必要な措置について、生産・加工・流通現場で利用されているシステムの状況を踏まえながら、専門家の意見も聴きつつ検討を行い、各事業者のシステム化に向けた共通基盤やデータ標準等の検討を行う。また、令和5年10月から消費税込インボイス方式に移行することも踏まえ、水産流通事業者のIT化に向けて検討し、必要な措置を講ずる。 b 漁獲番号データを漁獲報告システムにより固に集約し、都道府県等に共通する仕組みを構築することとし、流通する漁獲番号の真正性確認や、漁獲番号、漁獲記録等の集約したデータを起点とする立入検査を可能にし、違法水産物の流通防止の実効性を高める。 c 対象魚種の指定基準を定めるための議論は、令和2年7月17日の規制改革実施計画(農林水産分野№17a)に基づき、科学的データ及びリスクベースの観点から進められてきた。次世代を担う若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体などの様々な関係者、NGO等の幅広いステークホルダーの意見を聞くための検討会において実施する。 | a,(前段)令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、(後段)令和4年度上期結論、結論を得次第速やかに措置 b,令和3年度検討、結論、結論を得次第速やかに措置 c,令和3年度措置 | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> a システム専門家をはじめ、学識経験者、水産関係事業者等の有識者から構成される「水産流通適正化法に係る電子的な情報伝達手法に関する検討会」を開催した。同検討会の取りまとめを踏まえ、令和3年度補正予算において、採捕者、加工・流通事業者、小売等の希望者がスマホ等で簡易に漁獲番号等の伝達や取引記録の作成・保存等を電子で行えるよう、各事業者が情報伝達のための名称・加工形態等を定義する共通基盤や、データレイアウトやデータ形式等の標準化を行い、地域等での実証等により、システムの開発・運用を行う事業を推進した。 また、ペーパーベースとした電子インボイス「漁獲番号」のデータ連携を可能とし、当該連携について水産流通事業者へ周知を図ることについて関係府庁と合意。 b 令和3年度補正予算及び令和4年度予算において「漁獲番号等伝達システム」及び「漁獲報告システム」等を「スマート水産情報システム」に統合し、全国各地の都道府県からのアクセスを可能とする事業を推進。漁獲報告システムで収集された特定第一種水産動物の水産量等のデータを、漁獲番号伝達システムと共有し、連携を図ることにより、水産流通適正化法の立入検査等に活用するなどの制度運用を図る。 c 若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体、NGO等で構成される「水産流通適正化検討会議」で指定基準や対象魚種等について、科学的データ及びリスクベースの観点から議論を行い、令和3年8月2日より実施した。 | a～cは措置済 | 措置済 フォロー終了 |
| (21)魚病対策の迅速化に向けた取組 | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 31 | 魚病対策の迅速化に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> a 魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績を累積・分析し、医薬品医療機器法等に定める基準(使用基準)の見直しに反映する。 b 感染症のように広まれば被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を含め、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。 c 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知により明らかにする。 d 通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し、公表する。その上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を漁業者やかかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。 e 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。 | a,令和3年度検討、結論、令和4年度措置 b,令和3年度検討、措置済 c,令和3年度措置 d,令和3年度措置 e,令和3年上期措置 | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> a 魚病対策促進協議会において、魚病に詳しい獣医師による適用外使用等の実績について収集・分析を行い、使用基準の見直しを検討した結果、選定された全ての疾病について、治療薬を承認、または、研究機関による基礎研究の段階から製薬メーカーによる上市に向けた取組段階へと移行した。このうち、製薬メーカーによる上市の取組に対しては、製薬メーカーのニーズに応じ、①国立研究開発法人水産技術研究所や県によるサポート体制の構築、②補助事業等による負担軽減、③国立研究開発法人水産技術研究所からの技術提供等を実施した。 b 魚病対策促進協議会において検討した結論を踏まえ、複数の防疫措置を組み合わせた感染症対策の最適化に取り組み国内3地域の事業者に対して補助事業による支援を行うとともに、同地域で得られた成果を他の都道府県、業界団体、関係企業等に広く展開した。また、同協議会において関与費用負担するのとれたブロック等医薬品開発等の支援等を実施した。上記の国における対応状況について、魚病対策促進協議会に報告し、引き続き、これらの公益性の高い分野への支援に取り組むことを確認した。 c 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを明示した「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年3月26日消費・安全局長通知)を発出した。 d 養殖業者、都道府県、リスト獣医師等を対象として遠隔診療の活用実態調査を実施し、遠隔診療が活用された事例をホームページで公表した。また、養殖業者向け専門誌に、遠隔診療の積極的な活用についての記事及び遠隔診療が活用された事例を寄稿し、掲載された。さらに、遠隔診療より積極的な活用に向け、都道府県やリスト獣医師等を対象に遠隔診療技術の研修を実施するとともに、養殖業者向けに遠隔診療のポイント等をまとめた「遠隔診療の手引き」を作成し、配布した。 e 通知の発出時に、併せて日本獣医師会宛てに文書を出し、管下会員への周知を依頼するとともに、リスト獣医師に当該通知を直接送付した。また、獣医師への周知徹底を図るため、有志のリスト獣医師による勉強会での通知内容の説明、当省ホームページへの通知の掲載、リスト獣医師等への直接再周知を実施した。 | a, b, c, d, e 措置済 | 措置済 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|--------------------------------------|----|-----|-----------------------------|---|--|--|--|--|------|--------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| (22)ドローンに関する規制改革 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 32 | ドローンに関する規制改革 | a 様々な産業分野でのドローンの利活用を拡大するため、高構造物周辺でのドローンの飛行の規制について、令和3年夏までに一定の条件下での緩和を目指す。 b 飛行に係る手続の負担軽減、迅速化を図るため、令和4年度中に航空法(昭和27年法律第231号)関係の各種申請システム間の機能連携を実現するとともに、さらに、①航空法(昭和25年法律第131号)に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進する。②その他の各種法令手続も、必要性を整理の上、オンライン化・ワンストップ化のための連携の在り方を検討する。 | a.令和3年度上期措置 b.令和4年度措置 | a.国土交通省 b.内閣府 警察庁 総務省 法務省 農林水産省 国土交通省 防衛省 | a.航空法施行規則の一部改正によりドローン等の飛行禁止空域を見直し、煙突や鉄塔などの高層の構造物の周辺は航空機の飛行が想定されないことから、地表又は水面から150m以上の空域であっても、当該構造物から30m以内の空域については無人航空機の飛行禁止空域(規則第236条第1項第5号)から除外することとした。「令和3年9月24日改正・施行」 b.航空法にかかる無人航空機の行政手続の負担軽減、迅速化を図るため、2021年12月より、無人航空機登録システムをリリースしたほか、令和4年度中にドローン情報基盤システム2.0をリリースし、航空法関係の各種申請システム間の機能連携を実現するとともに、新たに導入された機体認証制度等についてもオンライン手続きを可能とした。加えて、①航空法や電波法に基づく手続の民間サービスの活用したオンライン化・ワンストップ化を推進したほか、②オンラインにより、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項に基づく小型無人機等の飛行に関する通報ができるようシステムを整備した。 | a.実施済 b.実施済 | 措置済 | フォロー終了 |
| (23)「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 33 | 「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備 | 1.「空飛ぶクルマ」の試験飛行が円滑に実現されるよう、試験飛行の関連条文の一覧や試験飛行に係る飛行事例を公表した(令和3年3月)ところ、さらに、 a.試験飛行のガイドラインを作成する。 b.事業開始(令和5年目標)に必要な基準や手続について、官民協議会の議論を踏まえ、順次公表する。 | a.令和3年度措置 b.公表できるものから順次措置 | 国土交通省 | a.「空飛ぶクルマ」の試験飛行ガイドラインを作成し、令和4年3月に公表した。また、令和4年12月に実施した通達の改正を踏まえ、安全性が確保されていること等の条件の下、2地点間の試験飛行を可能とするなどの改訂を行った。 b.令和7年の大阪・関西万博での空飛ぶクルマの実現に向けて、令和5年3月31日の第9回官民協議会において基準の方向性を整理した。 | a.実施済 b.令和4年度に整理した基準の方向性に基づき、令和5年度末までに必要な基準を策定予定。 | 検討中 | 継続F |
| 4. グリーン(再生可能エネルギー等) | | | | | | | | | | |
| (3)再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 4 | 農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定 | 2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。 | エネルギー基本計画の策定を待って検討・結論・措置 | 農林水産省 | 令和3年12月に「みどりの食料システム戦略」へ2030年の目標として「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。」を設定。 | 今後、この戦略の目標実現のため、施策を推進するとともに、現目標(農山漁村再エネに基づく目標)について、現在策定中のグリーンエネルギー戦略を踏まえ改定する。森林分野の導入目標についても、農山漁村再エネ法に基づく目標の改定と併せて示す。 | 検討中 | フォロー終了 |
| (4)風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 17 | 保安林の解除事務の見直し | a.保安林の解除事務の見直し b.事前相談は、申請者が希望する場合に行う任意の手続であることを周知する。 c.事前相談で本申請に近い書類の提出を求める事例も見られることから、相談事務の流れを再整理し、対象項目・必要書類を周知する。 d.風力発電や地熱発電の保安林解除の事例について、業界団体の協力を得つつ分析・整理し、手続の流れ・必要書類・留意事項等を記したマニュアルを作成・周知する。あわせて、都道府県・森林管理局職員に対する研修等を実施する。 e.保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載する「保安林ポータル(仮称)」を新たにホームページ上に開設するとともに、保安林の解除区域の検討に必要な区域情報を持つ都道府県・森林管理局の窓口やデータの入手方法についても整理・公表する。 f.保安林解除の手続について、「農林水産省共通申請サービス」の実装により、手続のデジタル化、プロセスの効率化を推進する。 | a,b,d.令和3年度上期措置 e.令和3年度上期までに第一案を作成・公表、令和3年度上期までに取りまとめ版を作成・公表 e.令和3年度措置 | 農林水産省 | a,b.「保安林の指定の解除に係る事務手続について(令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知)」を发出し、事前相談が任意の手続であることを周知するとともに、当該相談事務の流れや、対象項目・必要書類について再整理して周知した。 c.「保安林の指定解除事務等マニュアルについて(令和3年9月30日付け3林整治第993号林野庁森林整備部治山課長通知)」を发出し、当該事務の手続の流れや、必要書類・留意事項等について周知するとともに、林野庁研修において、都道府県・森林管理局職員に対して研修を実施した。 d.令和3年6月に保安林ポータルを林野庁ホームページ上に開設し、保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載するとともに、都道府県・森林管理局の窓口や各種データ入手方法を公表した。 e.令和3年12月に農林水産省共通申請サービス(eMAFF)において、保安林解除の手続を実施した。 | 引き続き、関連団体や都道府県、森林管理局等の意見を聴きながら、保安林の指定解除事務等マニュアルを適宜改訂する。また、令和5年6月に都道府県・森林管理局職員に対して、保安林制度に関する研修を実施する予定である。 | 措置済 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 18 | 保安林解除・許可基準の解釈リテラシー向上等 | a.作業許可基準の取扱い(例:発電用施設用アクセス道路の「森林の施業・管理に必要な施設」への該当する。 b.また、法令・通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口をホームページ上に開設する。 | 令和3年度上期措置 | 農林水産省 | a.「改正許可基準等の運用に当たっての留意事項について(平成27年7月3日付け2-20林野庁治山課長通知)」を令和3年6月30日付け改正し、森林の施業・管理の用に供する、又は質する林道等の解釈、作業許可期間の延長、作業許可の面積や切土・盛土高さ基準の解釈について、明確化の上周知した。 b.保安林ポータル上に、法令・通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口を開設した。 | 引き続き、関連団体や都道府県、森林管理局等の意見を聴きながら、保安林の指定解除事務等マニュアルを適宜改訂する。また、令和5年6月に都道府県・森林管理局職員に対して、保安林制度に関する研修を実施する予定である。 | 措置済 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | 今後の実施状況 | | 規制改革推進会議評価 | |
|--|----|-----|---|---|---|--------------|---|---|------------|------|
| | | | | | | | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 措置状況 | 評価区分 |
| (5)地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 19 | 自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定 | 新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各種課題の克服を前提として、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定する。 地熱開発プロジェクトを加速化させるために、規制の運用見直し等の実施に加えて、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進める。 a 具体的には、2030年までに、操業まで10年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で2年程度短縮し、最長で8年程度を目指す。 b また、2030年までに、60超の地熱施設数を全国で増やすことを目指す。 c これらの目標を実現するために、温泉モニタリングによる温泉事業者の不安材料の払拭、地域と共生できる地熱ポテンシャルの特定、改正地球温暖化対策推進法(令和3年法律第54号)を活用した促進区域の指定などの取組を実施する。 | 順次検討・結論・措置 順次措置 | 環境省 | ・令和3年7月21日に開催された経産省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で示された2030年におけるエネルギー需給の見直し(暫定版)において、2030年の地熱発電の導入目標は、施策・取組を強化することにより実行力アップと並行して達成可能なこととして、1.5GWと示され、この目標の達成に向けて、経済産業省は、自然公園を中心とした追加的な地熱調査を令和3年、4年度中に完了し、追加約0.5GWを導入することを目指すこととしている。環境省は、これらの状況及び各種課題の克服を前提として、上記の2030年の導入目標の達成に向けて取り組んでいる。 ・また、この目標達成に向け、上記基本政策分科会で示されたエネルギー基本計画案等に記載されているとおり、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を表明。2030年までに地熱開発のリードタイムの短縮を図ることとし、10年以上かかることを2年程度短縮して最長8年程度とすることを旨とする。また、2030年までに自然公園を含め現在約60ヶ所ある全国の地熱発電施設数の増増を目指すこととしている。そのため、調査や開発の円滑な実施に資するよう、自然公園法(昭和32年法律第161号)及び温泉法(昭和23年法律125号)の運用見直し等を実施した。 また、温泉事業者の不安を解消し、円滑な地域調整による案件開発の加速化に資するため、令和4年度から以下の事業を実施している。 ・令和3年度の試行を踏まえた、全国各地での環境省直轄による連続温泉モニタリング装置の運用実証。 ・地熱開発の実施候補地における、適地誘導・環境配慮を促進するための、デジタル技術を活用した自然環境及び景観への影響減衰の検討。 ・地熱開発に係る非掘削型の探査・調査結果に関する各種情報の解析・見える化等に関する手法の検討。 | 2021年11月に改定されたエネルギー基本計画等に記載されているとおり、2021年4月に表明した「地熱開発加速化プラン」に基づき、改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の指定、温泉モニタリングなどの科学データの収集・調査や円滑な地域調整を進め、最大2年度程度のリードタイムの短縮と全国の地熱発電施設数の2030年までの増増を目指す。 | 未措置 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 24 | 地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討 | 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。 | 令和3年度上期までに現状把握した上で論点を整理、必要に応じて両省合同で検討会を設置し検討 | 環境省 経済産業省 | ・2050年カーボンニュートラル実現に向けて有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する制度について、令和3年6月28日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に付議するとともに、より技術的な知見を得るため、地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(経済産業省オブザーバー)を設置し、7月、8月、9月に各1回ずつ開催して論点を整理した。 ・上記論点整理を踏まえ、令和3年9月30日に中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会に審議を行った結果、まずは温泉法の運用見直しや改正温対法の仕組みを最大限活用し、地熱資源の利活用促進に努めることとされたことから、同日付けで温泉法の運用に係る技術的助言である「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」を改訂し、都道府県に通知した。 | 措置済み。今後も継続的に、事業者団体や自治体等からの意見も伺いつつ、必要に応じて検討を行う。 | 措置済 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 25 | 温泉部会や内閣府等の各都道府県における温泉審査部会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても地熱専門家の取組を促すことにより、地熱ポテンシャルが大きい都道府県等において専門家が配置されるよう引き続き取り組む。 | 専門家の各都道府県における温泉審査部会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても地熱専門家の取組を促すことにより、地熱ポテンシャルが大きい都道府県等において専門家が配置されるよう引き続き取り組む。 | 措置済み、その後フォローアップを実施 | 環境省 | 第2回再生エネルギー関連規制等要綱を踏まえ、専門家の審議会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても地熱専門家の取組を促すことにより、地熱ポテンシャルが大きい都道府県等において専門家が配置されるよう引き続き取り組む。また、令和2年12月24日付け「自然環境整備課長通知」で都道府県知事に発出済み。地熱発電のポテンシャルが大きい13の都道府県のうち、12の都道府県で専門家が配置(うち1都道府県は令和4年1月に追加)されている状況。 | 今後も定期的なフォローアップ調査を行い、残りの1都道府県においても専門家が配置されるよう働きかける。 | 未措置 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 27 | 温泉法による都道府県における規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。 | a 温泉法(昭和23年法律第125号)による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは都道府県の規制について科学的根拠のない場合の撤廃も含めた点検を求めるとともに、都道府県の規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。 b さらに、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、離隔距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」にも反映する。 | a 令和3年上期措置 b 令和3年度上期検討・結論・措置 | 環境省 | ・温泉法による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは「①地熱開発に係る掘削に対する離隔距離規制や本数制限等の規制を温泉法の運用に係る内規等で定めている都道府県においては当該内規等の内容及びその科学的根拠を点検・公開するとともに、②科学的根拠がないと判断される場合には当該内規等を廃止することの一つの地熱貯留層を同一事業者のみで掘削する場合は適用しないといった運用の見直しについて検討を行うよう」依頼する旨の通知を「地熱開発に関する内規等の点検及び公開等について(令和3年6月30日付け自然環境整備課長通知)」で都道府県に発出済み。また、通知発出後、関係都道府県にヒアリングや助言を行うなど、状況把握及び通知内容の理解・検討の促進に努め、適切にフォローアップを行った。 ・中央環境審議会自然公園・温泉合同小委員会もとの審議(より技術的な知見を得るための地熱専門家を含む有識者や事業者団体等による「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」(経済産業省オブザーバー)における検討を含む)を踏まえ、離隔距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について取りまとめ、令和3年9月30日に「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」を改訂し、都道府県に通知した。 | 今後も引き続き、関係都道府県へのヒアリングによる状況把握及び通知内容の理解・検討の促進に努め、通知を踏まえた適切な対応がなされるよう働きかける。 | 措置済 | 継続F |
| (6)風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 28 | 風力発電等の環境影響評価制度の見直し等 | a 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象となる第1種事業の風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、地の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。 b1 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。 b2 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの運用強化について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。 | a 令和3年10月措置 b1 令和3年上半期には具体的な検討を開始 b2 令和3年度から運用に反映 | 環境省 経済産業省 | a 環境影響評価法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の審議等について、最新の知見に基づき、「規模拡大」を主とした検討を進め、公平性の観点から検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業については、5万kW以上、第二種事業については、3.75万kW以上5万kW未満へと変更した(令和3年10月施行)。また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市条例により適切に手当てを設けたことが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けた(令和4年9月30日まで)。 b1 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について「令和3年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を令和3年6月に立ち上げ、現行制度の課題を整理した上で、令和5年3月に新制度の大きな枠組みについて取りまとめた。 b2 環境影響評価情報支援ネットワークにおける環境影響評価図書等の公開や、環境影響評価後のフォローアップの実施、環境アセスメントデータベース(EADAS)を通じた、環境情報の提供等継続的に効果的・効率的な環境アセスメントの運用強化を行っていることと。 | a 実施済み b1 令和4年度に取りまとめた新制度の大きな枠組みを基礎として、令和5年度は制度の詳細設計のための議論を行う。 b2 実施済み。引き続き、効果的・効率的な環境アセスメントが実施されるよう運用強化を行う。 | 未措置 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------------|----|-----|---------------------------------|--|--|-------|---|---|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (7)所有者不明土地や生産緑地等の有効活用 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 32 | 生産緑地地区内に係る売電を行う農業型太陽光発電設備の設置の実現 | 現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な農業型太陽光発電設備だけではなく、生産緑地地区内で設置できるような措置を検討する。 | 令和3年度内での検討・結論 | 国土交通省 | 生産緑地地区内における農業型太陽光発電設備の設置について、継続的に農業関係者からの意見聴取等を実施。農業関係者からは、生産緑地地区は良好な生活環境の確保に相当の効用がある農地の保全を目的としているものであり、そのために規制上の特別措置が講じられていることを踏まえ、当該設備の設置により、生産緑地の有する多様な機能の確保や地域の理解等の観点から強い懸念が示されたところ。また、現時点において、生産緑地地区内における当該設備の設置に対する農業者のニーズが確認されないことから、農業者のニーズがない中で導入すべきではない、との意見が大勢を占めたところ。 | これまでの状況を踏まえ、農業関係者のニーズ・意向を注視していくこととする。 | 検討中 | フォロー終了 | |
| (8)再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 34 | ローカル系統や配電系統におけるノンファーム型接続の適用 | a ローカル系統におけるノンファーム型接続の適用に際しては、平滑化効果の弱さ等から、再生可能エネルギーの出力制御量が大きくなるのが課題のため、増強計画の策定や再生可能エネルギーを調整電源化していく取組と一体的に検討を進めることとし、令和6年度で終了する予定のNEDO事業の完了を待たず、ノンファーム型接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。 b 配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要な要素技術等の開発・検証を進め、その結果を踏まえて社会実装に向けた方向性を取りまとめ、速やかな展開を目指す。 c 計画的な形でローカル系統等の整備が望ましいことなどを踏まえ、ローカル系統等の整備と費用負担・接続の在り方を一体的に検討し、少なくともローカル系統に関しては原則一般負担化する方向で、一定の方向性を取りまとめる。 | a 速くとも令和4年度検討・結論・措置 b aの検討・結論・措置を踏まえつつ、令和4年度までの検討・結論を目指す。結論を得次第速やかに措置 c 令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | a ローカル系統におけるノンファーム型接続については、2023年4月から受付を開始した。 https://www.occto.or.jp/grid/business/documents/NF_setsuzokuriyoy20230414.pdf b NEDOの事業プロジェクトにおいて、配電系統において分散型エネルギーリソースを活用する際に必要となる要素技術等を抽出するフィンビリティスタディを実施中。 c 第33回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年6月3日)において、便益が費用を上回る場合に増強するという増強規律の下で、各一般送配電事業者が策定する増強計画に基づき行われるローカル系統の増強費用については、全額一般負担とする旨を整理。当該整理に基づき、ガイドラインを改定・施行。 | a 措置済み b フィージビリティスタディの結果を踏まえ、令和4年度から、配電系統における分散型エネルギーリソースの活用・社会実装に向けた技術開発・実証に着手。 c 措置済み | 検討中 | 継続F | |
| 令和3年6月18日 | | 35 | 送電線利用・出力制御ルールの見直し | a 送電線の利用ルールについては、メリットオーダーを追求していくが、市場主導型(ゾーン制/ノード制)への見直しは、システム開発等により一定の期間がかかる。そこで、早期に再生可能エネルギーの出力制御量を減らすため、まずは現行の実需給電段階における需給調整方法を踏襲した仕組みにより、メリットオーダーにより混雑処理を行う再給電方式を開始する。 b その後、市場主導型への見直しを検討し、早急な実現を目指す。 | a 令和4年措置 b aの検討・結論・措置を踏まえつつ、令和4年度までに市場主導型への見直しの検討・結論を目指す。結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | a 調整電源を活用して基幹系統の混雑を解消する再給電方式について、令和4年12月21日から導入済み。 b 第43回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和4年7月13日)において、諸外国の市場主導型に関する検討状況・実証の調査等を報告・議論。 | a 調整電源以外も含め一定の順序で混雑を解消する再給電方式について、令和5年中の開始を予定。 b 再給電方式の導入状況や諸外国の状況等を踏まえ、市場主導型への見直しについて検討中。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和3年6月18日 | | 36 | 北海道エリアにおける蓄電池の設置 | a 北海道エリアにおけるサイト側蓄電池を求める技術的要件については、最大限早期に廃止することを目指す。 b 同エリアにおける系統側蓄電池については、最新データに基づくシミュレーションによる必要性を再検証し、その結果として導入不可な場合は、一般負担化を検討する。 | 令和3年度内での限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | a b 審議会において、今後必要となる調整力の算定・確保の在り方や調整力不足時の対策等について検討を実施。一定の仮定の下、当面の間は調整力不足が生じる断面は限られると考えられたことから、調整力の導入を促進することを前提に、2023年7月以降に接続検討の受付を行う新規電源について、変動緩和要件を求めないこととした。 | a b 北海道電力ネットワークにおいて、2023年7月より、変動緩和要件を不要とした接続検討の受付を開始する。 | 未措置 | 継続F | |
| 令和3年6月18日 | | 37 | 蓄電池の導入促進策 | 再生可能エネルギーの自家消費や調整力の観点から定置用蓄電池の導入促進が重要であるが、家庭用蓄電池については、価格目標や導入見通しの設定、EV電池の定置転用促進、製造設備への投資支援等に取り組む。系統用蓄電池については、その法的地位付け等の整理を進める。 | 令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | 家庭用蓄電池については、システム価格で7万円/kWh(工事費含む)を2030年度の目標価格として設定するとともに、家庭用、業務・産業用の合計で2030年に累計約24GWh(2019年度累計の約10倍)となる導入見通しを設定済。EV蓄電池の再利用を促進するため、令和3年度予算等において、リユース蓄電池を補助対象としている。また、令和2年度補正予算において、定置用蓄電池の製造設備への投資を5件支援している。さらに、令和4年の第208回連帯委員会にて電気事業法を改正し、「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置付け、系統接続の環境を整備した。 | 第6次エネルギー基本計画に基づき、今後も再生可能エネルギーの有効利用を図る上で特に重要な蓄電池の導入促進を進めていく。 | 措置済み | 解決 | |
| 令和3年6月18日 | | 38 | オンライン代理制御等の早期実現 | 出力制御量を低減するため、オンライン制御可能な機器設置、発電量予測精度向上やオンライン代理制御等を検討・実施する。特に、オンライン代理制御については、出力制御単価の計算方法を再整理し、早期の導入を目指す。 | 令和4年措置 | 経済産業省 | オンライン代理制御について、2022年度より導入。 | | 措置済み | 解決 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------|----|-----|-----------------------------|---|--|-------|---|---|------------|--------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 令和3年6月18日 | | 39 | 需給制約による出力抑制時の優先給電ルールの見直し | 需給制約による出力抑制時の優先給電ルールについては、メリットオーダーを徹底するとともに、柔軟性を高めるよう、最低出力の状況等を精査した上で、火力発電の最低出力運転の基準の引下げ等を検討する。 | 令和3年内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | 第35回系統ワーキンググループ(令和3年12月15日)において、火力発電の最低出力運転の基準の引下げ等について、基本的な方向性を提示。第39回系統ワーキンググループ(令和4年5月24日)において議論。 | 引き続き火力発電の最低出力引き下げについて、検討を行う。 | 未措置 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 40 | 再エネの電力市場への統合 | 今後の、FIT制度の導入により、欧州同様に再生可能エネルギー事業者が自ら発電計画を提出する形となり、必ず買取が行われる状況から市場連動型での再生可能エネルギー導入が進む形へと転換していく中で、出力制御の在り方について、各FIT電源やFP電源などの非FIT再エネへの出力抑制に一定の金銭的精算をすることも含めて早急に検討し、一定の方向性を取りまとめる。また、FIT電源に関しても、出力抑制時の追加的精算について、引き続き検討する。 | 令和3年内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | 第38回再生可能エネルギー・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年12月24日)において議論を行い、電源立地指導などの観点を含めた出力制御の在り方について、基本的な方向性を提示。また、第40回同委員会(令和4年7月13日)において議論を行い、ノンファーム型接続における精算単価を整理済み。同委員会での議論を踏まえて、精算は実現しないこととした。 | 再給電方式(令和5年中に開始予定の調整電源以外も含めた一定の順序)において適用予定。 | 未措置 | フォロー終了 |
| 令和3年6月18日 | | 41 | 系統情報の公開の推進 | 投資判断と円滑なファイナンスを可能とし、発電事業の収益性を適切に評価できるようにする観点から、出力制御の予見可能性を高めることが必要であり、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にデジタル化して公開・提供する方針で見直しを実施する。また、火力の燃料種別の情報公開についても速やかに検討し、結論を得る。 | 令和3年内でできる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | 需給に関する情報については、第27回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(令和3年3月12日)にて議論を行い、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にデジタル化して公開・提供する方針の結論を得た。また、火力の燃料種別の情報公開については、第38回同委員会(令和3年12月24日)にて議論を行い、リアルタイムの情報公開は燃料調達に影響を及ぼす可能性があることから、リアルタイムに近い時間軸では合算で公開、一定期間経過後(一ヶ月後頃)に燃料種別を公開する旨を整理。また、第45回同委員会(令和4年9月20日)にて議論を行い、火力の燃料種別の発電実績についてもリアルタイムに近づけることとし、火力以外の電源種別の発電実績も含めて、実需給後1時間程度以内で公開する旨を整理。 | 令和4年4月及び令和5年4月に資源エネルギー庁が策定するガイドラインの改定・施行済。 | 未措置 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 44 | 小水力発電 | a 50kW未満の小水力発電(かこ型誘導発電機)に課されている逆変換装置の追加設置要件については、その特性や運用実態等を調査した上で、方向性を取りまとめ、速やかに緩和等の措置を講ずる。 b 小水力に限らず、風力、太陽光、地熱などの全ての低圧及び高圧連系の発電設備に課されている能動的方式の単独運転検出装置の設置要件について、海外との比較や系統側での対策との比較(効果、経済合理性など)も含め、その必要性の見直しを検討し、速やかに結論を得る。 | 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | 要望事項について、電気事業者、電機機器メーカー及び学識経験者で構成する専門家会議において調査を実施した。その調査結果を踏まえ、令和4年1月17日の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにおいて審議を行った。その結果、各要望事項に関する検討状況は、以下の通り。 a 逆変換装置設置の構成と同等の保安が確保できる場合には、逆変換装置を用いずに逆潮流有りの連系も可能という結論を得た。電気設備の技術基準の解釈第226条を令和4年4月に改正済み。 b 日本と諸外国では系統構成が異なるため、高低圧混触事故時における遮断時間や求める検出方式に違いがある。系統側での単独運転検出の対策となる強制接地短絡においては、公衆安全及び作業員の安全が担保できず、この課題の克服には多大な経済的コストを要することから、日本の系統構成においては単独運転検出方式が妥当であるとの結論を得た。 | a 電気設備の技術基準の解釈第226条を令和4年4月に改正済み。 b 検討終了。 | 措置済 | 解決 |
| 9)再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択拡大 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 45 | 電源トランキングの導入 | a 電力市場においてあらゆる価値の証明の基礎となるため、今後国際基準との整合性を図るべく、FIT電源については発電事業者からの同意取得を不要とし、FIT電源のほぼ全量のトランキングを実現する。 b 非FIT再生可能エネルギー電源については、令和3年8月から実証を開始し、実証の進展を踏まえつつ、全量トランキングを実現することを目指す。 c 全電源のトランキングに関しては、トランキングの進展も踏まえつつ、対応の可否を含め検討する。 | a 令和3年度措置 b 令和5年8月までの実現を目指す c 令和5年8月検討・結論 | 経済産業省 | a 令和3年度オークションからは発電事業者の同意を不要とし、買取実績のあるFIT電源に対して全量をトランキングを実施。 b 令和3年度8月から非FIT証書のトランキング実証を開始。 c 第60回制度検討作業部会(2021年12月22日)において、全量トランキングが担保されていない非FIT分を適切にトランキングするため、発電事業者による電源の属性等の情報提供を担保する仕組みについて、議論を提起。 | a 措置済 b 令和4年2月から非FIT証書の相対取引分もトランキング開始済み。 c 将来的な電源証明化を目指し検討を深める予定。 | 検討中 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 46 | 電源表示の義務化や放射線廃棄物等に関する明確な電源表示 | a 電気事業法(昭和39年法律第170号)の改正が必要となる、電源構成やCO2排出量などの表示の義務付けについては引き続き検討する。 b 電源の情報だけでなく、放射性廃棄物等に関する情報についても需要家や消費者の関心が高まっていることから、同情報についても電力の小売営業に関する指針(令和3年4月1日)において開示が望ましい行為と位置付けることについて検討し、速やかに結論を得る。 | a 令和5年8月検討・結論 b 令和3年4月からの審議会にて検討開始、令和3年度上期までに結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | b 令和3年4月から有識者による審議会での検討を開始、検討を深めるにあたって、消費者ニーズの実態を基に議論するべく、同年7月に消費者ニーズの調査事業を実施。当該調査の結果、消費者が電気を選択するに際して重視していることは、家計や暮らしへの結びつきが強い電気料金の安さや特典(割引・ポイント等)などであり、環境負荷への関心は現状低い傾向がみられた。また、電気の選択において消費者へ開示される情報の量については、更新情報の追加が好まない割合が過半を占めていた。こうした実態も踏まえ、同年10月、有識者による審議会にて、直ちに電力の小売営業に関する指針の改定は行わないものの、引き続き、消費者のニーズ・関心を注視していく方針が示された。 | a 引き続き、消費者のニーズ・関心を注視していく。 b 引き続き、消費者のニーズ・関心を注視していく。 | 検討中 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|--|----|-----|---|--|---|---|--|---|------------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 令和3年6月18日 | | 54 | 風力発電における風況観測塔の設置 | 風車の大形化に伴って主流となりつつある高さ60m超の風況観測塔の設置に関して、存続期間が限定的であり、人が容易に立ち入らない場所や洋上に設置され、人家等への影響も考えにくいことなどから、 a 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の簡易な形状の風況観測塔で、60m超のものに適用されている建築基準法による一律の基準を緩和し、時刻歴応答解析を不要とする。 b 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の風況観測塔その他の簡易な形状の工作物に対する規制を緩和し、高さ60m超であっても大臣認定を不要とする。 | a 令和3年度上期措置 b 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 国土交通省 | a, b「建築基準法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第295号)を令和4年9月2日に公布、同年4年10月1日に施行、これと併せて「構造及び周囲の状況に関し安全上支障がない鉄筋コンクリート造の柱等の基準を定める件」(令和4年国土交通省告示第1024号)を令和4年9月30日に公布、同年4年10月1日に施行し、高さが60m超の工作物であっても、存続期間が2年以内で、構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであれば、時刻歴応答解析及びそれに係る大臣認定並びに構造関係規定の一部の規定等の適用を除外できることとした。 なお、上記の措置に伴い、令和3年度上期に発出した「高さが60メートルを超える風況観測塔の構造耐力上の安全性を確保するための構造計算の基準の運用について」(令和3年9月22日 国住参建第1455号参事官(建築企画担当)通知)については廃止し、改めて、「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について(規制改革関連)(技術的助言)」(令和4年10月11日 国住指第288号建築指導課長通知)を発出した。 | a, b措置済 | 措置済 | 解決 |
| 令和3年6月18日 | | 57 | バイナリー発電設備(有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備は、電気事業法の火力発電設備に分類され、発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、ボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされているところ、そのリスクや他国における保安規制を調査するとともに、ボイラー・タービン主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得る。 | 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | 令和4年度規制改革実施計画「有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任方法及び監視形態に係る見直し」の項目a)1)における回答と同様の取組を実施。 | 令和4年度規制改革実施計画「有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任方法及び監視形態に係る見直し」の項目a)1)における回答と同様の取組を実施。 | 措置済 | 解決 | |
| 令和3年6月18日 | | 58 | PPAに関する電気主任技術者の選任方法及び運用に関する保安の監督をさせるため、PPAI(電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、当該PPA事業者が必要に応じて、電気を供給する形態)に特化した具体的な見解を示していないことから、実態を詳細に調査した上で、PPAIに係る電気主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。 | 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | 令和4年6月22日に主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の一部改正にて、外部委託承認の要件として、事業場と同一の敷地内の電気工作物に接続する電線路については、保安上支障がない場合は当該事業場の一部として取り扱うこととし、外部委託が認められるPPAの設置形態を明確化した。 | 措置済 | 措置済 | 解決 | |
| 令和3年6月18日 | | 59 | 電気主任技術者の統括による選任については、自社選任で体制を構築することや、電気主任技術者が2時間以内(到着可能であること)を求めているところ、要件見直しの検討を行い、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。 | 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 | 令和4年度規制改革実施計画「統括制度における電気主任技術者の2時間以内到着ルールの見直し」における回答と同様の取組を実施。 | 令和4年度規制改革実施計画「統括制度における電気主任技術者の2時間以内到着ルールの見直し」における回答と同様の取組を実施。 | 措置済 | 解決 | |
| 令和3年6月18日 | | 62 | 電気主任技術者の外部委託制度における年次点検周期の見直し | 令和3年度に調査の上、検討を開始し、令和4年早期に検討結果を踏まえて結論 | 経済産業省 | 令和4年度規制改革実施計画「外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し」における回答と同様の取組を実施。 | 令和4年度規制改革実施計画「外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し」における回答と同様の取組を実施。 | 未措置 | フォロー終了 | |
| (13)洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 71 | 日本版セントラル方式の導入 | 初期段階から政府や自治体が関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み(日本版セントラル方式)の確立に向け、実証事業を立ち上げること等を通して、その在り方を検討する。 | 令和4年度まで検討し、その結果も踏まえて結論 | 経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省 | 日本版セントラル方式については、令和3年度から風況については観測設備を設置し1年間の実測に着手しており、海底地盤、気象・海象、環境影響評価、漁業実態の各項目に関する調査についても、令和4年度まで継続して実施。今後の進め方等についてはすでに審議会(総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会・電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ)「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議)にてすでに議論を開始しています。引き続き、審議会での議論等を通じて、早期の導入を目指す。 | 措置済 | 継続F | |
| (14)水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 74 | 水循環政策における水力発電等の導入数値目標及びロードマップの策定 | 新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、関係省庁会議を開催し関係省庁の協力を得ながら、水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを策定する。 | 直ちに検討を開始し、エネルギー基本計画の議論を踏まえつつ、できるだけ速やかに結論・措置 | 内閣官房 | 水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを令和3年9月末に策定し、令和3年12月末、令和4年3月末、令和4年9月末までの追加検討を行った。 | 関係省庁と連携し、引き続き数値目標及びロードマップの追加検討を行う。 取組のフォローアップを行い、フォローアップの結果に基づき、必要に応じて見直す。 | 措置済 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|---------------------------------------|----|-----|--|---|--|-----------------------|--|---|------|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| 令和3年6月18日 | | 75 | 既存ダムを最大限活用するための施策の推進 | a 治水と利水を両立しつつ、既存ダムの容量の有効利用を促進するため、利水関係者や流域の関係者と調整しながら、気象予測を活用したダム運用の改善について、個別河川ごとにロードマップを作成し、取組を加速する。 b 平時の治水の利水利用(特に発電)への協力を推奨する旨の通知を河川管理者宛に発出し、発電利用を促進する。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいては、個別河川ごとに検討を行った上で、治水に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に貯水を行い、非洪水期において、貯留した水を水力発電しながら放流することを、より推進する。 d 発電増強の観点も十分踏まえ、ダムの嵩上げや発電施設の改築等を含むダム再生事業を引き続き進める。 | a 速やかに個別で検討し順次措置 b: 令和3年上期措置 c: 令和3年非洪水期から順次措置 d: 順次措置を進める。 | 国土交通省 | a 国土交通省が所管する治水等多目的ダム全体のロードマップを作成し、31ダムで検討し、その内29ダムにおいて試行体制を構築した。 b 平時の治水の利水活用(特に発電)への協力について、令和3年6月29日に通知を发出済み。 c ロードマップを作成した4ダムで検討し、その内3ダムにおいて試行体制を構築し、水力発電に資する運用を推進した。 d 治水の観点だけでなく、発電増強の観点も十分踏まえて、ダムの嵩上げ等の事業を推進しているところ。 | a 順次試行ダム数を拡大する予定。 b 措置済 c 順次試行ダム数を拡大する予定。 d 更なる事業化に向けて、実現可能性、投資効率性が確認されたものから、利水者等と調整し、順次実施。 | 未措置 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 76 | 長時間アンサンブル降雨予測技術を用いた更なるダム運用改善 | a 事前放流の更なる拡大や、発電に利用できるようなだけ緩やかに事前放流することによる増電が期待される長時間アンサンブル降雨予測技術について、国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて順次実施する。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善についての基本的事項を定めたマニュアル等を整備する。 | a 令和5年度から順次措置 b 令和4年度措置 | 国土交通省 | a SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)で技術の開発を行っている研究者と順次実施にむけて意見交換し、国土交通省及び水資源機構が管理する8ダムにおいて適用性等を検討中。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善について、基本的事項を記載した文書を作成し、令和5年3月に地方機関に対して通知。 | a 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて、令和5年度より順次実施する予定。 b 通知に基づき、各ダムにおいて運用に関するルールを作成。 | 未措置 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 77 | 発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置の促進 | a 自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管するダムで、発電利用されていないダムの状況を把握する(利水用の放流を活用した発電の状況を含む)。 b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム(128ダム)のうち、発電に未利用の河川ダムへの維持放流を活用した自家用小水力発電を導入していない8ダムにおいて、必要に応じて民間資金の活用等も検討しつつ、可能な限り自家用小水力発電を導入する。 | a 令和3年7月措置 b 速やかに個別で検討し順次措置 | 国土交通省 | a 国土交通省、水資源機構及び自治体が管理する治水等多目的ダムで、発電利用されていないダムの状況(利水用の放流を活用した発電の状況を含む。)を7月までに把握した。 b 自家用小水力発電設備の導入について、民間資金の活用を含め検討中。 | a 措置済 b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム8ダムについて2030年までに発電機を導入する予定。また、令和5年度から、民間資金活用に関するケーススタディ等を行う予定。 | 未措置 | 継続F |
| (15)固定価格買取制度関連の見直し | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 81 | 地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方を、現行の「掘削許可日より前1年」から「掘削開始日より前1年」とする運用が可能であるように「事業計画策定ガイドライン(地熱発電)」を改訂する。 | 地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方を、現行の「掘削許可日より前1年」から「掘削開始日より前1年」とする運用が可能であるように「事業計画策定ガイドライン(地熱発電)」を改訂する。 | 令和3年度上期措置 | 経済産業省 | FIT認定に関する、「事業計画策定ガイドライン(地熱発電)」において、地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方を、現行の「掘削許可日より前1年」から「掘削開始日より前1年」とする運用も可能となるように、ガイドラインの改訂案に対するパブリックコメントを実施中。 | 左記パブリックコメントの結果を踏まえ、反映予定。 ※原案通り、令和4年4月1日に措置(改訂)済み | 措置済 | 解決 |
| (16)住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 83 | ロードマップや目標の策定 | 2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の両方にあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する。 また、その検討を踏まえて住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を策定し、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映する。 | 地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて策定 | 国土交通省 経済産業省 環境省 | 「脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ」を策定済。2050年に住宅ストックの平均、2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すこととしており、当該目標に対応した住宅ストックの省エネ基準適合割合、ZEH基準の水準の省エネ性能を確保した住宅の供給割合に基づき省エネ量を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映し、これを踏まえ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)により建築物エネルギー消費性能誘導基準をZEH・ZEB基準の水準へと引上げる改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により原則全ての新築建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けることとした(令和7年施行予定)ほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)において大規模非住宅建築物に係るエネルギー消費性能基準を引上げることとした(令和6年4月1日施行)。 | 住宅トップランナー基準の引上げや建築物エネルギー消費性能基準の段階的な水準の引上げの実施など、引き続き、ロードマップ・地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画において決定された内容について、施策の具体化に取り組む。 | 措置済 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 84 | 省エネルギー基準の適合義務化・基準強化 | 現在の省エネルギー基準を全ての建築物、住宅において適合義務化、また脱炭素化に向けて段階的に基準を強化していくことを検討する。 | 地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論 | 国土交通省 経済産業省 | 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により、住宅及び小規模建築物を含む原則全ての新築建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けることとした(令和7年施行予定)。 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)により建築物エネルギー消費性能誘導基準をZEH・ZEB基準の水準へと引上げる等の改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第3号)において大規模非住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準を引上げることとした(令和6年4月1日施行)。 | 引き続き、住宅トップランナー基準の引上げや建築物エネルギー消費性能基準の段階的な水準の引上げを実施していく。 | 措置済 | 継続F |
| 令和3年6月18日 | | 85 | ZEHの更なる普及拡大に向けた方策 | 現在のZEHの2030年目標「新築住宅の平均でZEH」だけでなく、ZEHの断熱基準の適合義務化や太陽光発電設置も含めたZEHの義務化などの規制措置も含め、ZEHの更なる普及拡大に向けた方策について検討する。 | 地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論 | 国土交通省 経済産業省 環境省 | 「脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の取りまとめにおいて、遅くとも2030年度までに建築物エネルギー消費性能基準をZEH基準の水準に引き上げ、適合を義務付けるとしている。これに向け、まずは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省・国土交通省令第1号)により建築物エネルギー消費性能誘導基準をZEH・ZEB基準の水準へと引上げる等の改正を行った(令和4年10月1日施行)。また、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件(令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)により低炭素建築物の認定基準において再生可能エネルギーの導入を要件化する基準改正を行ったところ(令和4年10月1日施行)。 また、住宅ローン減税における環境性能等に応じた借入限度額の上昇とフラット35におけるZEHを対象とした支障の削減、国土交通省・経済産業省・環境省の3省連携による補助を通じたZEHの更なる普及拡大を図っているところ。 | 改正法令や支援事業により引き続きZEHの普及拡大を図る。 | 措置済 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|-----------------------|----|-----|----------------------|---|--|---|---|--|------|-----|
| | | | | | | | | 規制改革推進会議評価 | 評価区分 | |
| 令和3年6月18日 | | 86 | 既存住宅・建築物の省エネルギー対策の推進 | 既存住宅・建築物の省エネルギー対策の更なる推進に向けて、増改築や大規模改修時における、省エネルギー基準の適合義務化を検討する。 | 国土交通省 | 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により、建築物の増改築を行う場合は当該増改築部分について建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けることとした(令和7年施行予定)。 | 措置済 | 措置済 | 継続F | |
| 令和3年6月18日 | | 87 | 住宅・建築物のエネルギー性能表示の推進 | 消費者が建築物の性能を認識し、改善する機会を提供するだけでなく、比較して選択することができるよう、省エネルギー性能表示の義務化も含めた更なる規制の強化を検討する。 | 国土交通省 | 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)により、建築物の販売又は賃貸を行う事業者のその販売・賃貸する建築物のエネルギー消費性能に關し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を定め、これに従って表示を行っていない事業者に対して勧告等を行うことができることとした(令和6年施行予定)。 | 措置済 | 措置済 | 継続F | |
| 令和3年6月18日 | | 88 | 建材や設備などの性能の強化 | a トップランナー制度のうち、目標年度を過ぎた各種のエネルギー多消費機器については、技術の進展や足下の高効率機器の普及状況を踏まえつつ、基準の見直しを随時行っているところであるが、今後も順次適切に見直しを検討していく。 b 建材トップランナー制度については、今後、事業者の達成状況を確保しつつ、2050年カーボンニュートラルを踏まえ、住宅等の省エネ基準等見直しと整合的に、住宅の断熱性能の向上に資する高性能な建材が市場に普及しているようトップランナー基準の引上げを含めた制度の見直しに向け、方向性を取りまとめる。 c 需要側が高性能な窓を選択可能とすることにより低品質な窓が市場から排除されるよう、窓の性能表示制度の在り方について見直しの検討を行い、結論を得る。 | 経済産業省 | a 家庭用エアコンの新たな省エネ基準を策定するために関係法令の改正を行った。(令和4年5月31日公布、6月1日施行) b 窓(サッシ及び複層ガラス)、断熱材(グラスウール及び押出ポリスチレンフォーム)の建材トップランナー制度について、総合資源エネルギー調査会エネルギー-新エネルギー-分科会省エネルギー-小委員会 建築材料等判断基準ワーキンググループにおけるとりまとめ資料に基づき、関係法令の改正を行った。(令和5年3月28日公布、4月1日施行) c 窓の性能表示制度について、総合資源エネルギー調査会エネルギー-新エネルギー-分科会省エネルギー-小委員会 建築材料等判断基準ワーキンググループにおけるとりまとめ資料に基づき、関係法令の改正を行った。(令和5年3月28日公布、4月1日施行) | a 実施済 b 実施済 c 実施済 | 未措置 | 継続F | |
| 5 雇用・教育等 | | | | | | | | | | |
| (3)労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃 | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 2 | 労働関係の書面・対面規制の撤廃 | a 厚生労働省は、長時間労働等が認められる労働者に対し行う医師による面接指導について、コロナ禍で対面指導に制約がある中、非対面の面接指導を促進する観点から、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第68条の第1項及び第68条の第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」(平成27年9月15日厚生労働省労働基準局長通達)における対面を原則とする記述を削除し、中立的記述となるよう見直す。あわせて、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師について産業医である必要があるなど一定の要件が課されているが、一定の要件のうちいずれかに該当することが望ましい旨の記載とし、事実上要件を撤廃する。 b 厚生労働省は、健康保険法(大正11年法律第17号)に基づき事業主が健康保険組合に提出する被保険者資格取得届等の書類について、押印を撤廃するべく省令改正を行う。また、「健康保険被扶養者異動届」など民間法人である健康保険組合において様式を定める書類についても押印を求めないよう要請する。 c 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)により、労働者等への通知及び労働者からの異議申し立てについては書面で行う必要がある。この点について、厚生労働省は、労使間で連絡等に電子メール等を利用している場合があることも考慮して労使双方にとって負担のない方法で実施できるよう配慮しながら、相手方に確実に到達する方法を提供するとともに事後に紛争が生じて労働者の地位が不安定になることを防止するといった法の趣旨を踏まえ、電子化を可能とすることに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 労働基準関係法令は、「事業場単位」で個々の労働者の就業状況を踏まえ適用するとされているところ。例えば、事業場間での配置転換に際し事業場単位での労働時間を算算しなくてもよいとされていることなど「事業場単位」の考え方で必ずしも適切でない点があると考えられる。また、就業規則や36協定についても、多くの企業が、事業場からの意見を聞きつつ本社主導で管理を行っている実態にあるとの意見もある。厚生労働省は、以上のような観点にも留意しつつ、労働基準関係法令において「事業場単位」で適用される制度や行政手続の在り方について、職場環境の変化や就業の実態を踏まえてより適切なものとなるよう、「事業場単位」の妥当性も含めて、現在の労働基準関係法令の施行状況の把握を行いつつ、中長期的な課題として検討する。 e 労働安全衛生法の規定に基づき特別教育の実施に当たり、「インターネット等を介したeラーニング」により行われる特別教育の当面の考え方については、例えば、動画再生やPCの操作記録等に基づき事業者が受講状況を確認する場合は監視者の配置や受講時間の特定を定めるものではないことが必ずしも明らかとなっていない。厚生労働省は、受講状況の確認と各特別教育規程で定める教育時間以上の教育が行われたことが担保できれば、以上の例のようなeラーニングを行うことができることを明らかにし、具体的な措置のモデルケースを提示しつつ、通知などの措置により周知する。 | a,b,e 措置済み c 令和3年度検討開始、結論を待次第速やかに措置 d 継続して検討 | 厚生労働省 | a オンラインにより面接指導を実施する場合には、対面で実施する場合と比べて、労働者の様子を観察することで得られる情報が限られるため、面接を実施した医師が、オンラインによっても必要な指導や就業上の措置に関する判断を適切に実施することができるよう、オンラインの面接指導の実施要件について、労使や専門家の方々の意見を聴き、検討を行い、令和2年1月19日付で当該通達を以下のとおり改正した。 ①通達中の「原則として直接対面によって行うことが望ましい」という記載及び「一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反となるものではない。」という対面を原則とする記載を削除した。 ②情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師については、一定の要件のうちいずれかに該当することを求めているが、該当することが望ましい旨の記載に変更した。 b 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第397号)が令和2年12月25日に公布され、厚生労働省が所管する省令及び告示により定められた手続きであった、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、押印を原則不要とすることとした。 また、同日付けで「保険者が定める届出様式における押印の廃止について(要請)(令和2年12月25日付け厚生労働省保険局保険課長通知)」を发出し、健康保険被扶養者異動届等の保険者が定める届出様式についても、押印を不要とする取扱いとするよう保険者等に対して見直しを要請した。 c 令和4年度においては、労使からのヒアリングを実施するとともに、電子化を可能とすることに向けて、労使双方にとって負担がなく、また相手方に確実に到達し、労働紛争の防止に資する具体的な仕組みについて、労使の意見も踏まえながら、課題の整理を行い、労使と対応策の調整を行っている。 d 「事業場単位」となっている労働基準関係法令に基づく手続のうち、一年単位の变形労働時間制に関する協定届について、新たに令和5年2月27日から本社内一括届出を可能にした。 e 令和3年1月25日付けで発出した「通達」インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」により、eラーニングで実施する特別教育の教育時間が各特別教育規程で定める教育時間以上であることを担保するための具体的な確認方法として、動画教材の再生記録、パノコの操作記録等に基づき、教育を実施する事業者が受講状況を確認することを示す等、特別教育をeラーニングで実施するための条件等を明らかにした。 | a 引き続き、改正内容の周知に努めてまいります。 b 措置済み c 今後、労働政策審議会における審議を行い、労使の合意が得られ次第、速やかに措置を行う。 d 引き続き、費用対効果を確認しながら、本社一括届出の対象手続の拡充等、より企業の利便性を高める方策を検討していく。 e 引き続き、改正内容の周知に努めてまいります。 | 検討中 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | | | | | |
|-----------|----|-----|----------------------------------|--|--|-------|---|---|--|------------------------|--|---|--|-----|----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 | | | | |
| | | | | (4)多様な主体的なキャリア形成等に向けた環境整備 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 3 | 多様な働き手に対する職業訓練・教育訓練機会の提供 | <p>多様な働き手に対する職業訓練・教育訓練機会の提供</p> <p>厚生労働省は、中高年齢層を対象に、実務に即した多様な訓練プログラムを開発するなど、職業生活の長期化や将来的なキャリアを見据えた訓練を推進する。</p> <p>厚生労働省は、高齢求職者を対象とした職業訓練プログラムの研究開発を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施していること、労働市場における求人・求職の動向を勘案しつつ、職種等のミスマッチ解消を目指して開発したカリキュラム等を基に高齢求職者向けの訓練の普及を図る。</p> <p>厚生労働省は、公的職業訓練におけるオンラインによる訓練の実施状況や訓練効果等を把握・分析した上で、利用実績向上等の目標設定も見据えつつ、受け手の利便性や訓練効果の向上等の観点からオンラインによる訓練の活用促進に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>厚生労働省は、教育訓練給付制度に関して、既にオンラインによる教育訓練も対象となっているが、制度活用を促す観点から、一層の周知を図る。</p> <p>厚生労働省は、令和3年2月より、実施されている求職者支援制度に係る特例措置に関して周知を図る。</p> <p>厚生労働省は、求職者支援制度に係る特例措置の実施状況等について分析・把握を行い、今後、求職者支援制度をより有効なものとなるよう、必要に応じ措置を行う。</p> | 令和3年度措置 | 厚生労働省 | <p>a (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が全国に設置(87カ所)する生産性向上人材育成支援センターが中小企業等の労働者向けに実施する生産性向上支援訓練において、令和2年度より中高年齢層を対象とした訓練コース(ミドルニースコース)を実施しており、令和3年度は、過去年間プログラム設定状況や事業主等のアンケートの結果を踏まえ、訓練カリキュラムを改定(4コース分)した。令和4年度においては、改定した訓練カリキュラムを含む訓練コース(ミドルニースコース)を着実に実施した。</p> <p>b 高齢者雇用に向けた能力科目を組み込んだ訓練コースについて、令和3年度に3地域(千葉、静岡、広島)で実施した試行訓練を踏まえ、高齢者専用訓練コースのカリキュラムを開発。令和4年度において、開発したカリキュラムを基に、都道府県が民間教育訓練機関等を活用して実施する職業訓練において、高齢者雇用に向けた能力科目を含む高齢者専用訓練コースをメニューに追加した。</p> <p>c 求職者支援訓練について、育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方の訓練受講が可能となるよう、受講者の希望に応じた日時に受講が可能なラーニングコースを令和3年10月から実施(公共職業訓練で平成29年度から実施)。</p> <p>d 教育訓練給付について、オンラインを活用しやすいデジタル分野を中心に、経済産業省や文部科学省主催の説明会や、経済団体等を通じた傘下企業への情報提供の機会を通じて制度周知を図り、制度の利用を促進した。</p> <p>e 求職者支援制度の特例措置を含め、必要なら制度を活用いただけるよう、ハローワークでの一人一人の状況に応じたきめ細かな情報提供、インターネット・SNSを活用した周知・広報等の活用促進に向けた働きかけを積極的に行った。</p> <p>f 求職者支援制度の特例措置について、特例訓練の受講者数や就職実績を含む受講事例のほか、求職者支援制度の利用者のニーズの把握、訓練の分野別のコース設定の状況等について検証を行ったうえで、訓練期間等の認定基準に関する特例の延長や給付金の支給要件の緩和等に係る関係省令の改正を行った。</p> | a 引き続きミドルニースコースの推進を図る。 | b 引き続き、都道府県が民間教育訓練機関等を活用して実施する職業訓練において、高齢者雇用に向けた能力科目を含む高齢者専用訓練コースを実施する。 | c 引き続きオンラインによる訓練を推進する。 | d 教育訓練給付について、関係省庁との連携により、オンライン講座も活用されていること等を含め、制度の一層の周知・広報に取り組む。 | e 引き続き周知・広報等を積極的に行い、活用を進める。 | f 求職者支援制度の訓練期間等の認定基準に関する特例措置の実施状況等について、令和5年度においても引き続き、その効果分析・把握等を行い、必要に応じ有効な措置を講ずる。 | 措置済 | 解決 |
| 令和3年6月18日 | | 4 | 自律的・主体的なキャリア形成の支援と職業訓練・教育訓練機会の提供 | <p>自律的・主体的なキャリア形成の支援と職業訓練・教育訓練機会の提供</p> <p>厚生労働省は、正社員にとどまらない多様な働き手の自律的・主体的なキャリア形成の促進を主眼に置き、人的資本への投資戦略の重要性、実務につながる教育訓練の実施、働き手の時機に応じたキャリアの棚卸しや企業の人事政策の一環であることなどを念頭に置いたキャリアコンサルティングの必要性、教育訓練休暇の付与・取得促進など、働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度を体系的に示した「リカレントガイドライン」の策定を行う。その際には、上場企業等に対してはコーポレートガバナンスコードの趣旨や内容も踏まえた運動等も視野に含みつつ、労使からの意見を定まるとともに、必要に応じて必要な措置を行う。</p> <p>厚生労働省は、キャリアコンサルタントの働き手・企業双方にとっての質の向上のため、5年ごとの資格更新に係る研修のみならず、オンラインによる動画教材を提供していることであるが、利用者へのヒアリング等を通じ、自律的・主体的なキャリア形成のためのコンサルティング実施に向けて検討を行い、必要な措置を行う。</p> <p>厚生労働省は、令和2年に実施したジョブ・カードの利用者ヒアリングの調査結果を踏まえ、キャリア・プランニング及び職業能力証明ツールとして、労使双方における利便性・利用継続性の向上や、生活にわたる活用の促進のため、ジョブ・カードをオンライン上で登録できる新たな作成支援サイトの構築を行う。</p> <p>厚生労働省は、「在籍型出向等支援協議会」における事例収集及び、在籍型出向によるキャリア形成・能力開発に係る効果についても調査・把握を行い、展開を図る。</p> <p>厚生労働省は、必要に応じ関係府省と連携し、フリーランス・トラブル110番に寄せられた相談内容について把握・分析を行うとともに、キャリア形成への支援や労災保険の特別加入の拡大等、フリーランスに対する必要な対応について検討を行う。</p> <p>厚生労働省は、「労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」において、多種多様となっている人材サービスについて現状把握を行い、事業者の透明性向上や求職者等の安心感を高めるべく、今後の雇用仲介制度の在り方について、検討を行う。</p> | a,b 令和3年度措置 c 令和4年度措置 d 令和3年3月措置 e,f 令和3年検討開始 | 厚生労働省 | <p>a 職場における人材開発の抜本的な強化を図るため、基本的な考え方や労使が取り組むべき事項、公的支援等を体系的に示した「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を、労働政策審議会人材開発分科会での議論・検討を経て、令和4年6月に策定した。ガイドラインにおいては、職務に必要な能力・スキル等が明確化されることや、学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価が行われることが望ましい旨を示した。</p> <p>b キャリアコンサルタントの質の向上のため、更新講習の指定を行うとともに、複雑化・多様化している課題に対応できるようにするため、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修を実施して、令和3年度は、中高年齢層や外国人のキャリア支援をテーマにした教材開発・研修等、受講者アンケート等を参考にしながら実施した。また、令和4年度には育児・介護等と仕事の両立支援をテーマにした教材開発・研修等、受講者アンケート等を参考にしながら実施した。</p> <p>c ジョブ・カードをオンライン上で登録できる新たな作成支援サイト「マイジョブ・カード」を構築し、稼働開始した。</p> <p>d 令和3年6月に厚生労働省において、産業雇用安定助成金を活用して在籍型出向を実施した企業や労働者へのアンケート調査及び事例収集を実施するとともに、その結果を、全国及び都道府県ごとの在籍型出向等支援協議会において共有し、展開を図った。</p> <p>e について 【フリーランス・トラブル110番の相談内容の把握・分析】 内閣府部をはじめ、関係省庁と連携し、令和2年11月より設置したフリーランス・トラブル110番に寄せられた相談内容について、相談者の属性や業種、トラブル事例や傾向について把握・分析を行った。 また、関係省庁と連携し、フリーランス・トラブル110番に関する相談事例等を踏まえ、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)において講じることとされているフリーランスの取引適正化のための法制度として特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案(フリーランス・事業者間取引適正化等法案)を第211回通常国会に提出した。</p> <p>【キャリア形成への支援】 フリーランスを含めた労働者に対し、キャリアコンサルティングの機会の確保や、ジョブ・カードの普及促進を実施している。 また、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する求職者支援制度において、安定的な雇用を目指す方への再就職を支援している。 【労災保険の特別加入の拡大】 令和4年7月に労働者災害補償保険法施行規則の改正を行い、歯科技工士についても特別加入の対象とした。</p> <p>f 令和3年1月から7月にかけて「労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」を開催し、同年7月13日に報告書とりまとめた。</p> | a 令和5年度予算において「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」についてのシンポジウムを開催するとともに、引き続き、企業・労働者に対するガイドラインの周知を行う。 | b 引き続き、更新講習の指定を行うとともに、キャリアコンサルティングの質の向上に向けた取組を充実させるため、受講者アンケート等を参考にしながら、研修内容の見直し等を実施する。令和5年度は、支援場面が多岐にわたる企業支援、多様な働き方で働く者の支援に関する教材開発・研修の実施を予定している。また、キャリアコンサルタントに対して、熟練した指導者になる指導を受ける機会を提供する。 | c 実施済 | d 在籍型出向等支援協議会を活用し、引き続き在籍型出向に関する情報やノウハウ・好事例の共有を行う。 | e において 【フリーランス・トラブル110番の相談内容の把握・分析】 引き続き、フリーランスを含めた労働者に対し、キャリアコンサルティングの機会の確保や、ジョブ・カードの普及促進を実施する。 また、求職者支援制度において、安定的な雇用を目指す方への再就職支援を引き続き実施する。 | f 研究会報告書を踏まえた労働政策審議会における議論を経て、雇用仲介の制度に関して必要な改正を行う「雇用保険法等の一部を改正する法律」が令和4年3月に成立。令和4年10月に施行され、引き続き周知等を行う。 | 措置済 | 解決 |
| 令和3年6月18日 | | 5 | 社会経済環境や雇用慣行や労働条件の改善 | <p>社会経済環境や雇用慣行や労働条件の改善</p> <p>厚生労働省は、裁量労働制について、現在実施中の実態調査に関して、適切に集計の上、公表を行う。その上で、当該調査結果を踏まえ、労働時間の上限規制や高度プロフェッショナル制度等、働き方改革関連法の施行状況も勘案しつつ、労使双方にとって有益な制度となるよう検討を開始する。</p> <p>厚生労働省は、多様な正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化及び労働契約法(平成19年法律第128号)に定められる無期転換ルールの労働者への周知について、1多様化する労働契約のルールに関する検討会において、令和3年公表予定の実態調査結果等を踏まえて議論を行い、取りまとめを行う。その上で、労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | 令和3年調査結果公表、調査開始 | 厚生労働省 | <p>a 厚生労働省においては、裁量労働制実態調査を実施し、令和3年6月に結果を公表した。令和3年7月から、実態調査の結果や、労使の現場での運用状況等を踏まえ、裁量労働制等についてこれからの労働時間制度の在り方に関する検討会において検討を行い、令和4年7月に報告書とりまとめた。この報告書を踏まえ、令和4年8月より労働政策審議会において議論を行い、裁量労働制の適正化等の観点から、専門業務型裁量労働制の本人同意の導入等を行うこととする報告を令和4年12月にとりまとめた。当該報告に基づき、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)等についての改正省令等を令和5年9月に公布した。(令和6年4月1日施行)</p> <p>b 労働政策審議会における検討結果を踏まえ、 ・無期転換ルールについては、無期転換申込権が発生する契約更新時における労働基準法に基づく労働条件明示事項に、無期転換申込権と無期転換後の労働条件を追加 ・労働契約関係の明確化については、労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する改正省令等を令和5年3月に公布した(令和6年4月1日施行)。</p> | a 今後、円滑な施行に向けて周知・啓発に努めてまいります。 | b 今後、円滑な施行に向けて周知・啓発に努めてまいります。 | | | 措置済 | 解決 | | |

| 関係決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 | 今後の予定 | 規制改革推進会議評価 | |
|------------------------|----|-----|--|--|---|-----------------------|---------------|---------------|------------|------|
| | | | | | | | (令和5年3月31日時点) | (令和5年3月31日時点) | 措置状況 | 評価区分 |
| 令和3年6月18日 | | 8 | 教員資格制度に係る規制・制度の見直し | <p>教師の「質」と「量」にはトレードオフの関係があるとの指摘もある中、教師の「質」について早急に議論を行い、分かりやすい形で示されるよう、結論を出す。またこれにより、現在の教員免許制度や免許更新制が教師の質を高めているのかについて検証を行い、教師としての人材育成・評価の観点も踏まえつつ、必要に応じて見直す。</p> <p>多様な外部人材を教師として活用する際の「特別免許状」について、その数はいまだ年間200件程度にとどまっている。特別免許状制度の利用を促進するため、手続面での見直しを行うとともに、要件の見直しを行う。</p> <p>具体的には、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、1年度の申請を可能とし、取得までの時間を短縮できるよう都道府県教育委員会に対して要請・特別免許状取得者が教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経験要件の廃止・教育委員会ごとの審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化などの取組を行う。</p> <p>更なる外部人材の活用を進めるためには、一定の能力・経験を有する社会人経験者が円滑に教員免許状を取得できるよう、大学における教職課程の履修を通じた教員免許状の取得に限定されない、特別免許状を活用した仕組みを検討する。具体的には、都道府県教育委員会が、能力・経験の基準を明確に定めるとともに、域内の学校長の推薦を持つだけでなく、教育現場の実情を踏まえた都道府県教育委員会の「ニアタイプ」により特別免許状が授与されるようにする。</p> <p>企業におけるインターンシップのような仕組みによる質の確保、学校外でのマネジメント経験を考慮した管理職としての登用など、社会人を教育現場に柔軟に活用するための具体案を明確に示す。</p> <p>社会人登用に必要な採用プラットフォームを整備するなど、運用面でも社会人登用が進むよう環境整備を行う。</p> <p>学校現場に関わりたいと考えている社会人等が、どのような関わり方ができるのか、また、その実現のためには、どのような手続・要件を凝らしていく必要があるのか、実情を把握し、教師のサポート役や生徒・学生の支援など多様な形で関わり方があることを前提に、多様な人材を積極的に呼び込み・活用する。</p> | <p>文科科学省</p> <p>令和4年12月19日に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、教師に求められる資質能力(1)教職に必要な素養2(学習指導3)生徒指導4(特別な配慮や支援を必要とする子供への対応5)ICTや情報・教育データの利活用の5項目に再整理された。この項目については、中央教育審議会における議論を踏まえ令和4年8月31日に策定した「教師の資質向上に関する指針(文部科学大臣告示)」に盛り込んだこと。</p> <p>教員免許更新制については令和3年11月に中央教育審議会から提言された「審議まとめ」を踏まえ、令和4年度審議会において法改正が行われ、これまでの更新申請を継続しつつ教師の個別最適で協働的な学びを充実する新たな研修制へへと発展的に解消された。</p> <p>(a) 令和3年5月に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂を行い、都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与が進むよう審査の緩和を示した。具体的には、特別免許状取得者が教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経験要件の廃止し、また、できるだけ迅速な手続きが可能となるよう改善を図ることや教育委員会ごとの審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化などを示した。</p> <p>(b) 上記指針に即した取組が確実に進められるよう促すことで積極的な授与が進むよう令和4年3月に通知を发出。</p> <p>(c) 令和4年12月に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることが指摘されるとともに、その実現のために、民間企業における採用活動も参考につつ、多面的な教員採用選考の実施を促すことや、特別免許状の活用を一層促進すること、社会人等の教育現場への円滑な入職に資する研修を実施すべきであることが提言された。</p> <p>これを踏まえ、令和5年1月に文科科学省から各教育委員会に対し、教師の採用に関し、人物重視の採用選考を実施すること等について通知を发出した。</p> <p>さらに、独立行政法人教職員支援機構等において、社会人等が円滑に入職することに資する研修動画の作成を行い公開するとともに、各教育委員会における活用を促した。</p> <p>(d) 令和4年12月に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることや、社会人等の教育現場への円滑な入職に資する研修を実施すべきであることが提言された。これを踏まえ、教師を目指す学生・社会人への情報発信を支援するため、文科科学省において令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開設し、広く関係者に活用を促した。</p> <p>さらに、独立行政法人教職員支援機構等において、社会人等が円滑に入職することに資する研修動画の作成を行い公開するとともに、各教育委員会における活用を促した。</p> <p>(e) 令和4年12月に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることが指摘されるとともに、その実現のために、民間企業における採用活動も参考につつ、多面的な教員採用選考の実施を促すことや、特別免許状の活用を一層促進すること、社会人等の教育現場への円滑な入職に資する研修を実施すべきであることが提言された。</p> <p>これを踏まえ、令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開設し、広く関係者に活用を促した。</p> <p>(f) 令和4年12月に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることが指摘されるとともに、その実現のために、民間企業における採用活動も参考につつ、多面的な教員採用選考の実施を促すことや、特別免許状の活用を一層促進すること、社会人等の教育現場への円滑な入職に資する研修を実施すべきであることが提言された。</p> <p>これを踏まえ、令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開設し、広く関係者に活用を促した。</p> | <p>検討中</p> <p>継続F</p> | | | | |
| 6)オンライン教育等に係る規制・制度の見直し | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 9 | オンラインを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その検証結果も踏まえた目標設定を行う等、ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。 | <p>新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その検証結果も踏まえた目標設定を行う等、ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。</p> <p>教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために最適な対応が取れるようにする。具体的には、教師が、学習の遅れや見逃しの児童生徒にはより直接的な指導を行ったり、学習進度の早い児童生徒には主体的に発展的な学習を取り組む機会を提供したりすること、外国語に関する学習において、デジタル教材の活用や、外部人材や海外の児童生徒とオンラインを活用したコミュニケーションを図ることを通じて指導したり、プログラミングに関する学習において、外部の専門家と連携して取組んだりすることなど、オンラインを活用した授業の好事例を示し、学校現場の創意工夫の、児童生徒に寄り添った質の高い教育が実現されるよう、学校現場を後押しする。その際、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進める。</p> <p>各学校がその地域における強みを活かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的な教育資源を十分に活用した教育を展開できるよう、全国どの地域に住んでも、充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組む。</p> <p>学校で学びだけでなく不登校児童生徒の帰学支援も実現しつつ、自宅や教室等を行うオンラインを活用した学習(同時双方向での授業配信やオンデマンド動画等を活用した学習)を一時円滑に行うことができるよう、一人一台端末の活用を促進する。また、一定の条件下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、学校現場に対し、引き続き周知を図る。</p> <p>高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加工しないよう算定方法を強化し、教師により対面指導とオンラインを活用した指導を融合させた柔軟な授業方法を可能とする。</p> <p>福島・中山間地域等に居住する生徒であっても、生徒自身の進路希望に応じて、他校の通信課程の科目を受講することで、多様な科目を学ぶことができるよう、高等学校段階における全日制・定時制とのハイブリッド的な取扱いを推進する。</p> <p>通学制の大学におけるオンラインを活用した授業により取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加工しないことを明確化する。また、通制制の大学においては、オンラインを活用した授業のみで上限を超えて単位を取得できることも併せて周知を図る。あわせて、例えば、オンライン教育の活用による留学を促進する観点から、日本人学生が海外に滞在しながら、また、外国人学生が母国にないが日本の大学の授業を受ける場合、通学制の大学においても、海外からのオンラインを活用した授業と日本の対面授業の数を組み合わせることも教育が可能であることなどの周知を図る。同時に、海外からの大学には、学生が帰国して入学することと併せて、海外の大学へ、各大学は、学生に寄り添い、学生が安心して、十分なサポートで学ぶことができるように対応することが重要である旨を併せて周知する。</p> <p>教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものと異なるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準(昭和56年公布令第33号)の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る。</p> | <p>文科科学省</p> <p>遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの検証のため、内閣府と文科科学省が連携し、「GiGAスクール構想のエビデンス活用に関する研究会」を令和3年7月に設置し、定量的効果検証に取り組んでいる。また、非常時の学習指導等に関する具体的な取組状況把握のため、令和4年8月に調査を実施し、全国の小学校の87.8%、中学校の87.9%で同時双方向型のウェブ会議システムが非常時の待機学習学習に向けて準備されているという結果を得た。この調査結果を踏まえて令和5年3月に事務連絡を发出し、待機学習の充実に向けた方策に取り組むこと等、各都道府県教育委員会に要請。</p> <p>GiGAスクール構想に基づいて整備した1人1台端末について、オンラインを含む円滑な活用に向けて、学校のICT活用を広域的・組織的に支援する「GiGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に整備するために必要な予算を確保し、令和3年度補正予算、令和4年度予算、令和4年度補正予算1人1台端末の活用促進に向けて、文科科学省特設ウェブページ「StuDX Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を収集・紹介した。</p> <p>また、各学校における臨時休業中でのICTを活用した学習指導の推進に向けて、留意事項や取組事例の周知を行い、オンライン等でのICT環境の活用促進を要請。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査(令和4年3月18日に公表)」において、全国の約44%の学校で活用した学習指導が行われ、そのうち約70%の学校でオンラインを活用したウェブ会議システムが活用されていることが明らかになった。</p> <p>さらに、2022年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データサイエンスなどの基礎を学習することとなることを踏まえ、指導体制の充実に合わせてオンラインの活用を含む複数指導や外部人材の活用に関する手引きを公表した。</p> <p>令和4年度補正予算において、学習活動を行った場合、一定の条件下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、政策配分において引き続き周知を図った。また、病氣療養児に対するオンラインを活用した学習についても、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型の授業を推進する。また、調査研究事業を実施し、成果報告会において制度や取組事例の周知を行った。また、事前に録音した動画を併用するオンデマンド型の授業についても実施を可能とする制度改正を実施するとともに、令和5年度予算において、同制度の効果的な活用方法等の調査研究に関する調査を計上している。</p> <p>高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる上限単位数について、単位算定や弾力性を図る。具体的には、遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、30単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととし、卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることを可能とした。</p> <p>学校間連携の対称を拡大し、高等学校等の全日制の課程と定時制の課程に在籍する生徒が、自校又は他校の遠隔課程の課程における開設される科目等を履修することが可能であることを明確化した。また、福島・中山間地域等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の教育課程の共通化・相互交換やICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設や個別化指導を実現する事業を実施している。</p> <p>大学等における遠隔授業の取扱いについて(通知)「令和5年4月2日付付文科学第9号 文科科学省高等教育局長通知」及び「学習日程の取扱い及び遠隔授業の活用に関する指針」(令和5年5月14日付付文科学第9号 文科科学省高等教育局長通知)において、大学等における遠隔授業の実施に当たり、60単位の上限への算入に関する考え方の明確化等について周知した。</p> <p>大学設置基準等も含めた大学の質保証システムの見直しに向けて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において検討が行われ、「新たな大学分科会質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月1日付中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)が取りまとめられた。同審議まとめにおいて、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直しについて提言されたことを踏まえ、令和4年9月に大学設置基準、大学通信教育設置基準等の改正を行った(令和4年10月1日施行)。</p> | <p>検討中</p> <p>継続F</p> | | | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|----------------------------|--------|-----|-------------------------|---|---|------------------|---|---|------|------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| 6. その他横断的課題 | | | | | | | | | | | |
| (2)各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合 | | | | | | | | | | | |
| 令和3年6月18日 | | 2 | 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合 | 各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。 | 令和4年度措置 | 全府省 | <p>【警察庁】 警察庁では、令和4年2月、道路交通法施行規則を改正し、国外運転免許証交付申請書に添付する写真のサイズをパスポート規格に見直しなどした。</p> <p>【金融庁】 公認会計士試験の出願の際に求める顔写真(写真票)のサイズ・規格について、パスポートのサイズ・規格に合わせることをし、令和4年第Ⅱ回短答式試験の出願受付(令和4年2月)から対応済。撮影時期についても、6か月以内に変更済。</p> <p>【総務省】 消防設備士免状及び危険物取扱者免状の写真サイズについては、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)の一部を改正し、パスポート規格の提出を可能とした(令和4年3月31日公布・施行)。</p> <p>【法務省】 【司法書士試験及び土地家屋調査士試験関係】 司法書士試験及び土地家屋調査士試験における受験申請書に添付する証明写真のサイズ及び撮影時期を変更するに当たっては、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の改正を要するところ、令和4年3月29日をもってこれを改正し、所要の対応を了した。</p> <p>【在留申請関係】 在留申請等で提出を求める写真のサイズ及び撮影時期を変更するに当たっては、出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の改正を要するところ、令和5年3月27日をもってこれを改正した。また、併せて必要な要領改正を行い、所要の対応を了した。</p> <p>【厚生労働省】 令和3年6月1日付け事務連絡「身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて(依頼)」を踏まえ、 ・法令で写真のサイズや撮影時期を定めるものは、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第180号)、申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第36号)、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第71号)、医師法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第107号)を公布した。 ・通知で定めるものは、必要な見直しを行った。 ・関係団体等で定めるものは、当該関係団体等へ見直しについて検討要請を行った。</p> <p>【経済産業省】 電気主任技術者試験の出願に求める写真サイズ等について、パスポート規格に見直しした(令和4年4月1日施行)。また、同様に写真サイズ・規格を統合すべき案件について改正原案を作成する等、早期の措置に向けた作業を行った。</p> <p>【国土交通省】 写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第7号)により、関係省令を改正し、サイズを運転免許証サイズ、大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合した(令和4年2月28日公布)。</p> <p>【復興庁】 復興庁において写真のサイズ、撮影時期について見直し。なお現時点では、復興庁において写真を添付する各種申請等も所管していない。</p> | <p>【警察庁】 措置済</p> <p>【金融庁】 写真の電子的提出については、システム整備に係る費用負担や審査事務負担を踏まえつつ、検討を行う。</p> <p>【総務省】 措置済</p> <p>【法務省】 【司法書士試験及び土地家屋調査士試験関係】 写真の電子的提出については、令和7年度末までに整備することを検討している。 措置済</p> <p>【厚生労働省】 措置済</p> <p>【経済産業省】 令和5年度早期の施行を目指し、引き続き、写真サイズ等の統合に向けて、根拠規定の改正を進める。加えて、写真の電子的提出についても、可能なものから推進を行う。</p> <p>【国土交通省】 令和5年2月28日施行</p> <p>【復興庁】 措置済</p> | 検討中 | 継続F | |
| 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) | | | | | | | | | | | |
| (2)デジタル時代の規制・制度のあり方 | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 成長戦略分野 | 1 | デジタル時代の規制・制度のあり方 | <p>a 新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</p> <p>b 各規制所管府省は、規制改革推進会議が、国内外の事業展開の実態や具体的な事業者の要望を踏まえ、改革の必要性が高いものとして重点的な見直し事項とした規制・制度について、「デジタル時代の規制・制度について(令和2年6月22日規制改革推進会議決定)」の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の基準を踏まえて、規制・制度の見直しの議論を行う。</p> <p>c 規制を新設又はその内容を変更する場合において、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか評価するための上記基準に基づき、その評価基準を満たすための事前評価を行う標準的な手続を整備し、その手続に則り作業することを求めるなど、規制所管府省が規制・制度にデジタル化の視点を入れるための方策を検討する。</p> | a:実現できるものから順次措置 b:令和2年度体制・結論・検討・結論を待次第速やかに措置 | a,b:全府省 c:総務省 | <p>【内閣官房】 書面規制、押印、対面規制の見直しを順次行っているところ。</p> <p>【内閣府】 「児童手当の各種手続について、令和2年12月24日付けで内閣府令の改正を行い、標準様式から押印欄を削除済」 ※従来より市町村の判断により押印欄を削除することは可能。</p> <p>【公正取引委員会】 公正取引委員会は、令和4年度に実施したホームページシステムの更改に合わせてオンライン手続窓口を構築するとともに、公正取引委員会規則に所要の改正(改正規則は、令和5年4月1日施行)を行い、独占禁止法等に基づく手続の大部分(令和2年度中に電子メール及び公正取引委員会ホームページシステムによる簡易な受付機能を利用してオンライン受付を可能とした57手続を含む。)について、ホームページからのオンライン受付を可能とした。</p> <p>【警察庁】 a 警察庁では、国民や事業者等に押印等を求めている行政手続について押印規制の見直し等を行い、申請様式等を定める内閣府令及び国家公安委員会規則が改正され、国民や事業者等に押印等を求めないこととした(令和2年12月28日公布・施行)。 b 定型的な道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請等が行えるよう、経理的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築し、令和5年6月より運用を始めた。 c デジタル臨時行政調査会と連携し、規制・制度に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。</p> <p>【金融庁】 金融庁が金融機関等から受け付ける申請・届出等がオンラインで提出が可能となるように、令和3年3月末までにシステムの整備及び制度等の対応を行い、同年6月30日に運用を開始した。また、押印については、府令・監督指針等の改正を行い(令和2年12月28日改正)、全て廃止した。 ・民間同士の手続のうち書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、令和3年6月までに見直しを行い、所要の規定の整備を行った。</p> | <p>【内閣府】 -</p> <p>【内閣官房】 書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</p> <p>【公正取引委員会】 引き続きオンライン受付を可能とした手続のオンライン利用率向上に努める。</p> <p>【警察庁】 a 利用者にとって利便性が高くなるようにシステムの構築等を検討する。 b 令和4年度規制改革実施計画(1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しのNo.1, 2, 4, 5, 8, 9, 10)における回答と同様の取組を実施。</p> <p>【金融庁】 措置済</p> | 未措置 | フォロー終了 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|--------|-----|------------------|---------|------|------|--|--|------------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 令和2年7月17日 | 成長戦略分野 | 1 | デジタル時代の規制・制度のあり方 | | | | <p>【消費者庁】</p> <p>①消費者庁が所管する国民や事業者等が行政機関に申請等を行う際に押印を求めてきた全ての押印について、押印がなくても申請を行うことができることとする見直しを実施(令和2年度)。</p> <p>②消費者庁が所管する国民や事業者等が行政機関に申請等を行う手続については、一部の押印を除き、オンライン化を実施(令和2年度)。</p> <p>③特定商取引法及び預託法における民間の手続について、消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的記録(電子メールの送付等)で行うことを可能とし、事業者が交付する契約書等について消費上の承諾を得、電磁的方法(電子メールの送付等)で行うことを可能とすることを盛り込んだ「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和3年6月成立し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知の規定は令和4年6月1日に施行した。また、契約書面等の電磁的方法による提供について、消費者からの承諾の取り方、電磁的方法による提供の在り方について、オープンな場で広く意見を聴取した上で検討を行うため、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」を令和3年7月から開催し、令和4年10月に報告書を取りまとめられ、同報告書で得られた結論も踏まえ制度設計等を行い、令和5年2月1日に政省令を公布した(令和5年6月1日施行)。</p> <p>【復興庁】</p> <p>令和2年12月25日に復興庁が所管する庁令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、国民や事業者等の押印を不要とする等の改正を行った。</p> <p>【総務省】</p> <p>規制改革実施計画において、原則として全ての見直し対象手続について、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえ、総務省所管の法律において、押印・書面を求めている手続等について所要の改正(条例の制定又は改廃に係る直接請求手続における署名簿への「署名」押印について、「署名」のみで足りることとする等)等)を行う法律案を第204回閣議に提出した。また、総務省所管の政令において、押印を求めている手続等について所要の改正(住民異動届、審査請求書、異議の申出書、あっせん申請書等への押印を要しないものとする等)を行う政令を令和3年2月15日に公布した。その他に、情報通信関係部局所管法令に係る省令や告示等に定める様式の改正を実施した。また、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月7日付総行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知)を发出し、積極的に取り組むようお願いしている。</p> <p>【法務省】</p> <p>第204回通常国会に提出された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、押印・書面に係る制度を見直すため、関係法律の改正が盛り込まれたところ。法務省所管法律として、①戸籍法(戸籍の届出人等がする「署名押印」について、「押印」を廃止し、「署名」のみを求めるとするもの。)、②民法(民法第486条の定める受取証書(領収書)について、電子データによる提供を請求できることとするもの等。)、③「建物の区分所有等に関する法律」(区分所有者の集会の議事録を書面で作成する際の「署名押印」について、「押印」を廃止し、「署名」のみで足りることとするもの等。)等の改正が同法案に盛り込まれた。</p> <p>【外務省】</p> <p>規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、政省令等の改正を行った。改正した主な政省令等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務公務員法施行令(令和2年12月24日政令第377号) ・外務省聴聞規則(令和2年12月24日外務省令第12号) ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく(外務大臣に対する援助申請に関する省令(令和2年12月28日外務省令第16号)とする等) ・旅券法施行規則(令和2年12月28日外務省令第17号) ・外務省外交史料館利用等規則(令和3年2月1日外務省訓令第1号) <p>※当省における行政手続等の書面・押印・対面規制の見直しに係る関連情報ページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/m_e/page22_003512.html</p> <p>・民法の一部改正等を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年3月31日施行) (令和3年5月19日公布、同年9月1日施行)</p> <p>【財務省】</p> <p>・電子帳簿保存法(平成10年法律第25号)に基づく帳簿書類の電子保存について、領収書等の原本に代えてスキャン画像を保存できる制度の利用に当たり税務署長の事前承認を不要とし、領収書等受領後の自署要件の廃止、領収書等スキャン後の廃棄可能化、タイムスタンプの付与の期限を概ね3営業日から2月以内に拡大するなどの抜本的な見直しを行った。</p> <p>上記内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)」等の関係法令が令和4年1月1日に施行された。</p> <p>・国税関係の申請等について、これまで電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により行うことができなかったものについても、イメージデータを送信することにより、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法によって行うことができることとした。</p> <p>上記内容を含む「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令(令和3年財務省令第25号)」が令和3年4月1日に施行された。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>①「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、令和2年内の対応が求められていた、国民や事業者等に対して押印・書面・対面を求めている行政手続について、押印等を不要とするため、令和2年末までに政省令の改正など必要な措置講じた。</p> | <p>【消費者庁】</p> <p>②においてオンライン化が検討されていたが未実施であった一部の手続については、現在デジタル庁等との調整及び「総務省e-Gov審査支援サービス」の利用開始手続きが行われており、令和5年度内にすべてのオンライン化が実施される予定。また、③は措置済み。</p> <p>【復興庁】</p> <p>措置済</p> <p>【総務省】</p> <p>措置済</p> <p>【法務省】</p> <p>左記提出法案の成立に向けて、国会審議等に適切に対応するとともに、必要な政省令の整備等の準備を行う。</p> <p>【外務省】</p> <p>簡事による遺言の公証に係る手続の見直しについては、民法の一部の改正の令和3年5月の公布により、遺言者及び証人の押印義務を廃止し、押印については、全て廃止済み。</p> <p>また、行政システムオンライン化が適当な手続等、書面規制、対面規制の見直しについて、令和7年度までの期限を念頭に、引き続き、可能なものから速やかにオンライン化を進めている。</p> <p>【財務省】</p> <p>措置済</p> <p>【文部科学省】</p> <p>今後引き続き、書面規制、押印、対面規制の見直しを進め、必要な措置を講じる。</p> | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|--------|-----|------------------|---------|------|------|--|--|------------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 令和2年7月17日 | 成長戦略分野 | 1 | デジタル時代の規制・制度のあり方 | | | | <p>【厚生労働省】</p> <p><aのうち書面・対面規制の見直しについて></p> <p>令和2年10月30日付事務連絡「全ての行政手続の押印・書面・対面の見直し方針についての対応依頼」に基づき、5年以内(2025年末まで)に性質上オンライン化できない行政手続及びそれら以外の手続に係る書面・対面の見直し方針をとりまとめた。</p> <p>また、令和2年12月25日付事務連絡「性質上オンライン化できない行政手続」の再検討依頼に基づき、性質上オンライン化できない行政手続について、補完的手段の活用可能性を含めオンライン化ができないかを再精査し、対応方針をとりまとめた。</p> <p>令和2年秋以降、オンライン化実現に向けて、厚生労働省・デジタル庁・内閣府規制改革推進室間において、行政手続のうち、民間(個人、事業者)から行政機関へのものについて、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。</p> <p><aのうち押印の見直しについて></p> <p>○ 国民・民間事業者等に対して求めている押印の見直しについては、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、令和2年末までに下記の政令、省令及び告示を公布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令(令和2年政令第367号) ・ 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第203号) ・ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号) ・ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第397号) 等 <p>○ 厚生労働省所管の行政手続のうち、法律において国民や事業者等に対して押印を求めているものについては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行に伴い、押印の廃止のために必要な措置を講じた。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、民間事業者間で書面での作成・提出を求めている手続について、電磁的記録での作成・提供を可能とする等の見直しを行った。 ・ 農林水産省が所管する政省令において、民間事業者間で書面での作成・提出を求めている手続について、電磁的記録での作成・提供を可能とする等の見直しを行った。 ・ 農林水産省が所管する政省令、告示、通知等において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、押印を不要とする等の見直しを行った。 ・ 会計手続、人事手続等の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行った。 ・ 農林水産省が所管する約3,300の手続をオンライン化し、書面・対面等によらない申請等を可能にした。 <p>【経済産業省】</p> <p>「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、経済産業省の所管する法令に係る手続については、個別法令の改正を行うことなく電子メールでの申請等が可能となるよう、令和2年12月25日付で関係省令を改正した。また、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等を整備するため、令和2年12月28日付で経済産業省が所管する省令及び告示を改正するなど、関係法令や通達等の改正を実施した。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>a【書面手続電子申請化関係】</p> <p>書面による行政手続の電子申請化に関し、電子申請化を実施していない手続については、引き続き電子申請化を進めた。その一環として、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムの拡充を実施した。</p> <p>【環境省】</p> <p>a 押印の見直しについては、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年環境省令第31号)、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年経済産業省・環境省令第5号)及び個別法令の一部改正省令等により、規制改革実施計画における見直し対象手続等における押印の廃止を行った。また、書面規制に係る対応として、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第32号)により、環境省所管法令において民間事業者等に書面の保存等を求めているものについて可能な限り電磁的記録により保存等を行えるよう、電磁的記録による保存等を行うことが出来る手続の追加を行った。</p> <p>a【原子力規制庁】</p> <p>令和3年1月1日の関係規則及び告示改正により、書面規制についてはオンラインによる申請等を可能とし、押印を求めている手続については押印不要とした。</p> <p>なお、対面規制については、法令に基づき対面を要求している例なし。</p> <p>【宮内庁】</p> <p>当庁は行政手続に係る法令を所管していないが、昨年の規制改革実施計画の閣議決定に合わせ、内部規程の再点検と運用の徹底について庁内に改めて周知した。</p> | <p>【厚生労働省】</p> <p><aのうち書面・対面規制の見直しについて></p> <p>左記方針を踏まえて、本省所管の行政手続について、引き続き書面・対面見直しを進めていく。</p> <p><aのうち押印の見直しについて></p> <p>引き続き、押印の見直しを進める。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民や事業者等から行政機関への申請等に際しては押印は不要である旨、引き続き周知を行う。 ・ 農林水産省が所管する行政手続について、オンラインでの申請を促すことにより、書面、対面等によらない申請等を広げていく。 <p>【経済産業省】</p> <p>書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>a【書面手続電子申請化関係】</p> <p>書面による行政手続の電子申請化に関し、電子申請化を実施していない手続については、引き続き電子申請化を進める。その一環として、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムのさらなる拡充に向け、関係者との調整を進める。</p> <p>【環境省】</p> <p>今後政府全体としてオンライン化を進めていく過程で、現行制度の見直しが必要となった場合には、随時対応していく。</p> <p>a【原子力規制庁】</p> <p>さらなる書面規制の見直しに向けて、放射性同位元素等の規制に関する法律等に關連する申請について、令和5年度中にシステムを公開し、電子申請可能な手続を拡充する。</p> <p>【宮内庁】</p> | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|-------------------------|--------|-----|--|--|-----------|----------------------------------|--|---|------------|-----|
| | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| 令和2年7月17日 | | 1 | デジタル時代の規制・制度のあり方 | | | | <p>【防衛省】 書面規制、押印、対面規制の制度・慣行の見直しを行い、必要な規則改正を令和3年1月までに完了した。 【改正した省令一覧】 ・自衛隊法施行規則 ・防衛省職員給与留守宅還実施規則 ・若年定年退職者給付金に関する省令 ・防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う船舶の操業制限等に関する法律施行規則 ・日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行規則 ・特需契約から生ずる紛争の調停付託手続に関する省令 ・日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令 ・防衛装備庁委託試験研究規則 ・連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則 ・特殊海事被害の賠償の請求に関する特別措置法施行規則 ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則 ・沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する省令 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する省令 ・武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則 ・防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則 ・防衛省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令 ・特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程</p> <p>【内閣府】 b規制改革推進会議では、規制所管府省の取組状況や、経済団体・民間企業からの要望、規制改革ホットラインに寄せられた提案も踏まえて、デジタル時代に向けた見直しの観点から改革の必要性が高いと考える項目を盛り込み、会議及び各WGにおいて、規制・制度の見直しの議論を進めている。成果については、「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日会議決定)」等に盛り込んだ。</p> <p>【警察庁】 bデジタル臨時行政調査会と連携し、規制・制度に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定した。</p> <p>c 総務省では、各府省が規制の新設や変更を行う際に実施する事前評価において、左記「5. 規制・制度の種類化と具体的な見直しの基準」(以下「見直し基準」という。)を踏まえた検討を行っているかを確認するための「デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト」を作成し、令和3年度以降、各府省が規制の事前評価を行う際には、同チェックリストを利用して、見直し基準を踏まえた検討を行ったかを確認するとともに、検討結果を評価書に記載等するよう求めることとし、内閣府規制改革推進室と連名で、令和3年1月29日に事務連絡を発生した。</p> <p><デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストの概要> ① 見直し基準に該当する規制か否かをチェック ② 見直し基準に該当する場合は、デジタル技術を活用した規制の導入の有無をチェック</p> | <p>【防衛省】 令和2年度に実施した押印・書面提出等の制度・慣行の見直しについて、着実な定着を図る。</p> <p>【内閣府】 b 引き続き、規制改革推進会議及び各WGにおいて規制・制度の見直しの議論を行い、デジタル臨時行政調査会とも連携しながら、制度所管省庁に対して、デジタル時代に相応しい規制・制度への見直しを求める。</p> <p>【警察庁】 b 令和4年度規制改革実施計画(1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しNo.1, 2, 4, 5, 8, 9, 10)における回答と同様の取組を実施。</p> <p>c 令和3年度から、各府省において左記チェックリストにより、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているかを確認する運用を開始。総務省では、内閣府とも連携し、各府省における運用状況を踏まえながら、必要な見直しを行う予定。</p> | | |
| (3)デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 成長戦略分野 | 2 | 各インフラ施設の維持管理における新技術・点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。 | インフラ長寿命化計画(行動計画)を策定し、かつ、インフラ施設を所管する国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省は、所管する各インフラ施設(別表参照)に関し、以下の①～⑦について、現状を把握の上、事業の特性に応じた実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。 | 令和2年検討・総論 | 国土交通省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | <p>【経済産業省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料4として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html</p> <p>【国土交通省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料1として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html</p> <p>【厚生労働省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料1-3-1として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html</p> <p>【農林水産省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料2として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html</p> | <p>【経済産業省】 措置済</p> <p>【国土交通省】 措置済</p> <p>【厚生労働省】 措置済</p> <p>【農林水産省】 措置済</p> | 措置済 | 継続F |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-----------|--------|-----|------------------------------|---|---|------------------------|--|------------------------|---|------|-----|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| 令和2年7月17日 | 成長戦略分野 | 3 | インフラメンテナンにおけるドローン利活用に向けた環境整備 | a 国土交通省は、関係省庁等と連携し、ドローンを利用したインフラ点検を推進するため、インフラ点検用の飛行に当たり必要となる安全対策等を取りまとめたマニュアルを作成の上、HP上で公開し、これを使用した申請については、審査を省略する等の手続の簡素化・円滑化を図る。その際、使用環境の多様化や技術の進展を踏まえつつ、事業者や機体メーカーとの意見交換を行い現状について正確に把握しながら進める。 b 国土交通省は、使用する機体の信頼性、操縦士の技量、安全対策の実施方法によらず地上の人や航空機への影響がないことが明らかでない飛行の類型、飛行範囲を制限するための係留措置を施すなどについて検討し、許可・承認対象の見直しを含めて、更なる手続の簡素化に向けた措置を講ずる。 c 国土交通省は、航空法(昭和27年法律第231号)におけるドローン利用申請や変更申請の手続に要する期間の短縮、手続の利便性向上を図るよう、DIPS(ドローン情報基盤システム)の性能向上等に取り組む。 d 内閣官房は、関係省庁の協力を得て、各地方公共団体の条例について改めて実態を調査し、その結果を国土交通省航空局のHPに反映し充実させる。 e 総務省は、携帯電話の上空利用について、利用手続に要する期間を1週間以内に短縮する。 f 総務省は、今後のインフラ点検等におけるドローン利用の拡大、将来的な目視外を含む長距離での利用を前提とし、5G周波数を含むドローン利用可能な帯域の拡張について、ドローン活用の動向を踏まえながら、技術的課題の解決に向けた技術的検討を行う。 | a,b,c,d 令和2年度措置 b,c 令和2年検討開始、結論を得次第速やかに措置 e 令和2年措置 f 令和2年度検討開始 | a,b,c,d 国土交通省 e 総務省 | a 各種インフラ点検で使用されている飛行マニュアルを分析し、インフラ点検用の標準的な飛行マニュアル作成、関係者との調整を実施し、令和3年8月下旬にHPに掲載した。 b 航空法施行規則の一部改正を実施し、十分な強度を有する紐等(30m以下)で係留し、飛行可能な範囲内への第三者の立入管理等の措置を講じてドローン等を飛行させる場合は、一部の許可・承認を不要とした。 「令和3年9月24日改正・施行」 c システム改修を実施し、申請内容が典型的なパターンに該当するか否かをシステムにより判定することで審査時間を短縮させる機能、文書管理システム(決裁システム)とのシステム間の連携によって決裁への移行作業等を自動化し効率化する機能を実装済。 d 航空法にかかわる無人航空機の行政手続の負担軽減、迅速化を図るため、令和4年度中にドローン情報基盤システム2.0をリリースし、航空法関係の各種申請システム間の機能連携を実現するとともに、新たに導入される機体認証制度等についてもオンライン手続きを可能とした。 d 令和2年9月時点でドローンの飛行を規制する各地方公共団体の条例の調査を行い、その結果を国土交通省航空局のHPに掲載した。 e 携帯電話を上空で利用するための関連規定を令和2年12月11日に施行し、利用手順に要する期間の短縮が可能となった。 f ドローンに利用可能な帯域の拡張として、デジタル簡易無線の上空利用が可能な周波数の追加について検討を行っているところ。その他、携帯電話の上空利用の拡大に向け、高度150メートル以上の利用及びFDD方式の5Gの上空利用について情報通信審議会において検討を行い、令和5年1月に混信防止のための技術的条件を取りまとめた。 | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | a 実施済 b 実施済 c 実施済 d 実施済 e 実施済 f ドローンに利用可能な帯域の拡張として、2023年度早期にデジタル簡易無線の上空利用が可能な周波数の追加を実現する。その他、携帯電話の更なる上空利用の拡大に向け、高度150メートル以上の利用及びFDD方式の5Gの上空利用について、情報通信審議会でき取りまとめた技術的条件に基づき速やかに制度化予定。 | 検討中 | 継続F |

4) データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|---|------------------|--|--|-------|---|------------------------|---|-----|-----|
| 令和2年7月17日 | 成長戦略分野 | 5 | 交通分野におけるデータ活用の促進 | a MaaS関連データ検討会にて取りまとめた「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の案におけるデータ活用促進の制度整備を含め必要な措置を検討する。その際、各交通モードの垣根を越えたデータ連携やMaasプラットフォーム、MaaSを提供する者からのフィードバックを促すような仕組みの導入についても検討を行う。 b 令和2年通常国会で改正法が成立した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の基本方針等において、データ整備、連携の重要性及び必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、改正法における新モビリティサービス事業の制度を効果的に活用する。 c データ整備、連携の機運を高めるとともに「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」について、交通事業者のみならず、地方公共団体や関係者等に対して広く、周知徹底を図り、ガイドラインを適切に実行するためのスキルやノウハウ向上に努める。また、MaaSについては予約、決済等の個人情報や位置情報を含む情報も含まれること、今後の個人情報や位置情報の活用も見据え、1年程度を目安に定期的にガイドラインを更新する仕組みを導入し、データ駆動型社会に即し改訂を行う。 d 交通分野におけるデータは様々な情報を含むものであり、その項目や内容、形式等も多岐に渡るため、データフォーマットやAPIによってとりとえられるデータ形式、項目等データ整備を、MaaS全体の整合性を意識しつつ、各モビリティについて更なる標準整備を進めための検討の場を設ける。 e バス、フェリー・旅客船においては標準的なフォーマットによるデータ整備が進んでいるところ。更に普及が進むよう、標準的なフォーマット使用のための補助金制度の創設等、必要な措置を講ずる。また、バス以外の公共交通機関においてもバス情報フォーマットの標準化に向けた取組を参考にしつつ、データ整備、連携を進めるための具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずる。 f 公共交通利用環境の革新等事業等において、バスロケーションシステムを導入する場合には、標準的なバス情報フォーマットの利用を要件化しているところ。日本版MaaS推進、支援事業等の他の補助事業においても、データ整備、連携を交付の要件とするなど、データ整備が進むような環境づくりを更に進めるとともに、具体的なロードマップやKPIを定め普及させていく。 g 鉄道やバス等、各交通事業者から国等に提出する申請・届出のデジタル化や機械判読可能なデータの整備について検討を進める。 | a,f 令和2年度検討・結論を得次第速やかに措置 b,c,d,e 令和2年度措置 g 令和2年度検討開始、令和3年度結論 | 国土交通省 | a 「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性担保や、分野の垣根を越えたデータの整備、連携、フィードバックのため、MaaSのモデル構築の採択時に、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」等によるデータ連携を要件化した上で、令和2年度は全国36事業、令和3年度は12事業、令和4年度は6事業に対して支援を行い、取組において実際にデータの整備や連携、フィードバック等が行われていることについてフォローアップしている。 b 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の基本方針において、データ整備、連携の重要性や必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、同法施行規則において、データ連携に係る事項を新モビリティサービス事業計画の計画作成事項とした。令和3年度からは、新モビリティサービス事業計画を策定する自治体・事業者に対する支援制度を新設し、令和3年度は4地域、令和4年度は3地域を支援している。 c 令和2年6月には全国の地方公共団体、事業者等を対象としたセミナーを開催し、日本版MaaSの推進に関する専用のHPを設置するなど、地方公共団体や事業者に対して、ガイドラインの内容について周知すると共に、適宜的権限変化を反映するための定期的にMaaS関連データ検討会を開催してガイドラインを改定することとしており、令和3年3月には、コロナ禍においてニーズが顕在化したリアルタイムな混雑情報の取扱いをはじめとした内容を新たに盛り込んだ。令和3年度から、引き続き、セミナー・講習会等を通じて、地方公共団体、事業者等に対しガイドラインの内容に関する周知を行うとともに、「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、さらなるガイドラインの改訂を予定している。 d 令和2年度は、公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたあり方検討会を設置し、公共交通機関における混雑情報についてのデータの整備等を含めて検討を行った。また、データフォーマットやAPIの標準化等については、関係府省や有識者から構成されたMaaS関連データ検討会において、引き続き検討していることとしている。また、令和3年度からは、交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会において、データ形式や項目等のデータ整備も論点に、モードをまたいだ議論を実施し、令和4年6月に取りまとめを公表した。 e 令和2年度より、MaaSのモデル構築とは別途、公共交通事業者等を対象とした運行情報等のデータ化(GTFS対応)のための支援制度を新設し、データ整備の普及促進を推進している(令和2年度支援実績:10件、令和3年度支援実績:18件、令和4年度支援実績:14件)。また、フェリー・旅客船については、別途、データ作成支援ツールの公開など、データ促進に向けた環境づくりを進めている。 f モデル構築支援や、データ化支援事業において、MaaS関連データの連携に関するガイドライン等によるデータ整備、連携を進めることを要件化したとともに、令和3年度から5年間を計画期間とする第2次交通政策基本計画(令和3年5月閣議決定)において、「バス事業者等において、標準的なバス情報フォーマットでダイヤの情報が整備されている事業者数:382件(2020年)→900件(2025年)」のKPIを定めたほか、GTFSIに関する講習会の開催など、データ整備が進むような環境づくりを行った。 g オンライン化されていない申請・届出について、優先度の高いものから順次オンライン化を進めた。その一環として、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムの拡充を実施した。 | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | a~f MaaSにおけるデータの整備や利活用、事業者間における連携の推進に引き続き取り組み、移動の利便性向上を図る。 g オンライン化されていない申請・届出について、引き続き優先度の高いものから順次オンライン化を進める。その一環として、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムのさらなる拡充に向け、関係者との調整を進める。 | 検討中 | 継続F |
|-----------|--------|---|------------------|--|--|-------|---|------------------------|---|-----|-----|

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|----------------------------------|-----------|-----|---------------------------------|---|-------------------------|-------|---|--|------------------------|--------|------------|------|
| | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| 令和2年7月17日 | 成長戦略分野 | 8 | 不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携 | <p>不動産流通標準情報システム(以下「レインズ」という。)において、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討し、登録物件情報の内容の更なる充実を図る。</p> <p>不動産市場の活性化や資産の有効活用を図るためのレインズ情報の蓄積・利用の拡大に当たっては、登録物件情報の拡充を図るに当たり取引情報を登録する宅建業者にインセンティブを与えるための方策のあり方を検討する。また、外部学術機関、個人情報保護に関する情報加工技術に知見を有する者等と連携し、加工措置等も含めた個人情報保護への留意のあり方の検討も行う。</p> <p>消費者向けの不動産取引情報提供サービスであるRMI(REINS Market Information)について、更なるデータ利活用を促進、使い勝手の向上を図るためにも、公開する情報の充実化の検討及び運用開始から10年以上経過していることから根本的な改善・改善に向けた検討を行い、その際には、加工措置等も含めて個人情報保護にも留意する。</p> <p>データ駆動型社会に即し、不動産業者やITベンダー、テック事業者等と協働でデータ分析等を行う実証実験に継続的に取り組むことにより、不動産関連データの整備・連携による社会の利便性の向上が見込めることを実証し、データの整備・連携の実現に向けた方策について外部学術機関とも連携し、検討を行う。</p> <p>不動産IDとしての不動産登記簿のIDの活用、その他の不動産関連データベースとの連携や、不動産登記簿、過去の取引履歴、インフラの整備状況、法令制限等、既存の不動産関連データ、不動産市場の活性化の観点から不動産データの利活用について米国や欧州等諸外国の事例などを調査した上で、データ利活用の意義やその効果などを広く発信する。タの整備を進めるため、民間事業者によるデータ連携が進むよう、国土交通省が主体的に各種取組を進め、関係府省との連携を図る。</p> | 令和2年度 令和3年度 令和4年度 | 国土交通省 | <p>指定流通機構、業界団体等で構成されるワーキンググループ等において、レインズにおける登録必須項目の見直し、適正な登録期間等及び情報の蓄積・利用の拡大に係る検討を実施し、登録必須項目の拡充及び任意項目の追加対応など令和5年度以降におけるレインズシステムの改修方策を決定。</p> <p>RMIにおける公開情報の充実化等については、面積表示や駅アクセス時間表示の精緻化など情報項目の詳細化・情報の充実、対象都道府県の拡大、掲載期間の拡大といった所要の改修を令和4年度に実施済。</p> <p>令和2年度に、ITベンダー、テック事業者、有識者・外部学術機関を招聘し、「不動産市場動向等の面的データの地域における活用手法検討委員会」を開催し、当該委員会においては、自治体におけるEBPMの推進とアカウナゲリ/テラ面の能力向上(及び、それらによる自治体における重要課題の解決促進)を図ることを目的として、空き家・空き家対策、公的不動産配置という政策分野を定め、各政策に関連する国、地方自治体及び民間が保有するデータについて、データ間の相関関係を分析するとともに、視覚的に把握しやすい面的データとして表示する手法を検討した(検討の成果物として、地方自治体等におけるデータ分析・面的データの表示を支援するためのガイドラインを策定)。また、令和3年度には、自治体向けのセミナーを開催するなど、当該ガイドラインの周知を行った。</p> <p>「不動産ID(令和4年3月ガイドライン策定)の建目・目的、ルール、想定されるユースケース・メリット等について、IDの活用に向けた取組を促進する観点から周知を行っていくとともに、IDと不動産関連情報の紐付けの促進や、まちづくりなどの幅広い分野での活用に向けた環境整備のあり方について検討を行った。</p> <p>不動産データの利活用状況について米国等の事例を調査した。調査結果を踏まえ、情報発信を図る。</p> | <p>引き続き指定流通機構、業界団体等との意見交換を実施するとともに、その他の必要な調査・検討を実施する。</p> <p>2023年度中に不動産分野のほか物流、保険、行政など幅広い分野において実証事業を実施するとともに、新たに設置する官民連携協議会における実証事業の成果共有、課題検証等を通じて、ユースケースの横展開による不動産IDの社会実装を図る。</p> <p>措置済</p> | 継続F | | | |
| ⑤新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 成長戦略分野 | 9 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について | <p>法務省は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために継続的会方式で株主総会を開催する場合、当初の株主総会における決議により、当初の株主総会の時点において改選期にある役員等の任期が満了するものとして、その後任を選任する方法によれば、当初の株主総会の時点で役員等を改選することができ、かつ、その旨の改選登記をすることが可能であることを示し、周知徹底を図る。</p> <p>法務省は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸借対照表・損益計算書等を含め、ウェブ開示によるのみならず提供制度の適用対象を拡大し、周知徹底を図る。</p> | 令和2年度 | 法務省 | <p>法務省ホームページの「商業・法人登記事務に関するQ&A」(https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06.00076.html)において、役員任期に関する商業・法人登記事務の取扱いを明らかにし、その周知を行った。</p> <p>令和2年5月、時限的な措置として、ウェブ開示によるのみならず提供制度を拡充し、単体の貸借対照表や損益計算書等をその対象とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行った(令和2年法務省令第7号)。その後、令和3年1月及び同年12月にも、同様に、時限的な措置として、同様の範囲でウェブ開示によるのみならず提供制度の拡充を認めることを内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正を行っており(令和3年法務省令第1号、令和3年法務省令第45号)、令和5年2月28日までに招集の手続が開始される定時株主総会について同様の措置の適用を認めるとともに、その周知を行った。また、令和4年12月には、ウェブ開示によるのみならず提供制度の対象の拡大を内容とする会社法施行規則及び会社計算規則の改正が行われ(令和4年法務省令第43号)、ウェブ開示によるのみならず提供の対象に単体の貸借対照表や損益計算書等が含まれることが恒久化されるとともに、その周知を行った。</p> | 措置済 | 措置済 | フォロー終了 | | |
| ②インバウンダー人材育成の環境整備 | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 雇用・人づくり分野 | 1 | インバウンダー人材育成の環境整備 | <p>多様な子供たちを誰一人取り残さず、誰もが充実した教育を受けられるように、理解度や興味に応じて学年を超えた学びが許容されることをガイドライン等にとりまとめ、周知する。これに先立って、「多様な子供たちを誰一人取り残さず」との思いを具現化した学びの環境整備の実現に向けて、中央教育審議会の議論も踏まえ検討し、施策の具体的な方向性について結論を得る。</p> <p>データに基づき、全国の学校に展開可能な形などどのような学びが効果的かを明らかにするため、必要な検討体制を整備した上で結論を得る。また、理科は飛びぬけて優秀だが社会は苦手な生徒など、ある一点に秀でた生徒をどのように指導し評価することが望ましいか、指導や学習評価の在り方等について研究し、結論を得る。</p> <p>現在、校長の判断となっている「フリースクール等において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱い」について、フリースクール等の相互評価、第三者評価の在り方の検討が進んでいることを踏まえ、そのような評価の積極的な活用も奨励される旨を周知する。併せて、不登校について、これまでの原因分析を踏まえた原因究明と対策を講じるとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」を周知する。</p> <p>日本だけでなく世界で生きていける力を身につけることを見据えて、韓国・外国人児童生徒等を含めた、多様性のある教育を行うことを目的として、韓国・外国人生徒の日本の公立高等学校への入学・編入を促進するために、各地方公共団体で行われている取組の拡大を促すとともに、日本語指導等の充実等を促進し、優れた取組を周知する。</p> <p>各分野の専門家や幅広い経験を持つ人材(博士号を取得した研究者、スポーツ選手等)に学校教育により深く関与し、中途から入れるようにするために、特別免許状の授与基準の見直しや、特別非常勤講師の活用促進により、外部人材が教育現場に積極的に参加できる環境を構築する。</p> | 令和2年度 | 文部科学省 | <p>令和3年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」において、2020年代を通じて実現を目指す学校教育が「令和の日本型学校教育」とされ、これまでの学校教育の良さを受け継ぎながらさらに発展させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現していくこととされた。本答申を踏まえ、令和3年3月に、教育委員会や学校における研修等で活用可能な、児童生徒の理解度や興味関心に応じて、学年を超えた学びが許容されることも含めた「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」を作成し、都道府県教育委員会等に周知した。</p> <p>令和3年7月から、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」において専門的検討を行い、令和4年9月に「審議のまとめ」を取りまとめた。また、「審議のまとめ」を踏まえ、令和5年度より特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究を実施することとし、研究の委託先を選定していること。</p> <p>「フリースクール等の相互評価・第三者評価の在り方に関する調査研究の成果等について教育委員会等へ周知した。また、不登校児童生徒を対象とした不登校の原因等についての実態調査等を行うとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」について教育委員会等へ周知した。</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・退学状況について実態把握するとともに、「韓国・外国人児童生徒等に対する多様な支援事業(補助事業)」にて各自治体が行う、高等学校における外国人・生徒への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援。</p> <p>「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学生選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮(試験教科の軽減、問題の漢字へのルビ等)の取組を促進するよう明記した。</p> <p>外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮について、各都道府県教育委員会の実施状況を把握し、その結果を共有するとともに、特別定員枠設定等や外国人生徒等への支援等の取組を促した。</p> <p>・高等学校段階における日本語指導のための「特別的教育課程」編成・実施の制度導入のため、学校教育法施行規則等の改正を行った(令和4年3月31日公布)。 ・教員養成大学等に委託し、高等学校における日本語指導体制づくりや日本語指導のカリキュラム作成のガイドラインを作成した。</p> <p>令和3年5月に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂を行い、都道府県教育委員会に対し、例えば博士号取得者や国際大会に出場したアスリート、特別非常勤講師制度を活用して兼業・副業等により勤務した者などへの特別免許状の授与が進むよう審査基準や手続の緩和を促した。</p> | <p>引き続き、本答申を踏まえ、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に取り組む。</p> <p>引き続き、データに基づいた学校における効果的な学びの在り方についての検討を進める。</p> <p>令和5年度より開始する特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する実証研究を実施する。</p> <p>引き続き、出席扱いの制度に関して周知するとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」を周知する。</p> <p>高等学校段階における日本語指導のための「特別的教育課程」編成・実施の制度を令和5年4月1日から施行する。</p> <p>高等学校段階における日本語能力把握の先進事例の調査や、評価方法に関する研究を実施する。</p> <p>引き続き、各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を促進する。(韓国・外国人児童生徒等に対する多様な支援事業(補助事業))</p> <p>当該指針を踏まえ都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き促進。</p> | 継続F | | | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|-------------------------------------|-----------|-----|---|---|--|--|--|--|------------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| (3)大学等における多様なリカレント講座の開発促進 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 雇用・人づくり分野 | 2 | 大学等に 企業ニーズ等社会の多様なニーズやターゲットに応じた大学等におけるリカレント講座の開発を更に 推進するとともに、企業等からの評価を含めた持続可能なリカレント講座の運営モデルの検討や例 ば事例の取りまとめやガイドライン化等、全国的な周知等に関する調査研究を行うなど、リカレント教 育推進のための学習基盤の整備等を図ることにより、関係省庁との連携のもとリカレント教育を総合 的に推進するための必要な措置を講ずる。 | 令和2年度検 討開始、結論 を次年度速や かに措置 | 文部科学省 | 令和2年度に「大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築」事業を実施するに当たって、教育 界、産業界の両者の御意見を頂きながら、調査研究の実施方法等について検討・実施してきたところ。具体的 には、職業実践教育プログラム(BP)の専攻生・修学生、大学や企業に対してアンケート調査を行い、リカレント プログラムを受講・提供するメリットや課題についてまとめた。また、大学に対してはリカレントプログラムの提供 実績や分野、所在地等を考慮した上でのヒアリング、企業に対しては規模やリカレントプログラムの活用実績等を踏 まえてヒアリングを実施し、その結果を取りまとめ公表したところ。 令和3年度においては、令和2年度の調査結果等を踏まえ、3つの大学で実証研究を行うとともに、ガイドライン素 案及び骨子作成に向けて、大学、企業等へのヒアリングを実施した。ガイドラインの骨子については、令和4年3月 末に文部科学省HPで公開した。 令和4年度においては、これまでの調査結果やヒアリング内容等を踏まえ、大学等がリカレント教育プログラムを 開発・実施するプロセスにおける課題や取組のポイント等について、実際のプログラム開発事例の紹介も交えな がら整理したガイドラインを作成した。令和5年3月末に文部科学省HPで完成版のガイドラインを公開した。 | 令和5年度においても、リカレント教育プログラムを開発・実施する大学等に対して当該ガイドラインの周知・活用 を促進する。令和4年度に作成したガイドラインを文部科学省HP等で公開するとともに、大学等教育機関や企業 等に対しても周知を行った。 | 検討中 | 継続F | |
| (5)企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 雇用・人づくり分野 | 5 | 受入れ企 業と外国 人材の マッチン グ支援や特 定技能等 に関する 試験や申 請手続き 等の整備 | a 厚生労働省は、特に地方中小企業における外国人材雇用支援の観点から、労働施策の総合的な 推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)等に 基づき、「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を実施し、その成果を得られた知見に關し、半年ご となど定期的に実施状況を地方公共団体等へ公表すること等を検討し、必要な措置を講ずる。 b 法務省は特定技能外国人の受入れ促進のため、技能試験について、分野所管省庁等と連携の 上、海外においては試験実施国・試験実施回数等の拡大、国内においては、地方都市での実施・試験 実施回数の拡大を検討し、結果については分野ごとに随時周知する。また日本語試験については、技 能試験の実施状況や人材受入ニーズ等を踏まえて実施を推進し、試験情報については随時周知す る。さらに、試験情報を分かりやすく迅速に国内外に提供する方策等を検討し、必要な措置を講ずる。 c 法務省は、オンラインによる在留申請手続について、対象範囲等の拡大を継続的に検討し、必要 に応じて地方出入国在留管理官署宛の通知改正等の措置を講ずる。 | a.令和2年度 検討開始、令 和3年度措置 b.令和2年度 措置 c.令和2年措 置 | a.厚生労働省 b.c.法務省 | 厚生労働省 a 「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」については、各モデル地域(北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県)で令和2年度秋に事業を開始したが、新型コロナウイルスの影響により、本事業でマッチングした外国人材 の入国ができなかった。外需対策の緩和により令和4年4月から9月にかけて受入れが進み、令和4年度末まで 労働局、自治体、事業受託者が連携しながら定着の取組を実施している。本事業での定着実績や好事例等を令 和5年3月末までに事業向けマニュアルや地方自治体向け事例集を含めた報告書として取りまとめ。 法務省 b (技能試験について、海外における試験実施国・試験実施回数の拡大、国内における地方都市での実施・試験回 数の拡大の検討) 国内試験については、令和2年4月1日以降、受験資格者の拡大を行ったほか、令和4年においては、技能試 験の実施主体(試験実施主体)に対し、令和3年度の受験料の2分の1を具した金額を助成する特定技能試験実 施費補助金を海外試験でも支給対象としたほか、同補助金の活用を分野所管省庁に促すなど、試験回数の拡大 等に向けた取組を推進しており、受験者数は著実に増加している。 また、海外試験については、送出国政府からの要請を踏まえ、令和2年度から分野所管省庁の協力の下10か国 (フィリピン、カンボジア、ネパール、モンゴル、インドネシア、タイ、スリランカ、ウズベキスタン、インド及び「シ ンガポール」)について試験実施計画を策定しており、同計画に沿って着実に試験が実施されることを期待している。 (日本語試験の実施の推進) 令和2年12月に、外務省と連携の上、「国際交流基金日本語基礎テストに係る試験実施要領」を改正し、従来、 国外試験のみであった国際交流基金日本語基礎テストについて、令和3年3月から国内試験を全国各地で実施 できるようになった。また、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準として、すべての分野が、分野別適用 要領において、日本語能力試験(N4以上)及び国際交流基金日本語基礎テストを採用しているところ。特定技能 制度の更なる活用促進のために、新たな民間試験の追加が望まれることから、令和4年5月、追加を認めるた めの要件や有識者への意見聴取等を含む必要な諸手続等を定めた「1号特定技能外国人の日本語能力を測る試 験等追加のためのガイドライン」を公表した。 (試験情報とわかりやすく迅速に国内外に提供する方策の検討) 現在、特定技能制度の活用促進を目的として、特定技能総合支援サイトを運営しており、同サイトにおいて多 言語化した試験実施一覧表を掲載している。 c オンラインによる在留申請手続の対象範囲について、令和4年3月16日から、マイナンバーカードを活用した本人 確認を行うことにより、外国人本人の利用が可能となったほか、対象となる在留資格に「日本人の配偶者等」、 「永住者の配偶者等」及び「定住者」を追加した。 | 厚生労働省 a 事業は令和4年度で終了するが、本事業の定着実績や好事例等を各地で活用できるよう報告書や、事業主が 活用できるマニュアル等の周知を図る。 法務省 b 令和5年度においても、試験受験者数の更なる増加を図るため、特定技能試験実施費補助金の支給を予定して いる。また、試験実施国等の拡大の推進などを行うことにより、特定技能制度が深刻な人手不足の解消として 活用される制度となるよう、分野所管省庁と連携し、対応していく。 c 引き続き、在留申請手続のオンライン化の対象範囲の更なる拡大を検討する。 | 検討中 | 継続F |
| (7)保育における特種児童対策協議会の活用等 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 雇用・人づくり分野 | 10 | a 認可外保育施設設置届出様式の記載方法について、明確化を図り、「認可外保育施設に対する指 導監督の実施について(平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の改訂を行った上で、 地方公共団体に対し周知する。 b 認可外保育施設設置届出のオンライン申請が可能である旨を地方公共団体に周知する。 c ベビーシッター派遣事業割引券のデジタルによる発行及び使用が可能となるようシステムを構築す る。 d ベビーシッター派遣事業割引券の使用に関する事業者等の申請手続きにおいてオンライン申請を 可能とするともに、実施団体への報告用半券の提出を不要とすべく、ベビーシッター派遣事業実施 要綱を改訂する。 e 認可外の居宅訪問型保育事業の研修において、保育の質の確保・向上のために、有意な研修を行 う民間事業者が実施する研修について都道府県知事が認める研修要件に係る検討を行うとともに必 要な措置を講ずる。 f 認可外の居宅訪問型保育事業の研修について、オンライン研修を可能とすべく検討し、必要な措置 を講ずる。 | a.措置済み b.令和2年措 置 c.d.f.令和2 年度検討開始 結論を次年度 速やかに措 置 | a.b.厚生労働省 c.d.内閣府 e.f.厚生労働省 | a 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について(令和2年3月31日号発031第6 号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、設置届出様式の改正を行った。 b 「認可外保育施設設置届出書の提出方法について」(令和3年3月22日事務連絡)にて周知を行った。 c ICTを活用した電子チケットによる割引券使用システムの構築にむけて、令和2年12月、実施団体である全国 保育サービス協会にて委託先を選定した。令和3年夏の運用開始にむけて、構築作業を進め、令和3年7月より デジタルによるベビーシッター割引券の発行及び使用が可能となったところ。 d 郵送に限定していた、事業者による申し込みについて、電子メールでも行うことができるよう、令和2年4月6 日付けで実施要綱の改正を行った。また、使用後の報告用半券については、事業者において整理を行ったうえ で、半年に一度事業実施者への提出を義務付けていたが、同改正により、報告用半券の提出は不要としたこ ろ。 割引券の申込について、令和3年7月よりオンライン申請が可能となったところ。また、承認申込については、令和 4年4月よりオンライン申請を可能となったところ。 e 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関 する研修について(令和3年3月31日号発031第5号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、都道府県知 事等が同等以上のものと認める基準等を示した。 f 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関 する調査研究」において、eラーニングの活用等について検討を行い、その結果を踏まえ検討を行う。 | o デジタルによるベビーシッター割引券の発行及び使用について、引き続き推進する。 d 割引券の申込及び承認におけるオンライン申請について、引き続き推進する。 f 令和5年度の新規事業である「ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業」において、全国どこに居住 しているも一定の研修機会を得ることができるよう、オンラインでの研修機会を提供することとした。 | 検討中 | 継続F | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | |
|-----------------------------|-----------|-----|--|--|-------|--|---|------------------------|--------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| (3)男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討 | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 雇用・人づくり分野 | 11 | 男性の育児休業取得促進等の公表を促進するための方針について検討し、結論を得る。 b. 育児休業取得申請期限について、希望休業開始日の1ヶ月前の経過後であっても、労働者が育児休業取得を申し出た場合、事業者の判断により労働者の希望する日から取得可能であることを明確にするとともに、事業者及び労働者に対し周知徹底する措置を講ずる。 c. 育児休業取得申請内容の変更回数について、1回目は労働者の申し出により変更可能とされているが、2回目以降は労働者と事業者の合意により、育児休業の開始予定日の繰り上げ変更及び終了予定日の繰り下げ変更ができることを明確にした上で、事業者及び労働者に対し周知徹底する措置を講ずる。 | 令和2年度検討開始、結論を得次第 b.c: 令和2年度措置 | 厚生労働省 | a. くるみ認定等については、育児休業等取得率又は育児休業等と育児目的休暇の合計の取得率を厚生労働省の「子育てで公費がかる」等の認定基準の改正を行い、令和3年11月30日に省令を公布し、令和4年4月1日から施行されることとなった。 b. c. 事業主が育児休業の取得予定日の1ヶ月前を過ぎてからの申請であっても、希望どおりの日から育児休業を取らせると、育児休業の開始予定日の繰り上げ及び繰り下げを2回以上変更可能とすることは法を上回る措置として差し支えない旨を明記した「育児・介護休業法のあまし」や「育児・介護休業等に関する規則の規定例」を作成し、周知を行った。 | 措置済 | 措置済 | 解決 |
| (2)フィンテックによる顧客利便性の向上 | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 3 | 金融サービス仲介業者が取扱うことのできる銀行・証券・保険の金融サービス・商品の範囲について、顧客保護を図りつつ、インベーションや利用者利便等を促進する観点から、銀行法・保険業法における投資性が強いものとされた契約(特定預金金契約・特定保険契約)や、金融商品取引における二種外務員の職務の範囲等を参考に、過度な制限により金融サービス仲介業者への参入が阻害されることのないよう柔軟な範囲とすることを検討し、措置を講ずる。 | 令和2年度検討、結論を得次第速やかに措置 | 金融庁 | 関係政令・内閣府令の案について意見募集(令和3年2月22日～3月24日)を行った上で、令和3年11月1日に関係政令・内閣府令を公布した。金融サービス仲介業者が取扱うことのできる金融サービス・商品については、商品設計の複雑性や日常生活への定着度合い等を踏まえ、特定預金金契約・特定保険契約や二種外務員の職務範囲等に係る既存の取扱いも参考としつつ、インベーションや利用者利便の向上の観点と顧客保護の観点とのバランスを考慮した上で規定を整備した。 | 措置済 | 措置済 | フォロー終了 |
| (3)自動運転の実装に向けた環境整備 | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 7 | 自動運転技術の開発動向を踏まえた自動車やサービスとそれに応じた免許の在り方について引き続き研究するとともに、令和4年に予定される安全運転サポート車等限定免許制度の導入後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、今後改正された道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づき限定免許の対象車両として追加することを検討する。 | 引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置 | 警察庁 | 従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4の自動運転の実現に向け、令和2年度及び令和3年度に「自動運転の実現に向けた調査検討委員会」を開催し、運転免許の要件を含む交通ルールの在り方等について、外部有識者や企業との検討を行い、これを踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律案を令和4年の通常国会に提出した。同法律案は令和4年4月に成立し、特定自動運転の許可制度は令和5年4月1日から施行されることとされた。 また、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)が令和4年5月13日に施行され、サポートカー限定免許制度が導入された。 | 措置済 | 措置済 | 継続F |
| (6)電波・通信制度改革 | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 10 | a. 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続について、新たに特定基地局の周波数を割り当てる際には、周波数割当の比較審査において、収益をあげる観点からの創意工夫による電波の有効利用度を適切に審査できるような、その観点に当たっては、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」が重点的な評価項目となるよう措置を講ずる。 b. 警察、消防・救急、国土交通、防衛、防犯などの関係府省・関係機関が共同で利用できる公共安全LTEについて、具備すべき機能要件や非常災害時等における迅速な通信エリア拡大の検討結果を踏まえ、早期実現に向けた実証試験を着実に実施する。 c. 異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムが着実に実用化されるよう措置を講ずる。 | a. 令和2年度以降に実施される新規割当時に措置 b.c. 令和2年度措置 | 総務省 | a. 2021年春頃に割当て予定の1.7GHz帯(東名阪以外)の割当てに係る比較審査において、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」は、エリア展開、サービス及び指定周波数等の他のカテゴリと並んで、5Gの早期展開と電波の公平かつ効率的な利用を確保するために重要なものであることから、同等の評価観点と見做す。 b. 関係府省庁・機関(内閣府・警察庁・消防庁・国土交通省・厚生労働省・防衛省・指定公共機関等)の参画を得て、実証事業を通じ、公共安全LTEの実現に必要な技術面・運用面での検討を実施。 c. 措置済 cc. 電波法の一部改正(令和2年4月成立・公布)によりダイナミック周波数共用に係る業務について、電波有効利用促進センターの業務として追加。また、令和元年度から研究開発及び調査・実証に必要な予算を確保し、データベース等を活用したダイナミックな周波数共用・干渉回避技術等の研究開発を実施するとともに既存無線システムと新規無線システムとの運用調整ルール等について整理。また、その成果を踏まえ運用調整を行う周波数共用管理システムを開発。電波有効利用促進センター、システム利用予定者などの関係者及び有識者が構成する検討会を設置し運用訓練等を実施の上、令和4年3月に3GHz帯(携帯電話と放送番組中継用回線(FPU)との共用)に係るダイナミック周波数共用管理システムを構築し、実用化を図った。 | a. 措置済 b. 引き続き、関係府省庁と連携し、令和4年度に実施した実証を踏まえ、具備すべき機能の精査、課題対応のための追加実証等を実施し、早期運用に向けて取り組む。 c. 措置済 | 検討中 | 継続F |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 11 | テレワーク等の経済活動のリモート化の動きの定着やデジタル時代におけるあまねく高い教育を受ける機会確保等のため、我が国の基幹的な通信手段であることが定着し、全国あまねく合理的な方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 | 引き続き検討を進め、早期に結論。令和3年度措置 | 総務省 | 令和2年4月から、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を開催し、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の課題やその在り方などの様々な論点について専門的な議論を行い、令和4年2月に「最終取りまとめ」を公表。同「最終取りまとめ」を踏まえ、一定のブロードバンドサービスを電気通信事業法上の基礎的電気通信業務に位置付け、必要な規律を設けるとともに不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設すること等を内容とする「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回国会に提出し、審議の結果、令和4年6月17日に「電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)」が成立し、公布された。 | 措置済 | 措置済 | 継続F |
| (7)放送を巡る規制改革 | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 12 | a. NHKによるインターネット常時同時配信等について、地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け番組の提供の計画を具体化する等、現行の全国配信の枠組みのもと、地方向け放送番組の配信を積極的に行うよう、NHKに対して促す。 b. NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。 c. 新型コロナウイルス感染症への対応として、教育機会の確保に資する取組として、例えば、NHKが新たに著作権処理を必要としない映像資産について「NHK for school」へのコンテンツのダウンロード機能を追加する等のニーズを踏まえ提供に向けた取組の実施や、観光等の経済回復に資する映像素材の積極的な充実を、NHKに対して促す。 | 令和2年度措置 | 総務省 | (a)について 「放送を巡る課題」に関する検討会「公共放送の在り方に関する検討分科会」において、令和2年6月に「三位一体改革推進のためのNHKにおいて取組が期待される事項」がとりまとめられた。当該とりまとめには、NHKによるインターネットを通じた地方向け放送番組の提供について、「令和3年度以降の編成放送における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等を中期経営計画において具体化することが期待される」旨が盛り込まれた。総務省から日本放送協会に対し、上記取りまとめを踏まえ検討するよう求めた。 日本放送協会は、令和2年度は、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供することに加え、令和3年3月から廣域東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を開始した。また、「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、効率的な配信方法を検証しながら段階的に地方向け放送番組の充実を図ることとしている。 (b, c)について 総務省は、日本放送協会に対して、「規制改革実施計画」における日本放送協会のインターネット配信に係る事項について、検討を進めるよう依頼。その結果、日本放送協会は「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、「NHKアーカイブスのウェブサイトを通じて、NHKが保有しているニュースや番組等の映像・音声記録のうち、特に社会的意義が高い放送番組等を提供」、「学校放送番組、通信制高校向け番組、語学番組など、教育番組のウェブサイト、アプリケーションでは、放送番組とそれと理解増進情報を体系的に提供」、「特にウェブコロナ、アフターコロナの時代、学校だけでなく家庭学習でも役立つコンテンツを提供する旨」を公表した。 | 措置済 | 検討中 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------|-------|-----|-----------------------|---|--|-----------------------------|--|---|------------|--------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 15 | 放送コンテンツの製作取引適正化 | 放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し、類型の充実を図る等、必要な方策を講ずる。 | 令和2年度措置 | 総務省 | 令和元年11月から「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の遵守状況調査を開始し、不適切な実態が確認された放送事業者に対しては、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第4条に基づく総務大臣名の文書による指導及びフォローアップ(改善措置に関する報告徴収等)を実施中。 法的措置を含む取引ルールの策定やその執行の強化としては、新たな取引ルールを盛り込んで令和2年9月に改訂したガイドライン(第7版)の遵守状況調査について、調査の結果、不適切な実態が確認された場合は、下請中小企業振興法に基づく総務大臣による指導と改善に関する報告を求め、指導を経てなお改善が見られない場合、当該事業を適切に下請法、独占禁止法の所管庁に通知することとする等、連携を強化するとともに、調査対象地域を大幅に拡充し、全国の総合通信局等で実施体制を整備した。 また、令和2年9月に改訂したガイドライン(第7版)においては、情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し著作権の帰属等について明確化するとともに、情報成果物作成委託の発注書雛型の充実及び役員委託に関する発注書雛型の新規追加を行った。 | 措置済。なお、ガイドラインの遵守状況調査を引き続き順次実施することで、放送コンテンツの製作取引適正化を推進する。 | 検討中 | 継続F |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 16 | 放送のユニバーサルサービスの在り方 | a 地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。 b 今後、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。 | a 令和2年度措置 b 令和2年度検討開始、早期に結論 | 総務省 | a 「情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会」において、令和3年3月に「地上放送の高度化に関する技術検討スケジュール」を取りまとめた。 b ブロードバンド等を用いて地上デジタル放送の代替伝送を実現した場合における、利用者やサービス提供者が受けるコストベネフィットの比較考量を行うための調査研究費(1億円)について、令和3年度予算で措置し、令和4年9月に調査結果をとりまとめた。 | a 措置済 b 措置済 | 措置済 | フォロー終了 |
| (8)スタートアップを促す環境整備 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 17 | プロ私募の要件 | 特別業務対象投資家や特定投資家の定義等を参考にしつつ、自身で適切な資産管理とリスク管理ができる投資家をプロ投資家とする等、有価証券の私募に適用される開示規制の弾力化に関する検討を行い、私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置を講ずる。 | 令和2年度調査開始、調査結果を待次第、令和3年度検討・結論 | 金融庁 | 金融審議会において検討を行い、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」(2021年6月公表)において、プロ投資家(特定投資家)の要件の見直し等の私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置について結論を得た。また、特定投資家を対象としたインターネット勧誘に対する開示規制のあり方については、関係するガイドラインを改正し、令和4年6月17日より適用している。 | 経済界・金融界とともに特定投資家制度の普及に取り組む。 | 措置済 | フォロー終了 |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 19 | 非上場株式等の流通市場の見直し | 株主コミュニティ制度、私設取引システムを含めた非上場株式等を取引に関して、米国等の取引所外の市場を含めた各市場の状況も参考としつつ、課題を整理した上で、非上場株式の勧誘制限の見直しを含め、その在り方について、日本証券業協会等関係者とともに検討を行い、結論を待次第、必要に応じ、措置を講ずる。 | 令和2年度・3年度検討、結論を待次第速やかに措置 | 金融庁 | 日本証券業協会において、特定投資家私募・特定投資家私売出しに関するルールの整備、株主コミュニティ制度における勧誘対象者の拡大等に係る自主規制規則の改正を行い、令和4年7月1日に施行した。 | 日本証券業協会の特定投資家向け銘柄制度に係る自主規制規則改正を踏まえ、特定投資家向け有価証券を私設取引システム(PTS)で取扱い可能とするための政令等改正について検討を行う。 | 検討中 | 継続F |
| (9)老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 20 | 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化 | a 一般のマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の改正に関し、除却の必要性に係る認定対象の具体的基準については、今般の法改正により老朽化したマンションの再生が円滑に進むよう、適切な基準とする。 b 今後老朽化したマンションが更に増加していくこと、相続により所有関係が複雑化していくこと、区分所有者が多様化・高齢化していくこと等も踏まえ、建替え決議において集会に参加の者(意思表示をしないもの)については、所有者不明である等、一定の要件・手続のもとで分母から除くこと、建替え決議に必要となる5分の4以上の賛成という要件の緩和、強行規定とされている同要件を任意規定とすること等の方策も含めて、建替え決議の在り方について、見直しによって得られる政策効果やマンションの管理に与える影響を踏まえるとともに、建替え決議による区分所有者への影響の重大性にも配慮しながら、法務省、国土交通省を中心とする関係省庁等、法律実務家、研究者、都市計画の専門家、事業者等幅広い関係者を含めた検討の場を設けた上で検討する。 c あわせて、今後大規模な災害が想定されていることも踏まえ、被災した区分所有建物の再建、取壊し等の決議に必要な5分の4以上の賛成という要件の緩和、区分所有建物の一部が大規模滅失した場合の敷地の売却等についての決議可能な期間延長等も含めて、被災した区分所有建物の再建をより円滑に進める方策についても検討する。 | a 令和2年度検討、結論を待次第速やかに措置 b 令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を待次第、措置 c 令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を待次第、措置 | a 国土交通省 b,c 法務省 国土交通省 | (a)について 国土交通省においては、令和2年に建築研究所等の研究機関の協力の下で除却の必要性に係る認定対象の基準に関する検討を開始し、令和3年には有識者で構成される検討会を立ち上げ、同年5月から8月にかけて同検討会において、老朽化マンションの建替えが円滑化されるよう、客観的に判断することできる基準についての検討を進めてきたところ。 これらの検討の結果、当該基準は令和3年12月に告示(令和3国土交通省告示第1522号)として公布され、同年12月20日に施行したところ。 (b及びcについて) 法務省は、国土交通省とも連携し、区分所有法制研究会において、事業者・地方公共団体・研究者等から実情をヒアリングした上で、これを踏まえて、論点整理に向けた検討を行い、令和4年9月に取りまとめたを行った。また、同月に開催された法制審議会総会において、法務大臣から、区分所有法制の見直しに関する諮問がされ、区分所有法制部会が設置された。 同部会において、1か月に1回のペースで会議が開催され、精力的に調査審議がされている。 | (a)について 定めた基準の周知を図る。 (b及びcについて) 引き続き法制審議会区分所有法制部会において、区分所有法制の見直しに関する調査審議が精力的に行われる予定であるが、審中の時期は未定である。 | 措置済 | フォロー終了 |
| (10)水素スタンド関連規制の見直しについて | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 投資等分野 | 21 | 水素スタンド関連規制の見直し | a 高圧器等の高圧化を常頭、事業者において行う安全性に関する技術的検証を踏まえ、対応可能な設計圧力の範囲内で常用圧力の上限値(現行 02MPa)の見直しを検討し、結論を得る。 b 水素スタンドの敷地境界に対し所定の距離を確保できない場合の代替措置として敷地境界に設置する障壁について、歩行者及び建築物の安全確保を図りつつ、隣地の状況に応じた障壁の高さの設定方法や、高圧ガス設備と敷地境界との距離が一定以上である場合における障壁の構造の見直しを検討し、結論を得る。 c 水素スタンドの充填容器等(カードル・トレーラー)について、技術基準で定める上限温度(現行40℃)の見直しを含め、管理及び措置の在り方について、事業者等と協力して検討し、結論を得る。 d 水素スタンド設備の故障・修理時に予備品を代用する場合において、特に、修理済み品の再設置や、安全管理措置を前提とした予備品の繰り返し使用に関して、一連の手続の合理化に向けて事業者と協力して検討し、結論を得る。 | 令和2年度検討開始 | 経済産業省 | 業界団体において、安全性に関する技術的な検証を実施。それを基に安全性の検討を実施し、これまでと同等の安全が担保される具体的な要件等を有識者による検討会を通して整理。 | a 検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を進める。 b 検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を進める。 c 事業者および自治体、技術基準で定める上限温度(40℃)に保つ措置として充填容器等(カードル、トレーラー)に放水設備を設置をしている具体的なケースがあるかを確認をしたところ、そのようなケースは存在しなかったことから、検討を終了した。 d 既存の仕組み(KHK高圧ガス設備試験、KHK委託試験)を用いることによって、設備試験受検品、委託試験受検品や大臣認定品は変更申請対象ではなく軽微な変更として、変更届を提出することによって、交換等が可能であることが分かった。今後、業界において、どのような機器の修理や整備が、変更申請案件なのか軽微な変更でよいのか明確になるようなガイドラインを策定していくこととして、検討を終了した。 | 検討中 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|------------------|---------|-----|-----------------------|--|---|-------|--|---|------|------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| ②医療・介護関係職のタスクシフト | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 1 | 看護師の更なる発揮に向けた取組 | <p>a 「特定行為に係る看護師の研修制度」について、チーム医療の推進と働き方改革の観点で設定された「2024年度までにヒアラー研修修了者数1万の目標の達成に向けて、パッケージ研修の取組と5領域に従事する看護師や、今後当該領域に従事する可能性のある看護師の受講を促進する観点から、制度の周知をはじめとした具体的な推進策を示す。併せて、医師の不足が見込まれる領域などにおいて、当該研修を修了した看護師の更なる活用を促進すべく、当該5領域以外でパッケージ化に適する領域の有無、現行のパッケージ研修修了者数目標の妥当性について引き続き検証・検討する。</p> <p>b 医師や病院経営者等医療関係者に対し、「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修修了者（以下「特定行為研修修了者」という。）が具体的にどのように活用されているか等の好事例を示し、継続的に制度の周知を行う。</p> <p>c 特定行為研修修了者数の伸び悩み及び特定行為研修修了者就業者数の地域差の背景・要因を掘り下げて検証し、効果的な方策を講ずる。</p> <p>d 上記原因の分析に当たっては、特に在宅医療領域において特定行為研修修了者数が伸び悩んでいる原因を徹底的に分析し、当該領域特有の課題の解決に向けて、在宅医療領域に特化した仕組みを検討する。</p> <p>e 指定研修機関となるための申請書類の簡素化等を通じて、指定研修機関を増やすための対応を検討する。</p> <p>f 平成31年4月の研修内容の見直し後の状況を踏まえつつ、発生し得る様々な事象における状況判断から必要な手技までトータルで行う能力付与に力を置く観点から、「臨床推論」のウエイを抜本的に高めるなど、研修内容の見直しについて引き続き検討する。</p> <p>g 本研修制度の利用を十分に拡充するため、特定行為研修修了者の配置等に対する診療報酬上の評価を含めた促進策を更に実施する。</p> <p>h 特定行為研修修了後も、医療の進歩に合わせた技能の習得・向上が必要不可欠であることを踏まえ、特定行為研修修了者の活動の場や研修の機会、手順書の見直し等の特定行為研修修了者の研鑽に向けた取組に対する支援策を検討する。</p> | <p>a,b 令和2年度検査・検診事項</p> <p>c 令和2年度検診・結論、令和3年度措置</p> <p>d,e 令和2年度検診・結論</p> <p>f 令和2年度検診開始、令和3年度検診・措置</p> <p>g 令和2年度検診開始、令和3年度検診・措置</p> <p>h 令和3年度検診・結論</p> | 厚生労働省 | <p>a.特定行為制度の周知については、リーフレットの改訂並びに国民向けポスターの周知、雑誌記事及び講演会等での制度説明を行った。修了者数目標の検証・検討については、令和2、3年度に修了者の実態調査を行った。これらの調査結果を踏まえて、令和4年8月及び12月、令和5年2月の看護師特定行為研修部会において、制度の現状及び今後の制度推進の方向性や具体的な方策、第8次医療計画への特定行為研修に係る計画と目標値の位置づけの検討を行った。また、第8次医療計画等に関する検討会においても特定行為研修の医療計画への位置づけの検討を行い、第8次医療計画では特定行為研修を修了した看護師の研修者数と研修実施体制の整備に係る計画を必須化することとした。</p> <p>b.令和4年度は特定行為研修修了者と医師が効果的に協働している事例のヒアリングを行い、ヒアリング結果をまとめた医師向けの好事例集を作成した。さらに、在宅医療領域における特定行為研修制度の周知と普及を図るため、医師及び訪問看護ステーション向けのリーフレットを作成するとともに、全国訪問看護事業協会と日本医師会を通じて、全国の訪問看護ステーションと都道府県医師会にリーフレットを配布した。また、医療従事者向けの病院と地域における特定行為研修修了者の活用に関するシンポジウムを行った。</p> <p>c,d.地域医療介護総合確保基金を活用可能な訪問看護の促進に係る事業を明確化するため、「地域医療介護総合確保基金（医療分）」に係る標準事業例の取扱いについて（令和3年9月28日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を発出した。また、「訪問看護ステーションにおける看護師の特定行為に係る研修」受講促進活動支援事業」におけるヒアリング等を踏まえ、制度の周知や管理者の理解の促進のため、周知媒体の作成を行った。令和4年度12月の看護師特定行為研修部会において、在宅医療領域や慢性期領域、介護施設等における特定行為研修制度の活用について、検討を行った。</p> <p>e.令和3年度の「指定研修機関の指定及び変更申請等に係る申請・届出手続きの電子化提案事業」において、電子媒体で提出可能な申請書類の様式を作成した。令和4年度は令和3年度に作成した申請書様式の運用を開始し、運用にあたって生じた申請書様式の不具合の改修を行うとともに、電子媒体による申請の今後の円滑な運用方法の検討を行った。</p> <p>f.今後の制度や研修内容の見直しに向けて、令和4年度は厚生労働科学研究において、特定行為研修修了者による医行為の実施状況の把握・評価のための調査を実施した。加えて、令和4年度予算事業として、看護師の医行為の実施状況の調査を行った。</p> <p>g. 診療報酬については、令和2年度診療報酬改定において、総合入院体制加算の施設基準に特定行為研修修了者の配置に係る項目を追加するとともに、麻酔管理科において特定行為研修修了者が一部の行為を実施した場合についての評価を新たに行った。</p> <p>h.特定行為に係る手順書の運用の実態、症例検討やフォローアップ研修等の実施状況について調査を行った。調査結果を踏まえ、特定行為研修修了者のフォローアップ等に関する方策を検討していくこととした。令和5年度の「看護師の特定行為に係る指導者等育成事業」について、特定行為研修修了者が特定行為を実践するための技術と判断力の向上を図るための講習会の開催について、内容の拡充を行った。</p> | a 実施済み。 b 実施済み。 c,d 実施済み。 e 実施済み。 f 実施済み。 g 措置済み。 h 実施済み。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 2 | 救急救命士の活用 | <p>a 救急救命士が医療機関内でも救急救命処置を実施できるよう、救急救命士法（平成33年法律第36号）改正法案の国会提出に向けて対応するとともに具体的な活動場所を明らかにする。</p> <p>b a1に基づき拡大後の実施状況を踏まえつつ、必要なメディカルコントロール体制の在り方を検討した上で救急救命士の活動場所を更に拡大すること及び特定行為の拡充についても継続的に検討を行う。</p> | <p>a,b 令和2年度検診・結論、結論を待次第速やかに措置</p> <p>b.令和3年度検診開始</p> | 厚生労働省 | <p>a,b.医療機関内の「救急外来」において、救急救命士が救急救命処置を実施できるよう、救急医療に関する検討会等において議論を行った上で、第204回国会に救急救命士法改正を含む医療法等の改正法案を提出。令和3年5月に成立。令和3年10月に施行された。改正救急救命士法の施行に向け、医療機関に所属する救急救命士が「救急外来」において救急救命処置を実施するために必要な院内研修とその体制整備について、省令の改正及び関係学会のガイドラインの周知等を行い、円滑な施行に向けた対応を実施した。さらに、院内研修の講師となる人材を育成するため、救急救命士が実施する救急救命処置に関する知識及び改正救急救命士法の解説を含んだ研修事業を実施し、救急救命士が「救急外来」において救急救命処置を安全に実施可能な体制づくりを支援した。</p> | a,b:法改正の施行状況を踏まえつつ、更なる検討を行うため、委員会等での対応を行い、委員会等をまとめたQ&Aの発行を検討する。また、救急救命士の活動場所及び特定行為のあり方について、改正法の施行状況を踏まえ、引き続き検討する。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 3 | 有料老人ホームにおける介護職員の円滑な実施 | <p>a 有料老人ホームに対し、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成24年5月17日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）の「4. 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等について」に示された内容について改めて周知徹底する。</p> <p>b 介護保険法（平成9年法律第123号）上の特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム（以下「介護付きホーム」という。）における医行為の実態を把握した上で、例えば、医行為の実施に当たっては、介護報酬上の課題の有無や、医師の指示の在り方に係る考え方の整理及び介護付きホームに所属する看護職員に対する研修の必要性の検討や、介護付きホームにおいて看護職員が安心して円滑に医療行為を実施できるようにするための対応を検討する。</p> | <p>a.令和2年度措置、b.令和2年度検診開始、結論を待次第速やかに措置</p> | 厚生労働省 | <p>a)について 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等の取扱いについて、再周知する内容の事務連絡を令和3年3月19日付で発出した。</p> <p>b)について 令和3年度調査研究において、看護師による医行為が行われない場合の要因を分析するため、医師の看護職員への指示方法や看護職員に対する研修の実施状況等、実態の把握を行う調査を実施した。この集計結果を基に課題等を分析・検討し、調査結果をとりまとめ、令和4年3月に公表。この調査結果等を踏まえ、令和4年度は、看護職員が実際に現場で不安を感じないで医行為を実践できるよう、有料老人ホームにおける看護職員が円滑に医行為を実施している好事例について収集・整理を行い、有料老人ホームや地方公共団体等に周知徹底することとし、調査研究事業を実施した。さらに、有料老人ホームにおいて看護職員が円滑に医行為を実施している好事例をとりまとめ、関係団体（高齢者住まい事業者団体連合会）及び地方公共団体等へ令和4年度末（令和5年3月31日）に周知した。</p> | 措置済み | 未措置 | 継続F | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 4 | 介護現場における介護職員の円滑な実施 | <p>a 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知）に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理した上で、当該行為は介護職員が実施できる態様を関係者に周知する。その上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるようケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにする。</p> | <p>a.令和2年度検診開始、結論を待次第速やかに措置</p> | 厚生労働省 | <p>「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」（令和4年12月1日付け医政発1201第4号医政局長通知）において、医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの及び当該行為を介護職員が行うに当たっての患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項についてお示した。</p> | 措置済み | 措置済み | 解決 | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|---------------|---------|-----|----------------------|---|-------|---|--|------------------------|------|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| ③介護サービスの生産性向上 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 5 | 介護事業者の行政・関係業務に係る負担軽減 | <p>a 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担軽減と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて対応・関係業務に係る負担軽減・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。</p> <p>b ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式においての見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めていることがないよう行政提出文書の取扱指針をガイドライン等で示す。</p> <p>c ICTの活用に向けて、介護事業者とベンダーとの検討の場を設け、介護データの項目を標準化し、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システム及び介護事業者等とのデータ連携が可能となる環境の整備に取り組む。</p> <p>d 署名・捺印で行われている介護利用者のケアプランへの同意については、原本性を担保しつつ、電子署名などの手段による代替を可能とすることも含めて、介護支援専門員の業務負担軽減について検討する。</p> <p>e 介護事業者に統計調査資料の作成を求める場合、情報公表システムの活用により、事業者プロフィールなどについて何度も同じ情報を求める重複をなくし、書類を簡素化する。</p> <p>f 電磁的記録による保存が可能な文書及びサービス提供等の記録の保存期間に係る定義を明確化し、周知を徹底する。</p> | 厚生労働省 | <p>a,b 令和2年度措置 令和2年度検討開始 令和2年度検討・結論 令和2年度検討・結論</p> <p>c 令和2年度検討・結論 令和2年度検討・結論 令和2年度検討・結論 令和2年度検討・結論</p> | <p>aについて 【行政への提出書類】 社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」第8回(令和3年3月17日)において文書量半減の取組の全体像(スケジュール)を示すとともに、同専門委員会の中間とりまとめ(令和元年12月)を踏まえた文書の標準化・標準化等の取組内容について局長通知及び事務連絡を发出(令和3年3月30日)。また、令和3年度は同専門委員会の委員や自治体の意見を踏まえ、加算の届出書及び総合事業の様式例を整理し、加算の届出書の様式例は議長長通知(令和4年3月1日)、総合事業の様式例は事務連絡(令和4年3月25日)を发出して周知した。 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正を行った。(公布日:令和5年3月31日) 本改正において、都道府県知事等は令和5年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 令和5年3月30日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 【事業所が独自に作成する文書】 令和3年度介護報酬改定において、ケアプランや重要事項説明書における利用者の説明・同意について、電磁的記録(電子メールや電子署名等)による対応を可能とした。また、適切な個人情報取扱いを求めた上で、各種記録について原則として電磁的記録による保存が可能であることを明確化した。</p> <p>bについて 令和2年度において、介護保険法に基づく各種サービスの指定(許可)に関する各種書類の様式例を一部改定する事務連絡を发出し、地方公共団体が様式例に独自に過剰な記載を求めていることがないよう、行政提出文書の取扱指針を示した。 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正を行った。(公布日:令和5年3月31日) 本改正において、都道府県知事等は令和5年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 令和5年3月30日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 令和3年度は加算の届出書の様式例、総合事業の指定申請等の様式例に関する通知を发出(上記a記載のとおり)。引き続き、地方公共団体が様式例に独自に過剰な記載を求めていることがないよう、周知した。</p> <p>cについて 【電子申請・届出システム】 事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出(紙一電子化)を実現させるため、介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築した。 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正を行った。(公布日:令和5年3月31日) 本改正において、都道府県知事等は令和5年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 【介護事業者等とのデータ連携が可能となる環境の整備】 ICTを活用した情報連携を推進するため、異なる介護ソフト間でもケアプランのデータでの交換が可能となるよう、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」を改訂するとともに、入退院時情報連携標準仕様及び「訪問看護計画等標準仕様」を作成し、自治体に通知した。</p> <p>dについて 令和2年度において、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、電磁的記録(電子メールや電子署名等)による対応を可能とした。</p> <p>eについて 令和2年度より、介護サービス情報公表システムの事業者データをCSVファイルのオープンデータとして厚生労働省ホームページに掲載しており、統計調査等でも活用が可能となった。一部の調査研究事業においては、ホームページに掲載されている介護事業者の情報を抽出・反映されるような調査票を活用するなど、書類簡素化のための対応を行った。</p> <p>fについて 令和2年度において、介護分野における文書の負担軽減を図る観点から、適切な個人情報の取扱いを求めた上で、各種記録について原則として電磁的記録を認めることとし、令和3年度介護報酬改定において指定基準(省令)の改正により対応。また、記録の保存期間に係る定義については、保存する記録の性質を踏まえ、記録の種類に応じて起算日を明確化し、解釈通知にて周知。</p> | 措置済 | 措置済 | 解決 |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 6 | ICT・ロボットの導入推進 | <p>a 介護利用者の安否確認の方法として、センサーや外部通信機能を備えた見守り支援機器の活用によって定時巡視が効率化されることについて周知し、施設基準において、ICT・ロボット・AI等の活用によって行う業務の効率化を積極的に認め、また、介護施設におけるテクノロジーの導入の有無による比較対象を設定した効果検証を実施し、当該検証結果を踏まえながら、介護報酬等への評価につなげる。</p> <p>b 介護支援専門員のモニタリング訪問、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討する。</p> <p>c ICTの普及を促すため、標準仕様の活用を要件としたICT導入支援事業について、引き続き推進する。</p> <p>d 効率的なICT・ロボット・AI等の普及のため、効果の高いICT・ロボット・AI等の効果的なテクノロジーの活用モデルを構築する。</p> | 厚生労働省 | <p>a,c,d 令和2年度措置 令和2年度検討・結論</p> | <p>aについて 令和3年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における特別養護老人ホームの人員配置基準の緩和等を実施しており、令和4年度は、当該見直しの内容を踏まえた、夜間における見守り機器等を導入した場合等の実証を実施した。</p> <p>bについて 令和2年度に、介護給付費分科会において、サービス担当者会議を含む各種会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めることについて議論をし、令和3年度介護報酬改定において指定基準(省令)の改正により対応した。 また、モニタリング訪問については、令和3年度及び令和4年度の調査研究事業において実施したところであり、必要に応じて介護給付費分科会にて検討を行う。</p> <p>cについて 各都道府県における地域医療総合確保基金により、ICT導入支援を推進。</p> <p>dについて 令和2年度は、①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボ(開発支援拠点)のネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築した上で、当該リビングラボのネットワークを活用し、効率的な機器の導入モデルを構築した。 令和3年度及び令和4年度は、当該相談窓口において、生産性向上ガイドラインやパッケージモデル等を活用しながら、介護ロボット導入に関する総合的な支援や普及を実施した。</p> | 措置済 | 検討中 | 継続F |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|--------------------------|---------|-----|----------------------|--|------------------------|-------|---|---|------|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 7 | 介護アウトカムを活用した科学的介護の推進 | 高齢者の状態・ケアの内容等の情報(以下「CHASE情報」という。)を収集するシステムについて、入力するデータ形式の共通化、アウトカム指標の標準化を行い、収集データを用いた経年分析や事業者間の比較によってアウトカムベースでの介護報酬の検討や事業者自らのサービスの改善が可能となるようなデータベースの構築・引き続き取り組む。 b レセプト情報・特定健診等情報データベース(以下「NDB」という。)&介護保険総合データベース(以下「介護DB」という。)&道所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ(VISIT情報)、CHASE情報を連結し、更に充実した経年分析や事業者間の比較等により、患者・介護利用者が継続性のある適切な医療・介護を受けることを可能とする。 | 令和2年度措置 | 厚生労働省 | a)について 令和3年度介護報酬改定において、科学的根拠に基づいた自立支援・重度化防止の取組を進める観点から、① VISIT・CHASE(令和3年度から科学的介護情報システム(LIFE)として一体的に運用開始。)への情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進 ② アウトカム評価の充実等を実施することについて、介護給付費分科会において議論。 ③)について、令和2年度より各事業所に高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出していただき、分析の結果をフィードバックする取組を進めており、令和3年度介護報酬改定において、LIFEにおいてこうしたデータの収集・活用を促したPDCAサイクルの推進を評価する加算を創設し、その普及を図った。 令和4年度には、事業所単位のフィードバック提供を開始した。LIFEの活用推進に向けて、自治体が果たすべき役割に関する手引きの作成や自治体職員向けの研修の実施、介護事業所におけるLIFE活用の好事例集の策定・周知を行った。 ②)について、令和3年度介護報酬改定において、これまでプロセスを評価していた加算(褥瘡マネジメント加算や排せつ支援加算)について、アウトカムを評価する区分の施設とともに、統一的な評価が可能になるような定義や評価指標を設定し、ADL維持等加算について、要件の緩和や単位数の充実を実施。併せて、特養等に対象サービスを拡大した。 b)について 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が令和2年10月1日に施行されたことにより、NDBと介護DBと連結した分析が可能となった。 また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された介護保険法が令和3年4月1日に施行され、令和3年4月以降、VISIT情報やCHASE情報(令和3年度からLIFE)について、NDBと介護DBと連結して活用することが可能となり、令和4年4月から第三者提供を開始することとした。 | 措置済 | 継続F | |
| (4)一般用医薬品(スイッチOTC)選択時の拡大 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 9 | スイッチOTCの促進 | 厚生労働省は、一般用医薬品の安全性・有効性の観点に加えて、国民の健康の維持・増進、医薬品産業の活性化なども含む広範な視点から、スイッチOTC化の取組をはじめとするセルフメディケーションの促進策を検討するため、同省における部局横断的な体制構築を検討する。 また、上記体制において、経済性の観点も含め、スイッチOTCの推進策を検討する。具体的には、業界団体の意見も聞きながらスイッチOTC化の進んでいない疾患領域を明確にする。上記に基づき、スイッチOTCを促進するための目標を官民連携で検討・設定し、その進捗状況をKPIとして管理する。促進されていない場合は原因(ボトルネック)と対策を調査し、PDCA管理する | 令和2年度措置 | 厚生労働省 | ○令和3年4月、厚労省内に、セルフメディケーションの促進策を部局横断的に検討する担当室(セルフケア・セルフメディケーション推進室)を設置した。 ○本担当室が事務局を行う「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」において、セルフメディケーション規制について、重点化すべき効果的な対象医薬品の範囲を議論し、令和4年1月から規制の対象範囲拡充を図った。 | ○セルフケア・セルフメディケーション推進のための各施策に関する工程表を、有識者や業界団体等と連携しつつ策定予定。スイッチOTC化の推進策も含めて、更なる検討を進める予定。 | 検討中 | 継続F |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 10 | 一般用医薬品への転用の促進 | a No.9において検討された方策を踏まえつつ、セルフメディケーションを更に促進し、消費者等の多様な主体の意見の反映、製薬企業の自主可能性向上をい「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」(以下「評価検討会議」という。)の本来の設置目的に資するよう、以下の対応を行う。 ・ 評価検討会議の役割は、提案のあった成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点を整理し、薬事・食品衛生審議会に意見として提示するものであり、スイッチOTC化の可否を決定するものではないことを明確化する。 ・ 消費者等の多様な主体からの意見が反映され、リスクだけではなく必要性についても討議できるよう、消費者代表を追加するなどバランスよく構成されるよう評価検討会議のメンバー構成を見直す。 ・ スイッチOTC化するにあたって満たすべき条件、スイッチOTC化が可能と考えられる疾患の領域、患者(消費者)の状態や薬局・薬剤師の役割についても議論・検討し具体化する。 ・ 全会一致が原則とされている評価検討会議の合意形成の在り方を見直し、賛成、反対等多様な意見があり集約が図れない場合は、それらの意見を列挙して、薬事・食品衛生審議会に意見として提示する仕組みとする。 b 製薬企業が、別途、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。))の規定により直接厚生労働大臣へ製造販売の承認申請を行うことも可能であることを明確化する。 c スイッチOTCの製造販売承認時等に課すことのできるセルフチェックシートの作成、販売薬態調査の実施などの販売条件設定についての考え方を明確化し、真に必要なものに限定する。 | 令和2年度措置 | 厚生労働省 | 令和2年度末までに以下の対応を行った。 a)について ○評価検討会議では、要望成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点を整理し、評価検討会議としての意見をまとめ、薬事・食品衛生審議会に意見として提示することとし、可否の決定は行わないこととした。 ○多様な意見があり集約が図れない場合は、それらの意見を整理して提示することとした。 ○より多様な主体からの参加を求めることとし、評価検討会議の構成員として、消費者代表2名、産業界代表1名、販売等関係者2名の追加を行った。 ○評価検討会議における「中間とりまとめ」の中で、スイッチOTC化が可能と考えられる医薬品、薬局・薬剤師を含む各ステークホルダーの役割等を整理した。 b)について ○選択肢の1つとして、評価検討会議に要望を提出することなく、直接厚生労働大臣に製造販売承認申請を行うことが可能であることを明確化した。 c)について ○評価検討会議における「中間とりまとめ」の中で、セルフチェックシートの要件、製造販売業者が販売時に必要な対応などを整理した。 令和3年度は、aの改善を行った運営体制で会議を4回開催し、9つの候補成分(1つは以前の評価検討会議でスイッチOTC化が時期尚早とされた成分)のスイッチOTC化する上での課題・論点について議論した。 なお、評価検討会議で検討済みの3成分(プロピベリン塩酸塩、ナロキセン及びイトリド塩酸塩)のスイッチOTCが新たに承認された。 令和4年度は、aの改善を行った運営体制で会議を4回開催し、9つの候補成分(1つは以前の評価検討会議でスイッチOTC化が時期尚早とされた成分)のスイッチOTC化する上での課題・論点について議論した。 なお、評価検討会議で検討済みの2成分(ヨウ素・ポリビニルアルコール、ポリカルボフィルカルシウム)のスイッチOTCが新たに承認された。 | 今後とも評価検討会議を継続的に開催し、候補成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点等の整理を行い、その開発及び承認審査における予見性の向上に努める。 | 未措置 | 継続F |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 11 | 一般用検査薬への転用の促進 | a No.9において検討された方策を踏まえつつ、近年の技術進歩も踏まえ、スイッチOTC化が可能と考えられる検査薬の種類とそれに応じた患者(消費者)の状態や薬局・薬剤師の役割について議論・検討の上で具体化する。その際には、自己管理が期待される領域の検査薬について、使用後の医療機関への受診勧奨を、検査項目に応じて適切に行うこと等の方策を検討する。また、検査薬のうち、低侵襲性であるもの、定量の数値で判定されるもの、血液検体を用いたものOTC化の可否も含めた「一般用検査薬の導入に関する一般原則」の見直しについて期限を定めて検討する。 b 検査薬のOTC化に当たっては、関係業界全体としてガイドライン案の提案が行われるのとは別に、個別製薬企業からの医薬品医療機器等法の規定により直接厚生労働大臣に承認申請が行われた場合の取扱いを明確化する。 | 令和2年度検討開始、結論を待次第速やかに措置 | 厚生労働省 | a,b)について 「一般用検査薬の導入に関する一般原則」について、関係団体の意見をもとに、令和3年2月12日に引き続き、令和3年8月4日の薬事・食品衛生審議会 医療機器・体外診断用医薬品部会で議論を行った。 同部会では、関係団体から血液検体を用いる体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用の必要性等に関する説明があり、部会委員からは、どこまでの範囲を一般用検査薬として認めるのか、OTC検査薬の検査結果を踏まえて医療機関での受診・治療にどのようにつなげるのか、OTC検査薬の侵襲性を許容できるのか、血液検体の使用に伴う感染症のリスクにどのように対処するか等の意見があり、引き続き議論することとした。 | 関係団体の意見も聴きながら、引き続き部会において一般原則に関する検討を継続する。 | 検討中 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------|---------|-----|---------------------|---|---|------------------------------------|---|--|------------------------|------|------------|--|
| | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (4)一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大 | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 12 | 医療等分野におけるデータ利活用の促進 | <p>a 民間企業などの第三者がデータを利用する場合に求められる省令で定められる公共性の要件については、民間主導による患者ニーズの高い分野の新薬開発や医薬品使用における更なる安全性対策の向上と並んで様々なサービス開発の可能性を及びつつ、それが可能である旨の制定基準を省令において示すとともに、第三者提供の実績について公表すること等を通じて、多様な主体による利活用をPDCAサイクルの下で継続的に促進する。</p> <p>b 小規模ベンチャー企業等にとっても過度な負担を要することなくデータの利活用が行えるよう、データの分析・解析を安全な環境で行えるクラウド環境の解析基盤を整備する。オンサイトリサーチセンターの拡充及びリサーチセンターのコンサルティング機能の強化について検討する。また、利活用の状況を踏まえたPDCAにより、技術の進歩に合わせて、省令に定める安全管理措置義務を含めた利用に当たっての基準等を継続的に見直す。</p> <p>c 多様な主体・目的によるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータの公表を検討し、医療機関の属性等の情報保護の観点から問題のないデータについてはニーズに応じて開示する。また、第三者から医療機関単位での寄寄せ可能なデータ、個別データについて利用申出がある場合、情報保護の観点から問題なく正当な利用目的であるものについてデータを提供する。</p> <p>d 医療・介護施設間の情報連携、医療・介護分野の研究開発、資源配分の最適化政策等におけるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBの連結に引き続き、MID-NET(電子カルテ・レセプト等の匿名データベース)、DPCDB(包括医療費支払い制度に基づく匿名データベース)、がん登録DB(がんの罹患、診療等の匿名データベース)、難病・小慢DB(指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の匿名データベース)との連結に向けた具体的な検討を進めるとともに、被保険者番号等を用いて、当該連結における名寄せ・連続精度の向上が可能となる仕組みを構築する。</p> <p>e 本来NDBは、医療費適正化計画のために収集されるデータベースであることから、今後もエビデンスに基づく指標の作成等、医療費適正化に向けたNDBの更なる活用を図る。</p> <p>f さらにゲノム医療を始めとする質の高い医療の実現に資するようデータベースの整備・活用を戦略的に進める。</p> | <p>a 令和2年度度措置</p> <p>b,c,d 令和2年度度検討開始、締結を待次第措置</p> <p>e,f 令和2年度以降逐次実施</p> | a~e 厚生労働省 厚生労働省 内閣府 文部科学省 | <p>a 厚生労働大臣は、相当の公益性を有すると認められる業務を行う者に対しNDBデータを提供できるとされている。厚生労働省等において、医療分野の研究開発に資する分析や、疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究など、特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除き、保健医療分野の研究開発を幅広く認める形で規定している。加えて、第三者提供の実績については、毎年有識者会議に報告を行い、厚生労働省HPで公表している。</p> <p>b 医療・介護等の解析基盤(HIC:Healthcare Intelligence Cloud)については、令和5年度中の運用開始に向け、施行運用を開始している。オンサイトリサーチセンターについては、京都大学、東京大学での本格利用を開始。コンサルティング機能の強化については、令和2年12月から、利用予定者のリサーチアクションがNDBで実行可能か事前に相談を受け付けるNDB申請前支援を開始、実施中。</p> <p>c NDBと介護DBを連結したデータのサンプルデータについて、「臨床疫学に活用可能なNDB等データセットの作成に関する研究(令和3年度~令和5年度厚生労働科学研究)」において、データ利活用を促すとともに、個人が特定できない形で提供できるよう、サンプルデータの仕様等について研究を行っている。医療機関の属性等の情報については、令和4年(2022年)4月からNDBでの取組・提供を開始した。</p> <p>d NDB・介護DBとDPCDBとの連結を令和4年4月に開始した。NDB・介護DBと他の公的データベース(障害福祉DB、予防接種DB、感染症DB、難病DB、小慢DB)との連結解析については、令和4年210回臨時国会において、このらの連結解析を可能とする改正法案が成立した。医療・介護レセプトの名寄せ精度を向上するため、被保険者番号の履歴を利用した連結の仕組みを令和4年3月に創設、運用中。</p> <p>e 医療費適正化計画の作成、実施等に資するよう、NDBデータを用いて以下の取組を実施している。 ・主要疾患に係る都道府県別・二次医療圏別・市町村別等のデータの都道府県への提供(毎年度) ・医療費適正化の取組(特定健診・特定保健指導、後発医薬品の使用促進等)の効果検証</p> <p>f について ゲノム情報を含む医療分野のデータの利活用を推進するため、厚生労働省が取りまとめているAMEDのゲノム・データ基盤プロジェクトにおいては、「ゲノム医療実現のためのデータエンablingポリシー」に則り、ゲノムデータ、及び臨床情報や診断・検査結果等をきつなぎを行う。また、令和2年3月に策定された「AMED研究データ利活用に係るガイドライン」に則り、研究開発成果により生み出されるデータの利活用を促進している。 また、AMEDが支援したゲノム研究の成果を一元管理し、産業界も含めた利活用を進め、ゲノム医療研究を推進するため、令和元年度より、ゲノム医療協議会での議論を踏まえ、関係各省協力の下、ゲノム・データ基盤(CANNDS)の構築を進めている。 また、厚生労働省においては、令和4年9月に策定した「全ゲノム解析等実行計画2022」を踏まえ、がん・難病領域の約4,500例の全ゲノム解析等を実施するとともに、厚生労働省科学技術部会全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会における議論等を踏まえ、解析結果等を産学官が幅広く活用するための体制整備に取り組んでいる。</p> | <p>a 第三者提供の実績については、引き続き、有識者会議に報告を行い、厚生労働省HPで公表していく。</p> <p>b 医療・介護等の解析基盤(HIC:Healthcare Intelligence Cloud)の運用を令和5年度中に開始予定である。</p> <p>c 令和5年(2023年)度中目途に、研究結果をとりまとめの上、NDBと介護DBを連結したデータのサンプルデータを厚生労働省HPに公表する予定である。</p> <p>d NDB・介護DBと他の公的データベース(障害福祉DB、予防接種DB、感染症DB、難病DB、小慢DB)との連結解析を可能とする改正法の施行に向けて、連結の方法や連結して提供する情報の範囲等について、検討を進める。がん登録DBとの連結については、令和3年12月から関係審議会において議論を開始しており、引き続き検討を行っている。MID-NETとの連結についても引き続き検討を行っている。</p> <p>e 引き続き、都道府県へのデータ提供を行うとともに、2024年度から始まる第4期医療費適正化計画の策定に向け、医療費適正化の取組の効果検証の結果を反映していく。</p> <p>f について 質の高い医療を目指して医療研究開発を推進するため、健康・医療戦略推進事務局が開催する「健康・医療データ利活用基盤協議会」における議論を参考に、研究開発を支援する。 また、ゲノム・データ基盤(CANNDS)の本格稼働に向けて、引き続き、ゲノム医療協議会等での議論を踏まえ、関係各省協力の下、取組を進める。 また、「ゲノム解析等実行計画2022」に基づき、引き続き、がん・難病に関する全ゲノム解析等を実施するとともに、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ搭載する情報基盤の構築や、その利活用に係る環境整備に取り組む。</p> | 未措置 | 継続F | | |
| (4)一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大 | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 医療・介護分野 | 13 | 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し | <p>a 令和3年9月予定の新システム導入に向けて、システム開発においては特に進捗管理・設計・開発・運用全体の品質確保には十分な注意を払ってプロジェクト管理を徹底するとともに、以下①~⑥)についての具体的な進捗状況と対応・工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を明らかにし、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))においては必要なICT人材の確保と関係機関からの参画を得る。</p> <p>①コンピュータチェック9割完結を可能とする振分機能の設計・実運用化 ②各支部で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止 ③コンピュータチェックに適したレセプト形式の見直し(摘要欄における選択方式の拡充) ④手数料の階層化 ⑤保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開 ⑥保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み</p> <p>b 新システムにおけるAIを活用したレセプトの振分機能については、フォードバック機能を組み込み、定期的に新たなレセプトの審査結果を学習させて機能の改善を図るとともに、具体的な機能の詳細と学習メカニズムを明らかにする。</p> <p>c 自動的なレセポティング機能については、審査支払機関における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じているのかを把握できるよう、具体的なレセポティング内容を明らかにする。</p> <p>d 職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所所程の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目途に設置が予定される審査事務センター1分室において、新システム稼働後の効果検証や機能強化、集約後の審査実績、ICT活用による審査委員会運営の見直しなどの業務効率化の状況を踏まえながら、その廃止を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。</p> <p>e 職員を介して行う審査委員会の補助、レセプト事務点検などの業務については、令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを具体化し、職員の審査事務と審査委員の審査が効率的で安全に行われることを踏まえ、在宅審査の仕組みについても検討する。</p> <p>f 国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、令和6年予定の国保給金システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程を明らかにする。</p> | <p>a,e,f 令和2年度度措置</p> <p>b,c 令和2年度中間報告</p> <p>d 令和4年度以降継続的に措置</p> | 厚生労働省 | <p>a 審査支払新システムについては、令和3年9月に稼働。</p> <p>b AIを活用したレセプトの振分機能については、組み合わせで活用する2つのAIの手法(Minhash・Xgboost)の機能の詳細、再学習について、審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。なお、運用開始後は振分結果の検証及び定期的な学習データ等の更新により精度の向上を図っている。</p> <p>c 審査の差異の可視化レポート(自動レセポティング)について、多くの付せんが付くコンピュータチェックや全国統一の取扱いが策定された事例等を対象に審査結果の差異が審査委員又は職員に起因するものなのか要因を分析する等、レセポティング内容を審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。令和3年9月から順次、全国統一の取扱いが策定された事例の検証前レポートを公表し、検証後のレポートにより不合理な差異があり、フォローアップ対象とした事例について、職員や審査委員に対して指導や注意喚起を行うなど、差異の解消に向けたPDCAの取組を実施。 併せて、多くの付せんがくコンピュータチェックの事例について、検証前レポートを公表。</p> <p>d 令和4年10月、全国14か所の審査事務センター1分室に、電子レセプトに係る審査事務を集約。</p> <p>e 業務フローについては、審査事務集約後の新たな組織体制に対応した業務処理標準マニュアルを作成した。在宅審査については、令和3年度の群馬支部における審査委員及び職員在宅審査・審査事務の実施結果において、セキュリティ及び審査委員と職員の連携について事務所勤務時と同様の連携が可能であることを確認し、また、業務処理を確認した結果、概大9日間の在宅勤務の実施が可能と判断した。この結果を踏まえ、審査委員による在宅審査については、令和4年9月から、職員による在宅審査については、審査事務集約にあわせ、令和4年11月から全国の審査事務センター1分室で開始。</p> <p>f 国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、有識者による審査支払機能の在り方に関する検討会を開催し、「審査基準の統一化を含めた審査結果の不合理な差異解消の工程表」及び「審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程表」を策定。</p> | <p>a 措置済。なお、 ①令和5年10月から、事務的なコンピュータチェックのみのレセプトを審査委員が審査するレセプトから除外するなどの方策により、レセプト全体の9割程度を人による審査を必要としたレセプトとする。 ④、新手数料体系については、保険者団体等との協議を経て、簡素なコンピュータチェックで完結する「判断が明らかなレセプト」に関し、他のレセプトとは別の手数料を設定する手数料の二階層化を令和5年度から導入。</p> <p>b 措置済。引き続き、振分け結果の検証及び定期的な学習データ等の更新により精度の向上を図る。</p> <p>c 措置済。令和5年度は、フォローアップ対象とした事例について、改善状況をフォローアップ結果のレポートとして公表する。また、多くの付せんがくコンピュータチェックの事例等について、公表した検証前レポートの検証等を進める。</p> <p>d 令和4年10月の審査事務集約等の状況を踏まえながら、検討。</p> <p>e 措置済。令和4年度の実施状況を踏まえ、在宅審査・審査事務の更なる充実に加えて、職員がより一層働きやすい環境を実現するため、在宅勤務日数や対象者の拡大等を検討。</p> <p>f 措置済。左記の両工程表に沿って、厚生労働省・支払基金・国保中央会において、実施。</p> | 検討中 | 継続F | | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | | |
|--------------------------|--------|-----|-----------------------|---|--|-------|---|--|-------------------|--|-----|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | | |
| (2)若者の農業参入等に関する課題について | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 農林水産分野 | 1 | 若者の農業参入等に関する課題について | <p>a 市町村、農地中間管理機構や農業委員会等連携し、地域の実情に応じ、49歳以下の新規就農者のうち農地の確保を支援すべき者を特定し、その者に優先的に農地を斡旋するなど、若者の新規就農者に対して積極的に農地の確保を支援する措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者をより増加させる。</p> <p>b 農地の下限面積要件について、各市町村の実情に応じ、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の活用と併せて、若者の新規就農者増加のために下限の更なる引下げを行うことを促すとともに、各市町村の下限面積の設定状況を一体的に集約し、新規に就農を検討する者が容易に確認できる形で公開する仕組みを設ける。</p> <p>c 青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大専攻とで差別的に取り扱うことのないよう、農業経営改善関係資金基本要綱に明記し、研修機関、農業者、地方公共団体等の関係者に周知徹底する。</p> <p>d 都道府県に対して、農業経営相談所の支援チームに農業経営者など、農業経営の実態に精通した人材を積極的に配置するよう促す。</p> <p>e 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就農継続状況について、毎年、都道府県ごとに調査、公開し、新規就農支援制度の効果について検証を行うとともに、新規就農者全体の就農継続状況を把握するための手法を検討、確立する。</p> | a,b,d,e:令和2年度措置 c:令和2年度上期措置 | 農林水産省 | <p>a 「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた取組の更なる強化について」(令和2年7月21日2経第1177号)を地方農政局及び全国農業会議所等の関係団体宛に発出し、関係機関において相互に就農希望に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組について周知した。</p> <p>・このほか、地域の新規就農サポート体制支援事業により、新規就農者への農地の積極的な斡旋などの新規就農者へのサポート体制の確立に取り組みモデル地区を支援するとともに、令和3年3月に新規就農者のサポートに関するマニュアルを作成し、全国に横展開した。</p> <p>b 農業者の減少・高齢化が加速する一方で、新規就農者の約7割を占める野菜、果樹部門における参入時の経営面積の過半が50アール未満である中、地域内外の新規参入者を呼び込む観点から、令和4年5月の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第56号)において、農地の下限面積要件を撤廃した。</p> <p>c 「農業経営改善資金基本要綱の一部改正について」(令和2年9月30日2経第1835号)を地方農政局及び株式会社日本政策金融公庫等の関係団体宛に発出し、青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大専攻とで差別的に取り扱うことのないよう周知した。</p> <p>d 「農業経営相談所における農業経営者の専門家登録及び支援チームへの配置の推進について(依頼)」(令和2年12月1日付け経営局経営政策課長通知)を地方農政局及び日本農業法人協会等の関係団体宛に発出し、農業経営相談所に農業法人経営者、指導農業者、先進的な認定農業者などの農業経営者に精通した者の専門家登録推進と、支援チームの編成におけるこれら者の積極的な配置について指導した。</p> <p>・令和3年度農業経営法人化支援総合事業実施要綱(別記「農業経営者サポート事業」)の改正において、令和2年12月1日付け経営局経営政策課長通知と同様の趣旨の規定を新たに設け、指導を徹底することとした(令和4年4月1日施行)。</p> <p>e 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就農継続状況については、令和2年12月25日付、農林水産省HPにおいて、各事業の都道府県別の就農継続率(定着率)を公表するとともに、各事業の創設前後における新規就農者数を比較することにより、事業効果を検証した。</p> <p>事業を活用した者だけでなく、より広く新規就農者の継続状況を把握する観点から、青年等就農計画について法律に基づく認定を受けた新規就農者の就農継続状況を把握することとした。</p> | a 令和3年度に地域の新規就農サポート支援事業により作成したマニュアルについて、引き続き現場での活用を推進する。 | b - c - d - | e 令和5年度も、引き続き事業を活用した新規就農者の就農継続状況について毎年公表するとともに、青年等就農計画について法律に基づく認定を受けた新規就農者の就農継続状況を把握する。 | 措置済 | 継続F |
| (3)農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化 | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 農林水産分野 | 2 | 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化 | <p>農業で起業する若者が将来展望を有するよう、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を進展させていくための方策について、現行制度の検証を行った上で、現場の実態、新規参入を目指して研修を受けている若者や資金提供者のニーズ等を踏まえ更に検討を進め、今年度中に結論を得る。</p> | 令和2年度検討・結論 | 農林水産省 | 令和4年6月7日の開議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を検討中。 | 令和4年6月7日の開議決定を踏まえ、懸念払拭措置等を引き続き検討する。 | 検討中 | 継続F | | |
| (4)農業用施設の建設に係る規制の見直しについて | | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 農林水産分野 | 3 | 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて | <p>a 新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日開議決定)に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、上記措置については、農業や6次産業化のための加工・販売という施設の目的を明確化し、目的外への施設の利用や周辺農地への支障が生ずることがないよう検討を行い、必要な担保措置があれば講ずるものとする。</p> <p>b 農業経営の類型ごとの差異があるかも含め、農地の所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ課題を整理し、合意形成に向けた所有者と利用者の協議が円滑に進むような対応を検討する。</p> <p>c 税制や都市計画制度等を含め、農地を転用して農業用施設や加工・販売施設を設置する際の留意点、6次産業化に取り組む際の必要な手順及び相談窓口などを手引きにまとめ、農業者に周知する。</p> <p>d a,cに係る見直し内容や手引き等の周知に当たっては、地域によって農業者の認知度にばらつきが出ることはないよう、地方公共団体に加え、農業団体等を通じて、農業者に広く周知を行う。</p> <p>e 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきについては、現状を具体的に調査し、対応を検討する。</p> <p>f 申請の際に提出求められる農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第30条に定める添付書類について、eに併せて実態を調査した上で、不要な添付書類が求められることがないよう、提出を求めないものを明確化するなどの見直しを検討し、地方公共団体及び農業委員会に通知する。</p> | a:令和2年度検討、令和3上期結論、令和3年度措置 b-f:令和3年度措置 | 農林水産省 | <p>a 農業経営改善計画の認定手続と併せ、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を受けることを可能とするワンストップ措置を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)が第208回国会で成立し、令和5年4月1日の施行に向け、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経第564号)の改正を行い、当該措置において対象となる農業用施設の範囲を明確化した。</p> <p>b 農地所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ、その課題の整理を行った上で、円滑な合意形成が図られるよう、合意形成の手法等について農林水産省HPに掲載した。</p> <p>c 6次産業化に取り組む際の留意事項や農地転用や市街地調整区域における開発行為の手続の特例、農業全般の規制支援、相談窓口等を記載したパンフレットを令和2年7月に作成。都道府県や都道府県サポート機関へ情報提供するとともに、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く周知を行った。</p> <p>d a及びcの周知においては、農業経営基盤強化促進法施行規則及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱を改正するとともに、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く農業者に周知を行った。</p> <p>e f 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきとともに、農地転用許可申請の際に求めている添付書類の実態を調査し、農地転用許可事務の適正な運用を確保するため、農村振興局長通知を発生した。</p> | - | - | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | |
|--------------------------|--------|-----|---|---|--|---|----------------------------|------------------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| (9)改正漁業法の制度適用 | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 農林水産分野 | 15 | 漁業者による漁獲報告や都道府県による行政手続が電子的に可能となる制度の導入 | <p>a 法第26条(漁獲割当管理区分における漁獲量等に係る報告)、法第30条(漁獲割当管理区分以外の漁獲量等に係る報告)、法第52条(大臣許可漁業に係る資源管理の状況等の報告)、法第50条で適用する法第52条(知事許可漁業に係る資源管理の状況等の報告)、法第50条(漁獲割当に係る資源管理の状況等の報告)に規定する漁獲報告については、様式を定める場合はフォーマットを共通化し、国や都道府県に対する漁業者からの報告データが国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムを構築する。また、法第57条の都道府県知事による漁業の許可などの手続について、データ様式を統一し、電子的に行うことができるシステムを農林水産省として構築する。</p> <p>b システムの運用に当たっては、報告の方法などについて漁業者に対して十分な周知を図る。</p> <p>c 法第58条で準用する法第52条に基づき報告について、国が統一的に把握できるよう一定の事項について国が都道府県から報告を受けるよう手当てする。</p> <p>d 上記の報告事項について、漁業者に記録を残すよう求める。</p> | 農林水産省 | <p>a 漁獲報告に関するシステム構築については、令和2年度に開始し、令和3年度に200市場を目標に漁獲量の収集体制を整備、令和4年度措置。都道府県知事による漁業許可などの手続に関するシステムの構築については、令和2年度に開始し着手、令和4年度措置</p> <p>b~d 令和2年度措置</p> | 措置済 | 措置済 | 解決 |
| (10)水産物及び漁業生産資材の流通に関する観点 | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 農林水産分野 | 16 | 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態を網羅的に調査すべく、卸売業者(荷受人)、仲卸業者(仲買人)、商社等の流通業者、漁業者及び水産加工業者に対し直接アンケート調査を行う。特に、水産物については、天然漁獲物と養殖水産物で流通形態が異なることを考慮し、それぞれ別々に調査を行う。 | <p>a 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態を網羅的に調査すべく、卸売業者(荷受人)、仲卸業者(仲買人)、商社等の流通業者、漁業者及び水産加工業者に対し直接アンケート調査を行う。特に、水産物については、天然漁獲物と養殖水産物で流通形態が異なることを考慮し、それぞれ別々に調査を行う。</p> <p>b aの調査において、養殖資材に係る産地間競争の機能について実態を明らかにする。</p> <p>c aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。</p> <p>d 不適正な取引を未然に防止するため、法律家などの専門家、漁業者を加えた検討体制を構築し、水産物・水産加工品と種苗・餌料の取引を含む養殖業のそれぞれについて、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する。「取引適正化のためのガイドライン」には、aの調査で明らかになった不適正事案や、規制改革推進会議農林水産ワーキンググループにおいて指摘のあった「実際に流通に關与していない者による、合理的理由のない口利き料・仲介手数料の徴収行為」、「養殖業に新規参入をしようとする者に対し、顧問屋等の養殖資材取扱業者が合理的理由なく取引に応じないといった行為」、「顧問屋が養殖業者に対して、他社(当該顧問屋以外)からの購入を禁止する行為」、「顧問屋が養殖業者に対して、他社(当該顧問屋以外)への養殖魚の販売を禁止する行為」等の不適正事案について盛り込む。また、「取引適正化のためのガイドライン」は随時改訂を行う。</p> <p>e 漁網・漁船などの漁業生産資材については、価格低減を推進すべく、海外の漁業生産資材の価格、流通構造について調査し比較をすとともに、規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ等で指摘のあった「漁協や漁連による漁業資材発注取りまとめによる価格の硬直化」などの不適正事例の発生を未然に防止するため、引き続き実態を調査した上で、水産業協同組合法に基づく措置等の必要な措置を講ずる。</p> <p>f 「取引適正化のためのガイドライン」の周知徹底を図るため、策定後1年以内に、該当の取引がある全都道府県の漁業者及び水産加工業者、流通事業者などを対象とした説明会を開催する。</p> <p>g 以下の養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルが漁業法上問題ないという解釈を明確化し、都道府県に文書で通知する。</p> <p>*A漁業協同組合に免許された区画漁業権の範囲内において魚類養殖業を営むB(A漁業協同組合の組合員)と、組合員以外のC(法人)が委託契約を結び、Bが、その所有する生簀において、C所有の魚を一定期間養殖する。(Bは養殖に要する全ての餌料をCから提供を受けるとともに、契約の範囲内において養殖方法に関するCの指示を受け、また、CはCの対価として、毎月、契約に定める額をBに支払う。)</p> <p>*D漁業協同組合に免許された区画漁業権の範囲内において魚類養殖業を営むE(D漁業協同組合の組合員)と、組合員以外のF(法人)が委託契約を結び、Eが、その所有する一定品質の養殖魚を生産する。このとき、Eは契約の範囲内において養殖方法に関するFの指示を受け、契約上、養殖の結果、養殖魚が契約に定める一定品質以上となった場合には、Fは契約に定める単価で養殖魚を買い取る義務があるが、養殖魚が一定の品質に満たなかった場合には、Fは養殖魚の買取りを行わないことができることとなっている。</p> <p>h 養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力するよう、作成のガイドラインに記載する。</p> | <p>a,b,d~h 農林水産省 c 農林水産省 公正取引委員会</p> | <p>a,b)について 1 水産加工業者への調査については、平成31年3月に水産加工業者を含む産地仲買人514社に対して実態調査を実施し、コスト増加を反映しない価格決定(131社)や不合理な物流センターフィー等の負担(62社)などが取引上の問題として明らかになった。また、令和2年2月に、既存の流通業者が合理的な理由のない仲介手数料の徴収を行っているかについて、水産加工業者を含む産地仲買人に追加アンケート調査を実施し(125社から回答)、合理的な理由のない仲介手数料を要求されたことがある旨の回答が1件あった。</p> <p>2 漁業者・養殖業者へのアンケート調査については、令和2年2月に実施、漁業(284経営体)において、水産物の取引上問題がある(コスト増加を反映しない価格決定等)と回答したのは184経営体、生産資材の取引上問題がある(一方的に著しく高い価格での資材取引を強制等)と回答したのは2経営体であった。養殖業(58経営体)において、水産物の取引上問題がある(短納期での発注、発注のキャンセル等)と回答したのは16経営体、生産資材の取引上問題がある(一方的に著しく高い価格での資材取引を強制等)と回答したのは3経営体となっており、25経営体については生産資材の取引相手は養殖生産物の販売相手にもなる産地商社であり、このうち9経営体が水産物の取引上問題があるとの回答だった。</p> <p>3 令和3年2月1日の農林水産WGにおける漁業関係者からのヒアリング事例についても詳細調査を実施。</p> <p>c)について 公正取引委員会には令和2年までに実施した調査結果を示し、不適正な取引を未然に防止するためのガイドラインについて、連携して検討・作成を行った。漁業関係者からのヒアリング事例の調査結果についても共有し、連携して対応していることとしている。</p> <p>d,h 漁業関係者ヒアリング事例の調査結果を踏まえ、公正取引委員会と連携し、令和3年2月1日の農林水産WGにおける委員からの意見も盛り込んだ「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成した。</p> <p>養殖業については、アンケート調査を踏まえ公正取引委員会と調整した結果、産地商社による商慣行は下請法の対象とならないため、養殖業者と産地商社・販売業者の双方が取り組むべき適正な取引方法や協業のあり方等について示す「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」を作成した。養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力することについても記載。</p> <p>e 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査、漁協・漁連の購買事業についての調査をそれぞれ実施した。</p> <p>(海外調査結果) ・漁船:国内では漁業者が国内造船所にオーダーメイドで注文することが一般的である。海外(欧州)では、人件費などの建造コストが低いトルコ、中国等で船体の大部分を建造した後、欧州内の造船所で組立を行うことで建造コストを低減している事例があった。</p> <p>・漁網:国内では大型漁網については漁業者が国内漁具メーカーにオーダーメイドで注文することが一般的であり、小型漁網は漁具販売店を介して国内製造又は東南アジア等から輸入した既製品を注文している。海外でも国内と同様に、漁業者が求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入するほか、日本製の高性能・高価格な漁網を輸入している事例があった。</p> <p>(購買事業調査) ・主要資材(漁網、ロープ、A重油)の仕入価格の動向を調査したところ、漁連・漁協はそれぞれの判断で、取引先との間で、主に漁網・ロープは年1回程度、A重油は月2回程度、価格の改定を行っているため、漁連・漁協間で価格は一定で推移している。また、年末までに価格改定を行っているため、漁連・漁協間で価格は一定で推移している。また、漁具の価格低減や品質向上に向けた取組事例を調査したところ、共通して使用する資材の規格を統一し予約とまとめにより価格を低減する事例や、漁業者ニーズを反映した機器や網、配合餌料等の商品開発、海外からの輸入等を実施している事例があった。</p> <p>・漁船の購買事業について、価格の低減や業者選定の透明性確保のため、複数の調達先を比較するなど、漁業所得や生産性の向上に向けた取組を促進するよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業)のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付25水漁第341号水産庁長官通知)」を改正し、施行した。国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査で得られた価格低減の取組事例(漁連が漁業者の求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入)を含む、漁協・漁連の購買事業における資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を取りまとめ水産庁HPで紹介した。</p> <p>f 令和4年2月から都道府県及び都道府県漁連向け説明会、令和4年3月に全国漁協向け説明会を実施した。また、令和5年2月から3月までにかけて、養殖業者等に対し、「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」について説明を行った。</p> <p>g)について 事例の委託生産ビジネスモデルについて、漁業法上問題ない旨の通知を令和2年5月21日付けで都道府県宛に発出した。</p> | 措置済 | 措置済 | 継続F |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|------------------|--------------|-----|-----------------------|---|---|---|---|------------------------|------------|--------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| (1)漁獲証明制度の創設について | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | 農林水産分野 | 17 | 漁獲証明制度の創設について | <p>a 国内で流通する水産物(指定水産動物)、輸出する水産物(指定輸出水産動物)、輸入する水産物(指定輸入水産動物)のいずれにおいても、違法又は過剰な採捕の実態をデータで把握し、これに基づき、対象魚種の指定基準を明らかにした上で、違法又は過剰に採捕が行われるおそれのある魚種について順次対象を拡大する。そして、その指定に関するロードマップとスケジュールを明確化する。</p> <p>b 漁獲証明や取引記録の保存、漁獲証明番号の伝達を簡易かつ適切に行うことができる電子的な方法の具体像とその導入に向けたスケジュールを明確化する。</p> <p>c 漁獲証明を実施する登録証明機関となるための要件とされる「組織体制や知識・技能、経理的基礎等の要件を満たす者」という基準を具体的に透明な基準として明らかにする。また、これらの要件を継続的に充足しているかモニタリングする仕組みを構築する。</p> <p>d 指定輸入水産動物については、輸入に際し、漁船の所属国発行の漁獲証明書の真正性を担保する具体的な措置を明確化する。</p> | <p>a: 令和3年度上期以降継続的に措置 ただし魚種指定のロードマップとスケジュールの明確化に係る部分については令和3年度上期措置 b: 令和2年度措置 c, d: 令和3年度上期措置</p> | 農林水産省 | <p>a, b, c, d 令和2年12月に特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)が公布され、令和4年12月に施行。</p> <p>a 若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体、NGO等で構成される「水産流通適正化検討会議」で指定基準や対象魚種等について、令和3年8月にとりまとめを実施した。対象魚種については、指定に関するロードマップを作成し、2年度程ごとに検証・見直しを行う仕組みとした。</p> <p>b 令和3年度補正予算において、採捕者、加工・流通事業者、小売等の希望者がスマホ等で簡易に漁獲番号等の伝達・取引記録の作成・保存等を電子的に行えるよう、各事業者が情報伝達を行うための共通漁業基盤や、データレイアウトやデータ形式等の標準化を行い、地域等での実証等により、システムの開発・運用を行う事業を措置。</p> <p>c 漁獲証明制度に代わり水産流通適正化法が成立し、登録証明機関については設置しないこととなった。</p> | a, b, c, dは措置済 | 措置済 | フォロー終了 |
| (2)行政手続コスト20%削減等 | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | デジタルガバナメント分野 | 1 | 商業登記等 | <p>a 商業登記等に係る事業者の行政手続コストを可及的速やかに平成30年度の計測値から20%以上削減する。</p> <p>b web上でのAPI公開、ID・パスワード方式の導入などにより、使い勝手の良いオンライン申請システムを実現する。</p> | <p>a: 速くとも令和3年度措置 b: 令和2年補償、可及的速やかに措置 API公開については速くとも令和2年度措置</p> | 法務省 | <p>a 令和2年10月から運用が開始された行政機関間における情報連携により、他の行政手続における登記事項証明書の提出が不要となったことなどにより、平成30年度の計測値から約21.7%の行政手続コストを削減した。</p> <p>b 令和3年2月15日に登記・供託オンライン申請システムのホームページ上でAPI仕様を公開した。また、同日の商業登記規則の改正により、①オンラインによる商業登記申請における印提出の任意化、②公的個人認証サービス電子証明書の利用場面の拡大、③いわゆるリモート署名を利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵により電子署名を行うサービスで作成した添付書面情報の許容などオンライン申請の利便性向上に係る取組を行った。</p> <p>さらに、法人設立ワンストップサービスに、令和3年2月26日から定款認証及び設立登記が、令和4年3月25日から電子証明書が追加され、マイナポータルから登記申請等を行うことができるようになった。</p> <p>加えて、利用者目録での画面構成や操作性を考慮したwebアプリケーションを用いたオンライン申請を行う方式である「かんたん登記申請」の開発を実施し、令和5年4月3日から同サービスを用いた申請が可能となる。また、本人確認の手法について、上記③の対象サービスを拡大することにより、申請人の利便性向上を図った。上記の取組を順次実施してきたことにより、使い勝手の良いオンライン申請システムの実現を図った。</p> | 措置済 | 措置済 | フォロー終了 |
| 令和2年7月17日 | デジタルガバナメント分野 | 2 | 行政への入札・契約に関する手続 | <p>a 行政への入札・契約に関する行政手続コストを可及的速やかに20%以上削減する。</p> <p>b バックオフィス連携を図ること等により、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)及び納税証明書(写し)の削減を実現する。財務諸表についても、関係機関と削減に向けた検討を進め、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 競争事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンストップの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。</p> | <p>a: 令和2年度措置 b: 登記事項証明書については令和3年度措置、納税証明書については速くとも令和4年度措置 c: 令和2年度措置、速くとも令和4年度措置</p> | <p>a: デジタル庁 国土交通省 b: デジタル庁 国土交通省 c: 国土交通省</p> | <p>【デジタル庁】 a 行政への入札・契約に関する行政手続コストを可及的速やかに削減する取り組みとして、電子調達システムにおける、競争参加資格申請時に必要な営業経度書及び誓約書・役員等名簿の添付書類について、平成30年11月から申請書本体への一本化を実現。また、半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所的確な表示により操作性を改善。さらに電子調達システムの添付ファイル上限サイズの拡大(3MBから10MB)及びオンラインによる提出書類の差し替えを可能とし手続作業の簡素化を図ることにより、行政手続コストを20%以上削減することができた。</p> <p>【国土交通省】 a 競争参加資格申請において、独自の申請様式を使用していた一部機関が統一様式に変更したことにより、作成書類の削減を行った。また、一部機関に統一様式以外に別途提出を求めた書類を提出不要とした。以上取組の結果、行政手続コストの32.0%削減を実現した。</p> <p>【デジタル庁】 b 電子調達システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書(写し)については、登記情報連携システムとバックオフィス連携による提出省略を行うこととして、令和3年5月に添付を省略可能とした。納税証明書の写しについては、国税庁が納付情報の添付の自動化を実現するための仕組みを提供することで、電子調達システムにおける競争参加資格申請時には不要とし、令和5年1月に添付省略を実現した。財務諸表については、他府省庁システムとの連携を前提に令和3年度から検討を継続中。</p> <p>【国土交通省】 c 令和5年1月10日より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」の運用を開始し、電子申請が可能となっている。当該電子申請システムでは、他府省庁等とのバックヤード連携を行うことにより、申請書類の簡素化を図り、申請者・行政双方における事務負担軽減による行政手続コストの削減を実現した。</p> | 措置済 | 未措置 | フォロー終了 |
| 令和2年7月17日 | デジタルガバナメント分野 | 3 | 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減 | <p>a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印の省略が望まれることについて、地方公共団体に申し分りやすい通知を発出する。</p> <p>b 令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、工程表を策定のし、必要な措置を講ずる。</p> <p>c デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、各地方公共団体における活用状況(独自様式と並行して標準的な様式の提出を認める場合を含む)等について調査を実施し、更なる普及に向けた取組を推進する。</p> | <p>a: 令和2年度上期措置 b: 令和2年に工程表を策定し、令和3年度中に措置 c: 令和2年度以降継続的に措置</p> | <p>a: デジタル庁 内閣府(子ども・子育て本部) 厚生労働省(子ども家庭庁)</p> | <p>a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市区町村に対して、令和2年5月19日付け事務連絡、令和2年6月18日付け事務連絡及び令和2年8月31日付け通知において、就労証明書等保育所等入所に係る手続き等に要する書類について、押印を不要化する検討を促してきた。</p> <p>令和3年7月には、就労証明書の標準的な様式について、押印欄を削除する改定を行い、市区町村に対して当該改定様式の積極的な活用をお願いするとともに、保育所等入所に係る手続等において押印を求めないこととするよう改めて周知した。</p> <p>b 令和2年度から令和4年度にかけてのデジタルで完結する仕組みの工程表を策定し、令和2年12月25日の子ども・子育て会議において方針を報告した。また、令和3年2月に行った子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会において、工程表及び今後の方針を示し、自治体への周知を図った。</p> <p>c 令和3年9月に標準的な様式の活用状況を調査した結果、令和4年4月入所手続に活用すると回答した市区町村の割合は約62%、残りの回答のうち、今後の活用を検討していると回答した市区町村の割合は約40%であった。</p> | 措置済 | 措置済 | フォロー終了 |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|--------------|-----|-------------------|--|--|--|---|------------------------|--------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| 令和2年7月17日 | デジタルガバナメント分野 | 4 | 個人事業主の事業承継時の手続簡素化 | <p>a 飲食店等の食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定める34業種・理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継について、法令改正等を実施することにより、提出書類の簡略化・削減を行うとともに、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不要化、手数料の額の引下げなどについて地方公共団体に働きかけを行うなど、事業者負担軽減の観点から、手続の簡素化を実施する。</p> <p>b 上記aの分野に係る個人事業主の事業承継時の手続に關し、更なる簡素化を実現するために法律案を国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。</p> | 令和2年度措置 令和3年度措置 | 厚生労働省 | <p>a 事業譲渡に伴う許可申請等の提出書類の簡略化・削減を行い、手続の簡素化のため、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第140号)により、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)、クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)の改正を行うとともに、「食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和2年7月14日付食食発0714第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)により、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不要化、手数料の額の引下げなどについて地方公共団体に働きかけを行った。</p> <p>b 令和4年度規制改革実施計画(No.1「個人事業主の事業承継時の手続簡素化」)における回答と同様の取組を実施。</p> | 措置済み 措置済み | 措置済み | フォロー終了 | |
| 令和2年7月17日 | デジタルガバナメント分野 | 5 | 地方公共団体の書式様式の改善 | <p>a 競争入札参加資格審査申請書について、令和元年度に取りまとめた案をベースに、各地方公共団体や事業者の意見を聴取しつつ、標準書式を取りまとめる。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。</p> <p>b 納税証明書の交付申請書(競争入札参加資格審査申請書用)の統一様式について、全地方公共団体で交付可能なよう取組を進める。</p> <p>c 地方公共団体における標準様式の普及率、標準様式の加工状況など地方公共団体における様式の活用状況や、地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準様式の受理状況等について、規制所管府省は適切に実態を把握し、その結果を踏まえ更なる標準様式の普及に向け取り組む(注1)。</p> <p>d 地方公共団体における実情を把握しつつ、申請手続の完全オンライン化及びオンライン利用の普及に向け取り組む(注2)。</p> <p>(注1)認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書、保険契約照会様式、給与等照会様式、事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書、法人設立等届出書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、給与支払報告書(総括表)、特別徴収切替申出書、危険物取扱い・仮取扱承認申請書、危険物保安監督者選任届出書、卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書、毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書、麻薬小売業者の役員の変更届出書、指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書、屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書、道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書、沿道掘削施行協議書、臨時通行許可申請書、産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書</p> <p>(注2)自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書、競争入札参加資格審査申請書、個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等、自動車税の申告書、事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書、法人設立等届出書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、給与支払報告書(総括表)、特別徴収税額通知書、特別徴収切替申出書、産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書</p> | 令和2年度以降、速やかに措置 令和3年度措置 令和2年度措置 令和2年度以降、順次措置 | 内閣府 警察庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 環境省 | <p>【内閣府】 c 認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書の標準様式の普及に向け、令和2年度に委託調査研究事業を実施し、地方公共団体における標準様式の活用状況や地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準様式の受理状況等の実態を把握し、当該書類の標準様式案を作成した。</p> <p>d 当該標準様式案について、地方公共団体に意見募集を行い、必要な修正を行った上で、「施設型給付費等に係る請求書の標準的な様式について(令和4年10月31日事務連絡)」とりまとめ、標準様式の積極的な活用について周知した。</p> <p>【警察庁】 d 令和4年度規制改革実施計画(行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進)における回答と同様の取組を実施。</p> <p>【総務省】 a 措置済み b 各地方団体で統一様式による申請受付がスタートしている。 c 標準様式の普及については、引き続き、地方団体へ導入の働きかけを行うとともに、「保険契約照会様式」及び「給与等照会様式」については、各地方団体に対し調査を行い、実態把握を行い、標準様式へ導入への働きかけを行う。 d 既にオンライン化している手続については、引き続き、利用の促進を図るとともに、今後も更に地方税務手続の電子化を拡大していく方針である。</p> <p>【厚生労働省】 c 対応済み</p> | 未措置 | フォロー終了 | | |

| 閣議 決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------------------|---------------------|-----|------------------------------------|---------|------|------|---|---|----------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置 状況 | 評価 区分 | | |
| 令和 2年 7月 17日 | デジタル ガバメント 分野 | 5 | 地方公共 団体にお ける書式・ 様式の改 善 | | | | <p>国土交通省</p> <p>【臨時運行許可申請書関係】</p> <p>「臨時運行許可申請書様式の統一について(平成31年3月25日国土交通省自動車局自動車情報課長通達)」により、地方公共団体へ周知を図ったところであるが、その後の実施を把握するため、令和3年2月に、①普及率、②標準様式の加工状況など地方公共団体における様式の活用状況、③地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準様式の受理状況についての調査を実施し、臨時運行許可事務を行う1324の地方公共団体のうち、883団体から回答を得た。</p> <p>調査の結果、</p> <p>①については、「導入済み」の415団体に、「導入予定」が432団体で計847団体と相当程度の普及が図られていた。</p> <p>②については、「標準様式を加工して使用」が64団体であったが、「内部決裁欄の追加」等の行政手続きコストの削減の妨げとならない範囲のものであった。</p> <p>③については、「独自の様式を定めている場合(標準様式を導入予定だが現時点で未導入を含む)」、標準様式での申請を受理しない」が121団体であったが、上記①のとおり、「導入予定」が多く見込まれることから、これについては、今後、減少していくものと考えられる。</p> <p>標準様式の導入にあたっては、現行様式の在庫が残る場合等、当面現行様式の継続使用を認めているところ、「導入予定」が半数近くあることから、今後、更なる標準様式の普及が見込まれる。</p> <p>【屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書】</p> <p>屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書の共通フォーマット(以下「標準様式」)を作成し、平成30年9月27日付けで地方公共団体に通知、周知するとともに、以降、毎年各地方ごとに定期開催される地方ブロック屋外広告物担当者会議等の機会も活用しながら標準様式の周知を図っている。令和4年度においても9月に開催された担当者会議等において改めて本様式を周知するとともに、その活用状況について調査を行うなど、標準様式の普及に努めている。</p> <p>○調査結果</p> <p>調査対象：屋外広告業登録の事務を実施する地方公共団体計129団体(都道府県、政令市、中核市)</p> <p>調査時点：令和5年3月</p> <p>様式改正済み団体： 12団体</p> <p>未改正団体のうち、標準様式での申請を受理可： 59団体</p> <p>未改正団体のうち、標準様式での申請を受理不可： 58団体</p> <p>【道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書】</p> <p>当該様式については、過去数回にわたり統一を図ってきたところであるが、改めて平成30年度に各地方公共団体に対して、統一様式の使用状況等の調査を行った結果、一部の地方公共団体で統一様式の使用を認めていないことが確認できたことから、平成31年3月19日付け事務連絡「道路工事施行承認申請書の様式の統一の徹底について」及び「道路占用許可申請書の様式の統一の徹底について」において①他の様式を用いている場合の統一様式使用の徹底、②統一様式での申請があった場合においても書式の変更を求めないよう徹底する旨周知を行った。令和3年度に平成30年度調査時点で統一様式の使用を認めていなかった地方公共団体に対してフォローアップ調査を行ったところ、概ね統一様式を基本とした運用が行われていることが確認されている。</p> <p>【沿道掘削施行協議書】</p> <p>■平成31年3月6日に平成31年3月6日付け事務連絡「東京都内における沿道掘削施行協議書について」及び都の様式、国の事務連絡等を区市町村に送付。</p> <p>■令和2年4月3日に区市町村に都の様式を送付するとともに、改善状況について調査を行った。</p> <p>調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都と同じ様式を使用している自治体 6 ・都と異なる様式を使用している自治体 44 ・その他(沿道区域の定めなし、または様式の定めなし) 12 <p>■調査結果を受け、令和2年5月26日に、平成31年3月6日付け事務連絡「東京都内における沿道掘削施行協議書について」及び都の様式を区市町村に再度送付。</p> <p>令和2年の調査結果から、区市町村において沿道掘削施行協議書の手続を独自のシステムで運用されていることが判明し、関連様式の統一については、それらのシステム変更等が課題となる。</p> <p>また、各道路管理者において定め、長年使用してきた様式を変更することによる影響の検討に時間を要している。</p> <p>そのため、東京としては各道路管理者に対し、粘り強く周知を行う必要があると考える。</p> <p>【環境省】</p> <p>e 産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書(以下「処理計画書等」という。))については、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について(平成31年3月29日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)」により、都道府県・政令市宛てに規則様式の使用を厳に遵守するよう通知した。環境省が平成30年度に実施した調査(「平成30年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の各種様式における自治体の運用等調査」)において、約8割の都道府県・政令市にて規則様式が用いられており、平成30年度時点で規則様式を使用していなかった自治体について、令和2年度に調査を行ったところ、概ね規則様式を基本とした運用が行われていることが確認されている。</p> <p>d 処理計画書等は、事業者から自治体に対して電子メールにより送付すること等が可能と考えており、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について」(環境省)により、紙媒体のみでの受付ではなく、電子データでの受付も可能とするなど、引き続き電子化を進めるよう自治体に依頼している。特に、産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、電子マニフェストを利用した場合は報告書の提出手続自体が不要であり、既にオンライン化が実現している。</p> | <p>国土交通省</p> <p>【臨時運行許可申請書関係】</p> <p>標準様式の導入については、現行様式の在庫が残る場合等は、当面現行様式の継続使用を認めていることから、現在も「導入予定」、「未導入」の地方公共団体から標準様式に関する問い合わせが寄せられている状況であるため、その際に標準様式への切り替えを促す等により、様式統一を図っていく。</p> <p>【屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書】</p> <p>標準様式の活用状況について、引き続き定期調査するとともに、地方ブロック会議等を通じて地方公共団体へ必要な情報提供を行う。</p> <p>【道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書】</p> <p>実施済であるため、特になし。</p> <p>【沿道掘削施行協議書】</p> <p>様式の統一に向け、定期的に区市町村に対し周知及び進捗状況の確認並びに課題整理を行い、様式統一を促していく。</p> <p>様式統一の目安：令和6年度中</p> <p>【環境省】</p> <p>e、dともに実施済みであるため、特になし。</p> | | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|--------------|-----|--------------|--|-----------------------------|------|---|------------------------|--------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (3) 新たな取組 | | | | | | | | | | | |
| 令和2年7月17日 | デジタルガバナメント分野 | 9 | 地方公共団体のデジタル化 | 地方公共団体と事業者等との手続に係る法令を所管する府省は、手続の性格や申請者の構成等を踏まえ、入力データ等の標準の設定や情報システムの整備等を通じて、地方公共団体と事業者等との手続のオンライン化を抜本的に推し進めるためのプラットフォームを国が統一的に整備することについて、地方公共団体のデジタル化等を推進するIT総合戦略本部、総務省等と連携しつつ、検討を進めるべきである。 プラットフォームの統一した整備を進めるに当たって、地方公共団体と事業者等との手続に係る法令所管府省は、既存の制度・運用を機械的にオンラインに移し替えるのではなく、最新のデジタル技術を前提として、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返って業務の在り方の見直しを行うべきである。 あわせて、法令所管府省は、プラットフォームの統一した整備を行うことを前提に、申請項目や書式・様式などを含め、地方公共団体と事業者等との間のインターフェイスを標準化する取組を推進すべきである。この場合に、標準化が進まないときは、インターフェイスに関して、一定の法的拘束力のある基準の策定についても取り組むべきである。その際、地方行政のデジタル化に関して国が果たすべき役割について地方制度調査会が示した考え方も参考にすべきである。 規制改革推進会議は、事業者等の要望がある手続等に係る分野において、法令所管府省に検討を促すとともに、デジタル化を阻む制度や運用の見直しや、事業者の負担にもなる、バラバラのインターフェイスの標準化等を求めていく。また、その際には、IT人材の育成を含めて地方公共団体のデジタル化を総合的に推進していく視点から、関係機関・組織と連携・協力し、取組を進めるものとする。 | 令和2年度検討開始、結論を得られたものから速やかに措置 | 全府省 | 【内閣府】 〇特定非営利活動促進法関係手続のオンライン化 ウェブ報告システムの構築に向けて、仕様の詳細を検討の上実装し、令和5年3月に稼働を開始した。 【警察庁】 全都道府県警察の手続を統一して受け付けられる仕組みについて検討し、道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法で申請が行えるよう、試行的なウェブサイトとして「警察行政手続サイト」を構築し、令和3年6月より運用を開始した。 【総務省】 措置済 【厚生労働省・デジタル庁】 ・令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステム開発・構築をデジタル庁が行い、これにより、令和6年度にデジタル化を開始する。 ・引き続き、所管府省庁と連携をしながら「国家資格等情報連携・活用システム」のシステム開発を推進する。 【経済産業省】 令和2年度に実施した実証実験の結果等を踏まえ、参加自治体を拡大して、経営革新計画の電子申請の実証実験を行い、具体的なシステムあり方等について検討を進める。 【国土交通省】 建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査報告については、令和5年度中に、各特定行政庁において定期検査報告をオンラインで行うためのシステムを構築する際の共通仕様書をとりまとめ、周知を図る。 【農林水産省】 農林水産省が所管する行政手続について、令和4年度までにオンライン化率100%を目指す。 令和7年度までに、オンライン利用率60%を目指す。 【原子力規制庁】 原子力災害対策特別措置法関連の手続について、引き続き、受領側となる関係地方公共団体及び発出側の原子力事業者の意向も踏まえつつ、電子メールによる手続の実施について検討する。 | 未措置 | フォロー終了 | | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------|------|-----|-----------------------|--|--|--|----------------------------|------------------------|------|------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| 規制改革実施計画(令和元年6月21日開議決定分) | | | | | | | | | | | |
| (3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 5 | 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し | <p>a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるものの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速15km以下で走行すること等、どのような措置を講じたものについては、車輻によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確し、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>b 国土交通省及び農林水産省は、車両の安定性に関するにおいて時速15km以下で走行する必要性があるとしたものについて、農機や除雪機を装着した場合の安定性に係るモデル式の策定を行い、当該モデル式により安定性の基準を満たし、時速15kmを超えて走行することができる農機や除雪機を装着したトラクターを順次特定し、道路運送車両法上走行可能である旨を、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>c 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法(昭和27年法律第180号)上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が必要であること並びに国道、都道府県道及び市町村道を走行する場合は別に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。</p> <p>d 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法(昭和35年法律第105号)等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により牽引される農機や除雪機の制動装置の設置を始めた取得の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を走行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。</p> <p>e 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされておらず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。</p> <p>f 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講ずる。</p> <p>g 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。</p> <p>h aからgの検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大規模化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。</p> | <p>a~c 農林水産省 d,h 警察庁 農林水産省 国土交通省 e 農林水産省 f,g 警察庁 農林水産省</p> | <p>【農林水産省】 a 国土交通省が通達した、道路運送車両法に係る作業機を装着した農耕トラクタの基準緩和の内容を、令和元年3月に都道府県農業担当部局等に周知。「(農耕作業用トラレーザ等に対する基準緩和の活用について)」「(作業機を装着した農耕トラクタに対する公道走行時の保安基準緩和について)」「(平成31年3月29日付付30生産第2462号)」 b 時速15kmを超えて走行することができるトラクターと作業機の組合せについて、令和元年12月以降、日本農業機械工業会HPにて順次周知。 c 国土交通省が作成した特殊車両通行許可申請等の事例や、車検証明書の提出が必要であること並びにワンストップで許可を取得できること等について、令和2年2月に全国で説明会を開催する等し、農業関係団体を含む関係者に周知。 d 国土交通省の告示改正等で通達した、道路運送車両法に係る農耕作業用トラレーザの基準緩和の内容を、令和元年12月に都道府県農業担当部局等に周知。「(農耕作業用トラレーザ等に対する基準緩和の活用について)」「(令和元年12月25日付付元生産第1446号)」 e 「農耕トラクタ等の農道走行について」(令和元年10月11日付事務連絡)において、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされておらず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知。 f 大型特殊免許、牽引免許の取得機会の拡大について令和元年9月及び12月に、警察庁及び各都道府県に依頼するとともに、令和元年度補正予算において都道府県等における免許取得に向けた研修会等の開催経費を支援。「(農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について(依頼)」「(令和元年9月9日付付元生産第87号)」、「(農耕車に係るけん引免許の取得機会の拡大について(依頼)」「(令和元年12月25日付付元生産第87号-1)」「(農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について(依頼)」「(令和元年9月20日付付元生産第922号-2)」「(農耕車に係るけん引免許の取得機会の拡大について)」「(令和元年12月27日付付元生産第922号-2)」 g (一社)日本農業機械工業会が、農機が安全に走行できる最大の積載量について実機を用いた走行テストを実施してそのテスト結果を警察庁に報告した。 h 検討の結果該当なし。</p> <p>【警察庁】 f 農林水産省の施策に併せて、都道府県警察に連携を要し、都道府県内の農業大学校等と連携を密にし、出張試験等に協力するとともに、運転免許試験場等においても受験者の増加や農耕車を持ち込んだ試験実施機会の増加の可能性のあることを踏まえ対応を指示した「(大型特殊自動車免許の受験機会の拡大について(通達)」「(令和元年9月11日付付警察庁丁通発第93号)」「(牽引免許の受験機会の拡大について(通達)」「(令和元年12月26日付付警察庁丁通発第195号)」。 g 小型特殊自動車積載装置を備えるものの積載物の重量については、小型特殊自動車の車両区分が新たに規定された昭和39年当時から、500kgを超過してはならないものとされていたが(道路交通法第57条第1項及び道路交通法施行令(以下「令」という。))第22条第2号、令和2年12月に一般社団法人日本農業機械工業会により実施された走行実験により、700kg程度程度の積載であれば安全に走行できることが確認されたことから、道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第172号、令和3年6月28日施行。)により、令第22条第2号を改正し、小型特殊自動車に係る積載物の重量の上限を700kgとした。</p> <p>【国土交通省】 a 国土交通省から通達「(農機を装着した農耕トラクタに対する基準緩和の活用について)」「(平成31年3月28日、国土技第277号)」を地方運輸局等関係者に発出し、一定の条件により公道走行可能であることを周知した。 b 国土交通省から通達「(農耕トラクタに農機を装着した際の安定性の取扱いについて)」「(令和元年12月25日国土技第169号)」を地方運輸局等関係者に発出し、モデル式策定結果や適合機種の公表方法等について周知した。 c 自動車局からの通知を受けて、平成31年4月1日に、農機を装着することで道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの通行について、特殊車両通行許可手続が必要である旨を道路管理者に周知した。 令和2年1月17日に、道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車種識交付証明書等とすること、国道、都道府県道及び市町村道を走行する場合には、別に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。 d 自動車局からの通知を受けて、令和元年12月25日に、農機を牽引したトラクタの公道の走行が可能となり、当該トラクタが道路法上の特殊車両に該当する場合には、特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知した。 令和2年3月31日に、道路法上の特殊車両に該当することとなる農機作業用トラレーザをけん引するトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車種識交付証明書等とすること、国道、都道府県道及び市町村道を走行する場合には、別に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できること等について、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。 h 検討の結果該当なし。</p> | 措置済 | フォロー終了 | | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | | |
|-----------------------------------|------|-----|----------------|--|--|-------|---|--|--------------|---|-----|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | | |
| (5)農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 9 | その他の措置 | <p>a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを創設する。</p> <p>b 農業法人の活動実態が拡大し、役員数のグループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有資格法人の役員について、農業者への従事日数(150日以上)要件を見直し、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。</p> <p>c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないよう転用許可基準を見直す。</p> | 令和元年度措置 | 農林水産省 | <p>a 認定農業者制度について、従前、市町村長を認定主体としていたところ、農業者の富農区域に応じて国(農林水産大臣)又は都道府県知事が認定できる仕組みを創設することを内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。認定農業者制度に係る改正規定は令和2年4月1日に施行。</p> <p>・上記法改正も踏まえ、国・都道府県による認定事務に係る留意事項を市町村、都道府県等に周知するため、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について」(令和2年3月31日付付録第3193号農林水産省経営局長通知)を发出。</p> <p>b 役員数のグループ会社間での兼務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有資格法人について役員数の農業従事者等を特例的に緩和する仕組みを設けることを内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年6月24日に公布、同年11月1日に施行。</p> <p>c 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行により、農地転用の不許可要件として、担い手への農地の利用の集積に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加し、関係府省令とともに、令和元年11月1日に施行した。</p> | a 引き続き、都道府県、市町村担当者に対し、担当者会議等を通じて、法改正の趣旨を丁寧に説明し、円滑な制度運用が行われるよう努める。 | b 制度の周知に努める。 | c 農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、引き続き、研修等において制度の周知徹底を図る。 | 措置済 | 継続F |
| (6)農協改革の着実な推進 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 10 | 農協改革の着実な推進 | 農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。 | 令和元年度以降、継続的に措置 | 農林水産省 | <p>令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表した。また、改革の取組状況に関するアンケート調査を実施(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表)して、農協自身及び農業者の評価の見え方を把握した。</p> <p>R3年6月の規制改革実施計画の策定を受け、以下の取組を行った。</p> <p>「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」に基づき、以下のとおり自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。</p> <p>・令和4年3月から10月にかけて、農協が策定した「自己改革を実施するための具体的な方針」等(a①(x)~(iii)の方針等)を都道府県を通じて収集・確認。</p> <p>・令和4年10月に、都道府県を通じて収集した「自己改革を実施するための具体的な方針」等について、取組項目別に優良事例等をまとめた事例集を作成し、都道府県等に共有。</p> <p>・令和4年9月から12月にかけて、農協の監督行政庁である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対しトレーニングを行い、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。</p> <p>令和4年9月から令和5年2月にかけて、15農協(15県)と「農協との対話」を実施した(農水省の職員が農協に赴き、都道府県職員とともに、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組状況等について聞き取り及び意見交換し、農協の自己改革を後押しする取組)。</p> | ・今後とも、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経営第6374号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。 | 未措置 | 継続F | | |
| (7)肥料取締法に基づく規制の見直し | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 11 | 公定規格 | <p>a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。</p> <p>b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類の大くくり化、簡素化を行う。</p> <p>- 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和</p> <p>- 副産物肥料について使用できる原料の拡大</p> <p>- 有害成分の最大量について大くくり化</p> | a 令和元年度措置 b 令和3年度措置 | 農林水産省 | <p>a 肥料の規格について、海外との比較を行い、相違点の分析について農林水産省HPIに公表した(令和元年12月)。</p> <p>b 公定規格については、複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和、副産物肥料について使用できる原料の拡大及び有害成分の最大量について大くくり化等を含んだ内容を施行した(令和3年12月)。</p> | 措置済 | 措置済 | 解決 | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 15 | 登録・届出等の手続とその運用 | <p>a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度を入力を不要とし、手続を電子化する等、手続を合理化する。</p> <p>b 肥料の届出ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。</p> <p>c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けられることとし、周知する。</p> <p>d FAMICの運用の実態、統一した運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、必要に応じ運用の統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。</p> <p>e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考にしつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。</p> | a 令和3年上期措置 b 令和2年上期措置 c 令和元年度措置 d 令和3年度措置 | 農林水産省 | <p>a 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく届出手続を電子化し、都度の会社情報の入力や本人確認の省略といった手続の合理化を行った(令和2年4月)。</p> <p>b 会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とし、FAMICにおいて、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」に明記するなど周知した(令和元年12月)。</p> <p>c 本社又は工場所在地を管轄するFAMICでも登録の申請を受け付けられることについて、FAMICにおいて、HPに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」に明記するなど周知した(令和元年12月)。</p> <p>d FAMICの運用の実態、統一した運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対して無記名アンケートを実施し、アンケート結果を農林水産省HPIに公表(令和元年12月)。</p> <p>また、アンケート結果をFAMICに通知し、結果を踏まえ、肥料の種類や安全性データの提出を求めるといった指導等について、運用を統一し、FAMICは、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」を更新し、運用の明確化と統一を図った(令和元年12月)。</p> <p>e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、原料規格が設定された原料の使用や原料等の表示などを勘案し、過度に制約的なものにならないものとするを旨とした内容を施行した(令和3年12月)。</p> | 措置済 | 措置済 | 解決 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-------------------------------|---------|-----|--------------------------------|---|--|---------------------------------------|--|--|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (2)改正漁業法の運用について | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 4 | 海面を最大限活用しうる権利の確立と、漁業権制度の運用の透明化 | a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを完成し、公開する。 b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるように、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っているか公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するか具体的な事例に即して明らかにする。 c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人および海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。 d aの漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。 e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む。 | a~c.e 令和2年度措置 d 令和2年度以降継続的措置 | 農林水産省 | a, b, c, e 既に措置済み。 d 平成30年度以降に新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を実施した。 e. 左記で指摘された事項について、「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」(令和3年9月7日付水産庁資源管理部管理調整課長・水産庁増殖推進部栽培課長連名通知)により整理し、発出した。 | a, b, c, e 既に措置済み。 d 新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査結果を踏まえて、令和5年度以降漁場の活用に関するKPIを設定する。 | 検討中 | 継続F | |
| (2)医療等分野におけるデータ活用の促進 | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 2 | データ利活用のための「標準規格」の確立 | a 全国各地の医療機関や保険者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重し、かつ国内外での相互運用性(様々なシステムが相互に連携可能なシステムの特長)を意識して、医療分野における標準規格の基本的な在り方を早急に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。 b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局において患者の医療情報を結ぶ「医療医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。 c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえた上で、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定案を策定する。 | 令和元年度 検討・結論・措置 ただし、bの「マイナポータルを活用したPHRサービス」に係る部分について、令和元年度検討開始、令和2年度上期結論・措置 | a, c.厚生労働省 b.厚生労働省 総務省 経済産業省 | a. 医療分野における標準規格の基本的な在り方については、標準的医療情報システムに関する検討会(内閣官房健康・医療戦略室)において、令和元年11月29日に「技術面からみた今後の標準的医療情報システムへの在り方について」をとりまとめ公表した。 また、運営体制の構築については、前述のとおりまとめ踏まえ、標準規格の普及に向けた施策や今後の官民の役割分担等について官民が共に検討を行う体制として、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループを立ち上げたほか、「保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みに係る調査事業」内において、医療機関等の関係者に幅広く参加いただき、保健医療情報を確認できる仕組みや情報連携に有用な医療情報項目、それらに必要な標準規格やその普及施策について、意見収集を行った。また、令和元年度、HL7-FHIRにかかる海外調査を行い、学識者、医療機関等の関係者、ベンダー等の参加の下議論を行い、仮にHL7-FHIRを日本で活用する場合の検討事項等について整理した。 さらに、標準規格を策定した電子カルテの普及を支援する方策として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」において医療情報化支援基金を創設した。 令和4年3月、診療情報提供書等のHL7FHIR記述仕様を厚生労働省標準規格として採択することを決定した。 b 「マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供に関しては、2017年6月以降の予防接種履歴情報に加え、2020年6月から乳幼児健診・妊婦健診情報、2021年10月からは特定健診等情報及びレセプト(診療報酬明細書)の薬剤情報、2022年6月からは自治体検診情報、2022年9月からは診療情報、2023年1月からは電子処方箋の処方調剤情報の提供を開始した。 *2021年4月に取りまとめした「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の周知を図り、事業者に遵守を求めるとともに、関係省庁と連携して、データ標準化・ポータビリティ、サービス品質の確保に向けたガイドライン策定等を行うPHRサービス事業協会(仮称)の2023年度上半期の設立に向けて支援する。 c: クラウド技術の進展等を踏まえた上で、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定案を策定し、令和2年3月26日の健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて公表した。 | a 措置済みのため特になし b ・その他の保健医療福祉情報については、2021年6月に策定した「データヘルスに関する工程表」に基づき、実現に向けた環境整備を行い、2023年度以降システム整備が次々第1順次提供開始を目指す。 c 措置済みのため特になし | 検討中 | 継続F | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 3 | データ利活用を促進する医療・介護分野の標準規格の確立 | 医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自ら健診情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他医療サービスの事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、どの人々が自らの健診情報を利用するための環境整備」「データ利活用のための標準規格」の確立の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。 | 令和元年度検討開始、令和2年度結論 | 厚生労働省 | 国民・患者の保健医療情報を本人自身が活用して予防・健康づくり等に活用すること、保健医療情報を本人同意のもとに医療現場で役立てることについては、令和2年3月に立ち上げた健康・医療・介護情報利活用検討会において、一体的に検討を進めている。国民・患者の保健医療情報を本人が電子的に把握する仕組みや全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進に向け、令和2年6月の経済財政諮問会議においてデータヘルス集中改革プランを発表し、同プランに基づき、着実に取組を実施することとしており、特定健診等情報及び薬剤情報については2021年10月から、受診歴や診療行為などの診療情報は2022年9月から、手術情報の共有は2023年5月目途から、患者や医療機関が確認できるようシステム改修等を行っている。 | 措置済みのため特になし | 未措置 | 継続F | |
| (5)日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化 | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 11 | 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化 | a 研究開発に係る各種手続について、e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の機能向上等の改修による統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を進めるなど、何度も同じ情報を求める重複をなくし、提出書類を簡素化する。 b 研究機関が再委託契約を締結する際の事務を効率化する方策として、再委託契約書のひな型を提示する。 c 研究開発参加者リストの変更期については、その提出を求める頻度を見直すなど簡素化する。 d 公費情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類について、研究機関からの意見聴取及び各規制所管府省との調整を行い、可能なものについて統一化を図る。 | 令和元年度検討・結論、令和2年度措置 | 内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局(CSTI)) | a 2015年(平成27年)の設立当初よりe-Radで応募申請を受け付けており、応募申請については、e-Radの統一申請様式に対応した共通項目はオンライン入力で、事業で定める提案書式はファイル添付で提出する方式で運用している。 b 「再委託契約書ひな型」については、令和2年2月よりホームページに公開済みである。 c 研究開発参加者リストの変更期については、令和4年度用の委託研究開発契約事務処理説明書において、年2回(上期分・下期分)の提出に改めた。 d 競争的研究費に関する関係府省連絡会が発出した指針等については対応済のため、令和4年度は対応すべき事項は無かった。 | a 応募申請に係る提出書類のe-Rad対応は完了したため、実績報告書に係る提出書類の簡素化に向けて、システム連携の検討を開始する。 b ホームページに公開済み。ホームページや事務処理説明等を通じて周知する。 c ホームページや事務処理説明等を通じて周知する。 d 競争的研究費に関する関係府省連絡会の活動に沿って、事務手続きの統一化を進める。 | 未措置 | 継続F | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------|---------|-----|---|--|-------------------------------------|---|--|--|------|------------|--------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (4)フィンテックによる多様な金融サービスの提供 | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 3 | 資金移動業者の口座への資金支払について、資金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保全が確実に行われているかを等管理する仕組み(資金移動業者が確認した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など)やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講ずる。その際、確実な資金保全の必要性を越えた規制や、資金保全のための規制と重複した資本金規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないよう留意するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う必要がある。 | 令和元年度、内閣府 金融庁 厚生労働省 | | | 規制改革実施計画において協議・検討することとされていた。「資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度」について、令和3年3月10日の規制改革推進会議投資等WGで内閣府から資料を提出し、議論が行われた。令和2年8月27日の労働政策審議会労働条件分科会において、議論を開始し、令和4年10月26日に同分科会において、資金移動業者の口座への資金支払いを可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問・答申し、令和4年11月28日に労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令158号)を公布した(令和5年4月1日施行)。 | 措置済 | | 措置済 | フォロー終了 |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 6 | 中小零細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、利息と手数料の関係を含む海外の法制度の調査を行う(令和元年度前半まで)。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に対応されるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。 b 研究開発型企業など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。 | 令和元年度 金融庁 消費者庁 法務省 金融庁 経済産業省 | a b c | a b c | a 中小零細企業に対しアンケートを行い、短期の資金ニーズを調査した。また、諸外国における、利息と手数料の関係を含む法制度について調査した。 b 金融庁は、フィンテックを活用した新たな取組を行いやすくするための環境整備を進めてきたところであり、こうした取組は、中小零細企業の資金調達の多様化に資するところ、今後も継続することとされた。 c 【金融庁】 東京証券取引所は、先行投資型バイオペンチャー企業が上場に向けた準備を進めやすくするため、「上場の考え方や審査ポイント」を明確化し、「過去の審査事例などを踏まえ一般的に想定される事例」「先行投資型バイオペンチャーの上場についての考え方や審査ポイント」を公表した(令和2年11月)。 また、東証は、スタートアップの企業特性やニーズ等の多様化を踏まえ、新規上場手段の多様化を図る観点から、新規上場プロセスの円滑化、企業特性に合わせた円滑な上場審査(バイオペンチャー向けの相談窓口をディレクティブ企業向けにも拡大)及びダイレクトリスティングの導入等の環境整備を行った(令和5年3月)。 【経済産業省】 創業型バイオペンチャーの資金調達を円滑化するためには、投資家が企業の実力や成長性を理解するために必要な非財務情報を分かりやすく発信していくことが重要である。日本の創業型ベンチャーで特に情報開示が不足している開示内容、投資家目録での情報開示の必要性などを開示のイメージとともに整理した。「バイオペンチャーと投資家の対話促進のための情報開示ガイドブック」を策定し、周知活動等を行った。 | a 措置済 b 【金融庁】 左記の環境整備等を踏まえた状況について引き続きフォローアップを行う。 c 【経済産業省】 これまで研究会で議論してきた事項について、フォローアップのための研究会を実施する。今年度策定した情報開示ガイドブックの周知、利活用促進にむけた活動も含め、引き続きバイオペンチャーの資金調達の環境整備を推進する。 | 措置済 | 継続F | |
| (5)電力小売市場の活性化 | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 11 | 新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築 | 令和元年度 経済産業省 | | | 第52回電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(2021年6月14日)において、発電事業者に対して、非FIT非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充ていくとともに、証書の販売収入をどのように用いているか、定期的な報告を求め、審議会において報告内容を公表することと整理済み。 第70回 総合エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の参考資料2において、証書収入における使途の報告の内容を報告済。 | 引き続き、毎年対象事業者に対して報告を求めていく。 | 検討中 | 継続F | |
| (3)各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大 | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | その他重要課題 | 3 | 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大 a 保育士、介護福祉士の登録証については、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする。 b 教員免許状については、各都道府県教育委員会に対し、申請書の様式等を定めた教育委員会規則の改正を要請した上で、必要なシステムの改修を行うとともに、免許状の様式を定める文部科学省令の改正により旧姓併記が可能である旨を明確化する。 c 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名については、「保険会社向けの総合的な監督指針(平成17年8月12日)」等を改定し、旧姓の使用が可能である旨を明確化する。 d 保険募集人の登録については、保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請し、金融庁においても必要なシステムの改修を行うとともに、申請すべき登録事項等を定めた次層省令の改正により旧姓の登録を可能とする。 e 准看護師については、各都道府県に対し、看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請する。 | a.o.e.令和元年度措置 b.d.令和元年度検討開始、速やかに措置 c.o.e.令和元年度措置 d.o.e.令和元年度措置 e.o.e.令和元年度措置 | a.o.e.厚生労働省 b.d.文部科学省 c.d.金融庁 | 【子ども家庭庁】 a 保育士登録証について、様式に関する厚生労働省令を改正し、令和2年4月1日から旧姓併記を可能とした。介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 b 介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 【厚生労働省】 a 社会福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 b 介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 c 社会福祉士及び介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 d 介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 e 准看護師については、各都道府県に対し、令和元年5月下旬に開催した都道府県看護行政担当者会議において看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請した。 | 【子ども家庭庁・厚生労働省】 a 実施済 b 引き続き、関係制度の周知に努める。 c o: 実施済 e: 実施済 | 措置済 | 解決 | | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|---------------------------|------|-----|------------------------------|--|-------|--|---|------------------------|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| 規制改革実施計画(平成30年6月15日開議決定分) | | | | | | | | | | | |
| (2)卸売市場を含めた流通構造改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 1 | 卸売市場を含めた流通構造改革 | <p>a「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日(改訂)農林水産業・地域の活力創造本部)に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。</p> <p>b卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品流通構造が多様化する中にも、不公正な取引が把握され正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。 新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限ること。 卸売市場の運営に係る実務的ルールの公表等、商慣行等の見直しを促進すること。 食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。 | 農林水産省 | <p>a平成30年6月、第196通常国会において「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第62号)が成立し、同月公布された。この改正に伴い、食品流通構造改善促進法(平成30年法律第59号)は、法律の名称を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「食品等流通法」という。)に変更。</p> <p>b-1平成30年10月に施行された「食品等流通法」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産省のホームページに相談サイトを開設する等、食品等流通調査を開始。</p> <p>b-2卸売市場に関する規制は、法令に基づくものに限ることとし、関連通知は令和2年6月の「卸売市場法」の施行に併せて廃止した。</p> <p>b-3売買取引の方法、決済の方法等、卸売市場法で定める公表事項のほか、開設者が独自に遵守事項を定める場合には、当該遵守事項と理由を公表。</p> <p>b-4「食品等流通法」に基づき、農林水産大臣が認定した食品等流通合理化計画に対して、出資等の支援措置を実施。</p> | 令和2年6月に施行された「卸売市場法」に基づき、農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受け、卸売業者等の業務の状況を把握するとともに、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずることにより、卸売市場における公正な取引を確保する。 | 措置済 | 継続F | | |
| (3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 2 | 底地を全面コンクリート張りした農地等の取扱いについて | <p>a「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出する。改正法案の検討に当たっては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる「植物工場」などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。 施設を設置しようとする際に、設置しようとする者は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握し、上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討する。 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、上記と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。 | 農林水産省 | <p>a床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。</p> <p>b法律の施行以前に、農地を転用して農作物の栽培施設の底地を全面コンクリート張りしたのものについては、当該施設が改正法の施行以前に農地転用許可を得て転用されたこと、農地法令に規定する施設の基準を満たすこと等の要件に適合し、これを農業委員会に届け出た場合には、新たに設置する場合と同様に栽培施設で行う栽培を耕作とみなして取り扱うこととした(「農地法第43条及び第44条の運用について」)(平成30年11月20日付け30経営第1796号経営局長通知)を令和2年7月に改定。</p> | 措置済 | 解決 | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 3 | 相続未登記農地等の農業上の利用の促進について | <p>a「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」(平成29年11月29日)に基づき、関係法律を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。</p> <p>関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人について、あらかじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を認知できない場合にも、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設ける。 上記の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、買戻金の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。 上記と併せて、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5年を超えないもの」から「20年を超えないもの」に延長する。 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討する。 | 農林水産省 | <p>a所有者不明農地について簡易な手続で農地中間管理機構に長期間貸し付けることを可能とする内容とする農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。</p> <p>b農地の相続等があった場合の農業委員会への届出義務については、ポスターを作成し、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構等の関係機関や、法務局、司法書士会連合会、行政書士会連合会等に配付し、掲示しているところ。</p> <p>また、所有者不明の農地となることを防ぐ観点において、登記制度や土地所有権の在り方といった根本的な課題については、政府全体で検討した結果、相続登記の義務化等と内容とする民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)が令和3年通常国会で成立した。</p> | 措置済 | 継続F | | | |
| (5)農業の発展に資するその他の改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 5 | 農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革 | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第2条に基づき、施行後5年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動性 に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。 農地の効率的な活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。 | 農林水産省 | <p>農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等と内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立。令和2年4月1日に完全施行。</p> <p>農地所有適格法人の要件については、平成28年の農地法改正による農地所有適格法人の要件緩和や養父市国家戦略特区の特例の活用実績、農地所有適格法人の要件に関する新たなニーズの有無を踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人が役員をグループ会社で兼務する場合に役員は農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みの創設を上記法律案に盛り込んだ。</p> | 措置済 | 継続F | | | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|---|------|-----|--|---|---|---|---|---|------|--------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| (1) 林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革 | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 8 | 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成 | a 集積・集約化により林業生産性として整備していくべき人工林の面積や、整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらには、川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関し、適切なKPIを用い、時期を明示した目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた施策の工程表を明らかにする。 b 上記aにおいて定めた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その展開を進める。 | a 措置済み b 平成30年度以降、継続的に実施 | 農林水産省 | a 平成30年4月18日未来投資会議構造改革徹底推進委員会「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第10回)・第15回規制改革推進会議農林ワーキンググループ合同会合、平成30年5月17日未来投資会議(第16回)において、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、①集積・集約化された私有人工林の割合、②集積・集約化された私有人工林の管理等に必要となる路網整備量、③集積・集約化された私有人工林からの供給量、④私有人工林にかかる林業全体の付加価値額について、それぞれ今後10年間のKPIを設定し、その実現に向けた施策の工程表を示した。 b 令和3年9月31日規制改革推進会議第1回農林水産ワーキンググループにおいて、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIに関し、目標に対する進捗状況や評価、それらを踏まえた施策等について報告を行った。その後、令和3年の秋までに、同ワーキンググループにおいて林業の成長産業化に向けた改革に関するヒアリングに対応し、その結果を踏まえ、令和4年度までに各施策に係る新たなKPIを設定し、更なる施策の推進を図った。 | a,b 引き続きKPI等の進捗状況の把握や必要な施策の見直し等を行うとともに、優良事例の展開等に取り組む。 | 措置済み | フォロー終了 |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 10 | 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成 | a 木材の需要拡大・利用促進を図りつつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケティングの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を促進する。 b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期大ロットの立木の伐採・販売として使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 なお、公共施設等運営権制度の活用により効果的な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)についても所要の措置を講ずる。 | a 平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b 平成30年度措置 | 農林水産省 a 内閣府(民間資金等活用事業推進室 PPP/PFI) 農林水産省 | a 既に措置済み。 b 樹木採取権制度を措置した「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第31号)」が令和2年4月1日より施行。これに基づき、令和3年9月から10月にかけて全国10か所の樹木採取区をパイロット的に指定し、公募を経て、申請のあった箇所について順次権利を設定済。令和4年12月に「今後の樹木採取権設定に関する方針」を策定・公表済。 https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keiki/221227.html | a 既に措置済み。 b 策定した方針に基づき定期的な取組を進める。 | 措置済み | 継続F |
| (2) 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現 | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 1 | 新たな資源管理システムの構築 | 以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。 a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを旨とする。このため、生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要となる魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。 b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(以下「MSY」(Maximum Sustainable Yield)という。)の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。 d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできていない主要魚種ごとに、順次、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」(MSYが得られる資源水準)と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。 e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量(以下「TAC」(Total Allowable Catch)という。)を設定する。TAC対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。 f 漁業許可の対象魚種については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当(以下「IQ」(Individual Quota)という。)を導入する。IQの導入に当たっては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合(%)を割り当て方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定するものとする。資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せてIQの割合の移転を可能とする。 g IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてIQ数量を年度内に限って融通できることとする。 h IQだけでなく資源管理の实效性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。 i 上記の資源管理を着実に実施するため、 ・漁業者に対し、TAC対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。 ・逐次漁獲量を集計し、資源管理に必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。 ・IQの趣意に対しては、罰則やIQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティを講ずる。 j 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。 k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う。 l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。 | 農林水産省 | aからkについて 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布され、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。その後、改正法に係る政省令や「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」等、施行に向けての法令等の整備を行い、令和2年12月1日に改正法が施行された。 llについて 漁業収入安定対策の機能強化等に向けた検討を進めているが、主要魚種の不漁や新型コロナウイルス感染症の影響等多くの漁業者の経営に及んでいる中、漁業経営のセーフティネットとして現行の対応を継続してきたこと。 | a~kは措置済み llについて 令和4年3月に策定された新たな水産基本計画に即して、引き続き制度の見直しの検討を進めている。 | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-------------------|---------|-----|------------------------|--|--|----------------------|---|---|------|------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 2 | 栽培漁業の在り方の見直し | a 従来実施してきた栽培漁業に関する事業については、資源達成効果を検証し、資源達成の目的を達成したものの効果の認められないものは実施しないこととする。 b 資源達成効果が高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は、広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。 | 令和元年度措置 | 農林水産省 | a) について 令和元年度から、種苗放流等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえ、種苗放流等による資源達成の目的を達成したものの効果が認められないものについては、国の支援対象外とした。 b) について 広域種について、キンメダイ等の種苗生産等の技術開発を行い、得られた知見について都道府県に情報共有を行った。また、トラフグについて、遺伝子解析により放流個体由来の子を検出する手法を開発した。複数の都道府県での種苗生産施設の共同利用の推進について、令和4年7月に公表した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」に明記した。 | a,bは措置済 | 措置済 | 解決 | |
| (2)日本で学ぶ留学生の就職率向上 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 5 | 就労のための日本語能力の強化 | a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。 b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果(ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか)を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。 c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。 | a.平成30年度検討、令和元年度結論、結論を得次第速やかに措置 b.平成30年度検討・結論、令和元年度措置 | a,b:文科科学省 c:厚生労働省 | a 資格制度の詳細等について検討を行うため、有識者会議を設置し、資格制度及び日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて令和3年8月に「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」を取りまとめた。さらに、新制度に関する具体的な事項について方向性を検討するため、有識者会議を設置し、関係者の御意見や調査結果などを踏まえて議論を行い、令和5年1月に「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて(報告)」を取りまとめた。令和5年2月に、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案」を国会に提出した。 b 令和3年度より、留学生就職促進プログラムでの成果を基に制度設計を行った「留学生就職促進教育プログラム認定制度」による認定を開始し、10大学の認定を行った。令和4年度には新たに6大学を認定している。 c 令和元年度において、我が国で就職する外国人留学生を対象とした「外国人留学生定着支援コース」を新設・実施し、令和2年度においても引き続き実施した。令和3年度以降は、外国人雇用サービスセンターにおいて、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を実施している。 | a 日本語教師の資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて、引き続き、関係省庁や関係機関等との調整を進め、令和5年通常国会における早期実現を目指す。 b 令和4年度末に「留学生就職促進プログラム」の進捗確認を実施し、各拠点校の取組について「他大学が参考にできる事項等」を含む進捗確認結果の公表を行った。このほか、令和5年度においても引き続き、「留学生就職促進プログラム」の成果を基に制度設計を行った「留学生就職促進教育プログラム認定制度」に基づく認定公募を実施していく予定。 c 措置済(外国人雇用サービスセンターにおいて、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を適切に実施していく。) | 検討中 | 継続F | |
| (2)電波制度改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 3 | 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築 | a 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の定期間終了後における周波数の返上等の仕組み b 携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上等の仕組み | 平成30年夏までに検討・結論、平成30年度に法案提出 | 総務省 | a 携帯電話事業者に既に割り当てられた既存周波数の有効利用を促進するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 その中で、5G通信を行う基地局の通信を確保するための機能を付加した既存の基地局に係る運用計画についても、審査を実施できるよう規定を整備している。 また、電波の有効利用の程度の評価主体を総務大臣から電波監理審議会に見直し、電波監理審議会が行う電波の有効利用評価の結果を踏まえ、既存の携帯電話等事業者の電波の有効利用が不十分な場合等に、その周波数を返上させて再割当てを可能とする制度等を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出し、令和4年6月9日に成立、同年10月1日に施行された(令和4年法律第63号)。 b 携帯電話事業者以外の周波数の返上等の仕組みについては、令和2年度から制度見直しを行った電波の利用状況調査等の方法により利用実態を把握した上で、周波数再編アクションプランの策定等を通じ、周波数の移行・再編等の対応を適切に行っている。 また、電波の有効利用の程度の評価は、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等を踏まえた包括的かつ客観的な評価を行い、利用ニーズの高い周波数の返上等を再別に行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行うものとする等を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出し、令和4年6月3日に成立、同年10月1日に施行された(令和4年法律第63号)。 | 措置済 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 11 | 提案募集型の用途決定 | 十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当て等所業の手续を進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-Highマルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続を実施する。 | 早期に準備が整い次第実施 | 総務省 | 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を3度行い、合計19件の提案があった。そのうち6つのシステムについて、ユースケースの具体化のために実証実験を実施し、令和4年6月に「V-High帯域における実証実験等の結果取りまとめ」を公表した。 | 措置済 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 12 | 二次取引の在り方の検討 | No.3の周波数の返上等の仕組みを踏まえつつ、電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う意欲、能力を有する者が、その必要とする周波数を、多様な手段により迅速に確保できるようにする観点から、周波数の賃貸借等の在り方について検討する。 | 平成30年夏までに検討・結論 | 総務省 | ○ 平成30年8月の電波有効利用成長戦略懇話会の報告書において、「現時点では、電波の有効利用という観点から二次取引の導入を求める積極かつ具体的意見はなく、関連する要望を述べた意見も、MVNOの一般の促進により、実現しうると考えられる。…(中略)…二次利用に関する具体的なニーズが顕在化した時点において、改めて必要な措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、周波数の割当てにおいて、MVNOの利用を促進する施策を実施。 ○ 具体的には、周波数の割当てを受けた事業者以外の者による周波数の有効利用を促進する観点から、2019年4月10日に割当ての5G用周波数や2021年春頃に割当て予定の1.7GHz帯(東名阪以外)に係る開設指針(割当て方針)において、事業者が最低限満たすべき基準(絶対審査基準)及び規制時審査基準としてCMVNOに関する評価項目を設定し、MVNOのより一層の促進を図ることとしている。 ○ さらに、今回の周波数割当ての開設計画に記載したMVNOに関する事項について、次回の周波数割当てに今回の計画の進捗状況等を審査基準として評価項目とする方針を公表しており、継続的にMVNOの利用を促進したいと考えている。 | 措置済 | 措置済 | フォロー終了 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|------------|-------|-----|------------------|---|---|------|--|------------------------|------------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 15 | 電波の利用に関する負担の適正化 | 電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。 a 電波の経済的価値も踏まえ、電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分を見直す。 b 上記aの見直し(電波利用共益事務のコストの分担範囲での見直し)を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。 | a.平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に提案提出 b.継続的に検討 | 総務省 | a 携帯電話について、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを設けること等を踏まえ、新たに1/2の特性係数を適用するとともに、利用料負担額の割り振りに係る帯域区分を近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直すため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 b 無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書(平成30年8月)において、今回の見直しで電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえる必要がある旨提言されたことを受けて、同制度の施行後の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視している。 なお、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書(令和3年8月)において、諸外国における最新の動向等を注視しつつ、慎重に考えることが適当とされた。 | 措置済 | 検討中 | 継続F |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 19 | 新規参入の促進 | 放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18aのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。 b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。 c V-High帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。 | a.b.令和元年度中に措置 c.平成30年度中に検討・一定の結論 | 総務省 | a 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。 b 衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する「放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)」が令和元年5月に成立し、衛星基幹放送関連規定が令和2年3月に施行。 c 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。この結果を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、平成31年4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を策定したところ、それを踏まえ、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。 | 措置済 | 検討中 | 継続F |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 21 | 放送事業者の経営ガバナンスの確保 | 放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。 | 平成30年度中に検討・結論・措置 | 総務省 | 「放送事業者の基盤強化に関する検討分科会」を開催し、放送事業者の経営ガバナンスに関する現状把握を行うとともに、ベストプラクティス等を放送事業者に対し共有することにより、放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、経営のガバナンスの向上が図られるようにした。 当該分科会において、放送事業者の経営ガバナンス強化に係る今後の方向性等が盛り込まれた「放送事業者の基盤強化に関する取りまとめ」(令和2年6月)が公表された。 | 措置済 | 解決 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|------------|-------|-----|----------------------------------|--|---|--|---|---|------|------------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 措置状況 | 評価区分 |
| | | | (4)放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用) | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 23 | 放送コンテンツの海外展開の支援 | 放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。 a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。 c 海外の著作権等の担当部署との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。 d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。 e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等と連携して検討する場を設ける。 f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。 g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。 | a,b,c,f,g:平成30年度上期以降継続的に実施。 d:令和元年通常国会までに法案提出。 e:平成30年度早期に措置 f:文部科学省 g:総務省 外務省 | 【総務省】 【総務省】 【文部科学省】 【経済産業省】 【文部科学省】 【内閣府】 【文部科学省】 【経済産業省】 【総務省】 【外務省】 | (a)について 放送コンテンツを制作して海外で発信する取組の支援として、2022年度においては欧州・アジア等の10か国・地域に於ける約56件の事業を支援。 映像コンテンツの国際見本市において、官民が協力して日本の映像コンテンツに関する情報発信を実施。 関係府省・関係団体と連携して、放送コンテンツの海外展開に関するセミナーをオンライン配信にて開催する等、放送コンテンツの海外展開に関する取組を促進するための情報共有等を実施。 (b)について 【総務省】 令和元年度に違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証を実施。また、違法放送コンテンツ流通対策に関する情報共有等を図るため、平成31年4月及び令和2年1月に日・ASEANのワーキンググループを開催。 令和2年度は、業界団体において、不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会が設立されたことに加え、違法配信サービスに関する実態の調査結果等を情報共有し、同協議会・連絡会の活動を支援。 令和3年度は、不正ストリーミングデバイス流通状況について詳細調査を行い、同協議会・連絡会において情報共有を実施。 【経済産業省】 令和元年度予算として、インターネット上の海賊版コンテンツに対する削除要請等が民間において自主的に行われるような仕組みを構築し、削除実務を行う人員体制を強化。 (c)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において正規版コンテンツの流通促進と海賊版取締り等のため、協力と交流を強化していくことを確認した。また、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、ASEAN諸国の著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 (d)について 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。 その後、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の要請防止」のバランスを取った「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布され、令和2年10月1日に「リーチサイト規制」に関する改正事項が施行された。 (e)について 有識者、関係府省、権利者、事業者等により構成される「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」を設置して、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に検討を行った(平成30年6月～10月)。検討状況については、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会(第1回)」で報告を行った(平成30年10月)。また、「検証・評価・企画委員会(平成31年3月、4月、令和元年7月)」において、インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー案を、「構想委員会・コンテンツ小委員会(令和3年4月)」においてその更新案を示し、議論を行った。これら踏まえ、関係府省庁で取りまとめ「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表(令和元年10月策定、令和3年4月更新)」に基づき、政府一丸となって対策に取り組んでいる。 (f)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において正規版コンテンツの流通促進と海賊版取締り等のため、協力と交流を強化していくことを確認した。また、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、ASEAN諸国の著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 権利者団体を通じて、諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、侵害地国における最新の情報を継続的に把握。 (g)について 【外務省】 (1)日本の映画コンテンツの中国進出にも繋がる「日中映画共同製作協定(2018年5月締結、発効)」について、更なる活用を進めるべく、中国及び関係機関との対話を実施した。 (2)中国及び韓国との対話を通じて、外国の映像作品に対する規制緩和を要請した。日中経済パートナーシップ協定(2023年2月)においては、コンテンツ分野での交流について、外国の映像作品に対する各種規制の緩和や撤廃を含む関連法令のあり方について意見交換を深め、引き続き、映像作品の共同製作の推進、コンテンツ分野の経済交流の促進に向けて、両国間の連携・協力を強化していくことを確認。 (3)外務省の取組として、商業ベースで我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、日本理解の増進を図る。これまでに約133か国・地域、約4,097番組を放送。 | (a)について 令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算を着実に執行すること等により、放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 (b)について 【総務省】 引き続き不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会の活動を支援する予定。 【経済産業省】 オンライン上の海賊版コンテンツに対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう適切な制度設計・機能強化等を検討し、試験的に実施。 (c)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行う。 【経済産業省】 引き続きエンフォースメントを実施。 (d)について 措置済 (e)について 令和元年10月18日に公表した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」を令和3年4月に更新し、これに基づいて関係府省が連携しながら引き続き着実に対策を実施。 (f)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行うとともに、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策を検討する。 【経済産業省】 引き続き諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図るとともに、知的財産権侵害対策に関する情報共有や共同エンフォースメントの実施。 (g)について 【外務省】 (1)「日中映画共同製作協定」の更なる活用を図るべく、中国及び関係機関との対話を継続。 (2)中国及び韓国との対話を通じて、引き続き外国の映像作品に対する規制緩和を要請していく。 (3)これまで行ってきた事業において番組提供済みの案件について、引き続き、放送状況確認、及び成果報告に関わるフォローアップ等を行い、着実な放送を実現していく。 | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------------------------------|-------|-----|--|--|--|----------------------------------|---|--|------------|--------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| (5)放送を巡る規制改革(制作現場が最大限力を発揮できる環境整備) | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 26 | コンテンツ流通の推進 | コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。 a.音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合性をとれた整理について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外実務を参考にする。 b.同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの制作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。 | a.平成30年度中に検討開始し、令和元年度に結論・措置 b.平成30年度中に検討開始し、令和元年度に結論・措置 | b.総務省 文部科学省 経済産業省 文部科学省 | (a)について 【総務省、経済産業省】 平成30年12月から開催している、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、既に試行的に同時配信等に取り組んでいる放送事業者に対しヒアリングを実施し、当該放送事業者の意見を踏まえ課題を整理した。その上で、整理した課題については、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題」取りまとめ(総情作第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)として、令和元年11月15日に文化庁へ提出し、文化審議会における検討を求めた。 【文部科学省】 平成28年度から令和元年度にかけて、①複数の権利情報を総合検索できるサービスが存在しない、②権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が不整備、③許諾手段が煩雑、といった課題を解決するため、権利情報集約の基盤が一部整っている音楽分野において、管理事業者等の有する権利情報に加え、インデクサー・ペルソナルクリエイターが自己管理している権利情報を集約し、一括検索できる機能を備えたプラットフォームの構築に関する実証事業として「コンテンツの権利情報集約化に向けた実証事業」を行った。 3年間の実証事業により構築したデータベースと検索サイトは、「音楽権利情報検索ナビ」として、令和3年4月1日より一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会が運営を引き継ぎ、公開されている。 令和2年度からは、著作権等管理事業者に権利を付けない個人クリエイター等の権利情報集約化及び利用円滑化に取り組んでおり、初年度は、権利情報の登録等を行う窓口の設置に向けた権利情報の登録のニーズや課題、仕組みについての調査研究を行った。さらに、令和3年度においては、改正著作権法にて措置された放送同時配信等の利用円滑化への対応として、個人クリエイター等の権利情報を登録する窓口を設け、「音楽権利情報検索ナビ」での検索を可能とするシステムを構築した。令和4年度は、前半で令和3年度に構築した「音楽権利情報検索システム」の持続可能な在り方等について調査研究を実施し、現状のシステム運用とシステムを企画し事務局によるマニュアル対応との比較検討を行った結果、現状のシステム運用を維持することが最も適切であるとされた。また、自走化にあたっては、様々な提案がなされ、引き続き対応を検討していくこととされた。後半では、配信楽曲等が所在する権利情報の更なる集約化・整備と利用円滑化に係る調査研究を行い、ファンプリント等のデジタル技術を活用した配信楽曲等の権利情報の集約化・整備に関する検討及び音楽権利情報登録システムを活用したファンプリントの集中管理への促進促進について検討を行い、必要なシステム改修を行った。 (b)について 【総務省】 「放送コンテンツの制作・流通の促進等に関する検討委員会」における検討結果を踏まえ、平成30年12月から、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、同時配信における円滑な権利処理の在り方について議論した。 なお、同時配信等の権利処理手続において発生している課題の度々的な解決に当たっては、著作権制度の改正が必要であることから、令和元年11月15日に、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題」取りまとめ(総情作第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)を文化庁へ提出し、文化審議会における検討を求めた。 【文部科学省】 総務省において同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題が取りまとめられたことを踏まえ、文化審議会著作権分科会において、関係団体からのヒアリング等を行い、議論を行う結果、「放送コンテンツのネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化(著作権隣接に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え(審議経過報告)が整理された。 その後、令和2年8月に総務省において取りまとめられた放送業界の要望等に基づき、文化審議会著作権分科会において具体的な検討を行い、令和3年2月に「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書」を取りまとめ、これを踏まえ「著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)」が令和3年6月に公布され、令和4年1月1日に放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する改正事項が施行された。 | (a)について 【総務省、経済産業省】 措置済 【文部科学省】 令和3年度に構築した「音楽権利情報登録システム」の運用については、令和5年度以降、分野横断権利情報検索システムの検討の中で今後の在り方も含めて検討を行うこととし、音楽分野における一連の実証事業及び調査研究については一定の成果をあげられたため、令和4年度をもって終了とする。(措置済) (b)について 【総務省】 措置済 【文部科学省】 措置済 | 検討中 | 継続F |
| (6)放送を巡る規制改革(電波の有効活用その他) | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 27 | 電波の有効活用 | 放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。 | 平成30年度検討開始し、令和元年度上期に中間取りまとめ | 総務省 | 総務省では、平成30年1月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催して検討を行い、平成30年9月に、当該検討会の第二次取りまとめを公表した。 第二次取りまとめを踏まえ、令和元年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」を実施し、所要の技術基準の整備等に向けた検討を実施中。 | 措置済 | 措置済 | 継続F |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 28 | 新たなCAS機能の在り方の検討 | 通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについて今後の在り方の検討が得られるよう、以下の措置を講ずる。 a.総務省を含めた関係者による普及啓発活動等を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受信機に搭載される新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行う。 b.新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。 | a.平成30年度上期速やかに実施 b.平成30年度上期速やかに実施 | 総務省 | (a)について 総務省を含めた関係者において、平成30年12月より開始した新4K8K衛星放送の視聴方法に関する周知啓発の一環として、様々な機会を通じて新CAS機能(ACASチップ)に関する啓発を実施した。(総務省では平成30年6月より「4K放送・8K放送情報サイト」のなかで新CAS機能に関する情報を掲載、(一社)新CAS協議会では随時Pの情報を充実させるとともにコールセンターを平成30年12月より開設し消費者からの問合せ等に対応、放送事業者では新CAS機能に関する周知啓発リーフレットを作成し平成30年9月より受信機メーカーと連携して新4K8K衛星放送対応受信機と同梱するなど、各方面から消費者に対するきめ細やかな情報提供を実施済み。) (b)について 総務省では、平成30年12月より「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置した「新たなCAS機能に関する検討分科会」において、消費者を含め幅広い関係者から意見を聴き、検討を行った。その結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するの報告書(令和元年9月)をとりまとめた。 | 措置済 | 検討中 | 継続F |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 29 | その他 | 総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在り方を考えるべき要を実現する観点から、これまで会議に出された意見(※)も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に検討を行う。 ※規制改革推進会議第28、33、34回及び投資等ワーキンググループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。 | 令和元年内に実施 | 総務省 | 放送政策の在り方を総合的に点検を行うものとして、「放送を巡る諸課題に関する検討会」における検討状況を認識し、議論を行った。その結果、再検討会において「通信・放送融合時代における放送政策」、「これからの公共放送の在り方及び災害時における放送の連携の在り方」を検討。また、令和3年11月、総務省は「デジタル時代の放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について検討。 | 措置済 | 検討中 | 継続F |
| (8)エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進) | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 33 | ガス小売市場における競争促進(制度的措置を含む事業者等によるガス供給の促進) | ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と向水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。 | 平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置 | 経済産業省 | ・総合調査エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計5回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴き、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、一定の市場規模がある供給区域において大半又は唯一の都市ガス供給能力を有する「第2グループ」の「一般ガス事業者(新規入札)」を必要と都市ガス、旧一般ガス事業者の小売事業者の競争性を確保できる価格水準で卸す取組を求めることとした。 ・取組の活用状況について定期的に確認を行い、2021年1月31日時点で全国で7件の活用事例があることを確認した。 | 取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等についてフォローアップを行う。 | 措置済 | フォロー終了 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|---------------------|-------|-----|----------------------------|--|----------------------------|-------|---|---|------------|--------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 34 | ガス小売市場における競争促進(ガス送金料金の適正化) | 小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの送金料について、全ての費目個別査定を行うことに加え、既に認可された送金料についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価の乖離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて送金料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。 | 平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置 | 経済産業省 | ・電力・ガス取引監視等委員会において、各ガス事業者の令和2年度送取支の事後評価を行い、その結果を公表した。その結果、令和2年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過していた事業者は6社であった。また、令和2年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過していた事業者は、6社であった。これらの事業者のうち、令和3年12月末日又は令和4年3月末日が料金改定の期日とされていた事業者につき、想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発動基準となる-5%を超過した事業者のうち、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため変更命令の対象外とした2社を除き、期日までに送金料金の改定の届出が行われたことを確認した。 | ・令和5年度中に、令和4年度送取支の事後評価を行う。 | 未措置 | 継続F |
| (9)官民データ活用と電子政府化の徹底 | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 40 | マイナンバー制度に関する正しい理解の促進(周知活動) | マイナンバー制度に関する正しい理解を促進するため、これまで行ってきた周知活動を振り返った上で、マイナンバーとマイナンバーカードの違いや、マイナンバーの意義・役割・メリットについて引き続き国民・メディアに分かりやすく説明することについて検討し、実施する。 | 平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置 | デジタル庁 | <p>マイナンバー広報の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政府広報等を活用し、一般国民及び民間事業者向けの周知・広報を総合的に展開 ○マイナンバー制度を正しく理解いただくことを重要テーマとして、マイナンバー制度やマイナンバーカードの安全対策等について丁寧かつ的確な広報を展開 ○引き続きマイナンバーカードの普及、マイナンバーの利用場面、民間事業者における取扱、情報連携、マイナンバーの利活用促進について広報を展開 <p>に基づき、以下を実施済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月、マイナンバーから就労証明書を電子的に作成できることのPR動画を制作しHPIに掲載。 ・平成30年10月、世論調査を実施。 ・平成30年10月～11月、「マイナンバー制度に係る広報普及イベント」を全国8か所で開催。 ・平成30年11月～平成31年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体を支援するための広報グッズを作成・配布。 ・平成30年12月、リーフレット「マイナンバーでどう変わったの？ Before After」を作成し、3月に300万部印刷。 ・総務省と連携し、平成31年1月版の総務省広報誌に周知広報記事掲載。 ・平成31年3月、マイナンバー制度に係るホームページの刷新案を作成。 ・平成31年3月、政府広報により、新聞記事下広告、テレビCM、WEB広告、ラジオ放送、政府広報オンライン特設ページ設置を実施。 ・通年で、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報の実施。 ・令和元年7月、10月「マイナンバーでどう変わったの？ Before After」を地方公共団体等、関係団体へ300万部発送。 ・令和元年8月～令和2年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体等を支援するための広報グッズを作成・配布。 ・令和元年8月～12月、「マイナンバー制度、マイナンバーカードに関するリーフレット及びポスター」を用途、訴求対象等ごとに9種類作成。 ・令和元年9月～10月、WEBサイト記事(3誌)に周知広報記事掲載。 ・令和元年10月～令和2年1月1日、雑誌(3誌)に周知広報記事掲載。 ・令和元年10月、11月、約1,750か所の大型商業施設・医療機関・薬局等ににおいてサイネージを活用した広報動画を放映。 ・令和元年10月～令和2年3月、ポスター「これからは手放せない！ マイナンバーカード」を地方公共団体等、関係団体へ80万部配布。 ・令和2年3月、リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります」、「こんなときあったよ！ マイナンバーカード」及び「持ち歩いても大丈夫！ マイナンバーカードの安全性」計500万部を地方公共団体へ配布。 ・総務省と連携し、令和2年3月版の総務省広報誌に周知広報記事掲載。 ・令和2年3月、約2,500か所の大型商業施設等ににおいてサイネージ等を活用した広報動画を放映。 ・令和2年3月、JR東日本9路線のレインチャンネルを活用した広報動画を放映。 ・令和2年3月、Yahoo! リスティング広告及びYahoo! プランドナル広告を実施。 ・令和2年3月、約3,000か所の大型商業施設等に広報用ポスター設置。 ・令和2年3月、約31,000か所の大型商業施設等に広報用リーフレットを配布。 ・令和2年3月、ホームページ掲載用マイナンバー制度説明用実写動画を制作。 ・令和2年7月～11月、ポケットティッシュ(マイナンバー関係・3,000,000個)の制作・全市区町村への配布。 ・令和2年10月～11月、店舗・医療機関・交通機関(25,000以上)のデジタルサイネージでの広報(健康保険証利用)。 ・マイナンバーカード利用・びったりサービス関係の動画作成含む)、ポスター(1,000店舗以上)・リーフレット(11,000店舗以上)の印刷・発送・店舗での掲示・設置。 ・令和3年2月～3月、診療所・薬局(1,200店舗以上)・鉄道(2,000両以上)のデジタルサイネージ(健康保険証利用)。 ・マイナンバーカードの安全性・マイナンバー関係の動画作成含む)・ラジオCM(MBSラジオ)での広報を実施。 ・令和3年2月～3月、チューバー(100万人以上のチャンネル登録者有する)・WEB広告(GDN・YouTube・WEBキョーレンジョンサイト)・ポスター等での広報(健康保険証利用・マイナンバーカード安全性・マイナンバー関係)を実施。 ・令和3年2～3月、視覚障害者向け広報資料(点字・大活字・音声CD)の作成・印刷・発送(自治体・障害者団体あて) ・令和3年2～3月、聴覚障害者向け手話動画の作成 ・令和3年3月、外国人向けリーフレットの翻訳 ・令和3年4～9月、CATV・デジタルサイネージ・ラジオ・雑誌・WEB広告等での広報 ・令和3年7～9月、視覚障害者向け広報資料(点字・大活字・音声CD)の増刷・発送(自治体・障害者団体あて) ・令和3年7～9月、聴覚障害者向け手話動画のDVD・チャンネル作成・発送(自治体・障害者団体あて) ・令和4年1～3月、YouTube・WEB広告・GDNでの広報 ・通年でツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報を実施。 ・令和4年11月、マイナンバー制度に関するリーフレット計13種類を希望自治体へ配布実施。 ・政府広報室地上波番組「ミライの歩き方」マイナンバーカードを特集、放送。 ・令和4年12月、政府広報室実施スポットCM「お困りのマイちゃん」篇放送。 ・アニメ「SPY×FAMILY」を起用し特設ウェブサイト、動画バナー広告の配信実施。 ・令和5年2月、渋谷イベントスペースにて「渋谷で発見！ SPY×FAMILYポスター！」を実施、マイナンバー関連のポスターを渋谷へ掲示。 ・令和5年3月、政府広報室実施スポットCM「家族がふえたから」篇、「SPY×FAMILY公金受取口座登録」篇放送。 ・令和5年1～3月、視覚障害者向け広報資料(点字・大活字・音声CD)の作成・印刷・発送(自治体・障害者団体あて) ・令和4年12月～令和5年3月、聴覚障害者向け手話動画の作成、DVD・チャンネル作成・印刷・発送(自治体・障害者団体あて) ・令和5年3月、外国人向けリーフレットの翻訳 | <p>今後も基本方針についてはこれまでと同様とし、具体的には以下を実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WEB広告等での広報を実施。 ・通年でツイッター、フェイスブックを活用した周知広報を実施。 ・マイナンバー制度に係る各種リーフレットの自治体への配布実施。 | 措置済 | フォロー終了 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------|-------|-----|-----------------------------|---|---|--|---|--|------------|--------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 41 | マイナンバー制度の利活用促進(ロードマップの策定) | 国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表する。 | 令和2年結論・措置 | デジタル庁 | 国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表済み。 | 今後もロードマップの更新を随時行う。 | 措置済み | フォロー終了 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 42 | マイナンバー制度の利活用促進(ロードマップの個別措置) | a「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)で「証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバーの利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を以て必要法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる」とされていること促進(利活用の促進)を進め、結論を得る。 b 住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死亡・指紋ワンストップサービスの取組の中で検討し、結論を得る。 c 公的個人認証サービスについて、早期にスマートフォン(Android端末・iOS端末)での利用を含めた利活用拡大を推進し、利便性の向上を図る。 | a.平成30年度結論 b.平成30年度検討開始、令和元年度結論 c.令和元年結論・措置 d.デジタル庁 総務省 法務省 財務省 | a.2019年通常国会において、①罹災証明書の交付に関する事務や新型コロナウイルス予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること、②戸籍に関する情報を情報連携の対象とすること、③振替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理するとともに、支払調書提出義務者からの照会に応じて加入者のマイナンバーを提供することを可能とすること等のマイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携の拡大について、関連法案が成立したことを踏まえ、所要のシステム整備等を実施している。 b 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。 これを受け、「マイナンバー制度及び地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを旨とされた。 2021年通常国会において必要な制度整備を行う公的個人認証法一部改正法が成立。 c スマートフォンを使ったマイナンバーカードの読み取りについて、業界への働きかけの結果、令和元年10月からiPhoneも対応が可能となり、Android端末と合わせてこれまで200機種以上に対応している。 公的個人認証サービスの利活用拡大を推進すべく、「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会」を開催し、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載等の方策について検討を実施。 また、2021年通常国会において必要な制度整備を行う公的個人認証法一部改正法が成立。 | a.2023年度の戸籍関係情報の情報連携開始に向け、引き続き所要のシステム整備等を図る。 b.本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和5年5月16日にサービスを開始予定。 c.マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載について令和5年5月に開始予定。 | 措置済み | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 44 | 住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化等 | a 住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、e-TAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。 b 住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるe-TAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間で取扱いに差異が生しないよう留意する。 | a.平成30年度上期措置 b.平成30年度検討・結論、結論を得次第に措置 | 総務省 | a 令和3年度税制改正において、令和6年度課税分から、特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられたことを踏まえ、電子的通知の導入をより一層推進していただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や発出文書において依頼した。 b 令和3年度税制改正において、令和6年度課税分から、個々の納税義務者(従業員)に電子的に送付でき体制を有する特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられたことを踏まえ、市区町村やベンダー等の関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行った。 | a 引き続き、地方団体に対して説明会や通知によって電子的通知の推進を依頼していく。 b 引き続き、市区町村やベンダー等の関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行っている。 | 措置済み | フォロー終了 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 45 | 所得税の確定申告手続の電子化の推進 | 医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナンバーカードを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。 | 平成30年度以降順次検討、令和2年度までに結論、結論を得次第に措置 | 総務省 財務省 厚生労働省 | 【総務省】 令和3年分の確定申告以降、特定寄附仲介事業者を通じてふるさと納税を行った寄附者については、同事業者が発行する寄附を証明する書類をe-Taxに自動転記することにより、寄附金控除の申告が可能となった。(令和3年11月12日現在、国税庁長官より14事業者を指定済み)。 【財務省】 規制改革実施計画に掲げられた、医療費控除やふるさと納税についてマイナンバーカードを通じて申告に必要な情報を取得し自動転記する仕組み(マイナンバー連携)の構築については、医療費通知情報やふるさと納税の制度所管官庁である厚生労働省や総務省等とともに協議を実施し、以下のとおり実現している。 ・ 医療費通知情報については、令和4年2月上旬からマイナンバー連携を実現。 ・ ふるさと納税については、令和3年分の確定申告から、従来の地方公共団体が発行する寄附金受領証明書に加え、寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者(特定事業者)が発行する特定寄附金の額等を証する書類(電磁的記録を含む。)も確定申告書の添付書類として可能となるよう制度的な対応を行うとともに、これらの証明書について、関係事業者等と協議を実施し、令和4年1月からマイナンバー連携を実現。 【厚生労働省】 「マイナンバーカードを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組み」について、令和2年度税制改正大綱において「措置を講ずる」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)が令和2年3月31日に公布されたところ。令和4年2月よりマイナンバーカードを活用したe-Taxへの自動転記を開始。 | 【総務省】 マイナンバーカードを通じて寄附金控除の電子申告に係るデータ連携に対応していないその他の事業者についても、引き続き、調整を行っている。 【財務省】 規制改革実施計画に掲げられた仕組みである医療費通知情報・ふるさと納税の証明書に係るマイナンバー連携については既に実現済み。 【厚生労働省】 措置済み | 措置済み | フォロー終了 |
| (11)確定拠出年金に関する規制改革 | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 56 | 私的年金の更なる普及・拡大のための更なる方策の検討 | 私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を以て見直しまでに結論を得る。 | 平成30年度に検討準備としての論点整理を開始、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論 | 厚生労働省 | 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大や、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の条件緩和など、制度面・手続面の改善を図る「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第4号)」が第21回国会において成立し、令和2年6月6日に公布された。確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大については令和2年10月1日に、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の条件緩和については令和4年10月1日に施行された。 | 措置済み | 解決 | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|----------------------------|---------|-----|---|---|---|-------|---|---|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| (12)その他民間事業者等の要望に応える規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 57 | 高等学校の遠隔教育に際しての著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権の補償金に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障壁とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障壁とならないように、財政面も含めた必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。 | 著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権の補償金に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障壁とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障壁とならないように、財政面も含めた必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。 | 速やかに措置 a 改正法の施行を待たず に、速やかに検討開始、結論を得る c.改正法施行後、速やかに措置 | 文部科学省 | a 「授業目的公衆送信補償金」に関し、教育関係団体への確認やパブリックコメントの結果を踏まえた上で、「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間(平成30年11月14日文化庁著作権課)を策定した。 本格的に制度が運用される令和3年度以降の有償での補償金の額については、SARTRASから、教育機関の設置者団体への意見聴取を踏まえ可能な限り低額な額とした案の認可申請があり、文化審議会における議論を経て、「適正な額と認められる」との文化審議会による答申に基づき、令和2年12月18日に、文化庁長官によって認可された。 b 認可された補償金額をベースとして、各設置者において適切に措置が講じられるよう、地方財政措置や予算措置が講じられている。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等(授業目的公衆送信補償金制度)については、令和3年度から補償金額を有償として本格実施したところであり、その運用状況も踏まえて検討する予定。 | a 補償金規程において、当該規程の実施日から3年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされており、当該規程の適切な運用について、文化庁からSARTRASに対し、適宜、指導監督を行っている。 b 各設置者において適切に措置が講じられるよう必要な取組を引き続き行っていく。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等(授業目的公衆送信補償金制度)については、令和3年度から補償金額を有償として本格実施が開始したところであり、その運用状況も踏まえて検討。 | 検討中 | 継続F | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 70 | 行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。 | 行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。 | 平成30年度検討・結論 | 総務省 | 領収書には必要な項目が記載されていなければいとする他仕事の例もあるため、引き続き、日本行政書士会連合会の意見を聞きながら、行政書士が発行する請求書の改正を検討している。 ※行政書士法施行規則(第10条)及び日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則の改正が必要となる。 | 日本行政書士会連合会と調整し、必要な項目の精査を継続するとともに、影響等を踏まえた所要の調整を進める。 | 検討中 | 継続F | |
| (2)新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | その他重要課題 | 2 | 救援タクシー事業の明確化 a 救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会連合上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点も踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれないよう留意して行う。 | 救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会連合上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点も踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれないよう留意して行う。 | 平成30年度検討開始・平成30年度結論 平成30年度検討開始・令和元年度結論 | 国土交通省 | a 通達発出済み(「タクシー事業者が行う救援事業等について」(平成31年3月28日付け国自旅第306号))。 b 令和2年10月より、全国において貨物自動車運送事業法に基づき食料・飲料の有償運送ができるよう措置。(「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」(令和2年9月10日付け国自安第79号・国自旅第201号・国自貨第37号))令和4年9月16日には、通達を一部改正の上、1年ごとの更新期間を設けることにより、令和4年9月30日まで定めていた措置の期限を撤廃し、令和4年10月1日から施行。 また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレットを作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じた周知、厚生労働省のホームページ、広報誌、メールマガジン等による周知、また、平成29年10月以降に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導時等において、改正指針の周知を図っている。 また、年次有給休暇の付与の状況について、今年度も調査を実施し状況を把握した(委託事業による調査)。なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、平成30年度、令和2年度時点の状況を把握している。(厚生労働省「雇用均等基本調査」) | a 措置済 b 新制度の運用状況についてモニタリング・検証を実施中。 | 措置済 | 継続F | |
| 規制改革実施計画(平成29年6月9日開議決定) | | | | | | | | | | | |
| (2)転職して不利にならない仕組みづくり | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 人材分野 | 3 | 法定休暇付与の早期化 a 法定休暇付与の早期化に関する意見(平成29年1月26日規制改革推進会議)の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。 | 法定休暇付与の早期化に関する意見(平成29年1月26日規制改革推進会議)の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。 | 指針改正について、平成29年度検討・結論、結論を得次第に措置。 改正指針の施行後、2年を自速に休職付与の早期化に関する実態調査を開始。 調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論 | 厚生労働省 | 開議決定の記載を踏まえ、平成29年9月27日に「労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)」を改正し、いずれも平成29年10月1日より適用している。 また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレットを作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じた周知、厚生労働省のホームページ、広報誌、メールマガジン等による周知、また、平成29年10月以降に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導時等において、改正指針の周知を図っている。 また、年次有給休暇の付与の状況について、今年度も調査を実施し状況を把握した(委託事業による調査)。なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、平成30年度、令和2年度時点の状況を把握している。(厚生労働省「雇用均等基本調査」) | 労働時間等設定改善指針及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために事業主が講ずべき措置に関する指針については、改正内容も含め、今後、引き続き周知徹底に努めていく予定である。 また、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、すでに実施済みの調査に加え、令和2年度にも調査を実施しており、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について検討を行う。 | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|-------------------------|-------|-----|---|---|-------------|--|--|----------------------------------|--------|--------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| ①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化 | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 1 | 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進 | ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。 その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。 また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、 ・雇用者を対象とする団体抜特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、 ・今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する仕組み等を検討すること、 などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。 | 平成29年度検討・結論 | 財務省 | 平成30年度税制改正により、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る控除証明書及び残高証明書(以下「控除証明書等」という。)について、電磁的方法による提出が可能とされたことを受け、国税庁において、被用者が電磁的に交付された控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に提出するデータを作成するためのアプリケーション(以下「年調ソフト」という。)を開発し、令和2年10月に公開した。 団体抜特約保険の支払情報については、生命保険協会などで標準的なデータ形式の設定を行っており、契約先企業(雇用者)からのニーズを受け、約7割の契約については当該データ形式により発行されている。 現在紙で発行している残りの3割については、契約先企業(雇用者)が望めばすぐにでもデータ発行が可能であるが、契約先企業の給与システムが団体抜特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなどの理由により、電子発行のニーズがない。 このため、給与システムのベンダーに対し、年末調整手続の電子化に合わせ、団体抜特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行った。 また、令和3年版年調ソフトにおいて、生命保険会社から取得した団体抜特約の保険情報を基に、従業員ごとの証明書データを作成する機能を追加した。 年調ソフトとマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書など、申告に必要な情報を一括取得し、年調ソフトへの自動入力を行う仕組み(マイナポータル等連携機能)についても令和2年10月からサービス提供を開始している。 令和3年度税制改正により、年末調整関係書類の電子化に際し必要であった税務署長の承認を不要とする環境整備が行われた(所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号))。 また、令和4年度税制改正により、社会保険料及び小規模企業共済等掛金に係る控除証明書について電磁的方法による提出が可能とされたほか、住宅ローン控除について、税務署から納税者に対し年末残高の情報や控除見込額が記載した証明書を電磁的方法により交付する措置が導入された。(所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)) 令和5年度税制改正により、給与所得者の保険料控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととされた。 ① 申告者が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合のこれらの者の申告者との続柄 ② 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄 (注)上記の改正は、令和6年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用される。 | 令和5年分の年末調整に向けた年調ソフトを令和5年10月に公開予定 | 措置済 | フォロー終了 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 2 | 住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 b特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せず従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。 | a.平成29年度以降継続的に実施 b.平成29年度検討、結論を得た措置 | 総務省 | a 令和3年度税制改正において、令和6年度課税分から、特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられたことを踏まえ、電子的通知の導入をより一層推進していただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や発出文書において依頼した。 b 令和3年度税制改正において、令和6年度課税分から、個々の納税義務者(従業員)に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者(事業者)が求めた場合、市区町村は電子的に送付することが義務づけられたことを踏まえ、市区町村やベンダー等の関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行った。 | a 引き続き、地方団体に対して説明会や通知によって電子的通知の推進を依頼していく。 b 引き続き、市区町村やベンダー等の関係者に対しシステム改修等必要な対応について周知及び助言を行っている。 | 措置済 | フォロー終了 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|-------|-----|---------------------------------|--|---|-------|--|---|------------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 3 | 社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善) | <p>従来員の社会保険・労働保険に係る手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業者が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、令和2年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。</p> <p>社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にリーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用動員を行う。</p> <p>社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。</p> | <p>平成29年上期に工程表を策定</p> <p>平成29年以降継続的に措置</p> <p>平成29年度検討・結論</p> | 厚生労働省 | <p>平成29年6月30日に「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」を策定し、厚生労働省のホームページにおいて公表している。</p> <p>また、工程表に盛り込まれた事項のうち、算定基礎届等の電子的申請の義務化については、健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「徴収法施行規則」という。)、雇用保険法施行規則及び厚生労働省関係石給による健康被害の救済に関する法律施行規則(以下「石給法施行規則」という。)を改正し、令和2年4月から、大法人の事業所については、下記の手続について電子申請を義務化することとした。</p> <p>【義務化する手続】</p> <p><健康保険・厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者報酬月額算定基礎届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第25条、厚生年金保険法施行規則第18条) 被保険者標準報酬月額変更届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第26条、厚生年金保険法施行規則第19条) 被保険者賞与支払届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第27条、厚生年金保険法施行規則第19条の5) <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 概算保険料申告書(徴収法施行規則第24条) 増加概算保険料申告書(徴収法施行規則第25条) 確定保険料申告書(徴収法施行規則第33条) 一般歳出金申告書(石給法施行規則第2条の2) <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者資格取得届出(雇用保険法施行規則第6条) 雇用保険被保険者資格喪失届出(雇用保険法施行規則第7条) 雇用保険被保険者転勤届出(雇用保険法施行規則第13条) 高齢者雇用継続給付基本給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の5) 育児休業給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の30) <p>なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施している。</p> | <p>「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に基づき、社会保険・労働保険関連手続のオンライン申請の活用等の推進に向けた取組を、引き続き進めていく。</p> <p>なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施する予定。</p> <p>b.</p> <p><各保険共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、以下のような組織を挙げた利用動員を行う予定。 全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を行う。 大企業に対する直接訪問による利用動員・意見聴取を行う。 TwitterやFacebook等による周知広報を行う。 電子申請手続について、制度に関する部分も含め相談できるようコールセンターを充実させる。 電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する。 <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き事業主に対して、説明会や窓口において、電子申請に係るデモンストレーションを実施する。 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主向け説明会を実施するとともに、ハローワーク等に訪訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用しオンライン申請の申請方法、特長等の説明、デモンストレーションを行い、電子申請のPRを行う。 | 未措置 | 継続F |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|-------|-----|---|--|---|----------------|--|---|---------------------------|------------|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 3 | 社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善) | | | | <p>c. <厚生年金保険> ・日本年金機構における電子申請の業務フローの分析を行うとともに、効率的な事務処理を行うためのマニュアルを策定した。 ・令和2年3月より、電子申請事務における課題を整理したうえでシステム改修を行い、データのシステムチェックや審査・決裁事務の効率化(※)を実施した。 ※ 形式的なチェックや入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上で行い、職員が審査するプロセスを減らすことにより、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるようにする。 ・事業主等からの要望が多い健康保険被保険者証の身元交付に向けて、電子申請による資格取得届等の健康保険被保険者関係届について原則2営業日以内に全国健康保険協会へ資格情報を提供することを目指す旨を日本年金機構令和3年度計画・令和4年度計画に明記した。 ・令和4年4月において、電子申請による届出に係る平均処理日数は、資格取得届では0.7日(平成31年4月は3.3日)、被扶養者異動届では0.9日(平成31年4月は2.8日)に減少しており、迅速な処理を継続して実施している。</p> <p><健康保険> ・マイナポータルによる電子申請環境の一部義務化等、電子申請環境の利用を前提とした運用を令和2年11月から開始した。 <労働保険> 以下の方策を実施 ・訪問アドバイザーによる、電子申請の初期設定等に関する支援事業 ・行政側の電子申請に係る処理時間を短縮するため、電子申請を集中的に処理できる専門員を配置</p> <p><雇用保険> ・業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討し、業務フローの見直しやシステム改修を実施した。 ・令和2年度に新たに1労働局において雇用保険電子申請事務センターを設置(計47労働局において設置完了)</p> | c- | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 4 | 社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請)の協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。 c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。 d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。 | a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。 b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。 c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。 d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。 | a 平成29年度検討・結論 b 平成29年度措置 c 平成29年度検討・結論 d 平成29年度検討・結論 | デジタル庁 厚生労働省 | <p>a. 電子申請の推進と併せて、なお一定程度残ると考えられる紙媒体での届出について、令和2年1月より、厚生年金保険、健康保険(※1)、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続(※2)の届出様式を統一化し、事業主の届出負担の軽減を図った。 ※1 健康組合をなく ※2 新規適用届(適用事業所設置届、労働保険関係成立届)、適用事業所全喪届(適用事業所廃止届)、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届 また、統一様式については、受付窓口を統一し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括し、受け付けを開始した。</p> <p>b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議については、「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に沿って6回以上(2020年度は6回)実施し、本年度11月のe-Gov更改では、開発者ポータルとして、「e-Gov Developer」を新設し、ソフトウェアベンダーとの情報共有を促進した。</p> <p>c. <各保険共通> 事業主による届出又は事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(20種類)については、当該押印・署名を廃止する措置を講じた(～令和2年12月)。</p> <p>d. <健康保険> ・マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、令和2年11月から運用を開始した。環境が整った健康保険組合より電子申請を受け付け、事業者による電子申請に対応している。</p> | b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議について、引き続き年6回以上の頻度で実施するとともに、より広くソフトウェアベンダーから意見を募集する機会を設ける予定。また、引き続き、対応した結果について公表を行う予定。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| ②官民データ活用 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 8 | 不動産登記のデータ整備(相続登記の促進) | a 不動産登記上の所有者と実体上の所有者との乖離状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。 b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築する。 c 相続登記が長期にわたって未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続人情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改正を含めて具体的な施策を検討し、結論を得た事項につき、必要な措置を講ずる。 | a 平成29年度上期措置 b 平成29年度措置 c 平成29年度検討開始、結論を得た事項につき措置 | 法務省 | <p>a 平成29年6月に不動産登記簿における相続登記未了土地調査の結果を法務省ホームページで公開した。 b 法定相続情報証明制度を創設し、同制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しを実施している。 c 相続登記が長期にわたって未了となっている土地の解消に向けた不動産登記法の特例について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)が平成30年通常国会で成立、同年11月15日から施行され、同法の規定に基づく長期相続登記未了土地解消作業を実施している。また、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しとして、登記所が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡情報等を取得して不動産登記に反映させるための仕組みを設けること等を内容とする民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)案が令和3年通常国会で成立した。</p> | a,b 措置済 c 引き続き | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 9 | 不動産登記情報の公開の在り方 | 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。 | 平成29年度検討開始、平成30年度結論 | 法務省 | <p>登記所備付地図の電子データについて、個人情報に関する取扱いを整理の上、令和5年1月23日に、G空間情報センター(地理空間情報の活用推進を図るため、地図情報、画像情報、防災情報などの地理空間情報を容易に検索・入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体が連携する基盤としての機能を有するもの)を介して一般に無償でデータの提供を開始した。 また、不動産登記の表題部に関する情報については、ベース・レジストリを活用した行政機関間での利活用の推進を図るために、デジタル庁で実施しているデータクレンジング検討事業への情報提供を行った。</p> | 引き続き | ベース・レジストリの整備に関する検討を進める予定。 | 検討中 | 継続F |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|--------------------------|-------|-----|--------------------------|--|--|----------------|--|--|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| ④IT時代の遠隔教育 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 13 | 遠隔教育の本格的推進のための施策方針 | 遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。 | 平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置 | 文部科学省 | 平成27年度～28年度に行った、過疎地域や離島等の人口減少地域の小規模学校等における遠隔合同授業に関する実証事業の成果等を整理し、「遠隔学習導入ガイドブック」として取りまとめるとともに、平成30年度から、多様な学習や専門性の高い授業等の実現に資することが期待される、遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。 また、「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進に向けた具体的方策の議論や、遠隔教育を実施している学校へのヒアリング等を実施。その議論等を踏まえ、平成30年9月14日に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめ、広く学校関係者への周知を行うとともに、病気療養児に対する病院や自宅等における遠隔教育に関して、小・中学校段階の病気療養児について、受信側に当該教科の免許状を保有する教師がいなくても、一定の要件の下で「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるよう措置。 高等学校段階の病気療養児について、令和元年11月に通知において、同時双方向型の授業を行う場合、受信側に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととし、令和2年4月の学校教育法施行規則改正において、上限を超える単位修得等を認めることとした。高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業を実施し、成果報告会において教育委員会や教職員に対し、遠隔教育制度や取組事例の周知を行った。さらに、令和5年4月1日より、小・中学校段階及び高等学校段階において、同時双方向型のみならず、オンデマンド型も実施可能となるよう、制度改正を実施。 また、不登校児童生徒がICTを活用した学習活動を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、改訂版の制において引き続き周知を図った。さらに、学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針を示した通知において、不登校児童生徒の教育機会確保のために、ICTを活用した学習支援を行うことが重要であることを示し、取組を促した。 | 引き続き、施策方針等の周知に努めるとともに、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」を踏まえ、遠隔教育を更に推進。 さらに、「GIGAスクール構想」を推進することにより、遠隔教育の実施等のICT活用の基盤となるICT環境を令和の時代のスタンダードとして実現していく。 引き続き、政策説明の場等を通じて不登校児童生徒の出席扱いに関する制度の周知を図るとともに、ICTを活用した学習支援の取組を促進する。 | 措置済 | 継続F | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 14 | 免許外教科担任の縮小に向けた方策 | a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について案想を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。 | a 平成29年度以降継続的に実施 b 平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置 | 文部科学省 | a 「免許外教科担任の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書及び「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、免許外教科担任の更なる縮小と遠隔システムの活用などにより免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に努めるよう、平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教育人材課長通知等を各都道府県委員会に対し通知を发出。 b 平成29年12月に設置した「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」において、免許外教科担任の縮小に向けた方策について検討し、平成30年9月に報告書をとりまとめるとともに、同報告書に基づき、同年10月、「免許外教科担任の許可等に関する指針」を策定。また、都道府県教育委員会に引き続き免許外教科担任制度の適切な運用を行うよう平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教職員課長通知を发出。 | 平成30年10月に策定した「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、引き続き都道府県教育委員会と連携しながら、免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に取り組む。 | 措置済 | 継続F | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 15 | 高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決 | 平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 平成29年度検討・結論・措置 | 文部科学省 | 「同時双方向型の遠隔授業」の実施にあつての著作権制度上の課題について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめた。さらに、平成29年6月、高等学校の遠隔教育を推進するための著作権制度上の課題への対応の在り方について、著作権分科会としての考え方を取りまとめた。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）」が平成30年5月に公布され、令和2年4月28日に「教育の情報化に対応した権利制限規定等（35案等）」に係る改正事項が施行された。 | 措置済 | 継続F | | |
| ⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 26 | 水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方 | 将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 国土交通省 | No49と一体のものとして、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会及び高圧ガス保安室における委託事業（令和3年度）において、事業者案を基に検討を実施。 これらの検討を踏まえ、燃料電池自動車等の高圧ガス保安法からの適用除外を含む「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」を令和4年6月に公布。 | 令和5年12月頃の施行に向けて、燃料電池自動車等の規制の一元化の具体的な内容（①高圧法の適用除外対象となる自動車の種類と装置、②車両体系下で実施する容器検査相当の検査等）について、政令以下の検討を進める。 | 措置済 | 継続F | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 31 | 水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和 | 水素スタンドに併設する小規模な水素充てん設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を進める。 | 措置済 | 継続F | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 38 | 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し | 最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 | 令和元年度まで（リスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、リスク評価を踏まえた事業者案を基に安全性の検討を実施。示された検討の方向性を踏まえ、法技術的な検討を実施。 | 検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を進める。 | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|-------|-----|-----------------------------|--|-------------------------------------|--------------------------------|--|---|------------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 47 | 燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充電手続の簡素化 | 高圧ガス保安法に基づく特別充電許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充電手続の簡素化について検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 特別充電許可手続の簡素化に向けて、事業者の意見も踏まえつつ、引き続き、制度検討を進める。 | 措置済 | 継続F |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 49 | 燃料電池自動車に関する事務手続の合理化 | 燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 国土交通省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会及び高圧ガス保安室における委託事業(令和3年度)において、事業者案を基に検討を実施。これらの検討を踏まえ、燃料電池自動車等の高圧ガス保安法からの適用除外を含む「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」を令和4年6月に公布。 | 令和5年12月頃の施行に向けて、燃料電池自動車等の規制の一元化の具体的内容(①高圧法の適用除外対象となる自動車の種類と装置、②車両法体系下で実施する容器検査相当の検査等)について、政令以下の検討を進める。 | 措置済 | 継続F |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 54 | 会社単位での容器等製造業者登録等の取得 | 会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | No.49と一体のものとして、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会及び高圧ガス保安室における委託事業(令和3年度)において、事業者案を基に検討を実施。これらの検討を踏まえ、燃料電池自動車等の高圧ガス保安法からの適用除外を含む「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」を令和4年6月に公布。 | 令和5年12月頃の施行に向けて、燃料電池自動車等の規制の一元化の具体的内容(①高圧法の適用除外対象となる自動車の種類と装置、②車両法体系下で実施する容器検査相当の検査等)について、政令以下の検討を進める。 | 措置済 | 継続F |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 57 | 燃料電池自動車用高圧水素容器の充電可能期間の延長 | 15年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 充電可能期間を延長した場合に容器の安全性が確保される方策について、事業者の案を基に、HFCV-gtrのphase2における議論の動向を踏まえつつ、引き続き、国内基準への取り込みに向けて検討を進める。 | 措置済 | 継続F |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 60 | 燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給 | 燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充電可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態の劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。 | 必要なデータ等が示された場合には、検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 事業者から提示される未使用期間における管理方法や管理方法による劣化速度の変異に関するデータ等を基に、HFCV-gtrのphase2における議論の動向も踏まえつつ、引き続き、国内基準への取り込みに向けて検討を進める。 | 措置済 | 継続F |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 61 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討 | 「⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。 | 平成29年度に公開の場での検討を開始 | 総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 | 安全確保を前提に水素・燃料電池自動車関連規制のあるべき姿を幅広く議論し、科学的知見に基づく規制見直しを進めるべく、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の検討の場である「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」を平成29年8月から開催し、検討を実施中。 | 措置済 | 継続F | |
| ⑧その他 | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 62 | LNGローリー車への充電容量上限の引上げ | 業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充電容量上限の引上げを検討する。 | 業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始 | 経済産業省 | 業界団体等が安全性に関する技術的な検証を行っているところ。 | 検討会における議論を踏まえて結論が得られた部分に関しては、法技術的な検討を進める。なお、引き続き、技術的検証が必要な部分については、業界団体等の安全性に関する検証に基づいた案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | |
|---|---------|-----|---|--|-------------------------------------|---|---|--|--------|-----|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 63 | 遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進 | 業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替と、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。 | 業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始 | 経済産業省 | 業界団体等が安全性に関する技術的検証を行っているところ。 | 引き続き、業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 78 | 特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求 | 特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすることについて検討し、結論を得る。 | 平成30年度検討・結論 | 法務省 | 戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討中。 | 戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討中。 | 検討中 | 継続F |
| 規制改革実施計画(平成28年6月2日開議決定分) | | | | | | | | | | |
| ②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組 | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 農業分野 | 6 | 公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施 | 公正取引委員会等は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。 | 平成28年度以降措置 | 公正取引委員会 農林水産省 | a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商系業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で開催された農業分野における独占禁止法等に関する説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口へ寄せられた情報の件数は、その設置から令和5年3月31日までに、235件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合及び大分県農業協同組合に対して審査を行ったところ、それぞれ平成29年3月29日及び平成30年2月23日に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。また、同タスクフォースにおいて、あきた北農業協同組合及び株式会社本家北内地鶏に対して審査を行ったところ、令和元年7月3日に警告を行った。 また、平成28年度以降、農業分野において、28件の注意を行った。 | 今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。 | 措置済 | 継続F |
| ③エネルギー・環境関連の規制の見直し | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 投資促進等分野 | 19 | 風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元と配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。 | 平成28年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置 | 環境省 経済産業省 | 環境影響評価法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きき、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業については、5万kW以上、第二種事業については、3,75万kW以上の万kW未満へと変更した(令和5年10月施行)。また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに加え、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当てされる必要があることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けた(令和4年9月30日まで)。加えて、立地に応じた地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討し、令和4年度までに結論を得るため、「令和3年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を令和3年6月に立ち上げ、現行制度の課題を整理した上で、令和5年3月に新制度の大きな枠組について取りまとめた。 風力発電における参考項目の絞り込みについて、産業構造審議会電力安全小委員会等において検討した結果、環境に影響を与えるおそれが少ない項目(供用中の超低周波音、工事中の大気質・騒音・振動)を参考項目から削除することが了承され、令和2年8月に、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」について所要の改正を行った。 | 風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」及び「参考項目の絞り込み」については実施済み。立地に応じた地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について令和4年度に取りまとめた。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| ④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 投資促進等分野 | 30 | 商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し | 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の効率的な確保に必要な項目に絞る観点から検討する。 | 次期法改正までに検討・結論 | 農林水産省 経済産業省 | 現在、内容の検討を行っているところ。なお、登録実施機関である日本商品先物取引協会において、登録申請書の添付書類の柔軟化など登録手続の簡素化に取り組んでいる。 | 次期法改正までに検討・結論を得る。 | 検討中 | 継続F |
| 規制改革実施計画(平成27年6月30日開議決定分) | | | | | | | | | | |
| ③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 投資促進等分野 | 21 | 理美容の在り方に関する規制の見直し(理容所、美容所の重複開設の容認) | ①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を再検証しつつ、見直しについて検討を行う。 | ①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始 | 厚生労働省 | ①「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日厚生労働省令第1209号)及び「理容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日厚生労働省令第1209号)及び「理容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日厚生労働省令第1209号)によって、「理容師法の運用に関する件」(昭和23年12月8日厚生労働省令第382号)を改正し、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした(平成28年4月1日施行)。 | ②理容所・美容所の重複開設の施設数、衛生状況、利用者ニーズ等の調査を令和5年度に行い、制度改正の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。 | 検討中 | 継続F |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 | 今後の予定 | 規制改革推進会議評価 | |
|---------------------------|---------|-----|---|--|--------------|---|---|---|------------|------|
| | | | | | | | (令和5年3月31日時点) | (令和5年3月31日時点) | 措置状況 | 評価区分 |
| ⑤「地方版規制改革会議」の設置 | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 地域活性化分野 | 38 | 「地方版規制改革会議」の設置 | 規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。 | | 内閣府(規制改革推進室総括班) | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革推進室長名で発信。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を問うアンケートを実施。 同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を出発。 平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。 平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・開議決定の関係部分の抜粋、要請文書等を掲載。 平成28年1月14日、まち・ひとしとこ創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務局に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。 平成28年6月28日、規制改革会議ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を確認の上、更新)。 「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 各地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置や取組状況について確認及び更新を行い、規制改革推進会議ホームページに掲載している。 | <ul style="list-style-type: none"> 「地方版規制改革会議」設置について検討の意向を示している地方自治体に対し、引き続き、検討状況の確認を行ういつ、働きかけを進める。 「地方版規制改革会議」が設置された地方自治体に対し、求めに応じて必要な支援を行う。 規制改革推進会議ホームページに掲載している、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組について、引き続き、取組状況の確認及び更新を行い、全国に発信することにより、取組の拡大を図る。 | 継続F | |
| 規制改革実施計画(平成28年6月24日開議決定分) | | | | | | | | | | |
| ④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 医療・健康分野 | 42 | プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。 | ①平成26年度措置 ②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置 ③平成26年度検討開始、平成27年度結論 | 厚生労働省 | <ul style="list-style-type: none"> ①平成26年度以降継続して総合診療専門医を含む新専門医制度について、研修体制や専門医資格等にかかると認定、更新基準の整備を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施した。令和3年度予算においては、 ・日本専門医機構における総合診療専門医のプログラム責任者養成等のための経費、 ・総合診療研修を実施する基幹病院等におけるへき地・離島等での総合診療研修を推進する経費 <p>を令和2年度に引き続き支援した。</p> <p>②総合診療専門医を含む専門医の広告に関しては、令和3年7月の第18回「医療情報提供内容等」のあり方に関する検討会において、日本専門医機構が認定する基本領域の専門医について広告可能とすることが了承された。同検討会の了解を踏まえ、令和3年度厚生労働省告示347号により、同年10月1日から総合診療専門医を含む日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の広告を可能とする制度改正を行った。</p> <p>③地域医療介護総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療等に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施した。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①総合診療専門医については、地域におけるニーズに的確に対応できる「地域を診る医師」としての役割が期待されており、厚生労働省としても、令和4年度の予算で、 ・総合診療研修のプログラム責任者養成等の経費、 ・へき地・離島等における総合診療研修を支援する経費 <p>を令和3年度に引き続き計上している。</p> <p>さらに、令和4年度予算において、骨太の方針(2019)を踏まえ、大学医学部において、「地域を診る医師」としての役割を担う総合診療医を養成・確保するための拠点(総合診療医センター)を整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を支援する事業を令和3年度に引き続き計上している。</p> <p>②措置済みのため、特になし。</p> <p>③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。</p> | 検討中 | 継続F | |
| ②ITによる経営効率化 | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 創業・IT分野 | 39 | 金融機関に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。 | 金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置 | 警察庁 | <p>「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日開議決定)等に基づき設置された「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(内閣官房、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、同検討会が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性」とりまとめ(令和元年11月)を踏まえ、預貯金等の取引状況の照会・回答事務のデジタル化(オンライン化)に向けて、検討を行うとともに、同検討会の下に設置された「課題検討ワーキング・グループ」において具体的なデータ項目や本人確認の粒度、預貯金等照会・回答のデジタル化に関する今後の進め方等について、関係省庁や金融機関等の抱える課題・問題点等の抽出を行った。</p> | デジタル庁が行った預貯金等照会・回答のデジタル化に係るアンケートの実施結果から得られた課題・問題点を踏まえ、サービス事業者や金融機関等との検討を重ねる。 | 検討中 | 継続F | |
| ⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革 | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 創業・IT分野 | 63 | 金融機関に関する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化) | 平成27年度措置 | 警察庁 | <p>「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日開議決定)等に基づき設置された「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(内閣官房、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、同検討会が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性」とりまとめ(令和元年11月)を踏まえ、預貯金等の取引状況の照会・回答事務のデジタル化(オンライン化)に向けて、検討を行うとともに、同検討会の下に設置された「課題検討ワーキング・グループ」において具体的なデータ項目や本人確認の粒度、預貯金等照会・回答のデジタル化に関する今後の進め方等について、関係省庁や金融機関等の抱える課題・問題点等の抽出を行った。</p> | デジタル庁が行った預貯金等照会・回答のデジタル化に係るアンケートの実施結果から得られた課題・問題点を踏まえ、サービス事業者や金融機関等との検討を重ねる。 | 検討中 | 継続F | |
| ④農業協同組合の見直し | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 16 | 単協の活性化(健全化)の推進 | 平成28年度 | 農林水産省 金融庁 | <ul style="list-style-type: none"> ・単協は、その事業を行うに当たっては、農業者所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・単協は、事業の効率化を図るため、JAバンクに規定されている方式(農林中金連合会)の活用や事業利用分益配分等に努めて、経営の健全化を図るべきものとする ・単協は、農協の信用事業を推進し、農協が信用事業の成長を醸成した上で、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農協連合会等の業務の代理を行うことができるものとする ・等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 <p>・令和元年9月、農協改革中推進期間における自己改革の実施状況を公表</p> <p>・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施し、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施(平成28年9月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表)</p> <p>・平成30年2月から令和2年11月にかけて、各都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組)</p> <p>・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表)</p> <p>・農業関連事業者が黒字である農協に対する調査を実施し、その結果を公表(令和2年6月)</p> <p>等により自己改革を促している。</p> | ・今後とも、農業者の所得向上に向けた自己改革の取組を促進する。 | 措置済 | 継続F | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和5年3月31日時点) | 今後の予定 (令和5年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|---------------------------|------------|-----|---|--|--|-----------------------|--|--|------|------------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 18 | 組織形態の弾力化 | 単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようになるための必要な法律上の措置を講じる。なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。 | 平成26年度検討・結論 法律上の措置が必要なのは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始 | 農林水産省 金融庁 | 農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にする等と内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・15専門農協と1専門連が株式会社へ組織変更済み。 ・9専門農協と1専門連が一般社団法人へ組織変更済み。 農林中金・信連・全共連の株式会社化については、「農協改革の法制度の骨格」(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。 | 措置済 | 措置済 | 継続F | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 19 | 組合員の在り方 | 農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。 | 平成26年度検討開始 | 農林水産省 | ・改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・准組合員の事業利用について、改正法の施行日(平成28年4月1日)から5年間利用実態調査を実施。初年度(平成28年度)は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年1月より、マニュアルに基づき調査を開始し、調査結果をこれまで23回公表(1回目:令和元年9月、2回目:令和2年9月、3回目:令和3年9月)。この調査も踏まえ、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経産第6374号)を改正し(令和4年1月施行)、農協における自己改革実践サイクルの一環として、農協ごとに准組合員の意思を経営に反映させる方策及び事業利用に関する方針を策定する仕組みを構築した。 | 措置済 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 20 | 他団体とのイコールフットイング | 農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。 | 平成26年度検討・結論 | 農林水産省 | 「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書、平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。 また、平成27年5月1日付で「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。 | 措置済 | 措置済 | 継続F | |
| 規制改革実施計画(平成25年6月14日開議決定分) | | | | | | | | | | | |
| ②次世代自動車の世界最速普及 | | | | | | | | | | | |
| 平成25年6月14日 | エネルギー・環境分野 | 57 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。 | HFCV-gtのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置 | 経済産業省 | 経済産業省 | HFCV-gtのphase2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。 | HFCV-gtのphase2の議論の動向も踏まえ、各国間での合意により採択され次第、国内基準への取り込みに向けて検討を進める。 | 検討中 | 継続F | |
| ①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出 | | | | | | | | | | | |
| 平成25年6月14日 | 創業等分野 | 9 | 総合取引所の実現に向けた取組の促進 | 昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。 | 平成25年度検討・結論 | 金融庁 農林水産省 経済産業省 | ・令和2年7月27日、東京商品取引所(TOCOM)から大阪取引所へ貴金属(金、銀、白金、パラジウム)、ゴム、農産品(トウモロコシ、大豆、小豆)に係る先物取引が移管され、大阪取引所は総合取引所となった。また、同日、清算機関についても、日本証券クリアリング機構(JSCC)と日本商品清算機構(JCCH)が統合され、清算機関の一元化も達成された。 ・大阪取引所は、世界の原油価格の代表的な指標であるWTI先物価格との連動性が高い指数であるCME原油等指数を原資産とする先物取引(CME原油等指数先物)を令和3年9月21日に上場した。 ・また、大阪取引所は、税引取引(令和4年9月23日開始)や銀先物及びパラジウム先物の取引単位の変更(令和5年6月28日実施予定)など、投資者利便向上のための取組みを引き続き進めている。 | 総合取引所で取り扱う商品について、引き続き投資家利便の向上や流動性の向上、取引の安定性確保など、国際競争力の強化に向けた取組みを後押ししていく。 | 措置済 | フォロー終了 | |